

平成 2 5 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 5 年 6 月 1 1 日開会

平成 2 5 年 6 月 2 7 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 5 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 1 1 日

平成25年第2回北杜市議会定例会（1日目）

平成25年6月11日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 平成24年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第4 報告第3号 平成24年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第5 報告第4号 平成24年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
- 日程第6 報告第5号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第7 報告第6号 平成24年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第8 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第9 承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第10 承認第4号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第11 承認第5号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第12 承認第6号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第13 承認第7号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第14 承認第8号 給水停止禁止仮処分申立事件における和解の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第15 議案第59号 北杜市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第16 議案第60号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第61号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第62号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第63号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20 議案第64号 工事請負契約の締結について（大泉総合会館改修工事）
- 日程第21 議案第65号 白州台ヶ原地区の旧河川敷の払い下げについて
- 日程第22 議案第66号 農業基盤整備促進事業北杜2期地区中込工区土地改良事業計画について
- 日程第23 同意第1号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第24 同意第2号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第25 同意第3号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第28 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第29 発議第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期着手と周辺道路整備を求める意見書の提出について
- 日程第30 請願第3号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願

2.出席議員（22人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
5番 輿水良照	6番 加藤紀雄
7番 原 堅志	8番 岡野 淳
9番 中山宏樹	10番 相吉正一
11番 清水 進	12番 野中真理子
13番 篠原眞清	14番 坂本 静
15番 中嶋 新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

10番 相吉正一
12番 野中真理子

11番 清水 進

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(28人)

市	長	白倉政司	副	市	長	堀内 誠									
総務部	長	伊藤精二	企	画	部	長	坂本正輝								
市民部	長	伊藤勝美	福	祉	部	長	山田栄明								
生活環境部	長	由井秀樹	産	業	観	光	部	長	浅川一彦						
建設部	長	伏見常雄	教	育	部	長	藤森顕治								
教育	次	長	大芝正和	会	計	管	理	者	平井 光						
監査委員	事	務	局	長	小尾善彦	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中山健教
明野	総	合	支	所	長	五味 正	須	玉	総	合	支	所	長	横森弘一	
高根	総	合	支	所	長	梶村宗弘	長	坂	総	合	支	所	長	田中幸男	
大泉	総	合	支	所	長	斉藤正一	小	淵	沢	総	合	支	所	長	長坂隆弘
白州	総	合	支	所	長	進藤 勝	武	川	総	合	支	所	長	神宮司浩	
政策	秘	書	課	長	高橋一成	総	務	課	長	赤羽 久					
企	画	課	長	篠原直樹	財	政	課	長	斉藤 毅						
環	境	課	長	野本信仁	上	水	道	課	長	小松武彦					

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 坂本吉彦
議会書記 山内一寿
" 田中 伸

開会 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

平成25年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

市内の水田ではほぼ田植えも終わり、緑が鮮やかな田園風景となってまいりました。このような中、TPP交渉参加により農業分野への影響が懸念されておりますが、懸念が現実のものとならないよう適切な対応を願うものであります。

また、安倍政権のアベノミクスによる金融政策により、景気回復の期待が高まっているところでありますが、株価の乱高下がみられるなどマーケットは不安定な状況であります。今月14日には第3の矢であります成長戦略をとりまとめるとしておりますが、地に足がついた長期成長を期待するところであります。

今年は3番目に早い梅雨入りとのことでありますが、雨量が少なく水不足が心配されるところであります。これから暑い日が続きますが、議員各位におかれましては健康には十分ご留意の上、本定例会に提案されました諸議案について慎重、公正なご審議をいたくとともに円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成25年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案について、市長から通知がありました。提出議案は報告6件、承認6件、同意3件、諮問3件、議案8件であります。

次に今定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に監査委員から平成25年2月から4月までの実施分の定期監査、例月現金出納検査および工事監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、4月16日に第249回山梨県市議会議長会定期総会が甲斐市で開催され、私と副議長が出席いたしました。その席上、秋山俊和議員と内田俊彦議員が正副議長在職4年以上の特別表彰を、秋山俊和議員、中村隆一議員、清水壽昌氏が議員在職10年以上の一般表彰を、本会副会長歴任の感謝状を秋山俊和議員が、市議会正副議長歴任の感謝状を秋山俊和議員と内田俊彦議員がそれぞれ受賞いたしました。

また4月25日に関東市議会議長会、第79回定期総会・新支部長会議が甲府市で、5月9日に山梨県南アルプス世界自然遺産登録推進協議会総会が韮崎市で、5月13日にリニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会総会が昭和町で、5月17日に山梨県選挙管理委員会連合会第64回通常総会が甲府市で、5月18日に平成25年度南アルプス世界自然遺産推進協議会総会が北杜市で、5月22日に第89回全国市議会議長会定期総会が東京都で、5月23日に自治功労者表彰式が甲府市で、5月24日に県下戦没者慰霊祭が甲府市でそれぞれ開催され、私が出席いたしました。

なお、5月22日の全国市議会議長会定期総会におきまして秋山俊和議員、内田俊彦議員が正副議長4年以上の表彰を、清水進議員、秋山九一氏が議員在職10年以上の表彰を受賞いた

しました。

次に5月13日から22日までの10日間、第24回米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業が行われ、議会代表の中嶋新議員が訪問団の団長として参加いたしました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 小尾直知議員、報告をお願いいたします。

小尾直知議員。

○18番議員（小尾直知君）

平成25年第1回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

峡北広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

平成25年第1回定例会が3月28日に開催され、齊藤功文議員、輿水良照議員、加藤紀雄議員、相吉正一議員、清水進議員、野中真理子議員、篠原眞清議員、千野秀一議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

提出された議案等は条例案件4件、補正予算案件4件、当初予算案件4件、人事案件1件の13件であります。

議案の概要について、説明いたします。

まず条例関係であります。議案第1号 峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例については構成市の状況に鑑み、所要の改正を行うものであります。

議案第2号 峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、伝染病予防法の廃止及び感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律の施行に伴う所要の改正であります。

議案第3号 峡北広域行政事務組合個人情報保護条例の制定については、個人に関する情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利・利益の保護を図るとともに組合行政の適正な運営をするため条例を制定するものであります。

議案第4号 峡北広域行政事務組合情報公開個人情報保護審査会条例の制定については、峡北広域行政事務組合個人情報保護条例の制定に伴い、峡北広域行政事務組合情報公開個人情報保護審査会を新設するため、条例を制定するものであります。

次に補正予算であります。

議案第5号 平成24年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号) 歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ30万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,168万6千円とするものであります。

議案第6号 平成24年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算(第3号) 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億8,133万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,495万7千円とするものであります。

議案第7号 平成24年度峡北広域行政事務組合ゴミ処理特別会計補正予算(第2号) 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,640万円とするものであります。

議案第8号 平成24年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算(第2号) 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,534万1千円とするものであります。

次に、平成25年度における各会計の当初予算であります。

一般会計予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,180万円とするものであり前年度に比較して714万6千円の減となります。主な歳出は議員報酬、職員人件費であります。

常備消防特別会計予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億543万1千円とするものであり、前年度に比較して1億1,595万円の減となります。主な歳出は消防職員人件費のほか消防緊急通信指令施設保守点検業務委託料801万2千円、消防緊急通信指令施設部分更新賃貸料1,140万3千円、緊急車載用救急車積載用AED除細動器233万5千円であります。

ゴミ処理特別会計予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,747万3千円とするものであり、前年度に比較して1億1,482万3千円の増となります。主な歳出はゴミ処理施設運転管理業務委託料1億9,294万7千円、定期点検委託料3億2,235万円、ホイールローダー購入598万5千円、薬品等施設運営費であります。

なお、今年度より建設課を新設した予算になっております。

し尿処理特別会計予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,398万8千円とするものであり、前年度に比較して466万9千円の減であります。主な歳出は堆肥汚泥運搬処理処分業務委託料2,307万2千円、薬品等施設運営費であります。

以上12議案、いずれも原案のとおり可決されました。

次に人事案件であります。峡北広域行政事務組合監査委員の選任についてであります。

峡北広域行政事務組合監査委員の平井徳彌氏の任期が平成25年3月31日で満了となることに伴い後任の監査委員を選任するものであり、新たに北杜市白州町の中山禎夫氏が選任されました。

これで、峡北広域行政事務組合議会の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

大変、ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

10番議員 相吉正一君

11番議員 清水 進君

12番議員 野中真理子君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの17日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月27日までの17日間とすることに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第3 報告第2号 平成24年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第28 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの26件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

平成25年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年は平年より10日も早く梅雨入りとなりましたが空梅雨を思わせる天候が続いており、水不足による農作物への影響が気になります。しかし、ふるさと北杜の山々に目を向けてみると緑も一層深まり、見ごろを迎えている八ヶ岳南麓のツツジや瑞牆山のシャクナゲなど数々の山野草も楽しめる素晴らしい季節にもなりました。

このような季節の中、市内で5つの主催事業のほか3つの記念事業を展開している国民文化祭には市内外から多くの皆さまにご参加をいただき、「杜じゅう、文化の輝き」香り高い北杜の文化に触れていただいております。

期間中10回の開催を予定しています北杜24景フットパスでは、定員をオーバーする参加希望があり、特に5月12日に開催しました第8回北の杜ふるさとウォーキング・イン白州は昨年の2倍となる1,100名が参加しました。

5月25日・26日に開催した囲碁サミット2013イン北杜には、東北大学の川島教授による講演とサミットに加盟している全国11自治体や日本棋院によりますパネルディスカッションや2日目の囲碁まつりにそれぞれ300名近い参加者を迎え対局し、盛大に実施することができました。

5月29日には小淵沢小学校5年生により田植えが行われ、稲絵アートフェスティバルがスタートしました。今回のデザインは東京芸術大学の宮田学長による「未来への大きな飛躍」という願いを込めたイルカのデザインで実施しております。

また6月1日・2日には山梨県警察本部の協力のもと、関東近県の10警察音楽隊による警察音楽隊ドリルと演奏の祭典が開催され、延べ2千名の市民の皆さまに演奏を楽しんでいただきました。

今後も8月5日・6日のジュニアコーラスの祭典インほくと、9月7日の金田一春彦ことばの学校と主催事業が続きますが、多くの市民の皆さまの参加やご協力をいただく中で全国に北杜市の文化の厚みをアピールしてまいります。

さて、先月発表された日銀甲府支店の県金融経済概観では、県内景気は下げ止まりつつある

との総括判断がなされ、昨年5月以来1年ぶりに上方修正されました。同支店の見通しでは、夏ごろには景気回復が実感できると示されましたが、依然として市内の雇用・所得などは厳しい状況にあります。

政府においては、安倍首相の経済政策であるアベノミクスの3本の矢のうち、すでに大胆な金融政策、機動的な財政政策は打ち出され、今月14日には第3の矢に当たる民間投資を喚起する成長戦略と合わせ、中期的な経済財政運営の方向性を示す骨太方針も閣議決定する予定とされています。

これら経済対策の骨格も徐々に見え出しておりますが、国民一人ひとりが豊かさを実感できるような施策であるよう期待するところであります。

本市といたしましても国の経済対策、財政対策の動向に注視するとともに引き続き税収の確保、市債の発行抑制、経常経費や公共事業費の削減等の行財政改革を進め、後世に負を残さない、将来に責任を持てる舵取りを基本に一層の財政健全化に取り組んでまいります。

今後も議員各位はもとより、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

ところで3月に埼玉県で開催されました第2回関東ヴォーカル・アンサンブルコンテストにおいて明野少年少女合唱団が金賞を受賞し、4月には神奈川県で開催されました第5回国際シニア合唱祭ゴールデンウェーブ・イン横浜において、本市の混声合唱団コール・セラヴィが開催名誉会長の日野原重明先生の日野原賞を受賞しました。

それぞれ北杜市の文化を全国にアピールしていただきました。素晴らしい活躍に喜んだところであります。

また今月1日には第44回交通安全子ども自転車山梨県大会が開催され、高根東小学校自転車クラブが団体の部において17年連続優勝という素晴らしい成績を収めました。日ごろのたゆまぬ練習の成果と仲間との絆であげた快挙であると思います。全国大会におけるさらなる健闘に期待しております。

さて、去る4月18日に須玉町のNPO法人甲斐のめぐみに東日本大震災において避難所への支援物資の輸送、炊き出し、ボランティアバスの継続的な運行など救援活動に尽力された功績が評価され、厚生労働大臣から感謝状が授与されました。この救援活動においては、市からの支援物資の輸送、医師や保健師などの移送にもご協力をいただいております。市といたしましても感謝するとともに甲斐のめぐみの活動に心から敬意を表したいと思っております。

本年に入り、市内において4企業がメガソーラーを整備し運転を開始しております。その出力は北杜サイトと合わせますと7,260キロワットとなります。

今後も本市の恵まれた自然エネルギーを活用し、官民一体となってクリーンエネルギーへの転換、低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、南アルプス世界自然遺産登録についてであります。

甲斐駒ヶ岳をはじめ雄大な南アルプスの山々を大切に保護し、後世に残していくとともにその価値を高め、人類共有の遺産にするべく山梨、長野、静岡の10市町村がさまざまな活動を展開しております。

去る5月18日には甲斐駒センターせせらぎにおいて、南アルプス世界自然遺産推進協議会総会が開催されました。総会では現在、関係市町村が連携して進めているジオパーク登録、ユネスコエコパーク登録の状況について報告がされ、今後の取り組みが確認されました。これら

の取り組みが、南アルプスの世界自然遺産登録に向けて弾みになればと期待するところであり
ます。

次に、地方公共団体における給与減額支給措置についてであります。

国は国家公務員の給与について平成25年度、平均7.8%減額することとし、地方公務員
の給与についても、速やかに国に準じて同様な措置を講ずるよう要請しました。

しかしながら、各地方自治体ではこれまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行政改
革を進めてきたところであり、また地方公務員の給与額の決定に国が干渉することは地方分権
の根幹に関わる問題で、地方自治体の自主性を阻害するものと地方6団体等から抵抗が出てお
ります。

本市といたしましては、このような状況の中で現在、他の自治体の動向等を注視するととも
に職員組合とも協議しながら検討を行っているところであります。

今定例会において、北杜市職員の給与の臨時特例に関する条例案等を追加提案させていただ
くこともあろうかと思いますが、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国際交流についてであります。

北杜市と韓国抱川市とは平成15年に姉妹提携をして以来、活発に文化交流・青少年交流な
どを重ねております。

今年度は公務員相互派遣に関する合意書に基づき、第2期派遣とし職員を派遣しております。
また抱川市からは第5期派遣として、6月末から1年間の予定で北杜市に職員が着任するこ
ととなっております。

職員派遣を通じて積極的に情報交換を行い、両市の交流がさらに活性化されることに期待し
たいと思います。

一方、5月13日から5月22日までの10日間にわたり、親善訪問団14名が姉妹地域で
ありますアメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡、ベリア市、リッチモンド市を訪れ、庁
舎や大学・教会などを視察しながら親善を深めてまいりました。ケンタッキーの人々から心の
こもったおもてなしを受け、絆をさらに強めた訪問になったと聞いております。

次に、地域防災計画についてであります。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災や国の防災基本計画、県の地域防災計画の改定を受
け、本市においてもなお一層しっかりと災害に備え、また大規模災害の発生に対して幅広い連
携に向けた取り組みを推進するため、北杜市地域防災計画の改定を行いました。さらに日ごろ
から市民が災害に備えるためには、災害に対する心構えを周知しておくことが重要であるこ
とから計画を簡略にまとめ、分かりやすい内容としたダイジェスト版を各家庭に配布してご活用
いただく予定であります。

次に、指定管理者制度についてであります。

今年度末に指定管理期間が終了する施設のうち公募する施設につきましては現在、市ホーム
ページや広報ほくとにより募集を行っているところであります。

今後、募集・選定作業を進め11月上旬には指定管理者候補を決定し、12月議会において
指定管理者の指定についての議案を提案する予定であります。

次に、長坂地区の統合に伴う小学校の利活用についてであります。

旧日野春小学校につきましては跡地にかかる課題の整理が終わり、地域の要望を踏まえて現
在、公募・選定作業を進めております。選定結果につきましては今議会中に報告を行い、貸付

についての議案を追加提出する予定であります。

なお、旧小泉小学校につきましては引き続き課題等の整理を行い、整理後に速やかに公募する予定であります。

次に、小規模多機能型居宅介護事業所についてであります。

この事業所は、介護を必要とする高齢者が地域で暮らし続けることができるように在宅での生活を支援するものであり、すでに塩川地区に1カ所、八ヶ岳南麓地区に1カ所を指定し順調な事業展開がなされております。

本年3月には民間の運営により、釜無川地区を拠点とする事業所を新たに選定したところであり、年度内の開設を予定していると聞いております。

今後それぞれの地域においての地域福祉、在宅サービスの向上に期待するものであります。

次に、少子化対策への取り組みについてであります。

昨年度の本市における出生数は過去最少となる238人であり、非常に深刻な状況にあります。現在、少子化対策の拡充を図るため、不妊症で悩む夫婦に対して治療費の一部を助成する北杜市こうのとりの支援事業を実施しております。

今後、第3子以降においても助成が受けられるよう要綱を改正し、一層の対策を図ってまいります。

また、県では5月に本県の少子化に歯止めをかけるため、庁内に少子化対策プロジェクトチームを立ち上げました。立ち上げに際し、積極的に少子化対策に取り組んでいる市町村として北杜市からオブザーバーの出席依頼があり、2名の職員が出席することとなりました。

少子化対策は重要な課題であり、今後プロジェクトチームで出される意見等を注視し、施策に生かしていきたいと考えております。

次に、成人の風疹予防接種費用助成事業についてであります。

今年に入り、都会を中心に風疹が流行しております。これは、昨年の感染者数と比較すると著しく上回っている状況にあり、今後は観光シーズンを迎えることに伴い、全国的に感染の拡大が予測されます。風疹は、妊娠初期の女性が感染すると赤ちゃんに心臓疾患や難聴といった先天性風疹症候群を発症する恐れがあります。このことから、風疹の発生および蔓延を防止するため、24歳から49歳までの男女を対象に緊急対策として予防接種費用の一部を助成することといたしました。対象者の積極的な接種をお願いしたいと思います。

次に、生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策についてであります。

政府は、生活保護法の改正案と生活困窮者自立支援法案を閣議決定しました。生活保護法の改正案の内容は就労自立給付金制度の創設、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化に向けた後発医薬品の使用促進等であります。また、併せて制定される生活困窮者自立支援法案では経済的に困窮している人向けの相談窓口の設置や就労促進のための支援等を求めています。市ではすでにほくとハッピーワークを開設するなど先進的な事業も行ってありますが、法案の成立後も市の実情に即した支援策を検討してまいります。

次に、重度心身障害者医療費助成についてであります。

現在、重度心身障害者に対しては、県の単独事業として平成20年度から医療機関での窓口無料化を実施しております。しかし、窓口での無料化を行うと国民健康保険にかかる国庫負担金等が減額されることから、県・市町村においては大きな財政負担となっております。

今後、医療費無料制度自体の継続が危ぶまれることから県では昨年度、医療費の窓口無料方

式を自動還付方式に変更する、当該減額措置を解消する考えを示しました。これを受け、本市においても平成26年11月から自動還付方式を導入することいたしました。

自動還付方式の導入に当たり、山梨県国民健康保険団体連合会のシステム構築が必要となるため、今議会に予算補正と条例の一部改正をお願いしているところであります。

重度心身障害者にとって医療費の無料制度は重要度の高い施策であるため、制度の見直しについて十分に周知するとともに、安定した事業として継続していきたいと考えています。

次に、子ども・子育て会議の設置についてであります。

市では次世代育成支援行動計画に基づき家庭や地域、学校、企業、行政など地域社会全体において、子育てに魅力的な子育てしやすいまちの実現に向けて現在さまざまな施策を展開しております。

このような中、昨年8月に子ども・子育て支援法が制定され、本市においては平成26年度までを計画期間としている次世代育成支援行動計画に替わり、平成27年度からは子ども・子育て支援事業計画を策定することいたしました。

この計画の策定に当たり、子ども支援に関する施策を地域の実情に合わせて総合的に審議を行うため、子ども・子育て会議を設置し、地域の子どもや子育て家庭の実情を十分に踏まえた計画としてまいりたいと考えております。

次に、いずみ保育園駐車場整備および周辺道路の整備についてであります。

いずみ保育園は、周辺道路が狭く駐車スペースも少ない状況にあります。今年度、保育園東側に駐車場を整備するとともに周辺道路への歩道の設置や交差点改良などの道路整備を行い、園児や保護者の安全確保に努めてまいります。

次に、山梨県環境整備センターについてであります。

環境整備センターにおける漏水検知システム異常検知については、県環境整備事業団において原因究明調査計画書に基づき、現在、調査委員会による損傷原因ならびに滞水の成分検査などの調査を行っているところであります。

市および安全管理委員会においても各工程の段階において立会いを行い、進捗状況を見守っている状況であります。

市といたしましても、地域住民の安全性確保のために原因究明がなされるよう求めてまいります。

次に、水道料金の給水停止禁止仮処分申し立て事件についてであります。

この事件は水道料金の改定を不服とし、料金の不払いを続けている大泉町の住民に対して市が給水停止の執行を予告する通知を送付したところ、関係する住民が本年2月28日に給水停止を仮に禁止することを求める仮処分を、甲府地方裁判所に申し立てた事件であります。

裁判所における審尋においては和解を前提とした調整が進められ、6月5日の第4回審尋において双方が和解に合意したところであり、この和解について和解締結日の関係から専決処分を行ったので今議会において議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

次に、耕作放棄地解消事業にかかる企業参入についてであります。

去る4月25日、県庁において北杜市、山梨県、参入企業の3者により明野町小笠原地区に耕作放棄地解消事業を活用し、再生した圃場における農場開設の協定を締結いたしました。参入する企業は14ヘクタールの圃場において、年間を通して路地野菜の栽培を始めております。参入に伴い遊休農地対策、地元雇用や資材調達等、地域経済への貢献が期待されるところで

あります。

今後も県関係機関および市農業振興公社との連携により耕作放棄地への企業参入を進め、農地の復旧、荒廃防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光の推進についてであります。

平成22年度から山梨県、長野県、長野県富士見町、原村と広域連携し、八ヶ岳観光圏整備推進協議会を立ち上げ、滞在交流型観光を目指す八ヶ岳観光圏整備実施計画の認定を受け、広域的な観光振興を推進してきたところであります。

観光庁では本年度からさらに「住んでよし、訪れてよし」の実現に向けた取り組みの基盤強化と国内外の観光客獲得のためのブランドの確立を促進し、日本の顔となる観光地域を創出するべく新たな観光圏の認定を行いました。

この新しい観光圏の認定は全国で6地域であり、その1つとして八ヶ岳観光圏が4月1日に認定されたところであります。また、国の支援事業である観光地域ブランド確立支援事業においても、全国で5地域の補助事業に採択されたことは、本市の観光の発展に寄与するものと期待を寄せているところであります。

次に中部横断自動車道長坂・八千穂間についてであります。

去る5月26日に、山梨県高速道路整備促進期成同盟会が主催する中部横断自動車道の早期実現を目指す総決起大会が長坂コミュニティ・ステーションにおいて県内外580人を超える方々が参加し開催されました。大会では、整備計画区間への早期格上げなどが全会一致で決議されました。

本市においても国に対し早期整備の着手、沿線地域・観光地へのアクセスの重要性、市内への複数インターチェンジの設置、まちづくりビジョンへの十分な支援、自然環境・景観に配慮した整備計画などこれまでの考えをまとめた意見書を国土交通省へ提出したところであります。

中部横断自動車道は、合併前から太平洋と日本海を結ぶ命の道として一日も早い完成が待たれていたところであり、今後も早期実現に向け関係機関に働きかけてまいります。

次に、長坂小学校の開校についてであります。

去る4月6日に、新しい長坂小学校が元気に開校しました。2カ月余りが経過し、通学を含め順調に学校運営が行われております。長坂小学校の新たな歴史を一步一步確実に刻み始めているところであります。これまでにご尽力いただいた地域の皆さまや保護者、教職員など関係者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

統合に当たった課題でありました登下校については、4台のスクールバスにより順調に運行されているほか徒歩通学児童の安全確保についても、学校や保護者からの要望がありました場所へのガードマン配置や交通専門指導員、地域の皆さまによる見守りにより安全な登下校が行われているところあります。

長坂小学校の統合は本市における学校統合のモデルケースでもありますので、今後も学校や保護者、地域の皆さまなど関係者の方々と情報交換を図り、充実した教育、安心・安全な教育環境の整備に努めてまいります。

次に、梅之木遺跡の国への史跡指定についてであります。

梅之木遺跡は文化財価値の高い遺跡であることから、保存整備基本構想を策定するとともにこのほど地権者の皆さまから同意をいただき、文部科学大臣に国史跡指定の申請を行ったところであります。

今後は国の文化審議会による調査および審議を経まして、平成26年度中に指定される予定であります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件6件、承認案件6件、条例案件2件、補正予算案件3件、その他案件3件および同意・諮問などの人事案件6件であります。

報告第2号から報告第7号までの6案件につきましては、関係法令の規定により議会へ報告するものであります。

次に、承認第3号から承認第8号までの6案件につきましては、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会へ報告し承認を求めるものであります。

続きまして、条例案件等につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第59号 北杜市子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、子ども・子育て会議を設置するため条例を制定するものであります。

次に議案第60号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてあります。

重度心身障害者医療費助成金の支給方法を変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第61号 平成25年度北杜市一般会計補正予算(第1号)についてであります。

全国的に流行している風疹から妊婦の感染を防ぐことを目的とした、ワクチン接種費用の助成に要する経費、いずみ保育園東側の市有地に駐車場を整備することとし、実施設計等に要する経費ならびに地域の雇用の受け皿の確保を図るため起業後10年以内の民間企業等に対し、失業者を雇い入れて実施する事業を委託することとし、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は1億5,256万9千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ280億4,026万9千円となります。

次に議案第62号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてあります。

白州町台ヶ原地内に地域密着型サービス事業の小規模多機能型居宅介護事業所が開設されることに伴い、施設整備費補助金として3,540万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億7,442万1千円とするものであります。

次に議案第63号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてあります。

白州町白須地内の県営甲斐駒ヶ岳広域農道整備事業において、水道管移設工事を行う必要が生じたため450万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,073万6千円とするものであります。

続きまして、その他案件および人事案件につきましてご説明申し上げます。

議案第64号 大泉総合会館改修工事の工事請負契約の締結につきましては、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第65号 白州台ヶ原地区の旧河川敷の払い下げについてであります。

団体営土地改良事業で整備した区域内において旧河川敷の払い下げを行うため、地方自治法第96条第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第66号 農業基盤整備促進事業北杜2期地区中込工区土地改良事業計画についてであります。

山梨県知事に事業計画の協議をするに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に同意第1号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任から同意第3号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任までの3案件についてであります。

それぞれの管理会において委員が辞職することに伴い、新たに委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号から諮問第3号までの人権擁護委員の推薦についてであります。

法務大臣が委嘱する委員の任期が満了となることに伴い新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますがよろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております26件のうち承認第3号から承認第6号まで、議案第60号、議案第65号および議案第66号は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここでこれら7件についての総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております承認第3号から承認第6号まで、議案第60号、議案第65号および議案第66号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

ただいま議題となっております報告第2号 平成24年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件、報告第3号 平成24年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、報告第4号 平成24年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件、報告第5号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、報告第6号 平成24年度北

杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件および報告第7号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定）の以上6件について、順次内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

はじめに報告第2号 平成24年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件でございます。

平成22年度に継続費として予算計上いたしました防災行政無線整備事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

防災行政無線整備事業は、平成22年度から平成26年度までの5カ年継続事業として平成22年度は親局、市庁舎内と中継局、須玉町地内、高根・長坂地区の子局整備、平成23年度は明野・武川地区の子局整備、平成24年度は大泉・白州地区の子局整備、平成25年度は須玉地区の子局整備、平成26年度は小淵沢地区の子局整備を予定し、このうち平成24年度内に支出を終わらなかった経費140万8,754円を逐次繰越するものでございます。

続きまして、報告第3号をご覧いただきたいと思えます。

平成24年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

平成24年度に繰越明許費として予算計上いたしました22事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

22事業の内訳としましては、9月補正で繰越明許費を予算計上したものが1事業、12月補正で予算計上したものが9事業、3月補正で予算計上したものが12事業であり、当該繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越すものでございます。

まず2款総務費、1項総務管理費、白州総合支所移転事業は支所解体工事について2,542万500円の繰り越し。

6款農林水産業費、1項農業費、企業参入型野菜産地強化事業は農業生産法人への補助事業について9億6,962万5千円。同項企業的農業経営推進支援モデル事業の農業生産法人への補助事業について1,023万円。同項団体営土地改良事業2億9,860万円。同項県営土地改良事業2億2,047万9千円の繰り越し。

同款2項林業費、林道維持管理事業は林道橋梁等点検診断事業について1,538万3千円の繰り越し。

7款1項商工費、精進ヶ滝遊歩道橋梁等整備事業は橋梁等改修工事について1,134万円の繰り越し。

8款土木費、2項道路橋梁費、市道補修事業は市道改修事業について229万4千円。同項市単道路新設改良事業は9,715万8,140円。同項道整備交付金事業は8,572万9,809円。同項社会資本整備総合交付金事業は4億2,717万7,838円。同項交通安全施設等整備事業は4,111万8,200円。同項トンネル内付属物等点検事業は900万円の繰り越し。

同款3項河川費、河川改修事業は873万1千円の繰り越し。

同款4項住宅費、木造住宅耐震化支援事業は耐震診断の事業などについて595万円の繰り越し。

同款5項都市計画費、小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業は実施設計業務委託について9,924万4千円の繰り越しでございます。

2枚目をご覧ください。

9款1項消防費、消防施設整備事業は耐震性防火水槽整備事業について1,850万1千円の繰り越し。同項地域防災計画推進事業は、北杜市地域防災計画改定業務委託について399万円の繰り越し。

10款教育費、1項教育総務費、教育推進事業は小中高等学校理科教育備品整備事業について680万円の繰り越し。同款2項小学校費、長坂統合小学校建設事業はグラウンド整備事業について1億728万1千円の繰り越し。同款3項中学校費、小中学校耐震化事業は須玉中学校特別教室棟改築事業について5,904万9千円の繰り越し。同款4項社会教育費、図書館システム整備事業は情報機器等のシステム整備について、2,011万650円の繰り越しでございます。

翌年度への繰り越しの総額は25億4,321万2,137円となっております。

続きましてめくっていただきまして、報告第4号 平成24年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件でございます。

今回、繰り越した事業5件につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

各事業の繰越事由は一番右端の説明欄に記載しておりますが、避けがたい事由により年度内に支出が終わらなかったものについて翌年度に繰り越して使用するものでございます。

まず2款総務費、1項総務管理費、行政訴訟にかかる弁護業務委託は損害賠償請求事件に伴う弁護委託ほか4件について147万円の繰り越し。同項北杜市内地図訂正業務委託は地図設定にかかる業務委託について464万3,433円の繰り越し。

3款民生費、1項社会福祉費、社会福祉施設白州福祉会館整備事業はケーシング管修繕、ポンプ設置工事について895万6,500円の繰り越し。

4款衛生費、1項保健衛生費、北杜市指定燃えるゴミ、燃えないゴミ資源物、収集袋作成業務委託は指定収集袋、作成業務委託について688万1,700円の繰り越し。

8款土木費、2項道路橋梁費、市道補修事業は市道明野浅尾新田3号線、水道改修工事ほか2路線について920万3,250円の繰り越しでございます。翌年度繰越額の総額は3,115万4,883円となっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

報告第5号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご説明いたします。

2款水道施設整備費、1項水道施設建設費、事業名 水道施設整備事業のうち827万1千円を翌年度に繰り越したものであります。2事業を繰り越したものでございまして、内訳はまず須玉町若神子地内の県道日野春停車場線道路改良に伴う配水管敷設工事300万円ですが、これは県発注の橋梁工事に不測の日数を要したため、これに添架するための事業費を繰り越したものであります。

次に、長坂町中丸地内の西蕪第2ため池改修工事に伴う配水管敷設工事527万1千円です。これは県発注のため池改修工事に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

続きまして報告第6号でございます。平成24年度北杜市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご説明いたします。

2款事業費、1項事業費、事業名 公共下水道整備事業のうち2,210万円を翌年度に繰り越したものであります。

3件の工事を繰り越したものでございまして、内訳はまず高根町箕輪地内の下水を須玉処理区へつながる管渠敷設工事910万円であります。これは設計にあたって埋設個所の道路管理者との協議に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

次に武川町牧原地内の武川浄化センター自家発電機器設置工事1千万円であります。これは設計にあたり設置場所の選定に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

次に長坂町長坂上条地内の長坂処理区マンホールポンプ、自家発電機器設置工事300万円であります。これは設計にあたり設置場所の選定に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分を報告するものであります。

提案理由ですけれども、損害賠償の額の決定について専決処分をしましたので議会に報告するものです。

2ページをご覧くださいと思います。

専決第1号であります。損害賠償の額の決定による専決処分の報告。

専決日は平成25年4月22日であります。

損害賠償の額 36万2,902円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市須玉町在住の女性であります。

損害賠償の理由 平成25年1月9日、午前9時30分ごろ、北杜市須玉町藤田728番地付近の県道須玉・中田線のT字路において、訪問介護ステーションつくしんぼ臨時職員の運転する公有自動車が市道から県道に右折進入しようとした際、県道を走行してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が破損し、かつ相手方にケガを負わせたため、これに対する車両および身体の損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に市の自己責任額である36万2,902円が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

めくっていただきまして、3ページでお願いいたします。

専決第2号であります。

これも公有自動車事故による損害賠償の額の決定による専決処分であります。

専決日が平成25年4月24日です。

損害賠償の額 18万9千円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住の男性

損害賠償の理由 平成25年3月12日、午後2時ごろ、北杜市小淵沢町下笹尾地内、市道上笹尾・花水線上において、甲陽病院臨時職員の運転する公有自動車
が後進をしていた際、後方確認不十分により市道に隣接する相手方の進入用スロープの手すりに接触し破損させたため、これに対する損害賠償
を行うものであります。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全
国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

それでは4ページをお願いいたします。

専決第3号でございます。

同じく地方自治法の規定によりまして、公の施設に設置された遊具の管理瑕疵にかかる損害
賠償の額が決定いたしましたので、報告をさせていただきます。

専決の日は平成25年2月28日でございます。

損 害 賠 償 の 額 6万3,807円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住の男性でございます。

損害賠償の理由 平成24年10月4日、午前11時ごろ、北杜市小淵沢町1270番地
の花パークフィオーレ小淵沢園内において、アスレチック遊具の連結部
分の木材が腐食していたことにより倒壊し、相手方にケガを負わせたた
め、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に損害賠償金として、保険会社から支払われるも
のでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

それでは、続きまして5ページをお開きいただきたいと思います。

専決第4号の説明をいたします。

同じく地方自治法の規定によりまして、道路の管理瑕疵に関わる損害賠償の額が決定いたし
ましたので、説明させていただきます。

専決の日付は平成25年3月28日でございます。

損 害 賠 償 の 額 25万2,057円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住の男性でございます。

損害賠償の理由 平成25年3月4日、午後10時10分ごろ、北杜市高根町下黒沢
3341番地の1付近の市道下黒澤・若神子線において、道路上に放置
された落石に衝突し、相手方車両前部バンパーが破損したため、これに対
する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、社会保険会社か
ら支払われるものでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号から報告第7号まで6件の報告を終わります。

次に承認第8号 給水停止禁止仮処分申立事件における和解の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

岡野淳君は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので岡野淳君の退場を求めます。

（ 退 場 ）

それでは、内容説明を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

承認第8号 給水停止禁止仮処分申立事件における和解の専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

給水停止禁止仮処分申立事件の和解について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年6月5日に専決処分いたしましたので同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容でございますが、2ページの専決処分書をお願いいたします。

事件番号および事件名でございますけども、甲府地方裁判所平成25年（ヨ）第11号給水停止禁止仮処分申立事件でございます。

和解の相手方でございますが、別紙のとおり北杜市大泉町住民50名でございます。

事件の概要でございますが、平成23年1月からの水道料金改定を不服とし、料金の不払いを続けている債権者に対し、市が平成25年2月19日付けで北杜市簡易水道給水条例に基づき給水停止の執行を予告する通知を送付したのに対し、債権者が給水の停止を仮に禁止することを求める仮処分を平成25年2月28日に甲府地方裁判所に申し立てたものでございます。

和解の内容でございますが（1）債権者らは債務者に対し平成23年1月以降、本案訴訟の一審判決言い渡し日までの間に北杜市簡易水道給水条例（条例第162号）に基づき発生する水道料金（以下「本件水道料金」という）につき、本期末までに発生している未払い分および督促料については、債務者が別途送付する水道料金納入通知書により平成25年7月末日までに本期末以降発生する分については、条例で定める支払い期日までにそれぞれ仮に支払うものとする。

（2）債権者らは本期末から3月以内に本案訴訟を提起することとし、同期間内に本訴を提起しなかった場合には、当該債権者らと債務者は前項に基づき仮払いした金員を本払いとして扱うこととする。

（3）債権者らと債務者は、本案訴訟手続きにおいて本件水道料金の支払い義務の存在が確定した場合には、第1項の規定により仮払いした金員を本払いとして扱うこととする。

（4）債務者は、本案訴訟手続きにおいて本件水道料金の支払い義務の不存在が確定した場合には債権者らに対し、過払い分を速やかに清算することとする。

（5）債務者は本件に関し、債権者らが第1項の金員を支払う限り、債権者らに対する給水契約に基づく給水を停止しないことを約束する。

(6) 債権者らは、本件申立を取り下げる。

(7) 申立費用は各自の負担とする。

以上が和解の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第 8 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第 8 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第 8 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第 8 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

岡野淳君の入場を許します。

(入 場)

次に議案第 64 号 工事請負契約の締結について（大泉総合会館改修工事）の内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

それでは議案第 64 号 工事請負契約の締結について（大泉総合会館改修工事）について、ご説明いたします。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的 大泉総合会館改修工事

契約の方法 一般競争入札

契約金額 1億7,787万円

契約の相手方 山梨県甲府市飯田4丁目1番地33号

三井建設工業株式会社 代表取締役社長 鈴木茂夫

以上です。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

質問を何点か、させていただきます。

この工事の入札業者9社のうち1社が辞退、2社が最低制限価格以下で失格になったという説明をすでに受けております。この入札に関する資料を入手いたしましたが、2社は落札決定業者よりも82万円と340万円低い金額で入札したことにより失格となっています。市民の目からすれば、適正な工事が低価格で実現されることが市にとっての利益と考えられますが、市はこの入札結果をどのように捉えているのでしょうか。まず1点目です。

次は今回の落札決定業者の落札率は86.6%、82万円低かったため失格となった業者の落札率は86.2%です。全国市民オンブズマン連絡協議会の資料によれば、2011年度の都道府県、落札率を大体全国でならずと、平均といってもいいと思いますが、その数字が86.5%です。ですから、このどちらも決して際立った低い落札率とは言えない数字だと思います。この2社の落札率の間の金額に最低制限価格が設けられたわけですが、今回の入札の最低制限価格の明確な根拠と入札そのものの目的の中で、最低制限価格制度とはなんなのか説明をしていただきたいと思います。

続いて、山梨県は最低制限価格を設定するとともに低入札価格調査制度を導入して低入札価格の検証、それと調査結果によっては最低制限価格以下でも契約できる制度をとっているはずですが、北杜市はどのような検証を行っているのでしょうか、この質問が3点目です。

4点目は山梨県は最低制限価格を落札決定後に公表していますが、北杜市が公表しない理由は何なのでしょう、教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

野中議員の質問にお答えいたします。

今回の入札結果をどういうふう捉えるかという、まず1番目の質問ですが、最低制限価格制度というものを昨年11月に設けました。それから数カ月経ったわけなんですけども、何件かこの制度でやってきております。それでその結果が低い高いということですが、最低制限価格というのはその制度で、最低制限を下回ったものが失格ということが最初から決まっておりますので、それを下回った業者は失格ということになります。今回、2社がそれを下回ったために失格ということになります。

それで落札率ですけれども、全国平均の落札率が86.5%ということですが、今回は86.

6%ということです。これは3番目の質問にも絡むわけですが、予定価格に対しまして計数が、パーセンテージがいくつかかかっております。それをあらかじめ公表しておりますので、それは自然と計算していけば、それに近い数字は出てくると思います。

それで最低制限価格を導入したときの経過ですけども、県内のほぼ6割から7割の市町村がこの制度を採用しております。低入札価格をなぜやらないか、低入札価格を採用しているところもあるわけなんですけども、当面、最低制限価格というものの趣旨がダンピング防止ですとか、下請け業者を救う、異常に低い金額で落札されますと、どうしてもしわ寄せがその下の下請け、孫請け等にきてしまうと。どうにかならないかという強い要望がありまして、この制度を設けております。その調査制度を設けますとそれがいっぺんに、成果が少し半減してしまうという恐れがあるということで、最低制限価格のみの採用になったと聞いております。

全部、答えられているかどうか分かりませんが以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

今の部長のご説明の中で、異常に低い落札率ではダンピングの問題とか下請け業者の保護には問題だというご発言でしたけども、この86.6%と86.2%の間に設けられた今回の最低制限価格が異常に低い落札率なんではないでしょうか。

まずそこと、それと下請け業者の保護、つまり中小業者の保護ということとイコールだと思うんですけども、今回、制限価格が設けられたのは3千万円以上の工事です。でも実際に下請け業者、小さい業者が入る工事というのは3千万円以下の工事にそういう中小の業者が入る、入札に参加するんだと思いますが、そこでは場合によって大変低い金額、落札率もありますし、激しい競争が行われている。ここの整合性をどういうふうに考えるのか、教えていただきたいと思います。

それと計算すれば分かる、であるならば事後公表もしないのはなぜであるのか、そこがやはり分かりませんし、それから低入札価格の制度の導入をすれば、この意義が半減するとおっしゃいましたけども、そこのところはやはり納得できる説明ではないので、今一度、説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

まず最低制限の間に設けられて、その下に入ったものが正当かどうかということですが、この制度はその下にもぐったというか、下回ったところを評価するシステムではありませんのでそのように承知しております。

それで先ほど答弁漏れがありましたけども、事後公表しない理由は何かということですが、大方のところは今だに、県内でも事後公表しているところが出てきていると聞いておりますが、当面、それを公表することによって業者の積算する力ですとか、そういうものが失われるのではないかとこの恐れのために事後公表はしていないということで、これから検討していく材料だと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

質問に明確に答えていただけないと思うんですけども、先ほどの質問にプラス、86.6%と、今回86.2%の間に最低制限価格が設けられたことで、今回、明確なわけです。決してこの86.何%が低いと私は思っていない。例えばそれが市でも共通の、市が計算式で、例えばこれが高いという判断をした場合は、この北杜市建設工事における最低制限価格制度の実施要綱によれば、第3条の3項で前2項のいろんな計算式の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、市長は10分の9から10分の7の間で範囲が定められるという規定がありますので、例えば計算で高くなっても入札で適正なものはこのくらいだと市長が判断すれば、低く設定することができるわけですよ。そのへんのことが今回、どういうふうにされたのかということも含めて、答弁漏れの部分も含めてお答え願えればと思います。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

今回の設定につきましては公式に基づきまして、21年度のそういう数式がありましてそれに基づきまして出しているもので、第3条3項に基づく低い場合は70%までできるというのは採用しておりません。

パーセントだけで86.6%が高い低いという判断は、私どもはしておりません。というのはその設計によって高くなったり低くなったりする場合もあり得るということがあるからです。以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

議案第64号 工事請負契約の締結について（大泉総合会館改修工事）に反対の立場で討論をいたします。

今回の入札は最低制限価格制度の導入により、86.2%という落札率で応札した業者も失

格となっています。この数字は全国的に見て決して低い落札率とは言えず、この落札率で失格となる最低制限価格制度が市民の理解を得られるとは思えませんし、また86.2%でも失格となった入札に基づく、この契約締結も私は反対です。

よいものをより安くというのが競争入札の目的であり、市の利益でもある中で最低制限価格制度を設けるのであれば、事後の価格公表も含め設定価格が適正であることを市民にも業者にも明確に説明でき、また検証がしっかりできる体制が必要です。現在の体制はそれが十分とは言い難いと思います。

これらの現状も踏まえ、この議案には反対いたします。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議案第64号 工事請負契約の締結について（大泉総合会館改修工事）

この契約金額については1億7,787万円であります。先ほど反対討論があったわけですが、この低価格につきまして、パーセンテージだけでそれが低いという根拠につきましては、非常に工事を請け負う側にとって、しっかりした工事ができるかの担保は疑わしいものであります。

そして仮に最低制限価格を設けなかった場合、これはやはり一般競争入札の方程式の中から当然安い業者が落札していくわけがございます。過去の北杜市におきまして、入札が行われた経緯がございますが、安く落として途中で会社が倒産してしまったという経緯もございまして、その後、工期的な問題につきましても処理するにあたりまして難しかった経緯があるわけがございます。

何がなんでも安いことが市民に受け入れられる問題ではなく、より安くより確実に工事施工をしていく、そのために今回この制度を導入したと考えております。その狭間において今回2社がその該当となったわけですが、この制度につきましては今後よく熟慮されながら進んでいってほしい思いはございますが、安ければよいというようなお考えはすべて市民のためになるとは思えません。

以上の理由によりまして、議案第64号につきまして賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、議案第64号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

日程第29 発議第1号の前に全員協議会室で議員のみの会議を開きたいと思いますので、議員の皆さんはご参集ください。

再開を14時10分といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 2時10分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

日程第29 発議第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期着手と周辺道路整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、秋山俊和君から提案理由の説明を求めます。

22番、秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

朗読をもって、発議をさせていただきます。

発議第1号

北杜市議会議長 渡邊英子様

平成25年6月11日

提出者

北杜市議会議員 秋山俊和

賛成者

北杜市議会議員 保坂多枝子

〃 千野秀一

〃 内田俊彦

〃 福井俊克

〃 坂本 静

〃 相吉正一

〃 小尾直知

〃 中嶋 新

〃 中山宏樹

〃 小野光一

〃 加藤紀雄

〃 輿水良照

〃 原 堅志

〃 上村英司

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期着手と周辺道路整備を求める意見書の提出について

北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

提案理由

中部横断自動車道は昭和62年高規格幹線道路網として閣議決定されて以来、山梨、静岡、長野、新潟、ならびに合併以前の峡北地域の市町村長をはじめ、各種団体長がそれぞれ整備促進連絡協議会を設立し、均衡の取れた国土の発展と地域振興推進のため粘り強い要望活動を継続してまいりました。

東日本大震災以降は広域的防災体制の確立が叫ばれているところであり、災害発生時の緊急輸送路としての整備目的と産業、経済、観光、文化等のあらゆる分野の活性化に期待するものであり、周辺道路整備と合わせて早期着手の促進を図るため、この案を提出するものである。

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期着手と周辺道路整備を求める意見書（案）

中部横断自動車道は国土の均衡な発展と地方と地方を結び人と物の流れを創出し、新たな経済連携と文化交流を生み出し、災害発災時における鉄道および一般国道などが機能しない状況下では命をつなぐ道として緊急輸送路としての機能を発揮することは、東日本大震災の教訓であり、東海地震、富士山噴火等による重大な災害が予想される山梨県および北杜市においては住民の安全・安心に重要な役割を担うものである。

中部横断自動車道は昭和62年に第4次全国総合開発計画の閣議決定により、高規格幹線道路として構想され、同年国土開発幹線自動車道建設法の改正により国土開発幹線自動車道の路線とされた。平成9年には長坂ジャンクション、八千穂インターチェンジ間の基本計画が公示された。このころ、中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会が当時の葦崎市長をはじめ北巨摩郡の町村長および議長、各所管委員長、建設課長が役員となり設立され、現在も継続している。先月5月26日には、北杜市において山梨県高速道路整備促進期成同盟会の主催による中部横断自動車道建設促進総決起大会が開催され、中部横断自動車道整備について決議し、国土交通省に要望書および意見書が提出されたところである。

北杜市議会としても昨年3月定例会において、発議第1号として早期実現を求める意見書（案）を審議の結果、全会一致で可決、提出した経緯がありますが、一日も早い中部横断道の着手と周辺道路整備の促進に向け、次の事項の実現を強く求めます。

記

- 1．中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期整備着手すること。
- 2．主要な観光地域である清里地域および沿線地域へのアクセスを考慮したルートとし、複数箇所のインターチェンジの設置および地域振興に寄与する道路休憩施設を検討すること。
- 3．自然環境および景観に配慮した道路設計、施工を行うこと。
- 4．中部横断自動車道整備にあたり、国道、県道および主要な市道との円滑なアクセス整備を行うこと。
- 5．北杜市の今後のまちづくりビジョン検討にあたり、中部横断自動車道の整備関連として国、県によるさらなる支援と情報の提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月11日

北杜市議会議長 渡邊英子

提出先

衆議院議長 伊吹文明殿

参議院議長 平田健二殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

国土交通大臣 太田昭宏殿

財務大臣 麻生太郎殿

山梨県知事 横内正明殿

よろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

中村議員。

○21番議員（中村隆一君）

この前、長坂町とか市内で国交省の説明会がありました。私も何力所かに参加をしてきましたけれども、まだ疑問に思うところがありますので3点ほどお伺いします。

まず最初は、この高速道路を造ることによって環境とか景観とか、これが今、非常に美しいこの景観、環境が壊されないのかなという、そういう心配があります。

2つ目として、この高速道路ができることによって地域が活性化する、そういう期待を皆さん持っているわけですが、本当に活性化できるのかなとそういう心配があります。ただ通過するだけではないのかなという、そういう心配もありますのでそのへんの心配。

そして何よりも心配なのは、私も説明会に参加したりして感じていますが、この財源が1,700億円から1,900億円、これは最初の見積もりは、大きな工事をするときには必ずこういう少ない見積もりでスタートするわけですが、実際に工事をしていけばあれもこれもということで工事費がかさんでいくのが通例になっています。それで今の政府のやり方を見ていると国家公務員であるとか、また地方公務員に給料の削減を迫ってくると。これも震災のために使うんだよという理由を付けて、地方交付税をその分、削減をしてくると。そして福祉の面も、非常に生活保護の基準を引き下げたりするような、そういうところまでお金のないないと搾り取っていると。こういう中で1,700億円から1,900億円といわれる、そういう財源を出していくと。公務員の賃金を削ったり、そして生活保護の基準を引き下げたり、そういう社会保障費を削って、年金も然りです。そういうものを削ってこういうところにお金を使うと。来年の4月からは消費税を値上げする。再来年の10月までには消費税が10%になると。この消費税の増税を見込んで・・・。

○議長（渡邊英子君）

中村議員、質疑の内容を。

○21番議員（中村隆一君）

分かりました。そういうことで、3つ目の疑問としては財源をどこに求めるかと。消費税増税分をこちらにまわす気なのか。そのへんを疑問に思っています。

以上3つ疑問を出しましたけれども、明快なお答えをお願いします。

○議長（渡邊英子君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

それではまず質問の1番目でございますが、環境景観に影響はないかということでございますが、これは今までも国交省の説明を私も聞いておりますし、それからなんと言いましても、私のほうでもこの意見書のほうの3番ですか、自然環境および景観に配慮した道路設計、施工を行うことということで謳ってございます。もちろん国のほうも地域の環境、景観、そういったものに十分な配慮をした施工をするものと信じております。

それから質問の2番でございますが、本当に活性化ができるのかというご質問でございますが、やはりこの中部横断道の長坂から清里へ向かう道、その中にインターチェンジを造っていただき、あるいは休憩所、サービスエリアですね、そこにスマートインターチェンジを造っていただくとか、そういった形で当然、この観光立市を売りものとしている北杜市に太平洋から日本海へ、日本海から太平洋へ、ここをそれぞれ走る、それぞれの車で利用される方々が下りて観光を楽しんでいただく、そういったことも十分期待できますし、地域の活性化に必ずや結びつくと思っております。

それから3番のご質問ですが、この財源の関係ですが、これは国交省が高規格の道路を施工していくにはそれなりの手順を追ってこういった計画を立てておりますので、それは国のほうにお任せしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

3点お伺いをいたします。

この区間だけを見ますと有料道路として交通量は少なく、採算に見合わない道路になることが予想されますが、今後この赤字は誰が負担していくのか、まずお伺いをいたします。

そして2点目として、市内には高速道ではなくて、今ある141号線の改良を求める声が出ていますし、そうした市民の団体があります。これらの方々の声を聞き、また意見交換を行ってなされてきたのか、その点についてお伺いいたします。

第3点に今のお話と重なりますが、地域の活性化、この道路が地域の活性化や地域振興に寄与できる道路なのか、それはどのように検討されてどういう調査をされて、こうした結論を出されているのか、その点について3点をお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

私でお答えできる範囲でお答えします。

まず1番目の直轄で無料になっているところということですね。これは全国的にこの高規格の道路の中にそういったところはたくさんございまして、そしてそれはやはりこの道路網を整備していく中であっては国民の、道路網整備ということは国が仕事をしているわけなんです、しかしそのことに対して国民が税金を払っていくということは、これはそういった国が行う施

策に対して、やはりやむを得ない、当然のことではないかと私は思います。そして立派な道路ができることによって、地域の発展が望めれば、そのほうが素晴らしいということで理解を得られると思います。

それからその声をお伺いしたかということでございますが、私もその国交省の説明会には参加させていただきました。そういった中でお話をさせてもらう中で、私のまわりの方々はほとんど、この中部横断道を待ちに待っているという方がほとんどでございます。それで今、清水議員がお話されているように反対されている方のご意見等も拝聴したことはございます。しかし、その中にあってもやはりここで中部横断道の建設は重要であるということを確認しております。お答えになっているかどうか。

それから3番のご質問ですが、地域活性化は先ほどお答えしたように、この道路を国が造ってくれるわけです。その道路を利用して、本当に地域の方々が一丸となって、そしてそれを生かすように努力する、これも1つの条件だと思っんですね。せっかくこういった素晴らしい道路、これは太平洋から日本海、日本海から太平洋を結ぶこのルート、これが完成することによって、当然、先ほど来お答えしていますように観光立市、北杜市は観光でかなり潤っているわけでございます。そういった中に、なお一層の潤いを求めることができると思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はございますか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

清水議員と重なる部分はあるんですけども、議会としてという観点を強く持っておりますので、改めて質問をさせていただきます。

先ほどの全協で提出者の秋山議員の強い思いというのは伺えたわけですけども、私たちがいろいろな方の、多くの市民の方のご意見を背負って議会というものに来ている。議会というのは同時に多くの方の意見を聞かなければいけない場、その議会としていろいろな方の意見をどう聞いてきたのか、そこをどう考えているのか、提出者の方にまず伺いたい。

2点目はやはり地域振興に関わることでですけども、今、議会の討論とか結論に至るまでの過程がどうであったかというのが大変重要だということを言われています。そうした中で、今、ここにあるのは要望、ある意味では意見書の提出ということで要望ですけども、議会として北杜市の将来像をどうするかとか、インターチェンジとか休憩施設をどうするかを、議会として検討するのをどうお考えであるかということを出し手の方に伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

まず1番目のことでございますが、まず私を応援してくれている方々、支援されている方々のご意見をお伺いした中で、ほとんどの方が中部横断道を望んでいるというご意見が多かったですね。それから私に直に反対の方が反対のお話をしてくられた方が何人いるかといったら、私の覚えている限りでは本当に1人か2人しかいらっしやらないんですよ。あとは、やはりこの中部横断道を待っている方々、そういう方々の声を強く伺っております。

それからこの議会ですということでございますが、やはりこの道路そのものを造っていくのは

国であります。その国に対して、議会の中から要望事項、意見等を国へ訴えていく、これは重要だと思います。そのことを議員で協議していくことが本当に重要だと思います。しかし、いずれにせよ私たち議会の言うなりに国が施工できるということは、ちょっと話が違うと思います。あくまでも国がそれぞれの基準に沿って、そして施工計画等をそれなりの手順を追って施工してくるわけですから、その中において私たちができることをしていく。私たちを支援してくれた市民の方のそういった要望を国交省に訴えていく、国に訴えていくことが使命だと思っていますので、その話し合いをすることは大いに結構だと思います。よろしいでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

提出者の秋山議員にお尋ねをいたします。

意見書の案の中の第1点で、中部横断自動車道の早期整備着手ということがいの一に謳われておるわけですが、先ほど来、質問されている方も多少ダブる部分もあるかと思うんですが、これからこの中部横断道、ルートをはじめどういう建設の仕方をしていくのか。あるいは建設をやめていくのかも含めて、この問題はこれからの北杜市のまちづくりにとっては大変重要な問題でありますし、市民との協働ということが強く求められる中で、従前もそうでありましたが、これから先も多くの市民の皆さんの意見をしっかりと伺った中で、その声を政策に反映していかななくてはいけない。今回の問題に関しては市の事業ではありません。国が決めるわけではありますが、国も新たな手法をとりまして昨年の3月以降、計画段階評価という制度を用いて、地域の皆さんの声をより多くということで11カ所か12カ所ですか、説明会も設けられた。その中で多くの賛成する意見もございすが、多くの懸念する声もたくさん上がっております。このことを私たち議会は、しっかりとそのことも踏まえていかななくてはいけない。特に今のこの時期はすでに市長がルートまで要望して踏み込んでおります。そういう中で二元代表制の議会として、議会が市民の声をどう反映していくかということが今、求められているわけでございます。そういう意味でお聞きしたいのは、そういう声を、この要望事項の意見書のいの一に早期着工、早期整備着手を謳われてしまっていますが、先ほど来ご説明した、これからのまちづくりにとっての、大事な市民のさまざまな声をどういうふうに反映をされていくのか、あるいはされなかったのか、そのへんのお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

まず国交省が11回、地域の説明会を行っておるんですね。それでかなりの説明をする中でいろんな質問等が出てかなりのご理解は得られているのではないかなと私は信じております。それからその懸念されているご意見等があるということであれば、それはまたそれで、そのご意見は届けて然るべきだと思うんですね。そういった意見があるわけですから、それはどんどん意見として言っていただく。しかし、この高規格の道路はタイミングというものがございまして、国でも予算づけをしていかなければならない、こういったものについてはそれなりの道があると思うんですね。手順が。ですから、その手順が遅れてしまっは話にならないと思うんですね。ですから基本的にはもう建設をお願いするところをまず重要に考えているんです。

だから第1番目に挙げているんですね。よろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

ちょっと先ほどの篠原議員の質問とダブるところもあろうかと思いますが、この文章の中にも案の中にもありますように、市長がこの間も建設促進の大会でいろんな方に理解を求めたというふうにあります。またその前に遡って2月27日でしたか、区長会だとか商工会だとか関係者の方を集めてやはり同様の集会を開いておられました。賛成といいますか、建設促進の働きかけというのはそういう具体的にいくつも行われてまいりましたが、その一方で建設に反対とまでは申さないまでも懸念を持たれる市民がおおぜいいて、その人たちが市長との直接対話を求めているということに対しては、まだ直接そういう動きがないように私は理解しております。

言ってみればこれは当然、賛否があるわけです。賛否があるわけですから、それぞれの感情を汲み取っていただく、意見を聞くといいますか、そういう場面を設けていくというのもある意味、先ほど篠原議員がおっしゃった二元代表制の片方である議会の責任ではないのかなという気がしております。

この時点で、まだ議論しなくてはいけないことが市民との間にいっぱいあるように感じるんですが、今ここでこういう形で要望が出てしまうと、そういう市民の、言ってみれば感情を逆撫でするようなことにもなるのではないかという懸念が私にはあります。

○議長（渡邊英子君）

よろしいですか。発議第1号に対しての質疑をお願いします。

○8番議員（岡野淳君）

そういう感情的な懸念に対して、秋山議員、どのようにお考えになっておられるかを一言お聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

やはりこれだけ、先ほど来何回も言っていますが、11回、地域でそれぞれ説明をしているわけですね。その中にあっても、聞くべきところはやはり市民の方々も聞いていると思うんです。その中であって、やはり例えば隣の長野県の南牧村の方々に私、話を聞いたことがあるんですが、もしお父さんかお母さんが倒れたときに、過去、緊急で搬送する道路網がうまく完備されていないために間に合わなかったという事例が結構あると。そしてそういう悲しい思いをしているんだと。だからこそ、この中部横断道は命の道として本当にお願しているんだという、私は生の声も聞いているんですね。そういった運動をされている方々の話も聞いています。

ですから、やはりこの中部横断道の必要性というのは、本当に大事な道路なんですね。そういう認識でございますので、それぞれ11回の説明会の中で十分話し合いもされているという認識でございますから、私は逆撫でするようなことにはならないと思うんですね。この切なる気持ちを訴えていくということは、これは当然の考え方だろうと私は思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

清水進議員。

○11番議員（清水進君）

意見書の採択に反対の立場から討論を行います。

まず政府は、年金の削減を行ったのを皮切りに今年夏より生活保護費を削減いたします。格差と貧困が広がっている社会の中で、国民を守るべき社会保障の医療や年金が削られております。一方で中部横断道建設事業、予定額だけでも1,700億円から1,900億円ものお金が使われようとしています。赤字路線、採算が合わない道路建設に造ること。お金の使い方が逆さまではないでしょうか。そしてこの道路が地域の活性化につながるでしょうか。国道20号線の白州や武川地域では昔のドライブインはほとんど姿を消し、人口も減少している地域であります。道路ができれば活性化につながるとは、即考えられません。

そして2点目は、八ヶ岳の自然環境は小さな動物を含め生息している豊かな自然であり、一度壊されると元に戻りません。

3番目には今、地元の市民の声をもっと聞くべきときではないでしょうか。国交省説明会で発言した多くの方は、高速道建設にいくつもの異議を唱えております。どういう道路が必要か、市民と十分話し合う場をもって、まとめていく。このことも今、大変重要だと考え、以上の3点の理由により反対をいたします。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

発議第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期着手と周辺道路整備を求める意見書を提出することに賛成の立場で討論をいたします。

まず提案理由にありますように、長きにわたり当時の北巨摩の町村長および議長など住民の福祉向上を担って多くの人々が、先人が建設を強く切望してまいった事実があります。また議員各位もご承知のとおり、先月の5月26日には本市において山梨県高速道路整備促進期成同盟の主催により、中部横断自動車道建設促進総決起大会が開催されました。建設促進に関する、

その場で決議が議決されたところでございます。また国土交通省に要望書および意見書が提出されたところであると聞いております。

何より東日本大震災を教訓として、本市における大規模災害時の対策の重要性に鑑み、何より北杜市民の安全・安心を確保するためには、中部横断自動車道の長坂・八千穂間を早期に整備段階に格上げし着工していただきたい。

すなわち意見書案にあります5つの事項は、北杜市民の安心・安全の確保および観光をはじめとする地域の活性化を促し、自他ともに認めます豊かで美しい自然環境を有機的に活用しつつ、大規模災害発生時には国、県と連携すべく命の道としての機能が望まれているところであります。

市民は異議を持たないことを確信して、以上の理由から発議第1号に賛成いたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

発議第1号に反対の立場で討論させていただきます。

先ほど来、申し上げたとおり現時点ではまだ多くの市民がこの建設計画に対して懸念を持っておられます。その懸念の声をまだよく聞いて建設を進めるということが、今この時点では求められていると思います。

特に想定されるルートの沿線の住民の中には、非常に深刻な危機感を持たれている方も多いというふうに聞いております。そういう方に対して、きちんと説明をし納得をしてもらえるような機会がないまま、建設を促進するというのはちょっとまだ早いのではないかと思います。

高速道路の利点はよく理解しておりますし、私自身も恩恵にあずかっている人間ではありませんけれども、今ここでやるべきなのかという観点から、この発議第1号に反対をさせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

発議第1号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期着手と周辺道路整備を求める意見書の提出につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

まずもって昨年3月の中部横断道、長坂・八千穂区間につきましては、基本計画から整備計画に格上げしていただきたいという意見書を、議会は全会一致をもって提出しているところでございます。前期のときでございましたが、そのときこの議場内にいた議員さんも多くいらっしやるわけでありまして。

また昭和62年に閣議決定がされまして、簡単に言うと国は1次から5次までの総合計画をつくってこれらには臨んできているわけでございます。それらの計画の中に、ここの中部横断自動車道につきましては、特段削除されていないわけでありまして。

そして今現在の状況は、長野県佐久市から八千穂間まではもうすでに整備することが決定されて一部供用されている区間もあるわけでございます。残されたこの区間につきまして、合併

以前の町村長の皆さんは期成同盟の中で決議をし、この区間について早く着工していただきたいと、それが地域振興につながると決議をしている事実もあるわけであります。

中部横断自動車道につきましては、先人の皆さまが今日まで涙ながらの努力をしてまいった現実があります。一方、住民生活を見ても、この中部横断自動車道が開通することによりまして、経済的な恩恵、また人と人との交流はより一層進むものと確信しているところでございます。それは昭和30年代に高速道路というのをどういうふうにするかというところから始まっているわけであります。中央自動車道ができて、その恩恵によって、都会からの多くの皆さまが私どもの北杜市に見えました。そして多くの人事交流や多くの経済交流をして私たち地域はなんとか今、生きているわけでございます。

私は11回の説明の中で6回ほど伺わせていただきました。ご当地須玉町におきましても、ふれあい館で説明があった。そのときに若い起業家が言っておりました。この高速道路があつてはじめて自分たちは事業を起こせると。今の時代はどうしても、海外の取り引きをすれば大型車両をどうしても乗り入れなければならない現実があるわけです。そういった中で、この地域において静岡に、そして京浜方面に、佐久地方に、そこから関東平野へ、また新潟、日本海へ行くルートが新たにできるということは、誰がどう考えてもよい環境になってくると思えます。

その中で議会で1人の提出者がおりまして14人の賛成者がいる。ということは民意の中で、二元代表制の中でわれわれ議会在、議員一人ひとりが今日までこういった経緯を認識していると私は信じているわけであります。一日も早い着工を願うから皆さんが賛成したんだというふうに思っています。

私自身も個人的には中央道ができて、いろんな意味で恩恵を受けさせていただいております。そういったものの中で、ここに中部横断自動車道ができ、そしてインターチェンジが複数できていけば、これから新しい人材が育つ、また住み着く可能性は未知であります。私はその可能性を信じて、この意見書(案)に賛成するものであります。

以上です。

○議長(渡邊英子君)

ほかに討論はありませんか。

中山宏樹君。

○9番議員(中山宏樹君)

賛成の立場で討論したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長(渡邊英子君)

反対はありますか。

(なし)

はい、どうぞ。

○9番議員(中山宏樹君)

賛成の立場で討論をいたします。

中部横断道は命の道とか、地域活性化からも必要とか、大規模災害に対応するから必要ということをお勧めしております。一日も早い着工を願っているところでございます。

その中でただ1点、私が強く言いたいのは日本一の高原野菜の地域であります野辺山の高原野菜がどのようにして消費地に運ばれているか、皆さんご存じでしょうか。首都圏におきまし

ては上信越道を通り首都圏、関東方面へ運ばれて、一部は須玉インターからも中央道を通り運ばれていると思います。それに中京圏、関西圏方面には小淵沢インターから乗って運ばれているのが多いように思います。レインボーラインを通して小淵沢中学校校門の前を経由し、小淵沢インターチェンジに乗るわけでございます。梅雨明けの夏休みごろをピークとして、1日何十台も大型トラックが小淵沢中学校校門前を通るわけでございます。私はPTA役員をしていた3年前に信号の設置を要望いたしましたが、いまだに実行されておりません。この重要な地域を通る大型トラックがもし何かがあったらということをおもいますと、非常に懸念するところでございます。一日も早い中部横断道の開通を願うところであります。

よって、発議第1号に賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はございますか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、発議第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第30 請願第3号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番議員、岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

朗読をもって請願の趣旨説明と代えさせていただきます。

請願第3号

2013年6月4日

北杜市議会議長 渡邊英子殿

中部横断自動車道（長坂～八千穂）計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める
請願

請願者

中部横断自動車道八ヶ岳南麓 新ルート沿線住民の会

代表 長田佳久

北杜市高根町村山北割4212-5

同会 副代表 柴田 武

北杜市大泉町西井出9130-3

同会 副代表 神谷卓郎

北杜市長坂町大八田1140-2

紹介議員

北杜市議会議員 岡野 淳

請願事項

中部横断自動車道（長坂～八千穂）計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める
請願

請願理由

市民の価値観が多様化する現代の地域社会の中で、北杜市と市民が一体となった開かれたまちづくりを実現するため、地域活性化と道づくりを巡る問題を多くの市民との意見の交換をしながら政策立案に反映していただきたいと考え、ここにお願いいたします。

折しも町村合併10周年の長期総合計画策定における市民参加が話題となっていますので、その第一歩としてよりよい合意形成のもとで、将来の北杜市を語る場としても意義深いものと考えます。

請願趣旨

私たちは市長と市民との意見交換会をベースにして、国交省の提唱する「市民参加の道づくり 構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」(国交省平成17年改訂)の手法を中部横断自動車道（長坂～八千穂）八ヶ岳南麓ルートに適用し、全国の自治体の範となる課題解決のあり方について、市民との一体感を高める意見交換会の場を活用する考え方を要望してきました。

市民参加の道づくりの考え方はその基本趣旨として透明性、客観性、合理性、公正性を高めるものとして、計画の早い段階から市民等の意見を反映する手続きを定め、市民の要望にきめ細かく配慮し、よりよい計画づくりを目指して導入されているもので、全国でもその成功事例がいくつもあります。

これまでの経過を見ると、国交省による11回の地元説明会では強い反対意見が表明されたにもかかわらず、北杜市は一般市民を対象とした説明会を一度も開催したことがなく、中部横断自動車道（長坂～八千穂）のルート案に関して、白倉市長は5月1日、国交省に対してB案支持を突然表明しました。この表明は事前に議会での議論や承認、確認を得たものでもなく、広く市民の意向を確認することなく行われたものでした。

また、行政区に関わる特定の市民だけを対象とした事業説明会（2月27日）や5月26日の総決起集会（中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会会長 白倉政司名で出状）はいずれも一部の市民のみに参加が制限されるというものでした。

これは北杜市への要望についての回答（4月30日）の中でも、白倉市長は「多くの市民の考え方を取り入れて市政に反映し、ふるさと北杜の活性化を図りたい」とする言明に矛盾するもので市民の信頼を損ない、市政への影響も大きいものと思われまます。

市民との信頼関係をより高めるためにも、市長が積極的に市民との意見交換会を開催することが不可欠と考えます。市長と市民との意見交換会の開催を強く求める請願といたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります経済環境常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
次の会議は6月25日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時00分

平成 2 5 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 5 日

平成25年第2回北杜市議会定例会（2日目）

平成25年6月25日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

明政クラブ 相吉正一君
市民フォーラム 岡野 淳君
公明党 内田俊彦君
日本共産党 清水 進君
北杜クラブ 中嶋 新君
ほくと未来 輿水良照君

2. 出席議員（22人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
5番 輿水良照	6番 加藤紀雄
7番 原 堅志	8番 岡野 淳
9番 中山宏樹	10番 相吉正一
11番 清水 進	12番 野中真理子
13番 篠原眞清	14番 坂本 静
15番 中嶋 新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(40人)

市	長	白倉政司	副市	長	堀内誠
総務部	長	伊藤精二	企画部	長	坂本正輝
市民部	長	伊藤勝美	福祉部	長	山田栄明
生活環境部	長	由井秀樹	産業観光部	長	浅川一彦
建設部	長	伏見常雄	教育	長	藤森顕治
教育	次長	大芝正和	会計	管理者	平井光
監査委員	事務局	長 小尾善彦	農業委員会	事務局	長 中山健教
明野総合	支所	長 五味正	須玉総合	支所	長 横森弘一
高根総合	支所	長 梶村宗弘	長坂総合	支所	長 田中幸男
大泉総合	支所	長 斉藤正一	小淵沢総合	支所	長 長坂隆弘
白州総合	支所	長 進藤勝	武川総合	支所	長 神宮司浩
政策秘書	課	長 高橋一成	総務	課	長 赤羽久
企画	課	長 篠原直樹	財政	課	長 斉藤毅
地域	課	長 織田光一	税務	課	長 岩波信司
管財	課	長 武井武文	介護支援	課	長 中嶋登美子
健康増進	課	長 浅川正人	子育て支援	課	長 茅野臣恵
環境	課	長 野本信仁	上水道	課	長 小松武彦
農政	課	長 仲嶋敏光	林政	課	長 小尾民司
住宅	課	長 早川昌三	道路河川	課	長 土屋裕
用地	課	長 三井一	教育総務	課	長 井出良司

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 坂本吉彦
 議会書記 山内一寿
 " 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知願います。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 明政クラブ、45分。2番 市民フォーラム、45分。3番 公明党、30分。4番 日本共産党、30分。5番 北杜クラブ、75分。6番 ほくと未来、75分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

6月定例会にあたり、明政クラブを代表して質問いたします。

来たる7月21日執行の参議院選挙を間近に控えていますが、安倍政権6カ月間の真価が問われる選挙となります。一昨日の都議選では自民党が圧勝しました。アベノミクスの経済計画により一時的に株高円安が続き、輸出関連の一部大企業の景気が急速に回復しましたが、5月23日以降、株価が乱高下しています。その原因は外国投機ファンドによる介入といわれ、大幅な株価の下落は今もなお続き、日本経済の今後の行方は依然不透明で、庶民の多くは景気回復の実感はまったくないのが実情だと思います。逆に円安による輸入品や電気料金など、生活関連の物価の上昇により各家庭への影響は大きく、社会的な経済格差が生じてきています。

こうした中で明るい話題として、ふるさとの誇りである富士山が世界文化遺産に登録されました。山梨県民にとって大変うれしい出来事であります。本市も合併して9年目を迎え、人口減少時代の中、財政問題、少子高齢化問題など大きな課題を抱えていますが、その解決に向け具体的な対応策を市民とともに考え、最大限の努力をしていかなければならないと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初に、高齢化の現状と今後の課題について伺います。

心と体の健康面の充実を含め、市民を主体にみんなで支える福祉社会を築いていく必要があります。これから先、10年後には戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、今後、急激な超高齢化社会を迎えます。高齢化により扶助費の義務的経費の増加が想定され、市政運営に大きな影響があると思います。

この大きな時代の変化に対し、計画的な取り組みが求められています。現状と課題を取り上げ、市民とともに考えて取り組んでいかなければならないと思います。

一方で元気で経験豊かな高齢者は、日ごろから地域社会の役に立ちたいと思っています。高

齢化は要介護、要支援の高齢者の増加を招き、それを支える家族にとって大きな負担となっているのが現状です。住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができる高齢者福祉の充実が求められています。そのためには、介護予防の充実や元気老人への支援が必要となります。以下、伺います。

高齢化の現状と課題をどう受け止めているのか。

進む高齢化により、環境整備などできない地区が増えています。この問題の解決に向けての支援についての考えは。

元気な老人の居場所づくりについて。地域在宅老人福祉の充実を図るため、小学校単位の地域に既存の施設を活用して、高齢者元気センターの設置の検討はされているのかどうか。

地域公共交通のあり方を含め、超高齢化がますます進む中で交通弱者である高齢者の足、外出支援をどう確保していくのか伺います。

また元気な老人の力を生かすまちづくりを、特に団塊の世代の豊富な経験を生かす取り組みについて伺います。

次に、少子化対策の現状と課題について伺います。

少子化対策は範囲が広いですが未婚者対策、若者の雇用の確保などについての対応を伺います。

日本では社会的な要因や価値観の変化により家族意識が変わり少子化、人口減少が生じています。未婚者の大部分は親と同居していることにより何一つ不自由さを感じないため、男女の交際がどちらかというとならざるを得ない不活発であります。

最近の未婚者調査では、18歳から34歳までで恋人がいる人は約3割程度、若者は同棲どころか一人暮らしを試す者も少ないとしています。その結果、異性と交際していない未婚の若者が増加しています。つまり、相手がいないので子どもが生まれません。少子化の原因は未婚化にあることは事実であります。

そうした点において、国の少子化施策の対象は結婚した夫婦が子どもを生みやすくする施策であり、現実と相違している面も見受けられます。

有効な少子化対策として、とにかく男女の出会いの場を多くすること。若者の雇用の場を創出し、経済的に安定した環境をつくることが少子化対策として今、求められています。以下、伺います。

超少子化が進んでいる現状をどう認識しているのか、また今後の対応についての見解を伺います。

未婚者の解消に向けて、出会いの場の創出など具体的な取り組みについて、どう考えているのか伺います。

若者の働く場所の確保は少子化対策の大きな課題であり、早急に計画を立てて努力すべきであると思いますが、現状はどうか。

人口の減少は、地域社会にさまざまな影響を与えています。どのように地域と連携して取り組んでいくのか。

次に公共道路の管理、指導のあり方について伺います。

私道の管理は、その所有者や利用者が適切に管理することが原則です。しかし管理能力が著しく低下している私道が増加しています。これらの原因を見ると共有名義で相続ができないため、市への寄附ができずに対応に苦慮しているケースが見受けられます。このような場合には

現地を確認した上でどんな支援、指導をしていくのか基本的な考えを伺います。特に別荘地帯、開発した区域に多く見受けられます。

2番目に市道として道路認定がされ、不特定多数の人たちが通行していますが、道路幅員が4メートル以下のため、舗装や除雪ができない道路があります。その原因としては別荘地帯で競売物件、所有者が行方不明などの理由で放置され、土地の取得ができない場合が多いと思います。豪雨や台風時には道路が河川となり氾濫し砂利が流出するなど被害が発生し、どうにもならない場合には市道の幅員などの条件を緩和し、現状の幅員で排水対策、舗装工事ができるよう取り組むべきであると考えますが、見解を伺います。

3番目として赤道、法定外公共物であっても人家が密集する公共性の高い道路であれば市道認定がされていなくても市が直接、除雪や舗装など維持管理ができるよう検討すべきであると考えますが、見解を伺います。

次に、新規施策であります家屋全棟調査の実施の件について伺います。

固定資産税の公平で公正な課税の観点から必要不可欠なものであると考えます。今回、継続費で3年間をかけて実施することですが調査にあたっての留意事項などについて伺います。

1つ目として、今回の調査にかかる期間と調査の方法は、参考までに委託経費と調査予定件数および税収見込み額はいくらののか。

2つ目として、家屋の建築年度にかかる課税時期を巡る疑問点への対応について。調査をした結果、建築年度の古い家屋の課税については、課税の時期はいつから実施を予定しているのか。また先進地の取り組み事例を参考にしているのかどうか。

いずれにしても当調査の市民からの疑問を少なくするために、市民に家屋全棟調査の周知を図った上で実施をすべきと思いますが、その考えはあるのか伺います。

3つ目として、空き家など所有者不明の場合にはどのように対応するのか。

最後に、長坂小学校の現状と課題について伺います。

4月に新たに開校した長坂小学校は長坂町内の4校が統合し、児童数308人が在籍する市内で一番大きな小学校となり2カ月余が経過いたしました。教育環境の現状と今後の課題について伺います。

1点目として開校してまもないが、学校全体を通して問題点は、学校や保護者が心配していることはないか伺います。

2点目として、登下校について2点伺います。

新たにバス通学となった日野春小、小泉小、秋田小の通学班の現状と課題は何か。併せて新たな徒歩通学路で登下校する日野春小、秋田小、通学班の現状と課題は何か。

3点目として、学校周辺は歩道の整備や白線とグリーン帯マークなど整備がされつつありますが、安全に徒歩で通学できる環境の整備計画について伺います。

4点目として、開校に伴って校庭に設置された長坂西放課後児童クラブの運営の現状と課題は何か。また、日常の指導や管理はどのようにされているのか。

5点目として、開校した長坂小学校には北杜市で初めてことばの教室、長小の場合はことばと発達のサポートルームが設置され、市内の全小学校の児童の発声、発語などサポートができるようになりましたが、現状と課題は何か。

6点目として、北杜市学校教育のさらなる充実のために開校を機に原っぱ教育の理念のもと市内小、中、高の教育をさらに充実・発展させるため、また現実的な課題、知育、徳育、体育、

食育、いじめ、不登校、暴力などの解決のため指導主事複数制導入を提案したいが、設置の考えがあるかどうか伺います。

以上で、明政クラブの代表質問を終わります。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

高齢化の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢化の現状と課題の受け止めについてであります。

北杜市の高齢者の割合は本年4月1日現在において32.1%であり、国や県よりもその割合が高くなっております。また独居高齢者や高齢者世帯の割合も高く、5軒に1軒が高齢者だけの世帯になっている状況であります。

高齢というだけで地区の行事に参加しない、あるいは参加できない方にとって地域の情報が入ってこないことや自分から困りごとを発信していくことが難しくなり、高齢者が孤立し近所同士が支え合う力が地域全体で弱くなってしまふなどの課題があります。

次に、高齢化により地区の環境整備等ができない問題への支援についてであります。

生涯現役を自負できる元気老人であり続けることが、高齢者が地区での活動を続けられることにつながると考えております。そのため、高齢者が健康で自分らしい生活を実践する意識の啓発と健康相談、健康教育などの介護予防施策を今後も進めてまいります。

次に、元気な老人の力を生かすまちづくりについてであります。

政府が閣議決定し発表した高齢社会白書において、内閣府が初めて実施した団塊世代の意識調査では半数が65歳以降も働くことを希望しており、団塊世代の高い就労意欲が明らかになっております。

本市は高齢化も進んでおりますが、一方でありがたいことに元気老人も多いことが特徴であります。ここ数年、農業法人等が市内各所へ参入しておりますので、こうした方面を含めて今までの経験を生かし、就労しながら後輩への技術指導等も積極的に行っていただきたいと考えております。

また一般就労もさることながら、現在も行政区長をはじめとする役職等に多くの方々に就いていただき、豊富な経験を生かし活躍していただいております。

今後はさらに社会参加活動や地域貢献活動、ボランティア活動等に積極的に参画していただけるよう、市でも働きかけていきたいと考えております。

次に少子化対策の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

少子化の現状と今後の対応についてであります。

本市の出生数の状況は合併後の平成17年度は301人、平成23年度は258人、昨年度は238人となっており、年々減少傾向にあります。

少子化の背景としては未婚化、晩婚化、仕事と子育ての両立への不安や経済的な不安などの生活環境等が大きな要因になっているものと考えております。このため、市では子育て支援の充実と子育て世代に魅力あるまちづくりの推進を柱に保育料の第2子以降無料化、ほくとハッピーワークの常設、放課後児童クラブの低額利用、出産祝金の支給などの就労・経済的支援等

を行っているところであります。また本年度においては子育て世代の定住促進のため、子育て支援住宅の整備に取り組んでおります。これらの事業を実施することで本市を子育てしやすい魅力的なまちとし、少子化に歯止めがかけられるように引き続き努めてまいります。

次に公共道路の管理、指導のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

市道の整備についてであります。

市道の整備工事につきましては、地域要望等をいただく中で計画的に執行しておりますが、行政区で行う道路整備事業に要する経費を助成する制度も活用していただくよう、お願いいたします。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

長坂小学校の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、開校後の学校全体を通しての問題点についてであります。

4月6日に新しい長坂小学校が開校し2カ月余りが経過したところでありますが、通学を含め、おおむね順調に学校運営が行われております。

今後、課題等が発生した場合は学校と協議し迅速に対応してまいります。

次に、登下校の現状と課題についてであります。

長坂小学校では4台のスクールバスにより遠距離通学となった日野春、小泉および秋田地区の一部地域の児童、計151人が通学しております。

スクールバスの運行状況はおおむね順調であります。地域や保護者からの要望による安全対策としてのバス停変更などにつきましては、学校側と協議して対応しているところであります。また徒歩通学児童につきましても、学校や保護者からの要望がありました場所へのガードマン配置や交通専門指導員、スクールガードなどの地域の皆さまによる見守り等により、安全な登下校が行われているところであります。

次に、ことばと発達のサポートルームの現状と課題についてであります。

ことばと発達のサポートルームは北杜市立小学校の通常学級に在籍し、言葉に課題を持つ子どもや人とのコミュニケーションに課題のある子どもに対して支援をする通級指導教室です。

就学前のお子さんを対象とした早期支援についての相談等にも対応することから、県より2名の教員が配置され、5月中旬より相談や指導を開始し、これまでに保護者など15件に対応したところであり、予約も3件をいただいております。

また、言葉の指導につきましては長坂小学校の児童をはじめ、市内小学校等からの18人に対し支援を開始しています。相談や指導につきましては一人ひとりに応じたきめ細かい対応が重要であり、そのために教員の増員などが課題となっております。

次に、指導主事複数制度の導入についてであります。

指導主事は学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する教育委員会事務局の専門的教育職員であります。

本市におきましては原っぱ教育の推進や小学校での英語活動、特別支援教育の充実など多様な教育ニーズに応え、より教育現場に即し、効果的な施策を実現するために学校と教育委員会

との連携役となる指導主事の役割は大きいものがあります。

こうしたことから、本市では平成18年度から県教育委員会から指導主事1名を配置しているところではありますが、社会情勢が大きく変化する中で原っぱ教育の推進、特色ある学校・開かれた学校づくり、いじめ・不登校など指導主事の職務も多様化していますので、複数配置につきましては他市の動向や本市の教育現状を見据え、県教育委員会とも調整を図りながら検討してまいります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

新規施策である家屋全棟調査の実施の件について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、調査の期間と方法についてであります。

調査期間は、今年度から平成27年度までの3カ年計画で実施してまいります。調査方法につきましては、すべての家屋について航空写真と固定資産課税台帳を突合する机上調査から始めます。その結果により、固定資産課税台帳と現況が一致しない家屋を中心に現地で家屋であるかどうかの判定、家屋の用途等について調査を行います。また、調査にかかる委託費につきましては3カ年の合計が約2億2,700万円で、初年度となる今年度はそのうちの9千万円となります。調査予定棟数につきましては、昨年プレ調査を実施した市内各町の集落地区8エリア、別荘地区5エリアの13エリア、1,350棟から推計しますと1万5,900棟程度と考えております。また税収につきましては、年間5千万円余りの増収を見込んでおります。

次に、課税の時期と家屋全棟調査の周知についてであります。

課税時期につきましては、業務終了の翌年度である平成28年度からといたします。その理由といたしましては家屋全棟調査の対象棟数が多数に及ぶため、現況との突合、評価額の積算等、精査した上で課税しなければならないためであります。

主な作業手順といたしまして、平成25年度は机上調査、平成26年度は現地調査、平成27年度に評価額の積算、平成28年度に課税と進めてまいります。

また、この課税時期に関しましては先進自治体3市、京都府宇治市、大阪府泉南市、鹿児島県霧島市でも同様の理由から調査終了後の課税としております。また調査の実施にあたり、どのような調査を行い、どのような家屋が調査の対象となるのかをご理解いただくために広報紙や市ホームページ、納税通知書に同封するお知らせなどにより事前周知を行い、ご協力を求めてまいります。

次に、所有者不明の場合の対応についてであります。

空き家などで所有者不明の場合につきましては、土地の所有者を中心に調査を実施してまいります。

なお、これには戸籍の情報が必要となる場合があるため、市の担当者が主に調査を行うことといたします。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

元気な高齢者の居場所づくりについてであります。

市では平成18年度から高齢者の交流と生きがいづくりを目的に、保健福祉推進員を主体に各地域の公民館等で、はつらつシルバー事業を実施しております。

開催回数、参加数ともに年々増加し、地域で定期的な運動教室の開催や毎月定例日に集まる健康会という形に発展していった地区もあり、高齢者に喜ばれております。

また、平成24年度から高齢者の居場所となるコミュニティカフェふれあい処をNPO法人や任意団体、社会福祉協議会、介護事業所等にご協力いただき市内に8カ所設置しました。

今後は高齢者の介護予防の活動拠点として、地域の公民館等を利用した居場所づくりを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

交通弱者である高齢者の足の確保についてであります。

デマンドバスの実証運行の終了に伴い休止していた時間帯の市民バス、明野町、須玉町、小淵沢町、武川町の巡回線および塩川・黒森線の運行を4月から再開し、併せて全路線で自由乗降を導入しており、利用者からは一定の評価をいただいているところであります。さらに新しい巡回線の運行や既存ルートの見直し等を検討しております。

また福祉施策としては、高齢・障害により介助なしでは公共交通の利用ができない市民を対象に目的・内容等を審査し、タクシー利用料金の一部を助成する事業も実施しております。広報紙で周知を図ったところであり、福祉施策としては既存の助成事業で対応していきたいと考えております。

次に少子化対策の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、未婚者の解消に向けての取り組みについてであります。

市では45名の結婚相談員を委嘱しており、相談員は相互の連携を図るため北杜市結婚相談員連絡協議会を組織して活動しております。協議会の主催により毎月4回の結婚相談所の開設や出会い場のイベントとして、年間2回から3回の婚活パーティーを開催しております。昨年度は3回のイベントを実施し、94名の参加がありました。

なお、7月28日の日曜日には、今年度1回目のイベントを開催する予定となっております。

次に、若者の働く場の確保についてであります。

若者の働く場の確保は、安定した生活設計の上で重要であると考えております。このため市では北杜ハッピーワークによる若者への就業支援や企業ガイダンス等により、企業の掘り起こしを行い就労場所の確保に努めております。また、県が昨年9月に地域の特性に応じたきめ細かな対策を講じて地域の雇用創出に取り組むため、北杜市、韮崎市を対象とした山梨県峡北地域雇用開発計画を策定しておりますので、この計画に基づき県や企業と連携して雇用創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域との連携についてであります。

近年は共働き世帯の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化の中で子育ての孤立感、負担感が増加していることや子どもや兄弟姉妹が減少し、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会も減少しております。

このような中、子育ては家庭の中だけでなく地域ぐるみで取り組む必要があります。市では子どもたちの安全・安心な活動拠点として放課後子ども教室、放課後児童クラブ、児童館、そして子育て中の親が気軽に集える場としてつどいの広場、子育て支援センターなどを設け、地域のさまざまな方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化活動等の体験活動・相談活動などを実施しております。

今後においても施設関係者や地域との連携を図りながら、子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、長坂西放課後児童クラブの運営状況と課題についてであります。

新設しました長坂西放課後児童クラブは定員70人に対し、6月1日現在において1、2年生57人の児童が利用しております。また長坂放課後児童クラブは長坂東放課後児童クラブに変更し、定員50人に対し主に3年生35人が利用しております。

指導員の体制につきましては長坂西クラブに4人、長坂東クラブに2人を配置し、保護者が安心して働くことのできる環境を提供しております。

なお、新体制になり2カ月余りが経過し順調に運営しておりますが、今後、課題等が発生した場合においては市・学校および指導員と協議し、迅速に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

公共道路の管理、指導のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、私道の管理についてであります。

道路は国・県・市・地域・所有者および利用者など、それぞれの管理者が適切に管理していくものであると考えております。市内には分譲地内などに私道が数多く存在し、中には生活道路としての利用状況もあることは承知しております。

こうした道路を市へ移管することの相談についてはさまざまな状況がありますので、関係する地域の皆さまと協議するなど、状況に応じた対応をしてまいりたいと考えております。

次に、赤道の維持管理についてであります。

赤道、法定外道路につきましては、地域に密着した地元住民の公共の用に供されている道路であることから利用者管理を原則とし、旧来からの道づくりといった行政区および受益者等での維持管理に委ねているところであります。

また、道路の補修等が必要な場合には北杜市道路整備事業補助金交付制度や砂利、生コン等の原材料支給制度の活用をいただく中で、今後においても地域共有の財産でもある法定外道路の利用者管理にご理解をいただきたいと考えております。

次に、長坂小学校の安全に通学できる環境の整備計画についてであります。

長坂小学校周辺の通学路につきましては関係部局と連携しながら順次、歩道整備工事等進めているところであり、昨年8月に市内全域において道路管理者、警察署、保護者等と連携し通

学路の緊急合同点検を実施したところであります。

この結果を踏まえ、歩道の設置工事や路側部分のカラー舗装などの安全対策の工事が順調に進捗しており、今後も関係機関と連携しながらさらなる強化を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

○10番議員（相吉正一君）

再質問をさせていただきます。

最初に高齢化の現状と今後の課題についてであります。急速に進む高齢化により、ますます後退していく地域のコミュニティ、過疎、限界集落にならないよう集落をどうしたら維持し守っていくことができるのか、高齢者社会の中でいち早い行政指導、取り組みが求められていると思っておりますが、見解を伺います。

2つ目に元気な老人を創出し、活用する取り組みについて先ほど答弁をいただきましたが、老人に生きがい、つまり生きる張り合いを持たせることにより元気な北杜市がつくられるものと考えますが、ぼけない、介護のいらぬ元気老人を増やす取り組みについて、そのことにより医療費や扶助費の軽減にもつながると思っております。

例えば元気な老人を民生委員さんの協力サポーター、結婚相談員さんの協力員、また公共施設の補助員やボランティア、各種行政委員や出会いの相談員などに委嘱して活用することが考えられますが、そのへんについての見解を伺います。

また3つ目に団塊の世代の豊富な経験を活用して、この厳しい10年間を先頭に立ていただき、次世代の後継者を育てる仕組みづくりはできないでしょうか。

以上3点を伺います。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。3点お伺いしました。

最初に人口減少の社会の中で早い行政指導、行政の取り組み等ということでございます。

現在もそうでございますけども、これから自然に地域の行事や地域の活動に参加できる地区というのを目指して、地域の方々と行政が一緒になって進めていくことが必要なというふうを考えています。団塊の世代を中心に知恵を出し合って、創意工夫をしていくことが必要ではないかというふうに思います。行政は各種の講座や研修、情報提供、情報交換等を通じて、その力が発揮できるように支援していきたいと考えております。

次に元気な高齢者、元気老人を創出する取り組みということでございます。

団塊の世代や元気な高齢者が、これから地域社会の担い手としてこれまで培ってきた豊富な経験や知識、技術というものがあります。これらを生かして生き生きとした生活を送るために、地域の中で新たに生きがいや、きっかけというものを見つけ出すことが必要というふうに考えています。

現在、介護支援課では介護支援ボランティアの推進というものをしております。介護支援ボ

ランティア事業は、65歳以上の高齢者の社会貢献活動を進めるきっかけとなっておるところでございます。高齢者を支える担い手となることで役割や喜びを感じることで、これから元気な高齢者の創出につながるものと考えております。

最後に団塊の世代の豊富な経験を生かして、次世代の後継者を育てる仕組みづくりというものができないかということでございますけども、団塊の世代は本当に若い元気な高齢者であります。ケアされる側になるのではなくて支える側になるという意識啓発が必要というふうに考えています。特に介護支援の立場からは高齢者が安心して出かけられるふれあい処というものをこれから一緒に協力してもらって、また運営にも参画してもらって地域の課題をお互いに見つけ出して解決していけるように、行政と両輪というような形で関係を構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

本市では高齢化が、先ほどの答弁では32%ですか、先般、厚生省の人口問題の研究所が発表した調査、人口推計では2040年には北杜市は3万2,880人になると。高齢化は49%という推計が出ています。2年後には36.3%、7年後は40%という大変な数字だと思います。

ですから元気老人を創出する取り組みは大変、大事だと思います。そうした意味で進む高齢化に対処するため、有識者による高齢化問題検討委員会等、また庁内にもプロジェクトチーム設置の考えはあるのか伺います。

もう1点、高齢者や老人世帯が増え続ける中で、交通弱者への足の確保は最大の課題であります。市民にとってはなくてはならないものと感じています。先ほども答えがありましたけども、今、地域公共交通の現状と課題、新規路線の検討を含めて見直しの状況はどうなっているのか。検討という答えがありましたけども、どこまで検討しているのか、進んでいるのか伺います。

高齢化問題は今、身近な問題でゴミの収集所まで運ぶことができない高齢者世帯のゴミ、例えば粗大ゴミなどの対策について大変、深刻な問題となっています。ぜひそのへんについての対応についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

相吉正一議員の再質問、最初の質問でございますけども、有識者による高齢化問題等の検討会の設置の考え方ということでございますけども、現在、本市には地域包括支援センターがございまして、高齢者一人ひとりに対応した支援の充実のために地域ケア会議というものを推進しております。この会議の目的でございますけども、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができる、暮らし続けることができるために設置したものでございまして、地域の関係者の各種団体等で構成された会議でございます。例えば介護保険事業所の関係者とか

民生委員さん、組長さんや隣近所の方々、知人や商店の方々、直接支援ができる方々に、見守りができる方がこの会に入ってもらいまして、相互に協力をしながら見守りや声かけといった具体的な行動が取れる地域社会を目指して会議を開いております。地域全体で高齢社会を考える体制づくりというものを、これからもこの地域ケア会議を中心に市全体に再度また広げて、市全体で地域課題を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

お年寄りというか、交通弱者への対応ということでございます。

福祉部のほうの対応といたしましては身体障害者でありますとか、あるいは高齢者の方で介護が必要な方等に対するタクシーの利用の補てんですとか、あるいは外出支援サービス等々で対応しているところでございます。

また先ほど来、話がありますように元気なお年寄りもいるわけでございます。そういった形の中で、福祉のほうとしてはハンディキャップのある方とか、そういった方々に対してのタクシー等の利用の補助を行っていくということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

地域公共交通の見直しがどの程度、進んでいるかというご質問かと思っておりますけども、4月から休止していた時間帯の市民バスを再開して、今、各支所を中心にしていろんなご意見、利用者の意見とかバスの時間帯、ルートの変更等を聞いているところであります。

具体的に言いますと大泉町の巡回線ができないかとか、見直し路線としたら小泉長坂線、武川巡回線等のルートの変更ですね、そういうものができるか等の具体的な要望みたいなものがきていますが、まだ4月に時間帯を設定して組んだばかりですので、2カ月、3カ月で変えるというわけにもいきませんので、今しばらくいろんな意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

相吉議員のご質問にお答えをいたします。

ゴミの搬出についてでございますけども、それにつきましてはとりあえず一番身近な班長さん、組長さん、あるいは地域環境委員の方々、区長さん等に相談をしていただければよろしいかなと思っておりますけども、その上で必要があれば総合支所のほうにも相談をしていただければ結構だと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に少子化対策の現状と課題について、再質問をさせていただきます。

富山の薬屋さんの話では、市内のどこへ行っても誰がいい人がいないかなど結婚についての相談が多いそうです。なんとかできないものかとよく言われるそうです。大変、深刻な事態になっていると思います。それらを含めて、結婚ができる環境の整備をということで経済的にも女性が自立し、結婚を選択しない女性が増えています。しかし、少子化に対応するには結婚できる環境整備が必要だと思いましたが、見解を伺います。

例えば先ほど言いました、元気な高齢者を結婚相談員協力員サポーターとして委嘱するなど、また市が主催するイベントなどに出会いの場、婚活推進コーナーを設けるなど、また例えば婚活企画として未婚者同士の合同コンペの開催など、若者未婚者が参加しやすい出会いの場を創出する取り組みについて、お聞きしたいと思います。

例えば主催団体に一部補助とか、ウォークラリーをよくしていますが若者のウォークラリーの部を設けるとか、そんなに経費はかからないと思うんですが、ぜひ私は未婚者対策は、市長も言っているように市の存亡の危機だと思うんですよ。やっぱり促進することが少子化対策の重要な役割だと思っています。

また2点目ですが、結婚相談所における支援について、先ほども答弁がありました。結婚相談員45人いらっしゃいます。その役割は大変大きいものがあると思っています。成果としては8組から10組ということですが、これからどんな支援や取り組みを考えていくのか。例えば進んでいる市町村では、民間の大手結婚相談所等と連携した取り組みをしています。これは新潟県の糸魚川市で行っています。ぜひ少子化問題、大変な問題だと思いましたが、何か出会いコーナー、元気な老人を委嘱してぜひ取り組んでいただきたい、そのへんの見解、所見を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、未婚者が参加しやすい出会いの場の創出ということでございます。

先ほども答弁の中で答えさせていただきましたが、45名の結婚相談員さんたちが一生懸命連携しあいまして年3回の婚活パーティーを開催している。イベントも実施しているという話をさせていただいたんですけども、ここに24年の実績報告書があるわけなんですけども、例えば7月には出会いのイベント「夏恋セミナー・アンド・ランチパーティー」というのがおいしい学校を使ってやっております。そして12月には、やはり出会いのイベントということで「あつあつほうとうづくりで婚活」ということで、高根のクラインガルテンを使ってほうとうづくり体験などで交流をしております。今年の2月23日には「森の中で出会いのチャンス餅つきパーティー」ということで名水公園べるがを使って、先ほど議員がおっしゃられたようなウォークラリーみたいなもの、その自然の中へ婚活パーティーをしてカップリングを求める

と。そういったようなこと、いろんな企画を考えながらやっておりますので、これからもこういった活動を推進していくものと思います。

次に2番目ですけれども、民間の結婚相談所との連携はできないかということなんですが、民間の結婚相談所というのはたぶん入会金とか、そういうものも発生するようなことになるやに思いますので、まだそこまでこの市として連携するというのは、ちょっと時間がかかるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

少子化について、再々質問をさせていただきます。

若者の雇用の創出、就業支援について。

パートや臨時職員としての雇用はありますが、正職員として働く場所が非常に少なくなっています。つまり市内や近隣に安定した雇用の場が少ないため、若者が県外に流出しています。若者の就業については、長期的な計画の中で解決すべき問題だと思っています。

若者の定住対策の取り組みの1つとして、若者を正社員として採用する企業の誘致を計画的に進める必要があると思います。例えば進出希望の企業が容易に土地を探ることができるような仕組みをつくる。具体的には一般の市民が所有し、活用したい工場適地をリストアップして提供するなど、工場進出の際に手続きのリスト化や手続きの一部代行など工場誘致の民間土地活用バンクの設置などが検討できないか、伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

1点目ですが、まず雇用の創出それから就業支援として若者を正社員として採用する企業誘致の考えという点だと思います。

企業誘致につきましては当然、重要な政策というふうに考えてございます。最近では農業法人、それから新規参入による雇用が増えている。それからまだ弱い動きではありますけども、一部既存の製造業者が拡張に伴い正社員を20数名募集するなど、一部改善の動きも見えている状況でございます。こうしたことから、引き続き企業誘致には力を入れて取り組みたいというふうに考えてございます。

それから具体的な事例ということで、土地を探するようなことができないかというふうなご質問だと思いますが、市のほうでは今のところ具体的な対策といたしまして、すでに民間の土地を企業誘致のための事業候補地といたしまして、現在6カ所、約14ヘクタールになりますけども、こちらについて市のホームページで紹介しておりまして、引き続き用地の確保等には取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

また手続き等の代行ということになりますと、やはり企業側の状況がはっきりしないということも踏まえて、なかなか難しい部分がございます。しかしながら進出に向けての助言、それ

から手続きについての協力などは可能かというふうに思いますので、そうしたものを通して今後も支援していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に公共道路の管理、指導のあり方について再質問します。

道路幅員が4メートル未満であっても風水害などが発生している特別なケースで、地域行政区から強い要望がある路線道路については、豪雨や大雨時の現地の状況を見ていただき現状の幅員で簡易舗装、もしくは雨水排水の処理ができるような仕組みづくり、取り組みを提案したいが見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、道路幅員4メートル未満の道路に対する整備の取り組みについてであります。

災害等による影響があり、地域からの強い整備要望があるところにつきましては、現地の状況等をよく確認させていただく中で、整備の必要性があると判断したところについて工事の優先順位等も考慮し、地域の要望に応えてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

今の道路の関係ですが八ヶ岳南麓、特に小淵沢、長坂、大泉、高根に多いと思います。すぐくこの大雨時、これから台風シーズンを迎えますが、砂利が流出して川のようなところが何カ所もあります。そのことは各支所の皆さんも承知していると思いますが、現場をまず見ていただいて排水対策をしていただきたい。そのへんについてもう1回、見解を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

相吉正一議員の再々質問につきまして、お答えいたします。

まず台風と豪雨、相当年間、ここのところゲリラ豪雨等も起きてまいりまして、今お話のありました道路等につきましては相当、北杜市は乱傾斜になっているところの道路が多々ございます。それで砂利等、相当、流出をしているのが現状でございます。当然、雨量にもよりますが大雨、またゲリラ豪雨、それから台風等につきましては現地のほう、再度、細かく確認しな

がら対応してまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に新規施策である家屋の全棟調査実施の件について、再質問をします。

家屋を新築、増改築するとき、また解体をする場合には市へ事前に届け出をしなければならないことになっていますが、市民にはそのことがよく理解されていないのが現状だと思います。税の公平・公正を図る上でそのことを対象者に理解をしていただく取り組みはあるのかどうか、伺います。

2つ目として今後、新築、増築家屋など未評価物件の把握について、登記以外の未登記建物の把握はどうしていくのか。特に倉庫、普通家屋の評価漏れの解消に向けての取り組みについて伺います。例えば各地区に協力員を設置するなどの考えはあるか、併せて伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。2点いただいております。

最初に、新增築等をする際の事前届け出等制度の周知についてでございます。

家屋を建築する際には、事前に建築主が建築法上の工事届や建築確認申請書を提出する必要があります。また北杜市まちづくり条例に基づく事前の届け出も必要となります。さらに建物が完成した際には不動産登記法によりまして、その建物を登記する必要もある。また建物を解体したときも同様に家屋滅失の届け出、登記をしなければならないことになっております。

議員おっしゃるとおり、たしかにこの制度につきまして市民の皆さんが理解をしていないというのはたしかに事実でございます。この制度の周知につきましては、今後も市の広報紙などを活用しながら積極的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。すみません、もう1点ございました。

次に今後の未評価物件の把握についてでございます。

今後も航空写真の活用や職員による現地の調査を継続的に実施し、課税台帳と現地の突合を行ってまいります。各地区の協力員の設置につきましては、現在のところは考えておりませんが、その効果や経費なども含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

先ほどの答弁で今回の調査は8エリア、別荘地帯5エリアを含めて13エリアで1万5,900棟が該当になるとのことですが、これは市内のほとんどの世帯が調査対象だと思います。実施にあたっては広く広報の回覧を行い、事業の実施に向け不要な混乱を招かないような努力

をしていただきたいと思いますし、例えばなぜ課税漏れになったのか説明責任を果たすことも大事であると思いますが、そのへんの見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

事業を進めるにあたりましては、家屋所有者のご協力をいただくことは最も重要なことだというふうによく認識しております。調査の必要性や方法、対象となる家屋など十分に周知を行いまして、ご理解を得ながら実施をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

最後に長坂小学校の現状と課題について、再質問をさせていただきます。

登校下校時の安全対策について、児童生徒の歩道のない市道・県道の安全対策を図るため、当面の間は緑の区画線の整備を提案したいと思いますと思いますが、低経費であり、父兄にも大変好評であります。具体的な提案としては、通学班の集団登校の集合地点から学校までの歩道がない部分に白線グリーン帯を整備し、歩行者優先ゾーンとしての意識化をする。このへんについての見解を求めます。

そして2つ目として、放課後児童クラブは教育委員会ではなく福祉部が管轄していますが、同じ敷地内にある学校は教育委員会、放課後児童クラブは福祉部の関係者が定期的に情報交換を開催し、連携を図ることが大変重要であると思ひまして、そのことを提案したいと思います。その考えがあるのかどうか、2点伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

相吉正一議員の再質問について、お答えをいたします。

先ほど白線グリーン帯の整備、進捗、また今後の予定という質問内容だったと思いますが、まず集団登校集合地点というのが各学校の近くにあり、そこにいったん生徒さんが集まっていたら学校まで登校していただくということになっておりますので、大変重要な集合地点だと認識しております。それで今後につきましても、集合地点から学校までのルート等々につきましても現地のほうを再確認し、また詳細を確認した上で現在も白線グリーン帯を整備してきておりますが、なお一層、整備また確認をしまいたいというように思っております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

相吉議員の再質問にお答えをしたいと思います。

学校は教育委員会、それから放課後児童クラブは福祉部ということで分かれているわけですが、議員がおっしゃいますとおり同一敷地内ということで当然、いろんな面で関わってきております。また問題が起きた場合につきましても、その都度、学校とそれから放課後児童クラブの指導員とで協議をするということは当然のことでございますので、定期的な連携ということでございますけれども、定期的でなくてその都度その都度ということで対応をしてみたいと。それからそういった形でスムーズな運営、それから学校、それから放課後児童クラブのそれぞれの指導者、教員等のそれぞれの持ち場といいますが、そういったものもしっかり果たしていただくというふうにしたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

今の定期的な情報交換、これは大変大切だと思います。事故が起こった都度では困りますので、そのへんはぜひ定期的に交換をするような取り組みをお願いしたいということです。

あと通学路の安全対策についてはやはり現地を見ていただいて、しっかりした対応をしていただきたいと思います。高根地区の小学校の統合も控えています。長坂小がモデルケースになりますので、しっかりとした対応をお願いし、答弁をいただいた中で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

再々質問にお答えをいたします。

定期的な連携をしたらどうかということでございます。これにつきましては大変いい提案だと思いますので、また現場等と打ち合わせをしまして定期的にできるものであればしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

相吉正一議員の再々質問に対しまして、回答いたします。

白線のグリーン帯等の効果につきましては相当あるということで、今後も市内各通学路、また集合地点につきましては再々、現場を確認しまして、スムーズに子どもたちが登校できるように確認を再度いたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

相吉正一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

少子化対策について関連質問をさせていただきます。

少子化対策ですが、この対策の大きな要因であります未婚者、これを解消することが大変重要なことだと思っております。未婚者の増加は、これは全国的な傾向で北杜市だけの問題ではないんですが、この対象となる本市において大体20歳から40歳くらいだとは思いますが、その方の独身者の数はどのくらいいるのでしょうか。

またもう1点ですが、先ほどからいろいろお話しが出ています。未婚者の解消に向けて結婚相談員の方には大変ご苦勞をいただいております。いろいろとご配慮をいただいている中ですが、この出会いをつくっていただくだけでも本当に大変ありがたいことだと感謝しておりますが、このうまくいった例というか、成婚率というか、どのくらいなのかお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

保坂議員の関連質問にお答えいたします。

まず最初に、対象となる独身者の数ということでございます。

今おっしゃられたのが20歳から40歳くらいとおっしゃっていただいたんですが、平成22年の国勢調査の統計がありまして、それによりますと北杜市で、これは5歳階級での調査がありまして、参考までに数字を言いますと20歳から24歳までの人が1,391人。25歳から29歳までが1,283人。30歳から34歳までが941人。35歳から39歳までが821人というデータがあります。これを足しますと20歳から39歳までの方は4,436人ということになります。

ちなみに結婚している人は30歳から34歳の段階で逆転する、結婚している人のほうが多くなるというようなデータになっております。

次に成婚率ということですが、これは非常に、どういう率をとっていいかわからないところなんですが、とりあえず相談件数から見合いに至った件数、それで成婚した人数ということで勘弁していただきたいと思うんですけども、まず23年度ですけれども、相談所に相談された件数が全市なんですけども53件です。相談員さんが相談を受けたりした件数は3,181件あります。そこから個人の方が見合いまで至った件数が124人。成婚者数は9というのが23年度です。24年度は相談所の相談件数が84件。個人の結婚相談員さんの持った件数が2,287件。そこから見合いに至った数が99人。成婚人数は8名ということになります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほどから大変、少子化というか、人口構成の悪さをそれぞれご心配おかけしておるわけがありますけども、私が言うまでもありませんがなかなか特效薬がないことはたしかでありますけども、執行としてはよいことはしようという思いで対策をやっているわけであります。ある面でいうならば相吉議員のご指摘のとおり、本当にふるさと存続の危機だと思います。そういう意味からすれば、それは即、県政でも国政でも国家存亡の危機ではないかというような思いで、私なりに県政なり国政に向かってもこの少子化対策に対する対応をしっかりとやるように全力で働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

今、しっかりと少子化対策ということでご答弁をいただきました。いつでも結婚適齢期、いつでも出会いがあって、いつでも結婚ができるという状況が生まれるのが非常に今からの未婚者対策としては有効かなと、またいい考えではないかというふうに思っています。

先ほど民間の相談所とちょっと連携は、今のところ考えられないというふうなお考えですが、北杜市に先ほど相談員さんが45名いらっしゃるということです。話がしやすい環境だとか、それから身近にそういう人がいるということも、1つはいいんではないかなというふうに考えています。この相談員さんを増やすとか、それから相談員のサポーターとか、そういった関係の人を増やすような考えがありますでしょうか。

そんなことで、大変ご苦労いただいているのが非常に分かりました。なかなか相談されても成婚までいくというのが難しいということも分かりましたので、なんかそんな手立ても考えられるかということを1点お聞きします。

それから少し視点が変わりますが、先ほどからありました就労のほうで質問させていただきます。

若者の働く場所の確保というのは、やはり若者が、勤労世帯が定着してくれる1つの大きな施策になると思います。経済的に安定する環境の整備で私も北杜市に住みたい、北杜市に移住してこようなんていう考えも出てくるかと思っております。北杜市ではほくとハッピーワークを開設しました。雇用の充実を図ってきたところですが、さらに相談日を増やしたり、それから対象を若者にも拡大しています。現在の利用状況、どんなふうになっているのか、効果についても伺います。

以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

保坂議員の、関連質問の再質問にお答えいたします。

45名の結婚相談員が増やせるかというご質問だと思いますけども、人が増えれば成果が上がるのであれば、それは増やしたほうが良いと思いますが、あるいはご提案があったようにサポーターみたいな制度があって、その手助けが必要だということでしたら、そういう制度も必要だと思います。直にやっている結婚相談員さんたちと相談をしながら今、何が必要なのかということを見極めながら対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

それでは、保坂議員の関連質問でございます。

ハッピーワークの現在の利用状況ということでございますけども、先ほど議員が言われましたように平成24年の6月から市役所内にハッピーワークを開設しておりまして、当初は昨年度は月曜のみでございました。それで6月、昨年度の実績でございますけども、70人の方が利用されまして30人の方が就職をされました。そして今年度につきましては、4月から5月末までで62名の利用がありまして、8人の方が就職されました。そのうち先ほど議員がおっしゃいました40歳以下の若年層にも対象を広げた関係のものにつきましては、先ほど言いました62名のうち13名が40歳以下ということで、13名のうち1名が就職をされたというような現状となっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

1つお伺ひしたいんですけども、長坂小学校の現状と課題ということで、ここに新しく長坂小学校の中にことばと発達のサポートルームというのが、これは長坂小の名称でございますけども、設置をされました。人には言葉というものが非常に重要なことでありまして、やはり大人になり、また成人になりますと言葉によって、その人の品格やら評価というものもいろいろされるということになっていくので大変よいことだなと思ってございます。

そんな中で先ほど答弁がなされたわけですけども、この教室には今、何名ぐらいが通っておられるのか。そしてその中で長坂小学校の児童、それから他地区から通っている児童が何人ぐらいかということですね。そしてこのことに関しましては当然、学校に対してはしっかり周知がされておられると思いますけども、これを一般の市民、住民に対してどんなふうな形で周知をされているのか、このこと。

それから、先ほどの答弁の中に課題としてございました。これは要するに指導者、教員の増員が課題であるということが答弁されましたが、これについて今後どんなふうな形で課題の解決を目指すか。そして現状とすれば、その教員は何人ぐらいの増員が必要なのか、このへんをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

坂本静議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

ことばと発達のサポートルームにつきましては、統合する長坂小学校の特色として設置をされました。現在、答弁でも申し上げましたけども、これは毎日通ってくるということではなくて週に1回とか、週に2日とかそれぞれ時間帯をずらしながら、プライバシーの問題もございまして、そういう形で対応しております。現在、答弁でもありましたけども、15名程度は通ってきております。

それで言葉の指導につきましては18人ですけども、うち長坂小学校からは1人、あとは市内の各小学校から通ってきているという状況にあります。

2点目ですけども、周知をするということですけども、保育園や小学校の保護者に対しましては文書などで周知をするとともに、乳幼児や就学時の健診などで発見をされるという場合がありますので、その都度お伝えをしているところです。今後も学校等を通じて、こういうルームがありますよというところは周知をしまいたいというふうに考えております。

それから3点目の教員の増員でございますけども、これにつきましては一人ひとりにきめ細かく、やはりプライバシーの問題もございまして、指導するということですので、現在2名の教員がいらっしゃいますけども、その方たちのご意見も、現場の状況も伺いながら、まだ2カ月、実際には5月から対応していますので、2カ月程度しか経過をしておりません。このへんも含めながら、県のほうに要望をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

市民フォーラムを代表して、大きく5項目について市長のお考えを伺いたいと思います。

はじめに、来年度からの3年間を実施期間とする第3次行政改革大綱・アクションプランの策定について伺います。

平成23年度より財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化と市民と行政の役割分担の明確化を基本理念とする第2次北杜市行政改革大綱に基づくアクションプランが実施されています。

本年度は最終年度にあたり、さまざまな課題解決に向けた取り組みがなされていますが、市の施策と市民のニーズが乖離した事例が散見されます。

第3次行政改革大綱・アクションプランの策定にあたっては、引き続き財政の健全化や施策の再構築と市民との協働などさらなる推進が必要であり、市民の理解と協力が重要だという観点で以下、伺います。

1 現計画に対して北杜市行政改革推進委員会はどのように評価をしているのか、伺います。

また、同委員会からの問題提起などは何かあったでしょうか。

2. 第2次行政改革大綱・アクションプランの検証と第3次行政改革大綱・アクションプランの策定スケジュールはどのようになっているか、伺います。
3. 小中学校統廃合の進捗状況とそれを受けて新計画での取り組みはどのようになっているのか、伺います。
4. 市民との協働による市政実現を図る上で、政策立案過程への市民参加は重要です。具体例としてパブリックコメントの実施件数、応募件数、政策に反映された件数などの実績はどうなっているでしょうか。
5. 指定管理者制度について現計画では制度の運用見直しを謳っていますが、市民サービスの向上と運営経費削減の視点に立って、市と業者それぞれの管理責任をどのように位置づけるのか。また、サービス向上のための業者からの要望に市はどのように対応するのか伺います。
6. 総合計画に基づく北杜市の将来のあり方を市民が具体的にイメージしやすいまちづくりビジョンとして新計画の中に示し、市民との協働や施策の優先順位の説明責任を果たす必要があると考えますがいかがでしょうか。
7. 公共施設の統廃合のあり方が大きな課題となっており、今年度基礎資料として公共施設マネジメント白書の作成が予定されていますが、この白書の活用についてどのように考えているか、伺います。

また白書を有効活用する上で欠かすことができないのが公共施設、インフラの統一した固定資産台帳だと思いますが、北杜市には統一した固定資産台帳が整備されているでしょうか。もし、されていないとすれば白書の作成と同時並行で台帳を整備するべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、公共工事の入札についてお尋ねします。

大泉総合会館改修工事の工事請負契約の締結についてが今定例会に議案として提出され、過日議決されました。

私も大泉在住の議員として総合会館の改修を強く望むものですが、この工事の入札には昨年11月に導入された市の最低制限価格制度の問題点が如実に表われており、その点を看過できなかったことから、今回は契約の締結に反対の立場をとりました。

最低制限価格が設定され、失格者も出たこの入札を1つの契機に最低制限価格制度そのものや市の公共工事の入札のあり方について以下、伺います。

1. 最低制限価格制度の導入による落札率の動向をどのように捉えているでしょうか。
2. 工事監査結果報告書によれば、平成24年度の工事は適正に執行されているとありますが、落札率と工事の質についての検証、つまり落札率と工事成績点数の関係調査などは行っているでしょうか。落札率と工事の質について、市はどのように考えているのか伺います。
3. 予定価格の設定についての市の方針についてですが、設計価格に対してどのように設定してきたのか伺います。
4. 入札制度の中で市全体、あるいは旧町村単位での市内業者の育成増をどのように考えているでしょうか。併せてランク分け等との関連も伺います。
5. 最低制限価格制度導入後の入札および落札結果について、市はどのような見解をお持ちなのか伺います。

6．最低制限価格については実施要領に明記された計算式がありますが、機械的にそれを適用するだけで適切な価格に設定されるものと言えるでしょうか。ライン設定の妥当性の検証をどのように行っているのか、伺います。また最低制限価格は非公表となっていますが、事後に公表すべきではないかと考えます。非公表とする理由を伺います。

7．山梨県が最低制限価格制度とともに実施している低入札価格調査制度を導入するお考えはありませんか。

次に、市民に対する市長の直接説明について伺います。

中部横断自動車道の建設計画では建設に疑問を唱える側と建設を促進する側に割れ、市民を二分する事態となっています。市長は去る2月27日に商工会や観光協会関係者、地区長、地域委員会などを集め、建設促進に理解を求める集会を開催、さらに先の5月26日には中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会長として、建設促進総決起集会への参加を呼びかけるなど、建設推進に向け積極的にアピールしてきました。一方、建設に疑問を唱える市民グループが求めている市長との直接対話には一切、応じていません。

また大泉町水道問題でも同じように、市長との直接対話を求めていた市民グループの要請に応えず、市民の前で直接説明をしなかったため訴訟にまで発展しかねない状況に至っています。さらに中3までの医療費窓口無料化を求める多くの市民に対しても、この制度を導入しない理由を直接市民に説明していません。市民の重大な関心ごとについて市長が直接、より丁寧に説明し、意見交換をする必要があるのではないかという観点から以下、伺います。

- 1．中部横断自動車道建設推進の立場の市民に対し直接説明をし、理解を求めたのと同じように異を唱える市民に対しても直接説明をし、理解を求めることが必要だと考えますが、みずからの意に反する市民の前になぜ出ようとしないのでしょうか。
- 2．5月1日には国交省が示していた新ルートのうちB案が望ましい、市内に2カ所のインターチェンジを設けてほしいという趣旨の要望を突然お出しにはなりました。B案や2カ所のインターということはどういう市民の声を聞いて決めたのでしょうか。
- 3．大泉町では多くの市民が市長との直接対話を希望し、説明を求めたにもかかわらず、一度もその声には応えず給水停止という強硬策で応えたことについて、改めてお考えを伺います。結果的に料金の不払いという行動をとらざるを得なかった大泉町民の本意は、値上げ拒否でも水道料金統一拒否でもなく、料金改定に納得のできる説明を求めることでした。

2010年1月26日に行われた3回目の住民説明会から今日までの3年余りの間にできることはあったと思いますが、いかがでしょうか。

- 4．中3までの医療費窓口無料化は、約1万人の署名と全会一致で議会で採択された請願という市民の強い声があります。この件に関しても市長は意見交換会などで市民に方針を直接説明する必要があると思いますがいかがでしょうか。
- 5．市長は市民に忠実に奉仕することを肝に銘じて、また市民の声を大切にとおっしゃっていたはずですが、そうならば賛否両論の立場の市民が等しく参加し議論を戦わせるまちづくりを進めることが必要だと考えます。ご自身の言葉に照らした市長の見解を伺います。

次に、有害鳥獣対策について伺います。

北杜市における野生鳥獣による農業被害については、すでにさまざまな対策がとられていますが、残念ながら必ずしも大きな効果が上がっているとは言い難い状況が随所に見られます。

北杜市鳥獣被害防止計画によればシカ、イノシシ、ニホンザルについては具体的な被害状況

に基づき計画が策定され、ハクビシン、アライグマについても将来の被害拡大の可能性を視野に入れ、被害防止計画が進められていると承知しています。

昨年12月定例会で私はそう遠くない将来、八ヶ岳南麓では今までなかったニホンザルの被害の拡大が予想されていると指摘しました。当時の産業観光部長は十分調査・研究して効果的な対処に努めたいとの答弁をいただきました。これらの状況を踏まえ、以下質問します。

- 1．市内各地の野生鳥獣による農業被害の現状と対策はどうなっているのでしょうか。
- 2．対策に対する効果の実績はどうなっているのでしょうか。
- 3．市内でも発生が予想されるアライグマや徐々に増加しているハクビシンによる被害の発生状況はいかがでしょうか。
- 4．武川・白州ではニホンザルの調査が詳細に行われましたが、どのようなデータが得られたのでしょうか。また、それらのデータは被害拡大防止に有効に活用されているのでしょうか。
- 5．八ヶ岳南麓におけるニホンザルの被害予防について具体的な方策はどうなっていますか。以上、伺います。

最後に、希少植物の保護対策について伺います。

市のホームページで市長は北杜市は動植物の宝庫だと述べていますが、近年市内の各地でカタクリ、イチリンソウ、ニリンソウなど希少な植物が大量に盗掘の被害に遭っています。こうした植物の保護について、県では絶滅危惧種に指定されるなど行政として動く根拠がなければ保護対策は困難だとして、具体的な保護対策には消極的です。

昨今、これらいわゆる山野草の本来の姿を求め、訪ね歩く趣味家や愛好家が増加し、こうした愛好家からは、山野草の自生地を積極的に保護すべきという声も大きくなってきています。こうした時代背景における自然保護という立場から以下、質問いたします。

- 1．山野草の自生地自体が有力な観光資源になり得るという認識はお持ちでしょうか。
- 2．県に先駆けて自治体として強制的に自生地を保護するルールづくりの必要についてはいかがお考えでしょうか。
- 3．これは通告書番号が違っておりました。失礼しました。北杜市は大都市にはない自然をアピールし、一流の田舎町を自認していますが、田舎にしかないものを自発的に守り育てる姿勢を打ち出すことで、同じような環境にある自治体との差別化を図るべきではないかと考えますがいかがでしょうか。
- 4．人と自然と文化が躍動する環境創造都市を標榜する北杜市ならではの施策として、宝庫と謳う自然を分かりやすく説得力のある形で保護するという文化を打ち出すことこそが環境を創造していくことにほかならないと考えますが、市長の見解を伺います。

以上、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

執行部の答弁をいただく前に、ちょっと発言を許可していただきたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

はい。

○8番議員（岡野淳君）

先ほどの私の代表質問の中で、市の公共工事の部分がありました。その6つ目の質問の最低制限価格の非公表の部分ですけれども、これを通告で事後に公表すべきではないのかというような通告をしていたんですが、質問のほうでは公表すべきではないかと考えます。非公表とする理由を伺いますというふうに内容を変えてしまいました。私の不注意です。このあと質問に立たれる内田議員に対しても同じような通告があって、大変失礼なことをしたと思っております。今後、気をつけますのでどうか、申し訳ないと思っております。どうも失礼いたしました。

以上、お詫びを申し上げます。

そして改めまして、ここの部分は撤回をさせていただいて、事後に公表すべきでないのかというふうに訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

第3次行政改革大綱・アクションプランについて、いくつかご質問をいただいております。

北杜市行政改革推進委員会の評価についてであります。

現計画の策定に当たっては北杜市行政改革推進委員会に諮問し、答申をいただいております。また推進方法に対する評価としては、スピード感をもって取り組む等のご意見をいただいております。改善方針を明確化すべきとのご提案もいただいております。

次に市民に対する市長の直接説明について、いくつかご質問をいただいております。

市民に対する直接説明についてであります。

市政運営における政策決定の過程では、それぞれの局面において市民の代表たる市議会議員の皆さまはもとより地域委員会、区長会、各種団体など市民の皆さまからのご意見を丁寧にお伺いし、よりよい政策に練り上げていこうと考えています。またパブリックコメントや市長への手紙などにより広く市民の意見を伺い、その意見を大切にしたいと考えております。

県主催の中部横断自動車道の促進大会においても行政区長、地域委員、各種団体等の皆さんが熱心に参加していただきました。建設推進の立場の人を参加願ったのではなく、地区や地域、それぞれ団体を代表する方々であります。また岡野議員は二分しているうんぬんということですが、私なりに長いプロセスの中で圧倒的市民は賛成であり、早期着工を期待していると判断しております。そしてふるさと北杜市の将来のための必要であると信じております。

それぞれの政策の執行に当たっては、市民のニーズや社会経済情勢の変化を正確に受け止めながら総合的に判断し、市民に忠実に奉仕することを肝に銘じて議会や市民の皆さんとの信頼関係を損なうことのないよう、ふるさと北杜の礎をしっかりと築いていきたいと考えております。市政全般で市職員の説明は私の説明でもあります。市職員と市長はイコールであります。

次に希少植物の保護対策について、いくつかご質問をいただいております。

自然保護と環境創造についてであります。

美しい野生の草花は北杜市の財産であり、自然環境の保全是まちづくりにおいても重要であると認識しておるところであります。

市民一人ひとりが環境に対する関心を深め、高い志を持つことでモラルとマナーが生まれ、貴重な自然を守るという意識を高めるものと考えております。

市といたしましても環境保全施策を推進し、自然保護に対する文化の形成につながるよう、努めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

第2次行政改革大綱・アクションプランにおける小中学校統廃合の進捗状況と、それを受けて新計画での取り組みについてであります。

第2次行政改革大綱・アクションプランでは、学校等の統合計画策定および推進として平成22年5月に策定した小中学校適正配置実施計画の推進に取り組んできたところであります。この結果、適正配置実施計画に基づき平成24年4月には増富小学校を須玉小学校へ統合するとともに、本年4月には長坂地区の4小学校を統合し長坂小学校が開校したところであります。

また、適正配置実施計画における高根地区の小学校および中学校の統合計画につきましては現在、教育委員会において検討を進めているところであり、今年度中には統合計画案を作成することとしておりますので、第3次行政改革大綱・アクションプランには統合計画案を反映させた取り組みを位置づけてまいります。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

第3次行政改革大綱・アクションプランについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現計画の検証と第3次プランの策定スケジュールについてであります。

現計画の取り組み成果、達成見込みにつきましては現在、各課においてとりまとめを行っているところであり、行政改革推進本部での確認と協議を経て、行政改革推進委員会へ報告を行い評価をいただくこととしております。

第3次行政改革大綱・アクションプランの策定スケジュールにつきましては、現計画の検証と行政改革推進委員会での評価をもとにとりまとめ12月市議会で概要報告を行い、パブリックコメントを実施し、年度内には策定を完了する予定であります。

次に、パブリックコメントの状況についてであります。

パブリックコメントにつきましては市民との協働による市政の実現を図るため、現計画においても継続して取り組んでおります。

現計画期間内のパブリックコメントの実績といたしましては実施10件、ご意見47件、このうち政策に反映されたもの21件となっております。

次に、指定管理者との管理責任の位置づけについてであります。

市では北杜市指定管理者制度運用指針を毎年策定し、必要に応じてその見直しを行っております。この指針をもとに市と指定管理者との間の責任分担を定め、指定管理者募集の際にも市ホームページ等で公開するなど申請者に対して周知を図っております。この責任分担では、指定管理業務を行う上でのリスク分担を明確にした上で、それぞれの責任分野にしっかりと対応するよう、相互理解を得るためのものであります。

次に、サービス向上のための業者要望への対応についてであります。

指定管理者からは施設の修繕、改修や備品の更新、さらには自主事業や臨時休業、電力供給事業者の変更承認等、多岐にわたっての要望がありましたが指定管理者との基本協定に基づき、どちらがすべきか協議を行い対応しております。

今後も指定管理者との連携を図り、よりよい指定管理者制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくりビジョンを第3次の計画の中に示す件についてであります。

アクションプランは財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化の3つの基本目標に基づき構成されており、個々の取り組み項目が設けられております。

アクションプランは全体として、第1次北杜市総合計画の着実な推進を下支えするためのものとして位置づけられておりますので、直接的に総合計画の優先順位とリンクするものとは考えておりません。

次に、公共施設マネジメント白書の活用と固定資産台帳についてであります。

今年度、作成を予定している公共施設マネジメント白書につきましては、今後の施設の整理統合のための基本的かつ客観的資料として活用してまいります。施設の台帳については所管課が整備しているところですが、統一した内容となっていないことから白書の作成を機に台帳の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に市公共工事入札について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の落札率の動向についてであります。

平成24年度の工事の平均落札率は91.3%となっており、平成23年度の93.3%を2ポイント下回っております。

市の公共工事発注における動向を把握する意味において、今後も検証を重ねるべきであると考えますが、落札率は同種の工事であっても執行条件等により入札価格が大きく異なるものであると考えております。

次に、落札率と工事の質の検証についてであります。

平成24年度において、特に低い落札率で落札された工事が粗悪工事に至ったということはありませんが、公共事業において安かろう悪かろうはあってはならないことですので、その防止策としても最低制限価格制度を導入したところでありますが、今後も検証してまいります。

次に、予定価格の設定についてであります。

設計価格をもとに取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度等、諸事情を勘案し、個々の

案件について設定しております。

次に、市内業者の育成とランク分けとの関連についてであります。

公共工事の入札につきましては、市内業者で受注可能な案件は市内業者を優先しております。また、北杜市建設工事指名競争入札参加者の資格および選定要綱により、工事の種類ごとに経営状況によるランクと工事予定価格に応じた指名の基準等の条件が規定されております。

次に、最低制限価格導入後の入札および落札の結果についてであります。

最低制限価格制度につきましては昨年11月導入後、対象となった案件が本年5月末に行われた入札までの間に9件あり、このうち5件の案件で失格となった業者がおりましたがすべて適正な入札であったと認識しております。

次に、最低制限価格の設定と事後公表についてであります。

最低制限価格の算出方法については中央公契連モデル、いわゆる国交省モデルを基本に県の実施要領を参考に算出方法を定めております。この手法は多くの市町村で採用しているものでありますので、妥当であると認識しております。また事後公表についてであります。公表した場合、事業者が最低制限価格を類推し、落札することのみを目的に入札に参加することなどが懸念されますので、当面は非公表とし検証を重ねてまいりたいと考えております。

次に、低入札価格調査制度導入についてであります。

県内の多くの市において低入札価格調査制度を導入しておりますが、実績はないと聞いておりますので、今後、他市の状況を調査し検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

中学3年生までの医療費窓口無料化についてであります。

市は中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願署名につきましては、これまでに9,500人にのぼる署名による請願書の提出があり、重く受け止めているところであります。

また昨年3月の市議会におきまして請願の採択がされましたが、市議会から県内では本市の子育て環境は充実していると考え、これ以上の支出は他の事業の見直しや恒久的財源の確保が必要となり、実現への取り組みは慎重に対応すべきとの考えが示されております。

市民への説明については、中学3年生までの子どもの医療費助成を求める会の皆さんが請願書を提出されたときに直接、市の考え方を会の代表者へ説明してまいりましたので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

給水停止についてであります。

水道料金の改定を不服とし、料金の不払いを続けている大泉町の住民に対する給水停止執行予告通知は料金負担の公平性を確保する面から一定期間以上、水道料金を滞納している市民に

対し同様に行っている措置であり、大泉町の住民を特出し強硬に行ったものではありません。

また、合併協定項目に基づき進められた水道料金の改定につきましては、すでに北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例により平成23年1月から施行されており、このことに関し改めて市民に説明し、意見交換する必要はないものと考えております。

次に希少植物の保護対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、山野草の自生地が観光資源となり得るという認識についてであります。

昨今の山野草ブームの影響もあり、愛好家をはじめ図鑑を片手に多くの観光客がその自然を楽しむ姿を目にする一方、保護団体、地域および土地所有者のご努力にもかかわらず、希少植物の盗掘の被害が確認されております。

市ではこうした山野草をはじめとする希少植物につきまして、植生の破壊や盗掘なども危惧されることから自生地の状況を維持しつつ生育環境の保全、専門家や地域のご協力による保護体制の強化を進めることが重要と認識しているところであります。

次に、自生地を保護するルールづくりについてであります。

自然に恵まれた本市において多くの植物の生息が危惧されており、県で定めた希少野生動植物種の保護に関する条例により、希少野生動植物および生息地が保護されているところでありますが、指定を受けていない希少植物の保護につきましては地域、土地所有者、保護団体の意見等を伺いながら、実効性も含めた中で独自のルールづくりを慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、他の自治体との差別化についてであります。

北杜市の財産である自然環境を守り育てることは、次世代に継承するために与えられた使命と捉え、この自然をいかに大切に保護するかがこれからの課題と考えております。

市では各種講座、学習会や観察会などあらゆる機会を捉え、これら希少植物の自生地なども環境教育の場所として活用するなど、市民の意識向上と保護活動の取り組みを通して差別化を図れればと考えているところであります。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

有害鳥獣対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、野生鳥獣による農業被害額の現状と対策についてであります。

市内各地域での野生動物による昨年度の農業被害は、野菜を中心に約4,600万円の被害が確認されております。こうしたことから被害対策に関しましては管理捕獲や有害駆除、地域住民や猟友会等による追い払いとともに、有害獣防護柵の設置を組み合わせることが効果的であることから平成23年度13地区、設置距離約20キロ、平成24年度は12地区、約10キロの防護柵を整備しており、今後も各関係者と連携して被害防止に努めてまいります。

次に、対策に対する効果についてであります。

各農業団体は有害獣防護柵の設置補助等を積極的に取り入れており、防護柵設置により昨年度は約100ヘクタールの農地が守られ、被害減少に効果が出ております。

次に、アライグマやハクビシンによる被害の発生状況についてであります。

昨年度において、アライグマの被害ではないかといった情報が2件寄せられました。いずれ

も長坂町内からで、猟友会に依頼いたしまして檻を設置いたしました。が捕獲には至らず、アライグマ自体が未確認であったため、アライグマによる被害とは断定できませんでした。

またハクビシンにつきましては市内各地から19件の被害情報があり、そのうち7頭を有害鳥獣として捕獲しております。

次に、ニホンザル調査のデータと有効活用についてであります。

ニホンザルの生息域調査は市内全域でテレメトリー等を活用して現在も実施しており、これまでの調査によりますと市内には11の群れがあり、約700頭が生息しているとの成果を得ております。

武川町、白州町におきましては7群で約400頭が生息しており、内訳といたしまして山高群が約80頭、奥大坊群が約40頭、大坊群が約60頭、竹宇群が約30頭、中山群が約40頭、鳥原群が約50頭、教来石群が約100頭生息しており、年間を通じて移動を繰り返しているとの調査結果であります。

これらのデータにつきましては、専門職員による行動域調査や被害パトロール、追い払い等に役立てており、鳥獣被害マップにも反映する予定であります。

次に、八ヶ岳南麓におけるニホンザルの被害予防についてであります。

八ヶ岳南麓につきましては小淵沢町の一部を除き、今のところニホンザルによる被害の情報はありませんが、被害パトロールを定期的を実施しております。パトロールでは高根町から小淵沢町にかけての八ヶ岳南麓地域で情報収集を行い、ニホンザルの出没に備えております。このパトロールに従事する2名の専門職員につきましては狩猟免許を所持しており、ニホンザルの出没が確認できれば迅速な追い払いや捕獲活動が可能となりました。

今後も引き続き、この地域における被害防止活動や情報収集を続けるとともにニホンザル対応や情報の提供につきましては、広報紙等で啓発してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

市民に対する市長の直接説明について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中部横断自動車道についてであります。

中部横断自動車道の整備促進は合併以前の8つの町村で合意形成され、市の総合計画にも明確に位置づけられている重要施策であり、昭和62年閣議決定されて以来、26年にわたり国等への要望活動を積極的に展開し今日に至っており、議会をはじめ市民の皆さまにもご理解をいただけているものと判断しております。

現在、国が進めております中部横断自動車道長坂・八千穂間の計画段階評価において、市に対する意見や国で行った説明会での意見など、さまざまな考え方があることは承知しております。自然環境や景観への配慮など今後の計画において反映されるよう、国等関係機関に対して申し述べてまいります。

次に、国への意見書についてであります。

日本の顔となる観光地に選定された八ヶ岳観光圏の中核となる、清里地区へのアクセスの確保と恵まれた自然環境と景観への配慮は、これまで市が繰り返し国に対し要望してきたところ

であります。

現在、国がワーキンググループ内で検討をしている清里高原の南側を通るルート帯A案と清里高原の南側を通りつつ、よりアクセス性に配慮したB案の2つのルート帯について、B案が優れているものと判断したものであります。

また市民にとって利便性が高く、地域の活性化を図るためにも複数のインターチェンジを設置していただきたいとの考えにより要望を行ったものであります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

○8番議員（岡野淳君）

再質問をさせていただきます。

はじめに行政改革大綱・アクションプランについて、いくつかお尋ねをします。

まず一番最初に行革推進委員会から出てきた、ここに参考資料があります。22年11月25日付けで答申が出ております。この中で提言がありまして、かいつまんで言いますと1つは市民への分かりやすい情報提供をすることが大事だと。それから市民の理解、参画、協働を得ることが不可欠だという点が1つ。それから事業のPDCA、いわゆるプラン・ドゥ・チェック・アクション、こういうサイクルを実施することが必要だと。それからもう1つは、アクションプランを成功させるためにふさわしい人事異動、人事配置のあり方を検討し措置しなさいとこういう趣旨の答申が出ております。これについて、具体的にどのように答申を反映させているのか、その点をまず伺いたいと思います。

それからパブリックコメントなんですけれども、たしかに件数と政策に反映された数を伺いましたが、例えばなんですけれども、ある事業についてパブリックコメントを求めるときにできれば大体何人くらいの市民の意見がほしいとか、そういうふうな件数の目標設定みたいなものを行っているかどうか、その点をお聞かせ願います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

行革の推進委員会の22年の答申の際に出された、いくつかの例えば事業のPDCA等、また人事異動に反映する件等はその都度、行政の中へ持ち帰りまして直接この計画の中へ謳い込むというのではないんですけれども、それぞれの職場でこれを確認してやってきております。

次のパブリックコメントなんですけれども、目標設定がされているかということなんですけれども、今まで10件の実績がありまして、福祉課、地域課、企画課、まちづくり課、健康増進課、食農課、介護支援課等でありまして、出すときの人数はどのくらいかというものは設定しておりません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

ありがとうございます。今の件ですけども、まず最初のほう、委員会からの提言の部分ですけども、具体的に計画の中に謳い込まないということは分かります。ただ、中でも3つ目の人の配置、これは特に重要なことだというふうに考えておりました。今までも、北杜市の一般論としてですけども、定期的に人は変わっていきます。人を育てなければいけないという意味での人事異動は当然だとしても、何か1つのことをやる時にある程度のスペシャリストが必要だという部分は必ず出てくると思います。そういう意味ではやはりどこかで人をある程度、張りつけて、その部署の仕事に関しては間違いなくこの人がスペシャリストだということが必要になってくるのではないかと。そういうことを言っているんだと思うんですね。そういうふうな人の配置、そういったものをどういうふう考えているのかをお聞きしたいと思います。

それからパブリックコメントについては、たしかにルールは、何人集めなければいけないというのはたしかにないと思います。思いますけれども、パブリックコメントを求めますよといったのが1件なのか2件なのか、あるいは10件なのか20件なのか分かりません。だけど、それをもって市民の意見を聞いたということには、なかなかならないだろうというふうに思います。そういう意味で、できればこの件については最低でも、例えば何十人の意見を聞きたいとか、そういうふうな目標設定があってもいいんじゃないかというふうに思ってお聞きしましたが、改めてその点のことをどういうふう考えるかをお聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

堀内副市長。

○副市長（堀内誠君）

岡野議員の再々質問について、お答えをしたいというふうに思います。

人事配置についてのご質問でございますけれども、職員については毎年、年末に「私の希望と意見」というもので希望を取っております。そうした中で北杜市になってから8年が経つわけですけども、ローテーションとすれば先ほど議員さんがおっしゃいましたように3年程度で一応、ローテーションは基準として考えております。しかし、そういう中でも組合とかいろんな意見を聞きますと、やっぱりスペシャリストというものも市の中では必要だということは十分承知をしております。そうした中で技術職だとか、当然、専門職はそこにずっといる中でスペシャリストになるわけですけども、事業が展開していく中でやっぱりどうしてもそういう人材も必要ではないかというふうに考えておりますので、この行政改革アクションプランの中で事業遂行の中で各課の課題もございます。来年度の課題はこういう課題だなという中で的人事配置はさせていただいているということで、今後またスペシャリストの育成については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

パブリックコメント、できれば多くの方々からの意見、目標ができればいいということで

ざいますが、私たちもできるだけ多くの意見をいただくことが大切だとは思っております。期間を通常1カ月程度、パブリックコメントの期間を設けてやっておりますので、これからそのパブリックコメントをやっているということの周知を再度、方法等を考えましてできるだけ多くの市民の皆さんからの意見が寄せられるようなことをやっていきたいと、そんなように思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは、次に公共工事のことで伺います。

質問の中でもちょっと引き合いに出ささせていただきましたが、大泉の総合会館の改修のことの説明がありましたので、これを例にとります。落札業者は予定価格の86.6%だったという説明をいただきました。一方で失格となった業者は金額で82万円、約0.4ポイント低かったということで失格になったというふうに伺っております。つまりこの0.4ポイントの差の中に、今回のケースではいわゆる最低制限価格のラインが設定されたということになるんだと思うんですけども、この差をどう評価するのか。

つまり、この0.4ポイントの違いがこの最低制限価格の理念である、理念といいましょるか、つまりダンピングであるとか、あるいは下請け業者へのしわ寄せの防止であるとか、あるいは労働条件の悪化の防止であるとか、そういうことになるのかなど。そんなにある意味、シビアなところなんだろうかというふうに感じます。

例えばダンピング1つとってみれば、今回の金額に関して例えば半分以下だったとか3分の1だったとかならば分かるんですけども、金額にして約82万円という説明がありました。これがそういうふうな判断になるのかなという感じがしますので、そこらへんの線引きの考え方について、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

それからもう1つ、最低価格の設定がないと、必要がないと認めるときに最低価格設定をしなくていいという規定があると思いますが、この最低制限価格を必要ないというふうに判断するケース、これはどういった場合を想定しているのか、これをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

まず入札の経過でございますけども、まず最低制限価格は最低制限価格の基準に従って設けて入札をします。ですから、全部入札してから最低制限を切るわけではありませんので、最初から設定されたところ、それはもう公示されているわけなんですけども、その計算式によってできた最低制限価格に向かって皆さん、競争をしていくと。それはたまたま、その入札価格がそれより下回った、0.4%下回ってしまったというだけの話で、ただこの最低制限価格の制度は少しでも下回れば失格というふうにルールとなっております。下回ってしまったものは致し方ないものと考えております。

次にどういうケースが対象外となるかということですが、例えば機械設備工事などにおいて取り付ける機器類が高額で、設計金額の中で機器類の費用が占める割合がほとんどであると。そのような特殊な工事みたいなものは、この最低制限価格を設けないようになっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

最低制限価格のラインを事前に引いておくというのが、それは至極当然の話であると思います。これは質問の際にも伺ったことですが、単純に、たしかにいろんなケースに応じて計算式が決められているということは承知しておりますけども、そういうことを機械的に計算をして線引きをするということだけで、この最低制限価格というものを、制度を設けるという趣旨に本当に合うやり方ができるんだらうかというところがちょっと疑問に感じたものですから、伺いました。もっといろんなケースを想定して、工事の種類とか性格ごとにいろんなファクターを見込んで、その都度その都度、最低制限価格というものを設定していくというようなやり方というのはとれないものなのか、それを1点聞かせてください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

これは先ほども申し上げましたように、公契連のモデルという、国交省モデルを使ってやっているものですので、これを市なりにアレンジしてやるということは考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

では次にいきます。

次に市長の直接説明について、伺います。

引き合いに出した事例がいくつか、中部横断自動車道の件、あるいは大泉の水の件、あるいは医療窓口無料化の件、個々の説明をいただきましたが、私が言っているのはそういうことではなくて、こういう重大な市民の関心ごとについては、たしかに市長がおっしゃるように市の職員の方々のお話というのは、市長のお話とイコールであるということは承知しております。ただ、こういうことに、重大な関心ごとについては市民の多くが市長の口から直接聞きたい、直接説明をしてほしいという声をあえて挙げているわけですね。そういうところに入って行って、市長から直接お話をさせていただくことができないのかなということを伺っておるわけです。そういうことで、そういうことをさせていただくことでまた市民の納得も得やすくなるし、まして言ってみれば市長のお考えに、その時点で賛同していない、そういう考え方の市民に対して

こそ直接説明をし、理解を求めることが大事だというふうに思っております。そういう意味で伺いましたので、ぜひもう一度、お考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

繰り返して述べるつもりもありませんけども、私なりに市政各般にわたって職員の説明することは即、私の思いであり、市長と市職員はイコールであるという見解は変わりありません。重要な事項という問題はいろいろな意味で見解の違いもあると思いますけども、具体的に中部横断道路とか水道問題とかお話をしましたけども、そういう意味からすれば長いプロセスを経て、いろいろな意味の住民説明は直接してきたつもりであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

すみません、売り言葉に買い言葉になってしまうようで恐縮なんですけども、例えば大泉の水道問題に関しては、たしかに3回の説明会を開いていただきました。しかしその3回の内容を見ると、最初の1回目からおおぜいの市民が納得できていないということを言っている。2回目もそう言っている。3回目もそう言っている。だけど3回目にはこれで打ち切りというふうになったわけです。ですから、やはりその段階でその市長のお考えを、市長なり市の職員の方が説明してくださることは重々承知の上で申し上げているんですけども、やはりそれでも納得できないんだという声に対しては打ち切りということではなくて、やはり懇切丁寧に説明をし理解を求めるということがやはり基本ではないかなというふうに思います。何も自分の意見が通るまでわがままを言うなんていう意味ではなくて、やはりなぜ例えば水道料金の改定が必要で、大泉の水道料金が上がってということが起こるのかということは素朴な問題として、やはりそこにいる市民は非常に重大な関心ごととして受け止めるわけです。そういうところで、あえて直接というふうになるんだと思いますので、それは別に大泉の水道問題だけに限りません。ほかのことでそういう場面は、これからもたぶんあるんじゃないかと思いますが、そういうことを求めているんだということで、市長もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

合併した北杜市、言うまでもなく課題もたくさんあります。一言でいえば統合しなければならぬ問題もたくさんあったわけであります。ある面で言うならば上水道の問題も大変重要な課題であったことはたしかであります。そして行政としては、簡易水道統合に向かったの委員会に諮問して、そして統合に向かったの答申をいただき、議会でも何度となく、この中で議論してきたわけであります。それらは即、私の議会に向かったの説明も、統合に向かったの一体感の説明をしてきたわけでありますので、私なりにくどいようでありますけども、直接説明は

見解の違いはあるかもしれませんが、市民に向かってはやってきたつもりであります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

次にいきます。

有害鳥獣対策について、これも昨年12月の一般質問でも取り上げさせていただきました。シカ、イノシシ、こういうものについてはもう従前からさまざまな対策をいろんな方が大変苦労しながらやってきたということは承知しております。

今回は特にあえてもう一度ご意見を伺いますが、ニホンザルの被害、しかも今まではあまりというか、ほとんどなかった八ヶ岳南麓のニホンザルの被害について、もう一度ご意見を伺いますが、つまり従来のニホンザルというのは山の中に住んでいて、たまには里に出てきたこともあったでしょうが、里に出てきても山に帰る術を知っておりました。ところがいろんな理由でサルの人口と申しますか、ポピュレーションが上がってきてオーバーフローしてエリアからはみ出してきたサルが増えてきた。それが八ヶ岳という、彼らにとっては未開の地と申しますか、新天地と申しますか、そういうところに出てきたということで、サルの質が大きく変わろうとしています。つまり彼らは、彼らというのは八ヶ岳に移ってきたサルというのは、例えば武川とか白州にいた従来のサルとは違って、山の奥へ逃げ帰る術を知りません。里で暮らすことを覚えてしまったサルの文化がそこに根付いているわけです。

したがって、武川なら追い払うといえ山の中へ逃げ帰るといこともあるかもしれませんが、これから八ヶ岳で起こるであろうサルの被害というのは、同じパターンではなくて、あの八ヶ岳の広いエリア、そこをぐるぐる逃げ惑うだけなんです。多少エリアは広くなるし、最初のうちはポピュレーションが低いですから人口密度は低い。したがって被害もそれほど目立たない。だけど、それが目立ってきたときにはもう手遅れになる、こういうことを想像しているわけです。

例えばどういう理由でサルのポピュレーションが爆発的にある時期から上がるかとか、そういうことが武川のデータで取れているわけです。それを、八ヶ岳に持ってきたときに何が起こるかというシミュレーションをしないではいけません。しかし例えば、私は大泉ですから、大泉のまわりの農家の方々にそういう話をしても、いや、私はサルなんか見ていない、したがって非常に危機感が薄い。だけど危機感を抱くほどサルが出てきたら遅いんです。だから今からやろうということを申し上げているんです。

したがって武川のデータを活用し、いろんな、例えば里守り犬を訓練してきた人たちもいます。武川にも白州にもいます。そういう人たちの経験を生かし、これからどうやったら八ヶ岳南麓のサルの被害を食い止めることができるのかということ今からやらなければいけない。そのためには当事者である農家の方々にもしっかりと理解をもらって、協力をしていただいて勉強していかないとはいけません。そういう場所をつくりましょうということを申し上げている。僕はもう2年以上前から、市長にも副市長にもあるいは大泉の総合支所にも、農業委員の皆さんにもそういうことを申し上げてきたと思います。しかし、そういう意味での対策というものがまだ取られていない。ですから、そこをよく執行の皆さんも理解していただき、早く手を打っていただきたい。でないと北杜市の基幹産業の農業というものが将来、壊滅的な打撃を受ける

可能性があるわけです。そういう観点から立ったときに、この対策をどういうふうにするのか、もう一度ご答弁をいただきたい。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

たしかに、先ほどの答弁の中でもニホンザルの被害について触れさせていただいておりますけれども、たしかに今、ご指摘のとおり八ヶ岳南麓につきましては小淵沢の一部を除いて、なかなか被害の発生をしていないというふうな状況はご指摘のとおりでございます。当然のことながら、今、現状であるマップ、それからニホンザルの被害状況についての、例えば出没状況、そういった成果につきましては有害鳥獣のマップですとか、そういったものに1年間の出没状況なども踏まえて作成することによって、そういったものをうまく活用していただく。またどうしても今のところサルに関しては、はっきりした、もう本当にこれが特效薬だというふうな対策が出ていないというふうな状況も間違いのないわけでありまして、ただ、その中で従前からの対策を踏襲するというふうな形にはなりませんけれども、結果として今、被害が発生していない地域につきましては守る、なくす、追い払う、それから見通しをよくする。また最後は地域ぐるみ、そういったものを今後も機会を見る、また折を見ながら事前に対策を講じていく上でそうしたことの対策を講じながら、被害が発生する前に知識を植え付けるということが大事だとは思っております。

そうしたことから昨年度もちょっと、大泉の場合ですけれども、地域委員会の方にもちょっとそういう対策のほうもお願いして検討していただくような対応もしていただいたというところでもありますけれども、ご指摘のとおりなかなか実感が湧いていないというのがやはり現状ということでもあります。そうしたことから武川・白州の例なども挙げながら、今後は八ヶ岳南麓を中心に対策を講じていただきたい。また先ほど申し上げたとおり、今年度から狩猟免許などを所持しています専門職員を2名、雇っております。そうした方々は機動的に毎日、各8つの町をまわりながら、サルなどを見た際には追い払いをすぐできるような体制もっておりますので、そうしたものを活用しながら住民の皆さんには理解をお願いしていく所存でございます。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

よろしくお願いたします。蛇足ですが、ニホンザルについては私の父がニホンザルの研究者だったのでよく分かるんですけども、例えば神奈川県湯河原という町がありますが、そのサルが伊豆半島の尾根をずっと伝って、石廊崎の先っぽのほうまで移動しているということが確認された。これは30年以上前の話なんですね。したがって秩父山系から来る、あるいは長野側から来るニホンザルというのは1日で、あるいは2日で北杜市のほうまで移動してくるとするのは庭先を散歩するようなものなんです。したがって、去年の暮れでいただいた答弁でたしか小淵沢で100頭ぐらいという話があったかと思いますが、それは確認されただけの

話で実はもっといるのではないかというのが、今のハヶ岳を心配している人たちの意見です。ですからこれは本当に緊急事態だというふうに考えていただいて、今、産業観光課長が答弁していただきましたけども、危機感を持っていただく仕事はどうか行政のほうでやっていただきたい。だけどそれをお手伝いする市民、あるいは民間団体というのはいと思います。ぜひそういうところの協力を頼みながら、ぜひこの対策をとっていただきたいと思います。ここで、どうかやるという一言をいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに数量等につきましては、市のほうでテレメトリー等の調査を通じて頭数のほうの確認はしておるところでございます。また民間でもやはり頭数等の確認もしているという中で、数字の若干食い違いはあるということでもありますけども、また今後そういったデータをお互いに共有しながら対策を講じていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

最後に、希少植物の保護対策について再質問させていただきます。

引き合いに出したのはカタクリ、イチリンソウ等、割とこの近くに自生している植物ですけども、実際この春にカタクリの盗掘現場を見てまいりました。私は花が専門ですので、なお思入れが強いのかもしれませんが、やはり質問でも申し上げたようにこういう植物の生えている環境、あるいはその場所が大変今、一部の人かもしれませんが貴重になってきている。ある意味、北杜市ならではのいわゆる観光資源にさえなっているというふうに私は考えております。高速道路の問題もありますけども、しかし各地から観光客を誘致するときに、こういうものが北杜市にあるんだということは大事なPRになるし、そういう意味からもこれを市独自にルールとして守る方法を考えるには、どうしたらいいかということを考えていきたいというふうに思っております。

いろんな保護をしなくてはいけない動物や植物があることは、もちろん承知しております。しかし先ほども申し上げましたように、例えば県も何か指定をしないと動けないというふうに言っているわけで、それならば北杜市が独自にやれる方法はないのかということ伺っているんですけども、そこらへんについていかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

岡野淳議員の質問にお答えをいたします。

観光客の誘致ということですけども、北杜市自体が自然が大変豊富なところであるということとを広く発信、PRすることは必要なことだというふうには考えておりますけども、個別的な

部分については、諸般の事情から積極的に知らせていくことはどうかというふうを考えているところでもございます。

また市独自のルールということでございますけども、山から勝手に植物を抜き取る行為といえますのは、当然その森林法等で禁じられて罰則規定もあるところでございます。保護につきましては、実効性のあるルールがつかれるか否かということが大変重要なことにはなると思いますが、土地所有者、地元地域、あるいは保護団体の意見も聞きながら慎重に検討しなければいけないということではありますけども、いずれにしても盗掘という意思を持ったような方々に対しまして有効な手立てを考えていくことは、大変重要なことだろうというふう考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

岡野議員の代表質問の中の、行政改革大綱・アクションプラン策定、市長の直接説明についての中から質問をさせていただきます。

行政改革大綱、の公共施設マネジメント白書に関して、これは大変これから先、北杜市の財政運営上も、あるいは市民の行政サービスの観点においても大変重要な基礎資料になると思っております。今年度予定されておりますが、先ほどの説明、ご回答の中では整理統合を目的とするという簡略な答弁であったわけですが、このマネジメント白書そのものは本来的には現在の施設が老朽化、あるいは耐震上の問題があったことを前提として、その方針、それに対する財政的な負担がどのくらいかというものが主たる白書の目的であります。北杜市の場合には合併によって大変、多数の公共施設を抱えており、それらの統廃合も含めてトータルでこのマネジメント白書の中で、それらの問題も考えていこうというようにしているというふうに理解をしておりますが、その理解でよろしいのでしょうか。それから、だとするならばこの白書の活用については、現時点でどんなふうなことを考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

それから次に固定資産台帳の取り扱いに関してですが、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、固定資産台帳の整理がどんなようになっているのかを改めてお聞きすると同時に、北杜市は、これは公会計の中でも基準が示されておりますが、総務省が示しております財務諸表の作成方法について3通りあるわけですが、総務省の方式、あるいは基準モデル、総務省改定モデルというような形で示されておりますが、北杜市はどれに準じてこの固定資産の評価をされているのか、そのへんを明確にお答えいただきたいと思っております。

それから市長の直接説明につきまして、番のご答弁、改めてお尋ねします。

B案や2カ所のインターを市長は要望を国にしました。どういう市民の声を聞いて、そういう市の要望としてそれを国に上げたのか、そこを明確にお答えいただきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

篠原議員の関連質問にお答えします。

まず最初にマネジメント白書のつくり方ですけども、ただいま6つの業者の提案がありまして、それをこれからどういうものをつくるかというのを聞き取りして業者を決めていくような形になります。その中でどんなものをつくっていくかということなんですけども、合併して数多くある施設が、先ほど議員の言ったようにこれから維持していくにはどれだけかかるのか、そしてまた壊して、また新しく造るにはどれだけ行政負担がかかるのか、財政がかかるのかというものをトータルで出していくものと考えております。

それで2番目の固定資産台帳なんですけども、そのために、答弁のほうでは今、各部署で施設台帳を管理して統一したものがないので、これから統一した固定資産台帳、ないし施設台帳というものをつくっていかねばならない、そういうような答弁をさせていただいたわけなんですけども、当然これをやっていく上には共通したデータベースの台帳なるものは絶対的に必要になってくると思います。

ただ今回の公共施設マネジメント白書では、そのつくり込みの様式みたいなものづくりをします。そこまで提案してくれというように、募集要項には入っておりますので、どういう拾いの仕方、どういうデータがその施設には必要なのかというものまで提案してくれというふうになっておりますので、それを見てから検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

あと2の、関連質問にお答えを。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

それでは、篠原眞清議員さんの質問に対してお答えをいたします。

質問の内容でございますが、B案や2カ所のインターの要望はどういう市民の声を聞いて決めたかというご質問でございますが、B案につきましては清里方面のアクセスが大変いいということが1点と、大きな要因の中でB案を国のほうに出したものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

公会計の、3通りある中のどのモデルを使っているかということですが、本市の公会計は総務省方式の改定モデルを採用しております。固定資産については、決算統計の積み上げを使用しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再々質問を行います。

固定資産の台帳に関して、総務省の改定モデルを使っているということですが、今、積み上

げという話をされました。決算データの積み上げと。そうしますと売却資産、あるいは無償譲渡したような資産はそれから削除されないことになると思いますので、今現在出されている北杜市の、この4表で示されている固定資産税は実態と合っていないという理解でよろしいのかをまず1点、お尋ねします。

それからもう1点、中部横断道のB案、2カ所インターの要望はという私の質問に対して、まったくお答えになっていないと。私が聞いているのはどのような市民の声を聞いて、それを北杜市の要望として市長が国へ届けたのか、そこを明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

篠原議員の再々質問にお答えします。

先ほど積み上げているということですが、償却しているものについてはその積み上げの中から除いております。明確に除いておりますので、実態と合っていないということはないと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中部横断道のことでありますけども、私も北杜市の執行の責任者としてどういうものかいいかくらいのことはみずからも判断できます。今、聞くところによると中部横断道路のいわゆるワーキンググループも最終局面を迎えていて、それに間に合わせなければならないという客観情勢もあります。くどいようでありますけども、事業主体は国であることはたしかであります。そういう意味で、私なりに北杜市を知っている市民の一人として見ても、市長として見てもA案とB案、どちらが北杜市にとっていいだろうかという判断はできます。またインターにしても、高速道路というのは私が今さらここに立って説明するまでもなく、インターチェンジは多いほどいいですよ。1つより2つ、2つより3つ、3つより4つ、そういう意味で複数インターを求めたわけでありまして。ご理解ください。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

公共工事の入札についてですが、最低制限価格の妥当性について計算式は多くの市町村で導入しているから、また低入札価格調査制度は導入しているところが多いけど、うちのところではやらない。本当にこの妥当性をどう考えているかという市の考えを、市の価格の妥当性について伺いたいのと、県は事後に公表しています。どうして市がやらないのかをしっかりご答弁願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

野中議員の関連質問にお答えいたします。

その最低制限価格に妥当性があるかどうかというお話ですけども、そもそも論としまして設計価格、予定価格というのは標準な工事をするためにある、設定された価格だと思っております。それを基本にして最低制限価格がつくられております。これはこの最低制限価格は先ほどから言っているように国交省モデルを使った数値で示されておりますので、当然、妥当性はあると思っております。

なぜ公表しないかということなんですが、昨年11月にこの制度を導入しまして、まだ数カ月しか経っておりませんので、検証をこれからしながらいきたいと思います。公表しない理由なんですけれども、公表した場合は過去の入札結果を確認することに、今後の入札にあたって予定価格との照合により安易に最低制限価格を類推し、積算する労力や経費を省き落札することのみを目的に入札に参加することが懸念されると、そういうことから事業者の積算努力を促すなどからも金額を公表しないほうがよいということを考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

要するに低入札価格調査制度も事後の公表も県はしているけれどもということ、その比較を、市の考えを伺いたいんです。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

県はしているけども、市は今のところ検証しながら考えていきます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

（「答弁漏れがあります。」の声）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

事後に公表すべきということについては今、検証中と伺いましたけども、低入札価格調査制度は導入されていないということについてのお答えは、先ほどなかったと思うんですけども。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

低入札制度は、この最低制限価格制度を導入したときにこの制度を設けておりません。というのは、最低制限という価格設定自体がそれより下回ったものを審査する制度とは相反するものと考えております。ですから当面、その最低制限価格を実施する上において検証しながら、その低入札価格を導入するかどうかを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

公明党を代表して、会派代表質問をさせていただきます。

本定例会におきましては事業執行および入札について、子育て支援住宅についての2項目について、通告に従いまして質問をさせていただきます。

さて安倍政権の経済政策、アベノミクスの第3の矢となる成長戦略の日本再興戦略は実態経済の改善とデフレ脱却、経済の再生を確実にするために産業再興、戦略市場創造、国際展開の3本の柱で構成され、今後の成果に期待するものであります。

わが北杜市におきましては、経済対策におけるたびたびの交付金の獲得にまい進してまいりました。その結果、財政の健全化と本来は地方交付税および市税投入により事業執行しなければならない事業も前倒しとして緊急経済対策により事業執行をしてきた経緯がございます。

地域経済の発展には若者の定着が欠かせません。そして地元事業者の育成と成長も欠かせない要因であると考察するところでございます。

平成24年3月定例会においては重なる補正もあったわけですが、24年度最後の補正においては約18億5千万円の補正が行われたところでございます。これらの補正につきましては、多くは年度をまたいで翌年度、執行することになっておるわけでございます。

今回、国の25年度予算の成立は遅れてしまったため、今後、国から切れ目のない予算措置が行われることと考えるところでございます。

国は本来であれば、例年80兆円くらいが90兆円と約10兆円以上の基金を投入してあります。それは東北の復興ばかりではなく地域の復興にも、そして経済の発展にもこれは使われてくることと思います。社会資本整備交付基金とか、いろいろな本来の私どもに必要な交付金や、また補助金等がこれから下りてくるというふうには思っておりますし、職員の皆さまが常に残業して、その積み重ねを重ねてきたのは事実でありますし、それによりまして今まで北杜市は多くの臨時対策の交付金を受け取ることができたということでもあります。

そこで今後の事業発注のあり方ですが、私どもの地域には地域の産業としていろいろな産業があるわけですが、建築、土木、機械、電気、それらの産業の人たちにとりましては、北杜市の発注される仕事については非常に経済的な今の環境の中から喉から手が出る

ことというように思っております。

なるべく標準的な発注をすることによって、1つの事業主が多くの技術者を抱えるわけにはまいりませんので、どうしても同時期に多くを発注してしまいますと私どもの市の業者以外の方たちの参入により、どうしても外に仕事がいってしまうという現実もあるわけでございます。

ですから今後の事業発注、入札のあり方について、繰り越しのできない事業においては年度内に確実に執行されなければならないという、そういったボーダーラインもあるわけでございます。そして価格についても適正な競争と安全・安心、無事故が担保され、可能な限り元請け、下請けに地元の業者の参入が望まれるところであります。そこで質問をさせていただきます。

まずはじめに、北杜市は4月になると年度の発注をホームページによって掲載をするわけでございます。たしか本年は9月までに100本ほどの発注があるというふうに確認をしているところでございます。しかし4月は事情が分かります。年度当初、人事の異動やいろんなこともありまして、なかなか発注しづらい部分は分かります。しかし5月以降については標準的に、平均的に発注をしていくべきだというふうに考えているところでございます。

おそらく各課の担当はなるべく発注を早くしたいので一生懸命するわけですが、一生懸命した結果、それが一定のところへいってしまえば、これは事業発注的に地元の業者が落ちづらいわけでございます。そこで各課の調整により発注を集中させない努力を行っているのか、まず1点お伺いをするところでございます。

2番目でございますが、今回の100本のものを見ても、例えば建築工事においても機械ですとか電気ですとか上水だとか、そういったものについては分離的な発注が本来は行われることができるというふうに思った施設もございました。ただ、それがどうしても4月のへんでありますと、おそらくどうしても早くしなければならない現実があつてできなかったような工事も見受けられるわけでございますが、今後発注するものにつきましては地元小規模事業者が入札に参加できる環境を整え、極力分離発注をして、地元の小さい業者さんというのは、公共事業を私もしていますということが1つの、お客さんに対しての信用にもなるということになりますので、どうか極力、大変、事務作業は煩雑になるころだと思っておりますが、分離発注をすべきと考えるところですが、いかがお考えか伺うところでございます。

3番目でございますが、指名競争入札、一般競争入札、随意契約について、各発注につきまして担当の、そして企画部も考えるわけでございますが、それらについてなぜ一般競争入札なのか、なぜ指名なのか、なぜ随契なのかという根拠というか、理念というか、基本方針についてお伺いをいたします。

4番目につきましては、先ほどの市民フォーラムさんの質問とも多少あい混じるころがございますが、一般競争入札における最低制限価格についてお伺いをするところでございます。

入札につきましては、永遠に課題が残ることというふうに思っております。総合評価方式とかプロポーザルとかいろんな方式があるわけでございますが、どれが一番優れているというのは、絶対というのは私はないというふうに考えているところでございます。それは地方自治体における地域を活性化させるには、やはりいろいろな手法をそのときどきに使わなければならないという、現実的なものに直面しているからだというふうに思っております。

そこでお伺いするところでございますが、最低制限価格制度の県内各市の導入状況について1点目、お伺いをいたします。

そして現在は予定価格がすべて公表されるのが常となっておりますが、予定価格に対しまし

て、およそこの最低制限価格はどのくらいのパーセンテージになるのか、お伺いするところでございます。

そして最低制限価格の算出方法の周知につきましてでございますが、当然、ホームページで周知していると思いますが、これがいかに業者の皆さんにきちっと伝わっているかが争点になるのではないかと思います、お伺いをするところでございます。

次に予定価格は公表しておりますが、最低制限価格は非公表となっております。この根拠について、お伺いをするところでございます。

次に、最低制限価格制度の対象外となる工事についてお伺いいたします。

先ほどの関連質問の中でも、工事ではありませんが、触れた部分がございますがより詳細にお答えをいただきたいと思っております。

私としては非常に今、価格根拠が厳しい業界もあります。例えば解体につきましては非常に低落が続いております。それはなぜかという、プラントを持った大手業者はどうしても安くできるという現実の中から、そんなようなことが行われておりますし、また電算システムについては、どれがという評価が非常に難しい部分もありますので、そういったことが根拠になるのかと思っております、お伺いをいたします。

そして最後、これは投げかけになってしまいます。地元業者が当然、元請けになっていただければ非常にありがたい。しかしどうしてもその規模等から下請けになることもあるかと思っております。元請け、下請けに参入がなるべくできる入札契約の検討はいかがお考えか、お伺いをするところでございます。

2番目の項目でございます。子育て支援住宅について、お伺いをいたします。

若者、生産人口の定着のため北杜市は旧須玉支所を解体し子育て支援住宅の建設を計画、平成26年度には入居予定という、今のところの説明でございます。

そこで何点かお伺いいたしますが、若者の定着には当然、雇用も必要、いろんな状況が整ってこなければ定着できないわけでございます。しかし本市におきましては、平成20年度国の緊急経済対策の臨時交付金におきまして、雇用促進住宅の購入を決定いたしました。そしてその後、サンコーポラス、ここでいえば須玉とか武川とかという名前にいたしまして、市の住宅として現在、市民の皆さまが入居しているわけでございます。

当時、雇用促進財団が売りたかったわけですから、それに市が手を挙げたということで結構なことなんです、北杜市はそのときに若者が入りやすい入居条件にしたわけでございます。その第1としては市内の雇用主が保証人になれば入居できますよということで、若者が流入してきたわけです。その根拠はなぜか。平成20年度でございますから、22年の国勢調査にはそれが顕著に表われているわけでございます。

子どもが生まれたり、また夫婦の方が来ていただけるので若い生産人口が増えたというわけでございます。そして現在はほぼ100%の方が入居をしているわけでございます。そういったことを勘案いたしますと現在、建設を計画している子育て支援住宅には希望を非常に抱くわけでございます。そこで以下、質問をさせていただきます。

子育て支援住宅ということで、どうしても生産人口の皆さんに住んでいただく。そういたしますとどうしても入居条件が、簡単に言うと若者に入居しやすい条件をつけないわけにはいかないわけでございます。それらについて、いかがお考えか伺うところでございます。

そして2番目といたしまして、子育て支援住宅を造りました。住んでいただきました。そし

てその後、やはり私たちの北杜市に住んでいただきたいし、そしてその子どもたちにもまた住んでいただきたい。こういった希望のもとに、この住宅を建設するんだというふうにも思っております。子育て支援住宅の建設の目的のために特化する施策について、お伺いをするところでございます。

3番目は具体的なお話になりますが、当然でございますが、この建設につきまして戸数ですとか間取りなどもうそろそろ固まってきていることと思っておりますので、お伺いをするところでございます。

そして今、須玉支所は書庫となっておりますので、一生懸命、書庫の移転をしているわけでございます。地域の皆さまは住宅ができるということは分かっているわけでございますが、そのスケジュールについては明記がまだされておりませんので、注目的になっているわけでございます。建設のスケジュールについて、お伺いをするところでございます。

5番目といたしまして、公営住宅法に基づく住宅でありますと市長の提唱する子育て支援住宅というのは、財源的に非常に難しいというふうにも考えているところでございます。市が独自に子育て中の、またこれから子どもを産んで夫婦となり、この地域で住んで背負っていただく方たち、いろいろなサービスをし、条件を付けていくにはどうしても公営住宅法の補助金交付金によりますと、私はなかなか難しいものというふうにも考えているところでございます。合併特例債もまだまだ使える期限でございます。財源の内訳について、お伺いするところでございます。

6番目でございますが、今回は須玉という地域に子育て支援住宅を建設するわけでございますが、やはり今後、第2、第3の子育て支援住宅を造ることで、市長の提唱する私どもの北杜市が未来永劫に栄えていくというふうにも思っております。今後の須玉以外の建設についてお伺いをするところでございます。

私は北杜市の子育て支援については、非常にハイレベルなものであるというふうにも思っております。それはなぜかと言いますと、平成20年度を契機に21年度から第2子の保育料の無料化もいたしました。しかしそれはそのときに、それらと相まって現実に私どものサンコーポラスに多くの若者が来たという現実が証明しているというふうにも、私は考えているところでございます。今後の子育て住宅のあり方について、大きな希望を持って質問をいたします。

以上でございます。答弁、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

事業執行および入札について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各課の調整による発注についてであります。

例年、年度の後半に各種事業が集中してしまう傾向にありますので、早期に発注の可能な案件につきましては上半期に発注するように全庁的に指導しており、今後も年間を通じて事業執行の平準化が図られるよう取り組んでまいります。

次に、地元業者が参入できる入札契約の検討についてであります。

公共工事の入札につきましては、市内業者が受注可能な案件は市内業者を優先しております。

また、大規模な工事につきましては共同企業体による施工を条件とし、元請けまたは下請けに市内業者が構成員となれるように地域要件を設定しております。これにより単体では受注することが難しい工事への参加が可能となり、市内業者の受注機会の拡大および技術力の向上につながっていくものと考えております。

今後もこれまでと同様に市内業者の育成に努めてまいります。

次に子育て支援住宅について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、入居条件についてであります。

共稼ぎ世帯を含め、市内に定住を希望する子育て世帯が入居しやすいような要件を検討しており、7月開催予定の北杜市次世代育成支援対策地域協議会のご意見を踏まえて詳細について決定してまいりたいと思います。

次に子育て支援住宅建設の目的のため、特化する政策についてであります。

子育て支援住宅への入居者は行政区に加入し、地域との交流を促すことで地域での子育てができる環境を整えてまいります。また市内への住宅建設に向けた相談を行い、市内への建設が容易に進むような施策を検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

事業執行および入札について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小規模事業者への分離発注についてであります。

工事の種別や全体の工事コスト等を考慮し、小規模事業者の育成に資することも踏まえつつ分離発注に努めてきておりますが、今後もこれまでと同様に行っていきたいと考えております。

次に指名競争入札、一般競争入札、随意契約の基本方針についてであります。

随意契約につきましては法律、政令および北杜市財務規則によりまして、随意契約を交わすことができる金額等の範囲が規定されておりますので、それに基づき契約を交わしております。また本市におきましては、一般競争入札は予定価格が3千万円以上の建設工事に適用しております。それ以外の入札に付すべき案件につきましては、指名競争入札の方法を適用している状況であります。

次に、一般競争入札における最低制限価格についてであります。

最低制限価格制度の県内各市の導入状況についてであります。現在は県内13市のうち12市で導入をしております。本市においては昨年11月の入札から導入しております。

次に予定価格に対して、およそ何%であるかについてであります。

これは工事の種別により算出方法が異なり、また工事ごとに内容も異なりますが、これまで最低制限価格制度を適用した入札においては予定価格の80%台でありました。

次に、最低制限価格の算出方法の周知についてであります。

昨年8月に、北杜市建設工事における最低制限価格制度実施要領を制定しております。要領には算出方法が明記されており、市ホームページからも閲覧できます。

なお、入札参加者に対しましては、入札公告等により周知しております。

次に予定価格は公表、最低制限価格は非公表の根拠についてであります。

予定価格につきましては競争入札の透明性を高めること、また入札時に不調という結果になりにくいということから事前公表を行っております。一方、最低制限価格につきましては公表した場合、事業者が過去の入札結果を確認することにより、今後の入札に当たって予定価格との照合により安易に最低制限価格を類推し、積算する労力や経費を省き落札することのみを目的に入札に参加することが懸念されます。このことから事業者の積算努力を促すために、金額を公表しない方がよいと考え当面は検証を重ねながら非公表として進めたいと考えております。次に、最低制限価格制度の対象外となる工事についてであります。

例えば設計中で機器類の費用が占める割合がそのほとんどであるような特殊な機械設備工事、また基準単価により設計金額を積算したにもかかわらず、これまでの入札経過の中で低価格な入札をする業者がほとんどであるような案件につきましては、設計金額と市場価格が大きく乖離していることも考えられるため、これまでの入札経過を参考に特殊な工事につきましては内容を確認し、導入の有無を検討しております。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

子育て支援住宅について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに戸数、間取り等についてであります。

建設戸数につきましては敷地全体の有効利用を図るため、現在配置計画を作成しておりますが12戸から18戸程度を予定しております。

共用部分はベビーカーや三輪車等の収納スペースを確保し、ベビーカーのすれ違いが容易にできるような広い廊下の整備と自動車と歩道を分離して安全確保を図ります。また、子どもの自立を支える工夫として、自分一人で身のまわりのことができるスイッチ類の配置や手すりの設置・ドアの指はさみやコンセント事故防止等を考慮した設備とし、洗面所・トイレやバルコニーを広くし、子どもと一緒に家事ができるようなスペースを確保します。

次に、建設のスケジュールについてであります。

現在、行っている旧須玉総合支所の解体実施設計において、室内にアスベストの存在が判明いたしました。その使用範囲と数量につきましては調査を行っているところであり、9月議会におきまして必要な経費を補正予算でお願いする予定であります。

今後の予定はアスベスト除去を含めた解体工事を本年11月ごろに、建設工事につきましては平成26年6月ごろに発注する予定であり、完成は当初計画より多少遅れ、平成27年7月ごろになる予定であります。

次に、財源の内訳についてであります。

平成25年度当初予算では、社会資本整備総合交付金と公営住宅建設事業債を財源として建設することを見込んでおりましたが、当該交付金を使用した公営住宅におきましては、子育て支援住宅がターゲットとしている、30歳代の共稼ぎ世帯の大半が所得基準を超えてしまい入居できないなど制度的な制約が発生してしまうため、合併特例事業債を活用した市単独の住宅として建設する方法に変更してまいりたいと考えているところであります。

次に、須玉以外に今後建設する検討についてであります。

子育て支援住宅の目的は、生産年齢人口の流出防止と市外からの移住を促進するためであり、

今後も子育て支援住宅の整備につきましては必要であると考えており、次世代育成支援対策地域協議会のご意見を伺いながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

○20番議員（内田俊彦君）

再質問を行います。

まずはじめに、事業執行および入札についてでございます。

1点目でございますが、各課の調整というよりも早期に上期に発注するんだというお答えでございました。しかし今、事業ボリュームは非常に難しい過渡期にきております。当然、9月定例議会にはおそらく国の予算が、本年度予算が下りてくるというふうに私は考えております。

北杜市は今回、他市と比べまして前年度の、24年度補正予算がどちらかという今年度、今、執行されていて、それは上手にそのときに補正を取ったというふうに考えています。ですから当然、これからくるものについてはおそらく繰り越しにしなければならない現実もあると思います。その中で、今度は平成25年度の国の予算を見分けながら、当然、各課で検討していかなければ、標準的に無理なく、気候等も考えながら、当然、農政課が水路を直そうといっても落水後でなければできないわけであって、市の、私どもの事情があると思います。ですから私は各課はきちっと協議をすべきというふうに考えるところなんです、今一度答弁をお願いいたします。

そして最低制限価格制度についてですが、北杜市がなぜ最低制限価格制度を設けなければならなかったという現実、安かろう悪かろうはやめようということが基本だと思っておりますが、過去の工事において悲しいことに安全管理が悪くて、作業員が亡くなったという事故もあるわけでございます。これはその工事のできたものがどうであれこうであれ、市民にとっては非常に悲しいことですし、そこを利用される市民の皆さまも非常に心痛いものでありますからお金には換算できないものなんです。しっかりとした施工、そして計画、そして安全管理があって、はじめて市民の皆さんによかったなと言われることと思っております。

最低制限価格の算出の根拠というのは、1番として直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額、これが原価であり材料や運賃や直接経費です。共通仮設費の額に10分の9を乗じた額が現場の事務所代とか倉庫代とか光熱費になるわけです。そして3番目として現場管理費の額の10分の7を乗じた額が労務管理費となるわけでございます。そして4番目として俗に言う一般管理費、ここは非常に裁量があるところかなと思っております。

山梨県においても、安全管理についてはこの乗ずるパーセントを今後上げる予定があるわけでございます。それほど安かろう悪かろう、または安全というものには気を使っているわけでございます。

過去、事故繰越もありました。幅員が足りないということがあって、本来あり得ない事故繰越だと私は考えております。そういったダンピング、ダンピングでなくてもそういった業者がきちっとした積算能力がないから、こういったことが起こってくるんだと思います。この最低制限価格のお考えについて、今一度お答えをいただきたいと思っております。

そして予定の公表でございますが、私はこう思います。予定価格の公表は県はやっている

言います。地方のどこかがやっていると言います。しかし北杜市には北杜市の独自の考えがあって私はいいと考えております。北杜市が今、直面しているのは現実、こういったことがあったということの中でどうしようかという知恵だというふうに思っております。ですから私はこれについては公表いたしますと。それをこうやって今、これらの算出方法によって一生懸命算出した業者が2番手、3番手の業者と、算出根拠を持たない業者と持つ業者がただ単に価格だけの競争をされてしまうという懸念が先ほど企画部長からあったわけですが、私もそう考えるわけです。もう一度お聞きいたしますが、最低制限価格の公表について、今はこういう状況です。これから変わるかもしれません。今後について、お伺いをするところでございます。

もう1点、分離発注でございますが、ここにプリントアウトしたものがございますが、4月、第1番目は長坂小のグラウンドの整備でございます。2番目が須玉中学校の特別教室でございます。これはたぶん4月の頭の発注で本来、分離発注が可能だったと僕は思うんですが、事務作業の煩雑さによってこれは早く執行することをよしとしたという判断だったというふうに私は考えております。

しかし今後これは1つの例でございますが、地域の小さな業者の皆さんは市の仕事をするということに一つの誇りを持っている方もいらっしゃいます。ぜひこの分離発注については今一度お考えを示していただきたい。まずはじめの項目について、再質問をさせていただきました。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

内田議員の再質問にお答えします。4点いただいたと思います。

まず1点目、事業が、9月補正にはこれから25年度の国の予算が先送りされた分が上がってくると。今現在でも28億円の補正を取ったものを今やらなければいけないと。そういった中で、それをどうやって平準化していくかということだと思えます。

たしかに各課を超えて市の工事部署全体で横の連絡をとりながら、平準化するような施策というか、話し合いをもって進んでいかなければ、これには対応していけないものだろうと思っておりますので、そのようにしたいと思っております。

2番目の最低制限価格の設定についてですけれども、たしかにこれのダンピング防止もありますけれども、なぜダンピング防止かというやはり安全管理というところが一番大切なところ、それとあと公共調達の質の担保ですね、そこらへんが一番重要になってくるということに鑑みますと、しっかりした安全管理ができるのは以前の国交省の調査で予定価格の80%を下回ると安全管理面ですとか、労働者の賃金とかそういったものに対する影響が懸念されるというようなアンケート調査もありましたので、そんなことも踏まえてこの最低制限価格はこのまま維持していかなければならないものだろうと、そういうふうに考えております。

最低制限価格の3つ目の質問ですけれども、公表の問題、今後どうするかということなんですけれども、とりあえずは公表は差し控えさせていただきまして、これにつきましては先ほど議員からも指摘がありましたように賛否、いくつも両論ありまして、まだまだ検証していくべきではないかというふうに考えております。

最後の分離発注ですけれども、これはあくまでも市の業者に取っていただけることが市の工事にとって一番いいことと認識しておりますので、分離発注の考え方をこれからも続けていき

いとこんなように思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間5分です。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

子育て支援住宅について、再質問いたします。

財源内訳について、最初から示された財源内訳と変わったわけです。特例債を使用と。このことについて、私はそれほど負担が変わらないと思っておりますが、市の負担等についてお伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

内田議員の、公明党の再質問につきましてご回答をいたします。

財源でございますが、当初予定しておりました公営住宅の建設の交付金等の財源につきましては、今までの例でいきますと約40%の交付金が入ってくる形になります。しかし、当然いろいろの制限があるというようになってまいりますので、今回、子育て支援住宅に特化するという中で、先ほど申しましたようにスペースの大きさとか特化事項を新たに付け加えますと、当然交付金額が基準以上になってまいりますので、多少下がってくるということが懸念されました。それで今回、合併特例債が5年の延長になったということの中で合併特例債、事業特例債を使えば交付金で約70数%が戻ってくるということと、なおかつ市営住宅として建てる場合の建設設計の基準等が非常に緩和されるということがございまして、今回、事業内訳の変更をさせていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

日本共産党の代表質問を行わせていただきます。

まず最初に市長の政治姿勢について、以下2点についての見解を求めます。

最初に、安倍政権の経済政策についてであります。

安倍政権が日本銀行を巻き込んで進めている大胆な金融政策は、物価引き上げのために政治が投機とバブルを意図的に引き起こそうとする極めて異常で危険な経済・金融政策です。デフレ不況から抜け出すというのは国民の所得が増えて消費と需要が伸び、実体経済の回復の中で穏やかに物価も上昇していくことであります。

しかし、安倍政権が行っていることは逆さまであります。国民の所得、需要を増やす本格的な施策がないまま、金融的な操作で物価を上げようというものです。日銀では資金提供量を2年で倍増して130兆円増やすという経済政策を打ち出しました。しかし、これまでも金融緩和が行われてきましたが、実体経済が冷え込んでいるために企業が設備投資や事業を拡大するために銀行から融資を増やすことにつながっておりません。いくら銀行に資金を供給しても、その先の経済にまわりません。それを承知で次元の違う金融緩和を行えば、この巨額の資金は実体経済にまわらず、投機とバブルにまわってしまいます。

安倍政権が誕生してからわずか半年の間に巨額の富を得ているのは、ほんの一握りの大資産家や機関投資家、そして海外の投資家です。この間100億円以上もの資産を増やした企業経営者、オーナー株主が10数人にのぼり、経営者とその家族で数千億円も資産が増えた場合もあります。為替市場の円安でもジョージ・ソロス氏のファンドが10億ドルの利益を上げたと言っています。

ところが国民生活はどうでしょうか。食料品・水光熱費など物価の値上がりが生活と営業を圧迫し始めています。燃料の高騰によって全国イカ釣り漁船の一斉休業などはその表われです。今後、消費税の増税、社会保障の削減を行えば国民の所得を減らし消費と需要が落ち込み、さらに所得が減っていくデフレ不況からの打開ができなくなってしまいます。

投機とバブルで物価の値上げを図ろうという異常な金融・経済政策は国民の暮らしと経済に混乱と危機をもたらすものではないか。市長に安倍政権が行っている、この政策についての見解を伺います。

次に安倍政権の憲法96条改定をどのように考えているか、伺います。

安倍首相は、改憲の発議を国会議員の3分の2以上から2分の1以上に引き下げる96条改定を参院選の争点にするなどと言い出しております。しかし、これは単なる手続き論ではありません。近代の立憲主義は主権者である国民の基本的な人権を保障するために、憲法によって国家権力を縛るという考え方に立っています。そのために改憲発議の要件も時の権力者が都合のいいように簡単に憲法を変えることができないようにされています。憲法改正の発議要件を緩和し、一般の法律なみにしてしまうことは、立憲主義を根底から否定するものにほかなりません。安倍首相などの96条改憲に対して憲法が憲法でなくなる、邪道だという批判が9条改憲を主張している人からも出てくるなど、立場の違いを超えて広く湧き上がっております。安倍首相が進めようとしている96条改定について、市長はどのように考えておりますか、見解を伺います。

次に第2項目めに今後の交付税と公債費の推移の予測、財政計画について明らかにすることを求めます。

市の広報ほくとの5月号では、市の財政状況を報告しています。その中には、市債発行状況および現在高が書かれています。現在高は平成25年度末には782億円になる見込みを報道しています。この残高は一般会計だけでなく、すべての特別会計も含んでいます。

一般会計だけの残高は平成24年度末で337億円であり、市は市民に対してすべての特別

会計を含んだ782億円を示すことで市の財政は非常に大変だ、市民の要望に応える市の状況ではないと市民に強く感じてもらうように、ことさら強調していると考えられます。

山梨県内の13市の一般会計だけの借金、山梨県のホームページで平成23年度を調べてみますと標準財政規模に対する地方債現在高の割合は県平均で174.0、北杜市は170.4であり平均であります。割合の一番高い市は209.1%の市、2番目は207.1%の市となって北杜市は県内市の中で8番目、平均であります。

この地方債残高の多い市であっても、中学3年生までの医療費窓口無料化を行っております。北杜市では昨年と今年度、平成23年度の公債費適正化計画よりさらに上回る繰上償還を行っております。合併11年目以降、地方交付税が減額になると説明していますが、新たな市債の発行を行わない、抑えていければ今後の借金返済である公債費も少なくなっていります。平成25年度を基準にした今後の交付税と公債費の推移の予測、財政計画について明らかにすることを求めます。

第3項目として市の交通弱者対策、外出支援の拡充について伺います。

本年3月31日でデマンドバスが終了したことに伴い、移動手段を持たない方々より不便になった、こうした声が寄せられております。デマンドバスの廃止は病院の受診、買い物だけでなく文化活動、ボランティア活動へ参加しづらいなど、文化都市を掲げる北杜市で文化的な生活が営めないなど指摘があります。

先日も市へ市バスの電車との乗り継ぎなどで要望を行いました、バスに乗れない、バス停まで出かけられない、こうした困っている方の救済と対策について福祉課でもなく、また企画課でもない、責任はどこで、果たして課題解決を行うのか、はっきりしていないのではないかと私は感じました。

交通弱者の課題を市として解決していく1つの提案として、外出支援サービスの改善を行うことについて、伺います。

那須塩原市では外出支援タクシー基本料金助成サービスがあります。その内容は以下となっております。対象者70歳以上で自動車運転免許がなく、次のいずれかに該当する人。1.一人暮らしの人。2.高齢者のみの世帯の人。3.日中同居の人が不在となる高齢者。同居人は就労証明が必要です。

北杜市でも那須塩原市を例として、外出支援サービスを基本的に対象者を65歳以上とし、塩原市のこの1、2、3に加えて身体障害者を加えること。また所得制限を設けないことの改善を早期に求めます。

先日、日常的にヘルパーさんに訪問してもらっている方の話を聞きましたが、貯金通帳を預けてお金を他人におろしてもらうことはできない。自分で行きたい。こうした病院への受診や金融機関への用事に出かけるとき市が外出支援を行い、こうした利用対象者の拡大をすることを早期に求めます。この見解を伺います。

最後に第4項目として、中部横断自動車道建設整備促進山梨県峡北地域連絡協議会の規約と会計について伺います。

中部横断自動車道の八ヶ岳南麓ルート案について、北杜市長は突然、新ルートB案が望ましい、こうした提言書を国に提出しております。国交省が行った地元説明会では、強い反対の声が出されています。こうした声を聞き話し合うことを行わずに、国に要望を提出したことは民主的な手続きからも懸念が出されます。今後の対応を難しくしてしまうのではないのでしょうか。

去る5月26日、中部横断自動車道建設促進総決起集会の開催についての案内は、事務局が市建設部、道路河川課より出されています。個人ではなく、市の建設部が事務局となっている経過の説明を求めます。併せて中部横断自動車道建設整備促進山梨県峡北地域連絡協議会の構成員と規約、総決起大会開催などその活動資金は誰が負担していますか。各年度の会計報告など、どのようになっていますか、併せて伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市長の政治姿勢について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、政府が行っている経済政策についてであります。

安倍政権が現在進めている経済対策には、景気が大きく上向くことを期待するところであり、この対策により企業の業績回復が達成され、従業員の賃金上昇につながり、さらには賃金上昇に伴う消費の増加が経済を活性化させるなど経済の好循環をもたらし、国民の暮らしの向上につながるものとなるよう期待しているところであり、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、憲法96条の改正についてであります。

日本国憲法は戦争放棄を謳った世界に類を見ない理念を持ち、国際的にも平和憲法として世界各国から評価されていると認識しております。一方で憲法施行以来、時代の要請に即し新たな課題に対応を迫られているのも事実であります。憲法はわが国の最高法規であり、改正することにつきましては、国民的議論を深めることが大切であると考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

交付税と公債費の推移の予測および財政計画についてであります。

交付税と公債費の将来推計につきましては、北杜市財政健全化計画におきましてお示しているところであり、計画策定後に生じた合併特例債の発行期間の延長や社会保障と税の一体改革に関する法律の成立といった、社会経済情勢の変化を踏まえた計画の改定を次期行政改革アクションプランの策定に合わせて行うこととしており、現在、作業を進めているところであり、

平成25年度を基準としました今後の交付税と公債費の見通しにつきましては、この改定の中で明らかにしていくこととしております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市の交通弱者対策、外出支援拡大を求めることについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢者への公共交通の拡大、改善についてであります。

デマンドバスの実証運行の終了に伴い4月から明野町、須玉町、小淵沢町、武川町の巡回線と塩川・黒森線のバス運行を再開し、併せて全路線で自由乗降を導入いたしました。

福祉施策としましては、高齢・障害により介助なしでは公共交通の利用ができない市民を対象に目的・内容等を審査し、タクシー利用料金の一部を助成する事業を実施しております。また障害児や知的障害者を中心に移動支援事業（福祉有償運送）も行っております。

なお、広報紙で周知を図ったところであり、福祉施策としましては既存の助成事業で対応していきたいと考えております。

次に、外出支援タクシー料金助成サービスの改善等についてであります。

タクシー利用料金助成の対象者を拡大し、健康で車を持っていない方や高齢により車の運転ができない方等を対象とした場合、車を所持している高齢者等との公平性が保たれません。また、これにつきましては福祉施策の対象外と考えますので、公共交通でカバーできない部分は、基本的には自助・共助で解決していただくものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道建設整備促進山梨県峡北地域連絡協議会の規約・会計について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中部横断自動車道建設促進総決起集会の事務局についてであります。

去る5月26日に開催された中部横断自動車道建設促進総決起大会は、山梨県高速道路整備促進期成同盟会が主催し、中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会ほか3つの地域の協議会が共催したものであります。中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会は平成8年5月に設立され、現在に至っております。

今回の中部横断自動車道建設促進総決起大会につきましても、山梨県高速道路整備促進期成同盟会との連携の中で、規約に定める事務局である北杜市建設部道路河川課において事務を司ったところであります。

次に中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会の構成員、規約、活動資金等についてであります。

協議会は現在、韮崎市・甲斐市・北杜市の3市で構成しており、北杜市長が会長を務めているところであります。規約は平成8年5月27日に制定し、その後、町村合併による構成団体の変更等一部改正を行っております。

今回の総決起大会開催経費は、主催者である山梨県高速道路整備促進期成同盟会が負担しており、各年度の会計は規約に基づき総会におきまして報告・承認をいただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

○11番議員（清水進君）

まず、中部横断道に関連してお伺いいたします。

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会より先日、5月23日付けで市長、また県知事に抗議の文が提出されています。そこで2点、お伺いします。

これまで中部横断道に関して、北杜市の市長として公正・公平な立場、目線から全市民を対象とした懇談会や意見交換会を行ったことがあるのでしょうか。反対する多くの住民の意見を汲み取ることもなく、ひたすら太平洋・日本海を見たいとする早期建設のみの対応に固執し、多様化し複雑化する社会を反映することもなく、ちょっと略しますが、建設反対の市民の意見を聞く誠実な姿勢が市長の資質として必要ではないのでしょうか。今回の件で市民から求められれば懇談会を開催するかどうか、まず1点お伺いします。

2番目としてその抗議文の中で今、お話があった市職員が連絡協議会の事務局として業務を代行しているが、公務員は国の最高法規である憲法および地方公務員法に基づき国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、一部の国民への奉仕者ではない、このように規定されていますが、建設促進関係者への奉仕として税金を使用していることにならないか、このように指摘されていますが、こうした会の方々にこれらのことについてどのような回答を行うのか。また、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、市長が市民を対象とした説明会の開催を今後、考えているかということだと思いますが、今までの経過もちょっと踏まえましてお答えをしたいと思います。

昨年につきましては国が10回、市民説明会を行っております。なお、11回目につきましては2月だったと思いますが、各住民代表の区長さん、行政委員さん、各種団体の住民代表の方々を対象に事業説明をしてきたところでございます。

今後につきましては以前、3月の第1回の議会の質問にも出ましたが、まちのビジョンづくりについて今後、どう進めていくのかという質問がございました。現在ビジョンづくり、また皆さんの声を聞くという形の計画を現在、進めてきております。近々その具体的なビジョンづくりについて、皆さんからご意見をいただくという機会については皆さんにお知らせをしてみたいというように思っております。ひとつご理解をお願いいたします。

それから2点目でございますが、今回の総決起大会につきまして、建設部のほうから事務を司ったことにつきましては地方公務員法第30条、憲法第15条に抵触するのではないかとというご質問でございますが、この中部横断道路の整備促進につきましては、北杜市が総合計画をつくった時点で、総合計画の中に位置づけられた施策でございます。この施策に基づいて、現在事務を司ってきているということでございますので、一部の限られた方のための行政事務ではないという解釈でご理解をお願いしたいと思います。当然ほかの甲斐市、韮崎市についても同じ形で以前から事務を進めてきているという経過でございますのでよろしくお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

次に交通弱者対策への再質問を行います。

私のところへ何人かの皆さんより手紙や意見をいただいております。紹介すると4月より市民バスが復活しましたが、古いままの時刻表が25年改訂版で出てきたのには驚きました。多額の税金を使ったデマンドバスのデータがまったく生かされていない、一顧だにされていない感じがします。デマンドバス本格実施せずとした時点より、なんの準備もしなかったと愕然としています。次の方はデマンドバスと違い、市民バスの利用は雨の日や風の強い日もバス停で待ち、ふれあい処が開くまで1時間その場で、外で待ち、帰りのバスの時刻に合わせるため、会が終了する30分前にはもうその会は終わって出なければいけない。それでもそこで人に会い、話せることが楽しみで通所している80歳を超えたおばあちゃんがいること。そして次にボランティア活動でも、住んでいるところから参加する図書館まで行こうとするとバスを乗り継いで行かなければいけない。本当に時間がかかってしまって、思うようなボランティア活動ができなくなってしまう。こうした声が担当している職員の皆さんのところに届いているでしょうか。

今、福祉でもない、企画でもないと言われましたが、自分の力で外出でき、買い物でき、受診できること。これがそれぞれの地域に住んでいる方の喜びではないでしょうか。市が責任を持って交通弱者対策を行う、このことについて再度お伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

清水進議員の再質問にお答えをしたいと思います。

公共交通という部分でありますと、今、企画部のほうで対応しております巡回バス等になるわけでございますけども、隅々までというものについては非常に難しいと考えています。したがって、私どものほうでは先ほど言いましたように市民バスが復活して2カ月余りということで、今後いろいろな課題等も出てくるというふうに考えております。

また福祉のほうの立場としては、午前中の答弁でもいたしましたけれども、一定の条件を満たした人に対する福祉施策としてのタクシーですとか、外出支援サービスというものに対応しているということですので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

今の交通対策について、再度、企画のほうからぜひご答弁をいただきたいと思いますが、やはり市として総合的に交通弱者の足をどう確保するのかという立場で、福祉と企画というか、そういう立場の違いを超えて市民の皆さんをどう救済していくのか、その立場からお願いをい

たします。

もう1点、最後に安倍首相の経済対策についての見解をお伺いします。

アベノミクスで景気がよくなったかのように言われますが、世論調査においては国民の7割、8割が所得は増えない、景気回復の実感がない、このように答えております。アベノミクスの3本の矢には国民の所得を増やす矢、この矢は一本もありません。それどころか成長戦略の名で今後、解雇の自由化、サービス残業合法化など雇用のルールの破壊、社会保障の大改悪、そして消費税の大増税、こうした毒矢がこれから国民に向けて放たれます。アベノミクスなど新しい装いを凝らしても大金持ち・大企業の利益を増やすこれまでの政策に変わりません。私はこの政治を改めることこそ最大の経済の対策となりますが、改めて市長の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

市として公共交通のあり方、特に高齢者、足のない方々をどうするかという、そういうことでありますが、企画としましてはこの広い北杜市を公共という形ですべて網羅して、その人たちの足を確保していくというのは、まず無理ではないかと考えています。それで最大公約数として、今の公共の路線に戻したバス路線を使っていくか、あるいはそこまでのアクセスの枝を考えていくかというところで今、検証を行っているところです。

できるだけ期待には沿いたいと思うんですけども、この北杜市の現状と考えたときに隔々まで走らせるというのは、まだまだ無理があるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、政府は言うまでもなく日本経済の再生に向かって最大限の努力をしているわけであり、その中に3本の矢なる政策があるわけであり、デフレ脱却、雇用の拡大、景気の浮揚というのが大きなテーマになっているわけであり、景気の「気」は気分の「気」でもあり、国民等しくこの政府の考え方に何とか期待を込めながら同調していきたいなと思っているわけであり、毒矢の研究よりも3本の矢をしっかりと期待したいと思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は4時20分といたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時20分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

北杜クラブを代表しまして、質問をさせていただきます。

大きく4項目、質問いたします。

最初に八ヶ岳観光圏について。また続きまして行政改革と公共施設のマネジメントについて。3項目めとしまして小中学校の統合実施計画について。そして最後に4項目め、地域委員会について質問いたします。

最初に、八ヶ岳観光圏について質問いたします。

山梨、長野両県の観光地が相互間に連携する八ヶ岳観光圏事業は国際競争力を高め、国内外からの来訪および滞在を促進するため、平成22年度より3年間、北杜市、富士見町、原村の3市町村が国の認定を受けて誘客活動を展開し、地域活性化に着実な成果を収めてこられたことは承知しております。

今定例会、市長の所信にもありました、この4月には国の観光立国の実現に向けた積極的な取り組みが認められ、「住んでよし 訪れてよし」の観光圏として次なるステップとしまして全国で6地区のみが再度、認定されました。その1つに八ヶ岳観光圏の整備計画が選ばれたことは再度国の手厚い支援のもとに事業展開が可能となり、さらなる整備が進みます。このことは観光業のみならず、本市の産業の振興や地域の活性化に向け推進力となる事業であります。市政にとっても強い追い風であります。そこで事業名「1千メートルの天空リゾート 八ヶ岳 澄み切った自分に還る場所」を推進するため、以下4点について市長のご所見を伺います。

最初に、事業主体であります八ヶ岳ツーリズムマネジメントへの支援策について伺います。

2点目としまして、地域の意見を反映するため中核の人材を中心とした体制の構築について伺います。

3点目ですが、八ヶ岳観光ガイドの育成と組織化の取り組みについて伺います。

そして4点目としまして、市内これから案内看板等を多言語、特に英語・韓国語・中国語などとする考えについて伺います。

大きい2項目めですけれども、行政改革と公共施設マネジメントについて伺います。

第2次行政改革は今年、最終年度に入りまして、行政組織機構の改革や事務事業の効率化のために課題を解決する再構築が求められております。北杜市誕生から9年目を迎えて最大の課題であります、市長がおっしゃっております財政の健全化については、市民と行政が協働して汗をかき取り組んできた成果が堅実な数値として表われております。健全化が図られつつ

あります。

また適正な職員配置による事務事業の効率化および組織のスリム化については、本年度策定の公共施設マネジメント白書を活用しながら、本市の最重要課題であります、この多くの公共施設のあり方を検証し、結果、住民と協働して取り組むことは次の世代につなげる大事業であると考えます。

そこで新しい行政サービスのあり方を求め、実現させていく過程こそ住民との協働の最も最たる場面であるとの思いから、以下2点について市長のご所見を伺います。

まず1点目で、再構築に欠かせない地域住民の意見を十分に反映させる体制づくりについて伺います。

2点目としまして現在の各総合支所のあり方、それを将来的に検討することになるのかと思えますけれども、この各総合支所の事務量の比較はされているのか伺います。

続きまして3項目めですが、小中学校の統合実施計画について伺います。

今般、小中学校の統合に向け実施計画が策定されます。特に中学校は生徒数の減少に伴い適正規模による配置が喫緊の課題であることは、市民の多くが認識されている事実でもあります。平成22年に策定されました実施計画書には、中学校の適正規模による配置は校数は3校である。しかしながら、地域や歴史的な背景を勘案すると4校案も考慮すると。また、この事業推進には市民の理解と協力をいただく中で進めると述べられております。また、長期的な視野に立ち、この件については慎重に取り組むべき事業であると考えております。

現在、長坂小学校においては周辺の通学路整備と、この3月に予算計上いたしましたグラウンドの改良工事が進められている状況であることは承知しておりますが、そこで小中学校の統合実施計画の策定に関する、以下4点について教育長ならびに市長にもご所見を伺いたいと思えます。

1点目としまして、長坂小学校のグラウンドおよび現在の通学路等の整備状況と安全対策はいかがか伺います。

2点目としまして、地域住民との意見交換やその意見の聴取などの取り組みについて、どのようにするか、お聞きします。

3点目としまして、結果的に統合され学校がなくなる地域の特色や地域性をいかに保持していくかについて、伺います。

4点目、最後ですけれども現在、高根地区には4小学校がございます。この実施計画書には清里を除く3校が統合というような記述がありますが、この高根地区4小学校の統合案についての考えを伺います。

最後に、地域委員会について伺います。

地域委員会は北杜市誕生から9年目を迎えまして、合併当初より地域住民の拠りどころであり、地域住民が計画し実行する場として地域にとっては重要な役割を果たしていることは承知しております。地域のことは地域で解決する、また地域の特色を生かす、活動を通じて各地区ごとの要望を具現化する行政の付属機関であります。

過日の事業評価の上ではC評価であり、統合、また終期の設定との指摘を受けているところであります。そこで活動のさらなる充実と地域の活性化につなげることを願い、地域委員会のあり方を含めた、以下の5点について市長にご所見を伺います。

最初の1点目、委員選出の方法はどのような基準で選任しているのか、伺います。

2点目としまして、これも委員数が条例では20人以内とありますが、今般といいますが4人、委員数を減して16人としたその根拠と効果について、伺います。

3点目、8地区ごとの学識経験者など中立的立場の委員数の内訳について具体的に伺います。

4点目としまして、この全市にわたる課題を協議する場、または解決に導く受け皿としての地域委員会の機能について伺います。

最後に5点目、市長に意見を述べる、これは条例第4条に委員会の権限が定められております。こういった権限を持ちますがこの事例として、何か事例がありましたら伺いたいと思いません。

以上4項目について、質問いたします。よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

ハケ岳観光圏について、いくつかご質問をいただいております。

中核人材を中心とした体制の構築についてであります。

ハケ岳観光圏整備推進協議会は、観光まちづくりに関わる多種多様な主体を構成員としており、下部組織であるワーキング部会において地域や利害関係者の意見等を把握し、会議を重ねる中で、これからの観光圏域の将来像を探る中核人材が育成されています。

今後は中核人材を中心に地域住民の意見を反映できる体制を維持し、中核人材の中からさらに国の認定を取得した地域づくりマネージャーを育成し、地域の継続的・自立的な活動体制を確立してまいります。

次に行政改革と公共施設マネジメントについて、いくつかご質問をいただいております。

公共施設の再構築における体制づくりについてであります。

類似施設が多いことや地方交付税の縮減を踏まえると、公共施設の整理統合は本市にとって重要な課題であります。今年度、作成を予定しております公共施設マネジメント白書につきましては施設の維持管理費の状況や今後、見込まれる大規模修繕、さらには施設の更新費用を明らかにすることを目的としております。

この結果、市の財政状況のもとで、今後どれくらいの施設の維持管理と更新が可能なのが推測できるものと考えております。このため施設の整理統合につきましては、地域住民のご意見が反映されるよう検討してまいります。

次に小中学校の統合実施計画について、いくつかご質問をいただいております。

統合され学校がなくなる地域の特色や地域性の保持についてであります。

学校が地域の教育・文化・生活の中核的な公共施設であったことを踏まえ、市におきましても地域の活性化と振興・発展に貢献できる跡利用となるよう、地域住民との協議や公募の実施などを通して幅広い有効活用の検討が必要であると考えております。また、全庁的な取り組みの中で各種計画との連動を図り、閉校というマイナスイメージをプラスに転換できる事業を抽出し、特色と活力ある地域づくりを支援してまいります。

なお、統合され学校がなくなっても地域がなくなるわけではないことから地域住民みずからも既存施設などを活用し、多様な住民の知恵や力を生かしながら地域のコミュニティ活動を活

発に行っていくことが必要であると考えております。

次に地域委員会について、いくつかご質問をいただいております。

意見を述べた事例についてであります。

これまでに8地区の地域委員会から27件の要望および提言が市長に提出されております。提出された要望および提言につきましては関係部署において検討し、それぞれ対応してまいりました。このうちバイオスタウン構想の策定、空き家バンク制度の創設および甲斐駒センターせせらぎの建設等につきましては地域委員からの要望および提言を検討し、具現化された事例と捉えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

小中学校の統合実施計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長坂小学校のグラウンドの整備および通学路の安全対策についてであります。

グラウンドの整備につきましては、学校との協議により秋の運動会に使用できるよう、夏休み中の完成を目指して工事を進めているところであり、排水性を高めるためのクレイ舗装、防球ネット、遊具、トイレ等を設置する整備内容となっております。

また、登下校における安全対策といたしましては、学校や保護者から要望がありました交差点等へのガードマン配置やスクールガード、地域の皆さまによる見守り活動等の協力により開校後2カ月余りが経過しましたが、おおむね順調に登下校が行われております。

次に、地域住民との意見交換や意見聴取などの取り組みについてであります。

市では北杜市小中学校適正規模等審議会からの答申を受け、平成22年5月に策定した北杜市小中学校適正配置実施計画に基づきまして、増富小学校の須玉小学校への統合や長坂地区4小学校の統合を行いました。

統合に当たりましては保護者、児童、教員などによる検討会を設置し、校名や通学方法などを協議いただくとともに、区長会におきましても検討をいただきながら進めてまいりました。

現在、定例教育委員会において、高根地区の小学校および市内8中学校の統合計画案の検討を進めているところでありますが、平成26年度以降は統合計画案を保護者、地域住民および関係者等に説明するとともに、意見交換や意見聴取などを行いながら統合計画を策定し、次世代を担う子どもたちの教育環境の整備に努めてまいりたいと考えています。

次に、高根地区4小学校の統合計画案についてであります。

北杜市立小中学校適正配置実施計画では、高根地区は第1段階として高根清里小学校を除く高根東小学校、高根西小学校、高根北小学校の3校を統合することとします。今後、関係者、関係機関とさらに話し合いを進めていく中で、長坂地区同様、基礎資料を作成し対応していきますとしております。

高根地区の小学校統合を進める上で、現在の学校の位置と児童数を考慮する。既存の校舎を活用し、不足施設は増設する。児童の登下校は徒歩を原則とするが、規定の距離以上の児童は市民バス、スクールバス等で通学することとするを基本的な考えとし、各学校の位置、児童数の推移、居住状況等を考慮するとともに、統合に当たりましてはスクールバス、保護者による

送迎がありますので、通学路、駐車場の整備、学校と主要道路間の市道整備など全庁的に検討しながら本年度中に統合計画案を策定してまいります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

地域委員会について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域委員の選出方法および基準についてであります。

北杜市地域委員会設置条例では、委員の構成区分を公共的団体等を代表する者、学識経験者、公募による者、その他市長が認める者とし、当該区域内に住所を有する者とされております。

団体、学識、その他の委員の選出につきましては、各地域の実情を踏まえ各総合支所において地域委員候補者原案を作成し任命しております。

公募委員につきましては、北杜市地域委員会公募委員の選考要領に基づき決定しております。

次に、委員数の根拠と効果についてであります。

平成22年度の地域委員会連絡協議会において、委員より地域委員会設置後5年が経過し運営状況も安定してきたこと、また厳しい財政状況を考慮する中で地域委員数削減のご提案をいただきました。

地域委員会のスリム化を図る意味でも地域委員会連絡協議会でご審議いただき、平成23年度より構成人員を申し合わせにより、20名以内から16名以内とさせていただいたところであり、人件費の削減にもつながっております。

次に、学識経験者などの委員数についてであります。

8地区の地域委員につきましては現在、各地区16名で構成されております。内訳といたしましては学識経験者が明野地域委員会8名、須玉地域委員会6名、高根地域委員会8名、長坂地域委員会7名、大泉地域委員会7名、小淵沢地域委員会5名、白州地域委員会8名、武川地域委員会6名となっております。

公募委員は明野地域委員会1名、小淵沢地域委員会3名となっております。

次に、全市にわたる課題を協議する機能についてであります。

各地域委員会の主体性を尊重しつつ委員会相互の交流を図り市と連携し、よりよい地域づくりを目指すことを目的として各地域委員会の会長、副会長16名で構成されている地域委員会連絡協議会を設置しております。

各地域で開催しているイベントの統合につきましてもご協議をいただき、協議内容を参考に各エリアの地域委員会で再検討し、広域的なイベント開催に発展した事例もございます。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

各総合支所の事務量の比較についてであります。

限られた財源と職員の定員適正化計画を踏まえ、より充実した市民サービスを提供するため、行政関与の必要性や市民サービスの公平性の確保、費用対効果等の観点から事務事業の見直しや事務事業評価に取り組んでおります。

市民の皆さんに満足していただけるサービスを提供するため、組織機構の見直しの際は日常の業務の状況を的確に把握し事務量の比較を行い、適正な人員配置に努めております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

ハケ岳観光圏について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ハケ岳ツーリズムマネジメントへの支援策についてであります。

ハケ岳観光圏は本年度から新ハケ岳観光圏として整備計画を策定し、日本を代表する顔としてのブランド観光地を目指し、全国6地域に認定されました。この新観光圏の事業主体となりますハケ岳ツーリズムマネジメントにつきましては、観光圏域の観光事業者が中心となって構成する一般社団法人で、国の支援施策である観光地域ブランド確立支援事業の受け皿となっております。

ブランド化の確立までの間は滞在プログラムの企画やマーケティング調査など、すぐに収益を生まない事業がほとんどであるため、国の補助金で賄えない部分につきましては、観光圏の構成3市町村からの負担金で支援を行っております。

また、国の緊急雇用創設事業を活用し滞在プログラム等の開発支援、情報の収集・観光案内業務等を行う業務員2名を雇用する委託事業を導入しております。

次に、ハケ岳観光ガイドの育成と組織化についてであります。

ハケ岳観光圏域の自然、登山、草花、星、歴史、文化等を多くの方々により深く感じていただくため、ハケ岳観光圏整備実施計画の中にハケ岳観光ガイドの育成と組織化を掲げ、ハケ岳観光圏事業として取り組んでいくこととしております。

次に、案内看板等の多言語化についてであります。

案内看板等の多言語化につきましては、ハケ岳観光圏整備実施計画の中に案内板の整備を掲げ、圏域が一体となって来訪者に分かりやすく、世界に通じる効果的な案内看板の設置に取り組み、来訪者の利便性の向上と圏域内の周遊の促進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

長坂小学校の通学路等の整備状況についてであります。

長坂小学校周辺の道路につきましては長坂小・中学校、甲陵中・高等学校の児童生徒の重要な通学路であります。道路幅員が狭い上、周辺の工場へのアクセス道路としても利用されるなど交通量も多く歩道も設置されていない状況であったことから、児童生徒の登下校時における安全性の向上を図るための整備を早急に進めているところであります。

本年度におきましても国の事業を最大限活用し、歩道設置工事等を執行しているところであり、来年度以降につきましても歩道設置など交通安全対策事業を継続して実施してまいります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

○15番議員（中嶋新君）

再質問をさせていただきます。

最初に八ヶ岳観光圏について、先ほどの答弁がございました。まず事業主体であります八ヶ岳ツーリングマネジメント、それとあと北杜市においてはこの平成19年制定しました長期滞在型のリトリートの杜宣言をしまして、市としても長期滞在を推進してまいっているところですね。このリトリートの杜との関連性と、また取り組みの具体策について伺いたいと思います。まず観光圏について、1点お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中嶋新議員の再質問にお答えいたします。

ツーリズムマネジメント、またリトリートが行っております長期滞在型の取り組みの支援、お互いの取り組みというふうな状況だと思います。

こちらにつきましては、当然のことながら八ヶ岳観光圏の中にリトリートの方々もメンバーというふうな形、またそういった形でお互いが取り組むような形で長期滞在の取り組みを実施しているという状況でございます。

たしかに前回22年から25年までの3年間という取り組みに関しましては、全国で49カ所の観光圏が認定されたということで、対応について、また支援について不十分であったという部分があって、今回6カ所になったということもございまして、そういった滞在型の取り組みにつきましてはお互いにマネジメント、リトリート等が協力しながら今後も対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

続きまして2項目めですが、行政改革と公共施設のマネジメントを策定して今後の対応をしていくということで理解はしていますけども、ちょっと本年、この行政改革など広く市政運営について意見をいただくという機会としまして、たしか総務省出身の行政経験豊かな方をアドバイザーとして招聘なさっていると聞きしておりますけども、このアドバイザーの方には常時、関わるというよりはポイントごとにいろんな意見をいただくというようにお聞きしていますが、その点についてこの行革ですね、そういった点と市政の運営について、この関連性を伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

高橋政策秘書課長。

○政策秘書課長（高橋一成君）

本年度より地域創造力アドバイザーというので1名、契約をしてお願いをしております。現在のところは職員の研修、それから問題のありそうな事業というか、複雑な事業等についてご相談をさせていただいておるところでございます、今後におきましてこの公共施設のマネジメント、それらにつきましてのご相談についても担当課から要請があれば、またご相談をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

続きまして小中学校の統合実施計画ですけれども、先ほど教育長からも答弁がありました。お聞きしたいのは現在6月も過ぎ、これから7月と。この25年度に実施計画を策定するとなりますと、先ほど午前中の答弁でしたか、12月の議会にはその計画案を示したいとお聞きしたと記憶していますけれども、そうすると7月、8月、9月の3カ月程度の期間しかないように思われますが。ペースとしまして、実施計画書があります。先ほども答弁がありました。高根地区の特に4つの小学校につきましては今、考え方は伺っております。特に前回、この実施計画書の中身の見ますと、統廃合について高根地区は平成22年の2月に意見交換会ということで、小学校のPTAの代表の方々にも意見を伺っているように記載されています。この短い期間で意見の集約といいますか、こういった具体的なタイムスケジュールを考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

また確認ですけれども、25年度に実施計画書を策定して、改めて26年からはいろんな関係の皆さんに説明を行いながら実施に向けて進んでいくと。仮に27年、高根町で統合小学校に7月から通うとなると、本当にハイピッチで事業を進めないとならないと思います。その点について伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中嶋新議員の再質問にお答えしたいと思います。

高根地区の小学校の統合計画、ならびに中学校の統合計画につきましては、今年度中に統合計画（案）を教育委員会で作成をします。その計画（案）をもとに保護者ですとか地域等の意見を聞きまして、統合計画にしていくというふうな全体的な流れになっております。したがって、先ほども教育長の答弁の中にもありましたけれども、学校の児童数の推移というのが非常に変わってきておまして、現在、例えば高根地区の小学校の子どもというのは今年の5月1日現在で全体で467人いるんですけども、これが昨年、平成24年度に生まれた子どもが31年に入学することになるんですけども、このときには398人と全体では69人の減少になります。ただ、学校間のバラツキというのが非常に出てきているという状況もありますから、これらを踏まえながら計画を立てて、26年度以降、保護者や地域に説明をして統合計画をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

この件について再々質問をさせていただきますけども、中学校についてですけども、中学校が喫緊の課題といたしますか、今後、生徒数の減少に伴う課題があると認識しております。また中学校の統合事業に関連して、基本的に教育委員会に関しますけども、市営の図書館がございますね。特に中学生が、これは統合したあとのことをあんまり言うてはいけませんけども、そういった図書館のシステムを今度、改修をなさっているとお聞きしています。そういった市の図書館の充実と、また中学生、児童生徒の利用の方法など今後も利便性の向上に向かって検討していくべきといたしますか、そういった点からも検討をなさっているのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中嶋新議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

中学校の統合につきましては、平成21年の3月に北杜市小中学校適正規模審議会からの答申をもとに平成22年の5月に実施計画をつくったところですけども、この21年のときに各地域に出向いて説明会を行いました。そのときに審議会からの答申では、3校であるけども住民の説明会において過去の歴史ですとか建物なんかをいろいろ勘案をしながら、教育面とか地域性を考慮して計画をつくってほしいということで、それが反映されて実施計画になった経過がございます。そんな意味もございまして、中学校の統合計画につきましてもやはり案をつくって、それを26年度以降、説明をしていくというふうな形になるかと思えます。

それから図書館システムを今回、小中学校全部に、図書館と連携するような意味でシステムを統一して現在、入力作業なんかを行っていますけども、これらにつきましては統合したあとも活用できるというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

最後の項目、地域委員会について再質問いたします。

これは多くの市民から、私個人も議員としてお聞きするんですが、実は地域委員会の性質上ですけども、市のホームページに地域委員会の項目として委員会の開催と、また会議の議事録が掲載されていると思えます。その内容については、過去にもこの議場で質疑をさせていただきましたけども、どうも地域委員会ごとの会議の開催の日時がまた、もちろんバラツキがありますので、どの程度、同じような形が良いとか悪いとかの問題ではなく、議事録の掲載の時期がバラバラであったりとか、住民からよく聞くのは地域委員会代表者が寄って話をしています

けどもどういう内容ですかとか、私、議員なので傍聴しない限りはなかなかホームページを見る機会しかないもので、具体的な答えを出せないんですけども、今、質問したいのはホームページに掲載する議事録ですね。特に市長からの諮問に対する答申という形なので決定権というものがないといえ、それまでなんですけども、そういったホームページに掲載する場合は、市民が身近に市政を感じるという点でも重要かと思いますが、いかがお考えか伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

中嶋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

各町の地域委員会の開催の議事録、ホームページのアップが時期がバラバラだというご質問でございます。

各町の地域委員会につきまして、今、協議をさせていただいておるものは予算を盛った事業の見直しを特に協議をさせていただいておりますけども、各町でその時期について特定をして、こっちで決定してお願いしますというものではなくて、それぞれ各委員会において自主的に行われているということでございます。ですからその会議が終わった段階で、ある程度まとまったものについては議事録をアップしていきたいというものでございます。また統一的に今後できるものであれば、またそれについては検討してそういうふうにさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

先ほど、今、質問したホームページの会議録のことですけども、やはりあまりバラツキというか、その点について理解と確認等ができる場面ということなので、できる限り周知をする意味でも積極的に取り組んでいくべきと考えますが、またこの大きく、イベントのことです、今、市長の考えというだけではなくこのイベントについて、また9年目、10年目を迎えるにあたってといいますか、そういった点について所見といいますか、ございましたら伺いたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

中嶋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず先ほどの議事録の件に関しましては、またできるだけ統一的なものでアップしたいというふうに考えています。

それから、各地域委員会のイベント等の検討の関係でございます。

たしかに過去に27件の要望、提言がされたという経緯はあるんですが、最近は何かが減少しておりまして、ご指摘のとおり地域のイベントや活動など予算の検討が中心となっていると

いうことも事実でございます。設置後、まもなく10年目を迎えるにあたりましては、今後のあり方等は当然、検討していかなければならないわけでございますけれども、それを進めていながら市といたしましても、その市の例えば課題解決にあたっては地域委員会に積極的に諮問いたしまして意見を伺うなど地域の声を伺う仕組みとしてより一層、活用を図っていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

千野秀一君の関連質問を許します。

○17番議員（千野秀一君）

今、答弁してもらったばかりなんですけれども、地域委員会のことについて再度、確認をさせていただきます。

先ほど中嶋議員のほうから、市として地域委員会の将来的な考え方はどうかというような、そんな質問があったと思うんですけども、当然10年間という括りの中で検討を進めるということになっているわけでありまして、そしてまた実際に市民の意見がどういうふうに地域委員会を通して市政に反映されたかという事例を先ほど紹介していただきました。たしかに少ないかなという気はするわけでありまして、ただ市民の声の受け皿としての地域委員会のありようというのはどうしても必要だろうと思っておりますし、このシステムは非常に8つの杜が合併をした北杜市としては、例えば議会に市民の声が反映されるという部分は当然あるわけでありまして、合併前の114人が42人の議員になり、そして22人の議員になったという、こういう現状からしてやっぱり地域委員会、地域のことは地域で解決するという地域委員会のあり方からすれば、どういうふうな形であろうとも必要だろうというふうに僕は強く感じています。

そういう意味では予算の使い方について当然、早めに検討するのは結構だと思いますし、またそういうことが、地域委員会の不要論のようなことが地域の巷のほうに流れてくる中で、地域委員会としても任期の中で大きな課題を解決しようというふうな意欲が、あるいはそこまでやっていいのかなというふうな自信がなくなっているような、そんな気もしています。それでいいのかなということ非常に懸念するわけでありまして、合併10年後以降についても、例えば議会の議員であれば8つの町が当然これからもあり続けるでしょう。そういう中で選挙の結果によっては、議員が1人もいないということが起きる可能性があるということをお考えた場合には、やっぱりその受け皿として地域委員会は必要だろうと。そのへんのところはしっかりと、市として明確な意思表示をすることによって地域委員の皆さんがより元気になって、そして地域のことは地域委員会を通せばというふうな、そういう形になり得るかなというふうな気がするんですけども、そのへんのお考えを1つお伺いします。

その中で各種団体と有識者というふうな形の委員の構成になっているようでありますけれども、町によってはその構成の比率が変わってきたりということも今、話がありました。地域の防災計画といいますか、大きな災害があったあとでありますから、よりその地域がしっかりと、自分のことは自分でということをお考えた場合に、地域の中でやっぱりまとまって、組織立っていくのは地域委員会しかないわけでありまして、地域の防災力なんかの向上のためにも地域

委員会は必要かなというふうに思います。その中で、その構成員の中に消防なんかの立ち位置がどのような格好になっているか。どうも場所によっては、そのへんも構成の中で町によっては違いがあるかなというような気もしますので、分かればそのへんのところも教えてください。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

千野議員の関連質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、地域委員会の将来にわたる必要性ということでございます。

おっしゃるように地域委員会の役割につきましても、市長が諮問する事項につきまして審議・答申すること、また市の処理する事務について市長に意見を述べることなど、地域委員会の設置後まもなく10年目、まるまる9年を迎えるところでございますけれども、現在でも住民の意見の集約機関として果たす役割は大きいものだというふうに考えております。

そういう意味で先ほど申し上げましたけれども、地域の声を伺う仕組みとしてより一層の活用を図っていくと。またそれに加えまして各町の地域委員会に対しまして、それぞれの町の課題について積極的に議論していただいて、また地域の声としてとりまとめをいただき、提言などをいただけるような、そういったお願いもしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、今後の地域委員会そのもののあり方につきましては議会、地域委員会等の意見をお聞きしながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えています。

それから2つ目の地域委員会の委員の構成の中の、消防団の位置づけでございます。

特に消防団ということで特出で決めてはいないわけですが、現在において消防団3名が入っているということなので、8つの地域委員会の中で3つの地域委員会に消防団の代表が入っているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

再確認です。8つの町のうちで3つの町に消防団員の方が入っているという、そういうことですか。もし、そうならば非常に少ないような気がするんですよ。当然、地域の中で防災なんかの場合において、若者で構成する消防団でありますから、そしてまた地域のことは、日ごろから消防団の方は地域の状況を心掛けているという、そういう消防団の法被を着た者の誇りといいますかそういうものがありますから、そういう方が地域の地域委員会の中にはかなり要の立場として入っていく必要があると思うんですよ。そのへんのところを配慮すべきだというふうに思います。答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

先ほどお答えいたしました消防団の代表につきましては、3つの地域委員会に所属していただいておりますということで間違いございません。それで消防団を今後、地域委員会の構成委員としてお願いしていくということは当然、今後、防災を考えた上では大変必要なことだろうなというふうに考えおります。ただ、ご存じのように今回4月に委員を新たに選任させていただいて任命をさせていただきました。任期2年ということでございます。この2年間の中で、またその必要性について十分、検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

観光圏について、お伺いいたします。

先ほどもご答弁をいただいたわけですが、北杜市では観光協会とリトリートの杜とハケ岳ツーリズムマネジメントの3つの大きな観光団体がございます。みんなそれぞれ特長があって活動をしていることは承知しているんですけども、新しくハケ岳ツーリズムマネジメントさんが大きくなって、それぞれ支援をいただくような活動をしていくこととなりますとリトリートの杜のほうがちょっと活動が鈍ってくるのかなと思うわけですが、リトリートの杜の位置づけと活性化を今一度ご答弁を願います。

それから案内看板ですが、多言語化すべきだという中嶋議員の質問ですが、英語を併記するのが一番すっきりしているのではないかと私は思います。最近は韓国の方や中国の方がちょっと減っていて、その代わりタイの方とかインドネシアの方が増えているということも聞きます。ですから現在ある看板に英語の看板を付けるという、それが一番安く経費があがるんではないかと思うんですが、そのへんの考えをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

北杜クラブの、中山議員の関連質問にお答えをさせていただきます。2点ご質問のほうをいただいたと思います。

まずは観光協会とリトリート、マネジメントの支援ということで、リトリートの位置づけということでございます。

今回、観光協会それからリトリート、またマネジメント、この3者につきましては一般社団法人という位置づけということでございます。そうした中でマネジメントに関しましては、ちょっと観光圏の補助体系が少し変わったということで、今まで観光圏整備推進協議会が受け皿になっていたものが国の制度が変わったことで、要するに窓口としてツーリズムマネジメントが事業主体にならざるを得ないという形での今回の改正がございました。そうしたことでここに直接お金が入ることから特出したような形にはなっているということでございます。

ただ、実際のところ観光圏につきましては、将来性を見据えて今回、指定をされたという部分が大きな特徴でございます。そうした中で今後、観光圏を位置づける上で滞在型というふう

なことがございますので、この各々、当然競合しながら、協力しながらいろいろな滞在のプログラム等も考えていくというふうな状況ではございますが、これ以外にもすでにある程度、造成しております滞在型のプログラム、そういったものを多く用意する必要があると。2泊3日以上するのに、ここに来て飽きられない、いろいろな体験ができるというふうな仕組みを今から構築していかなければならないということがございますので、この3者、協会、それからリトリート、マネジメントともにお互いに協力する。また個々の資源を提供していただくというような形で滞在に結び付けていきたいというふうにご考えてございますので、よろしくお願いたします。

それから看板につきましては、やはり英語ということでございます。たしかにインバウンドで今まで中国等が中心的にいろいろ考えられていたところですけども、いろいろ国等の情勢がありまして減っているということもあります。そうした意味でやはり英語が共通ということは間違いないものと考えておりますので、またスペース、それから今の看板等の立て替え等の中で多言語化できるものは当然するわけですけども、中心にはやはり英語ということでご考えていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、5番議員、輿水良照君。

輿水良照君。

○5番議員（輿水良照君）

6月定例会にあたり、ほくと未来を代表して以下5項目を質問いたします。

現在の安倍政権が都議会議員選挙、また7月に行われる参議院選挙などを通じて安定政権になるであろうと予想される中、国においては経済の好況感、また富士山の世界文化遺産登録、またスポーツにおきましてもサッカーのワールド杯出場など、久しぶりに明るい話題が多い昨今の日本です。しかしながら経済の好転を北杜市民が感じられるようになるには、まだまだ時の経過を待たなければならないと思います。

市長をはじめ執行当局におきましては行財政の健全化、施設の統廃合、総合計画に沿って一歩一歩進んでいるものと思われま。しかし少子高齢化対策など解決の難しい問題も多いと思。執行当局におきましては、市民と議会の連携のもと課題の解決に取り組んでいただきたいと願うところで。す。

以下、5項目を質問させていただきます。

第1に公共施設の活用について。

北杜市には8町村合併により十分に利用されていない公共施設、統廃合の計画俎上にあがっている施設が数多くあります。これから策定する公共施設マネジメント白書において公共施設の再活用、廃止、売却等、計画がされることと思。いますが小学校、総合支所等の公共施設は各地区にある集会所などと同じく地域住民にとって、気軽に利用することができる施設でもあります。

また小学校、中学校、総合支所等は今後、活力のあるまちづくり、防災の拠点、地域住民の心の拠りどころとなり得る不可欠な施設です。白書作成にあたって、行政当局においては十分すぎるくらいの住民意見を聞く機会をつくってほしいと思います。

第1項目として、マネジメント白書作成にあたって地域住民の意見をどのように吸い上げる計画なのか。

2項目め、地域で活動する各種団体への貸与についての基準はあるのか。またそのようなお考えがあるのか。

続きまして、農業の6次産業化と観光の連携について。

北杜市は風光明媚な観光のまちであり、米作を中心とした農業生産額も県内でも有数の農業のまちでもあります。梨北米は2年ぶりに食味ランキング特Aを取り、生産者の喜びもひとしおかと思えます。JA梨北を核に生産者が品質保持の活動に力を入れているという報道などもなされており、梨北米のブランド力も今まで以上に上がると考えられます。

しかし、果樹栽培は近年の温暖化現象などで収穫量が安定せず困惑している農家が多いと聞き及んでおります。これらは今後の農業の生産、加工、販売という6次産業化の中心になる農産物であり、観光客誘致の有力な産業でもあると思います。

質問の第1といたしまして、農業と観光の連携の現状はどうなっているか。

第2といたしまして、農業生産品の6次産業化に向けての現状と県との連携は。

3項目め、北杜市はワイン特区の指定を受けているが、そのメリットと現状の取り組みは。続きまして、市立病院経営について。

行政の効率化、財政支出の削減健全化など取り組む課題は多々あるわけですが、今、行われなければならない健康で生きいき生活できるまち、医療施設・助成制度の行き届いたまち、安心して子育てができるまち等はまさに今、行われなければならない施策の1つです。

平成19年ガン対策基本法が制定されましたが、市での取り組みも謳われていますが、具体的な対策が現在、行われているか。

2番目、市立病院の経営内容はどのようになっているか伺います。

続きまして、南アルプスユネスコエコパーク構想について。

ユネスコの世界文化遺産登録に富士山が決まり、山梨県民の一人として非常にうれしく思います。北杜市においても南アルプスエコパークのユネスコへの登録を目指して県内4市町（北杜市、南アルプス市、韮崎市、早川町）では南アルプスの貴重な自然を後世に伝え、残していくために世界遺産登録を目指した取り組みを協力して推進していこうと平成18年10月13日、南アルプス世界自然遺産登録山梨県連絡協議会を設立しました。そして平成19年2月28日、県境を超えて長野県内4市町村、静岡県内2市町の計10市町村で構成する南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を設立し、登録に向けてさまざまな活動を展開していると聞いています。以下、質問いたします。

ユネスコエコパーク申請に関する現状は。

2番目、今後の取り組みと課題は。

続きまして、中部横断自動車道とリニア新幹線整備計画について。

昭和28年策定の中央新幹線整備計画を経て、平成39年リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開業が予定されています。開業に伴う活性化の構想が県を中心とする多くの市町村で始まっています。北杜市においては中部横断自動車道を利用して、リニア駅へのアクセスになる

と思われませんが、これに伴い中部横断自動車道の早期実現は北杜市の産業、観光、経済活動、人々の移動等においても望まれるところです。

質問、リニア新幹線の開業に伴い北杜市で活性化に受けての構想は現在、持っているか。

2番、中部横断自動車道はリニア新幹線へのアクセス道路として重要だと考えるが、当局のお考えを伺います。

以下、5項目を質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は5時35分といたします。

休憩 午後 5時25分

再開 午後 5時35分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

公共施設の活用について、いくつかご質問をいただいております。

公共施設マネジメント白書の作成についてであります。

8町村が合併して誕生した本市は300を超える施設を有しており、施設の老朽化とともに今後その維持管理費や更新費用等の財政負担は増加することが予想されます。さらに平成27年度からは地方交付税の段階的縮減が行われることから、財政規模の縮小が必要となっております。このため、公共施設の統廃合は避けて通れない本市の重要課題であり、今年度、作成を予定しております公共施設マネジメント白書の結果をもとに、本格的に施設の統廃合に取り組んでまいります。

施設の統廃合につきましては、地域住民のご意見も十分に反映されるよう検討を進めてまいります。

次に農業の6次産業化と観光の連携について、いくつかご質問をいただいております。

農業と観光の連携の現状についてであります。

本市はまさに観光資源に恵まれた山紫水明の地であり、各種イベントやキャンペーン等を通じ都市との交流も順調に図られております。こうした中、近年、観光の多様化により従来の観光から体験し、みずからが価値観を見いだす観光への変化など、さまざまなニーズに応えるため、農業と観光の連携がより一層重要となっております。

こうしたことから今後も指定管理施設などによる農畜産物加工品の食材提供や直売、また農業体験など農業と観光を積極的に結びつけ連携を図ってまいります。

次に南アルプスユネスコエコパーク構想について、いくつかご質問をいただいております。

ユネスコエコパーク申請の現状についてであります。

ユネスコエコパークにつきましては南アルプスの価値を高め、豊かな自然環境を適切に保全することで、世界自然遺産の登録につながる取り組みとして推進しております。本年4月に登

録申請書を文部科学省へ提出し現在、日本ユネスコ国内委員会の分科会が審査をしております。

今後、国内審査が通過すると9月にユネスコへ推薦され、来年5月に登録の可否が決定する予定となっております。

ユネスコエコパークにつきましては地域全体が国際的に認められ、地域の自然や文化、伝統産業の価値、優れた自然を生かした地域振興や教育に資する活動が評価されることから、地域の活性化につながるものと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

ワイン特区の指定によるメリットと現状の取り組みについてであります。

本市ではワイン特区の認定を受けたことにより、北杜市産のブドウでワインの製造販売を行う場合の最低製造数量が6キロリットルから2キロリットルに引き下げられ、小規模な事業主体でも製造免許が受けられるようになり、少量生産でも高品質のブドウを活用し魅力的なワインを製造することにより、全国に地域ブランド製品として発信することが可能となりました。

この特例措置により平成23年度に1社が酒造免許を取得し製造販売を行っており、そのほかにも数社がブドウの栽培面積を増やしながらか、酒造免許の取得に向け取り組んでいる状況であります。

また昨年11月にワイン特区の変更申請が認定され、従来はワインの原料がブドウに限定されておりましたが、北杜市内で生産されたブルーベリーや梅などの農産物に拡大されました。これによりブドウワインだけではなく多種多様なワインの製造が可能となり、農業経営規模の拡大や新規農業参入者の増加、遊休農地の解消等が期待できるところであります。この特区制度による規制緩和で、新規参入者が増加するよう今後も周知を図ってまいります。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

地域で活動する各種団体への貸与の基準についてであります。

今回の白書につきましては、施設の維持管理費等の状況や今後の見通しを客観的な数値としてとりまとめることを目的としており、個々の施設の再活用、廃止、売却等の計画を盛り込むものではありません。このため、地域で活動する各種団体への貸与の基準等につきましては、現在のところ検討してはおりません。

次に、リニア中央新幹線の開通に向けての市の対応についてであります。

本市は、リニア中央新幹線の実現に向けてはリニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会に加盟し、その実現に取り組んでまいりました。リニア中央新幹線につきましては、そのルートや駅の位置につきまして、概要が明らかになったところです。このため、本市からのアクセス強化のための道路の整備や新駅とJR甲府駅とのアクセス強化等の要望につきましては、期成同盟会や県を通して行ってまいります。

また、開業に伴う本市の活性化策につきましては建設計画の詳細や工事の進捗を踏まえ、検

討を進めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

医療について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ガン対策基本法の具体的な対策についてであります。

国では平成19年6月にガン対策推進基本計画が策定され、これを受けて県でも平成20年3月に山梨県ガン対策推進計画が策定されており、市町村や医療機関をはじめとする関係機関・団体などと連携・協力し、県の健康増進計画であるすこやか山梨21に基づき、ガンの予防や早期発見に向けた取り組みを進めております。

その中で本市におきましても北杜市健康増進計画や山梨県ガン対策推進計画に基づき、総合健診の普及啓発・生活習慣の改善に向けた取り組みを保健福祉推進員、食生活改善推進員会、愛育会を通じて研修会を行い、健診などの推進とともにガン検診率の向上や肝炎患者治療費特別支援事業などに取り組んでいるところであります。

次に、市立病院の経営内容についてであります。

両市立病院とも国の公立病院改革ガイドラインに基づき経営の効率化を図るため、平成21年度から北杜市立病院改革プランを策定し、健全な病院経営を進める努力を行っているところであります。

その中で、昨年度の患者の利用状況については塩川病院の延べ入院患者数は3万3,316人で前年度対比では95.8%、また延べ外来患者数は5万7,868人で前年度対比では101.5%となっております。

甲陽病院の延べ入院患者数は2万8,114人で前年度対比では100.9%、また延べ外来患者数は6万483人で前年度対比では104.1%となっております。両市立病院とも外来患者数は前年度対比で増加となっております。

なお、平成23年度には病院事業として5,391万7千円の利益となっておりますが、平成24年度の収益では塩川病院は前年度と比較して入院患者数が減少したものの、当年度純利益1,500万円余、甲陽病院については院内感染による入院制限を行ったことなどによって当年度純損失が6千万円余となっており、病院事業としては4,500万円余の損失となる見込みであります。

今後も本市における地域の中核病院として、高度先進医療を進めるための医療機器の整備や医師確保に向け努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

農業生産品の6次産業化の現状と県との連携についてであります。

本市は全国に誇る梨北米をはじめ、野菜、果樹、畜産などさまざまな農産物が生産されてお

ります。農産物の付加価値を高め、収益性の高い農業を実現するためには農産物の生産からその加工、流通、販売までを一体的に取り組み、農業者みずからが経営の多角化を目指す6次産業化の推進が重要であると考えております。

平成22年度に国が制定した、いわゆる6次産業化法に基づき市内でもワイン醸造施設、食品加工施設、やまと芋を活用した商品開発、ならびに鶏肉の加工品や卵を使った商品開発の計画が県において認定され、支援が図られております。

市ではこれ以外にも6次産業化の取り組みを支援するため、農産物の生産、加工、流通販売を組み合わせた取り組みに対して直売施設や加工施設の整備などの支援を図ってまいりました。今後も国や県と連携し事業や制度の活用強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道の重要性についてであります。

中部横断自動車道は日本列島の中央部で日本海と太平洋を結び、臨海地域と山梨県・長野県との連携・交流の促進、沿線住民が安心して暮らせるネットワークの構築、物流体系の確立や広域的観光ゾーンの開発・支援など、さまざまな観点から期待されているところであります。

今後、開業が予定されるリニア新幹線駅による県全体への効果と併せ、市においても重要であると考えております。

これら新たな交通網の完成を見据えた将来のまちづくりビジョンの策定に当たっては、これまでの施策の立案と同様に市民の声を幅広く聞き、市民協働で検討していく体制を整え、中部横断自動車道の円滑な整備を関係機関とも連携しながら推し進めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

高橋政策秘書課長。

○政策秘書課長（高橋一成君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

ユネスコエコパークの今後の取り組みと課題についてであります。

ユネスコエコパークにつきましては、南アルプス世界自然遺産登録山梨県連絡協議会が中心となり、発足以来、市民講座である南アルプス学講座や南アルプスフォーラムなどを各地で開催し、地域の皆さんへの周知に努めてまいりました。

これらの講座などを引き続き開催するとともに広報紙や市ホームページなどを活用し、市民の皆さまのユネスコエコパークへの意識を高めてまいります。

また、ユネスコエコパークに登録後の取り組みとしては、地域が一体となって環境保全を推進するため、管理運営計画の作成が義務付けられます。この計画をもとに、ユネスコによる10年ごとのモニタリング調査が行われることとなりますので、今後も関係市町村の住民、企業、行政などと協力して、南アルプスの自然環境の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

輿水良照君の再質問を許します。

○5番議員（輿水良照君）

公共施設の活用についてのマネジメント白書作成にあたって、地域住民の意見をどのように吸い上げるのかという中で、これから考えていきますということなんですけども、現在、もう早速始まるわけですから、今どのような方法でやろうとしているのか伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

輿水議員の再質問にお答えいたします。

このマネジメント白書は、先ほど申し上げた施設の維持管理の状況や今後見込まれる大規模改修、さらには施設の更新費用を明らかにすることを目的に行っておりまして、とりあえずこの施設を再更新するにはどのくらいかかるかという、基礎的な資料をつくるものであります。ですので今始まっているといいましても、その実態ができたところで市民の皆さんには報告して、それから先に整理統合という話になっていくものと考えております。

今どのように進んでいるかと申しますと、今、公募で業者を募集しております。6社ほどきておりますので、ヒアリングの中でプロポーザルを行いまして、業者を決定して来年の3月にはその基礎資料となる叩きの資料ができると、白書ができるとそういう行程になっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

輿水良照君。

○5番議員（輿水良照君）

2項目めの農業の6次産業化と観光の連携について。

高根町と明野町にあるサクランボ園なんですけども、今年は非常に高根町の場合には凍霜害がひどくて大変だったと。一時、非常に2割くらいの生産しかできないと見込まれたんですけどもちょっと持ち直しましてだいぶよくなったんですけども、やっぱり果樹についてはかなりそういう被害が今後も考えられるわけです。ただ、サクランボ園に訪れる年間の観光客は2万人以上に上がるわけですから、その人たちがサクランボで楽しんでいただいて、また周辺の施設で食事をしていただくというような観光の体系になっているようですから、ぜひ農業の果樹と観光の結びつきを今まで以上に強くしていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

輿水良照議員の、ほくと未来の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

高根、それから明野のサクランボ農家を含めた果樹観光ということの振興策ということだと思います。市内の果樹農家につきましては、当然サクランボのほかブルーベリーなどの観光資

源がございます。その中で摘み取り体験ができる施設が点在しているという状況でございます。こうした中で組織的になかなか観光と結んでいるという状況につきましては現在、農協にサクランボ部会というところがございまして、そこで農家が農協とタイアップしながら観光客の誘客を行っているというふうな状況と捉えております。

当然、市内の果樹農家はたくさんおるといところでございますけども、ただ、今のところまだ市内の果樹農家の規模が比較的小規模な農家が多いということもございますので、今後受入態勢など課題も多いと思いますから、こういった方々の各町ごとに今、果樹組合というのが高根ですとか明野等にはあるということ伺っておりますので、そういったところの連携を取りながら、受入態勢の構築を検討していきたいということで、そういったものから観光とタイアップを結んで支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

輿水良照君。

○5番議員（輿水良照君）

ワイン特区の件ですけども、現在、北杜市で稼働しているワイン醸造所というのは何カ所あるのでしょうか。先ほど計画も含めてという中で伺ったとは思いますが。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

それでは、輿水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

市内のワイン醸造所の数ということでございますが、ワイン特区に限っての事業者さんということでお答えをさせていただきたいと思います。

先ほども答弁をさせていただきましたが、すでに酒造免許を取得いたしまして醸造を行っている方が小淵沢町に1件ございます。それからそのほか事業計画書を提出いたしまして、現在、酒造免許の取得を目指している方が須玉町と小淵沢町に各1件ございます。それからまだ計画書ということで提出はないわけですが、情報としてつかんでいるのが明野町と白州町で各1件が醸造用のブドウの栽培を計画しているということでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

輿水良照君。

○5番議員（輿水良照君）

再々質問でワイン醸造所につきましては、醸造所があることによって・・・。

○議長（渡邊英子君）

再々でもう終わりますので、ここの部分の質問は。

○5番議員（輿水良照君）

分かりました。

では続きまして、市立病院の経営について。

先ほどお答えを伺いましたけども、ガン対策、その他のいろんな対策の中での市として独自の検診をしていると思いますけども、その検診率について伺いたと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

輿水議員の再質問でございます。

検診率といいますか受診率でございますけども、ガン検診の受診率は多種多様でございますけども、平成24年度の検診率から申しますと胃ガンの検診は16.2%、大腸ガンの検診が42.5%、肺ガン検診が56.3%、肝ガン検診48.4%、乳ガン検診41%、子宮ガン検診25.1%というふうになっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

輿水良照君。

○5番議員（輿水良照君）

市内に2つある総合病院、甲陽病院と塩川病院なんですけども、非常に住民、患者からの声として不満が聞こえるように見受けられます。職員同士の連携とか研修なんかはどんなように行われているのでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

輿水議員の再質問でございますけども、市立病院の職員の待遇といいますか、患者さんに対する対応の仕方のご質問でございます。

病院職員としまして、待遇の向上の取り組みというのは大変重要でございます。甲陽病院では病院内に病院職員の待遇改善委員会というのを組織してございまして、意見箱や投書、苦情等の内容について、患者さんに対しての改善に待遇改善委員会を通じて研修に努めていると。また年2回ほど外部から講師を招聘しまして待遇の研修会を実施しているところでございます。塩川病院につきましては、全体研修会というものを年1回、全職員を対象に外部講師を招いて待遇の研修をしているところでございます。

いずれにしましても病院待遇を向上させて、患者さまからの評価を得ることは経営面に関しても大変大きなメリットということになりますので、今後も病院職員に対しましては、引き続き指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

輿水良照君。

○5番議員（輿水良照君）

南アルプスユネスコエコパーク構想について。

エコパーク、また世界の自然遺産登録等、自然を大事にするという中でこれから取り組んでいく課題だとは思いますが、最終目標として世界自然遺産への登録ということが考えられるわけですが、推進協議会の中に入っている、これは個人会員、法人会員等の現在、数字はお持ちでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

高橋政策秘書課長。

○政策秘書課長（高橋一成君）

輿水良照議員の再質問にお答えいたします。

南アルプス世界自然遺産登録の、山梨県連絡協議会の推進支援会員であろうと思いますけども、この支援会員につきましては今、山梨県全体で企業会員が65社、個人会員が264名でございます。そのうち北杜市内に限定しますと企業会員が19社、それから個人会員が121名となっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

○5番議員（輿水良照君）

質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

輿水良照君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月26日、午前10時に開きますので全員に定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時05分

平成 2 5 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 6 日

平成25年第2回北杜市議会定例会（3日目）

平成25年6月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 16番 | 保坂多枝子君 |
| 12番 | 野中真理子君 |
| 18番 | 小尾直知君 |
| 21番 | 中村隆一君 |
| 2番 | 小野光一君 |
| 3番 | 齊藤功文君 |
| 9番 | 中山宏樹君 |
| 1番 | 上村英司君 |
| 7番 | 原 堅志君 |

2. 出席議員（22人）

- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 上村英司 | 2番 | 小野光一 |
| 3番 | 齊藤功文 | 4番 | 福井俊克 |
| 5番 | 輿水良照 | 6番 | 加藤紀雄 |
| 7番 | 原 堅志 | 8番 | 岡野 淳 |
| 9番 | 中山宏樹 | 10番 | 相吉正一 |
| 11番 | 清水 進 | 12番 | 野中真理子 |
| 13番 | 篠原眞清 | 14番 | 坂本 静 |
| 15番 | 中嶋 新 | 16番 | 保坂多枝子 |
| 17番 | 千野秀一 | 18番 | 小尾直知 |
| 19番 | 渡邊英子 | 20番 | 内田俊彦 |
| 21番 | 中村隆一 | 22番 | 秋山俊和 |

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（39人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
政策秘書課長	高橋一成	総務課長	赤羽久
企画課長	篠原直樹	財政課長	斉藤毅
地域課長	織田光一	管財課長	武井武文
介護支援課長	中嶋登美子	福祉課長	中山雅史
子育て支援課長	茅野臣恵	環境課長	野本信仁
観光・商工課長	清水博樹	林政課長	小尾民司
まちづくり推進課長	植松広	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	井出良司	生涯学習課長	丸茂和彦
学校給食課長	清水一枝		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、9人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に明政クラブ、15分。次に市民フォーラム、8分。次に公明党、4分。次に日本共産党、15分。次に無会派の小野光一議員、15分。次に無会派の齊藤功文議員、15分。次に北杜クラブ、52分。最後にほくと未来、62分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

梅雨に入ったというのに何日も晴天が続き、せっかく実のついた果実が生育不足になってしまったり、苗を植えた田んぼが地割れするような空梅雨の毎日でした。このところ雨が降り、ようやく水不足も解消されてきています。うっとうしい梅雨とはいえ、自然の恵みであります。気候の変化が大きくなり、美しい日本の四季を今までのように感じるものが年々希薄になっていくように思います。田には苗が風になびき、カエルが鳴く。木々をわたる心地よい風。小鳥のさえずり。草の葉の露が宝石のように輝いている。そして日が暮れるとホタルがほのかな光を放って舞い上がる。北杜の初夏の風物詩。そんな北杜の自然を守り、住んでみたい、住んでいたいまちにしていきたいと思うところでございます。

今6月定例議会にあたりまして、2項目を質問いたします。

まず1項目め、公共施設および道路の管理責任について。

本市は平成16年、17年にかけて8町村が合併したことにより多くの公共施設を有しています。このことにより住民サービスは充実してきましたが、管理物件が多く管理するために要する経費や業務も増えています。施設管理には多額の費用や労力を必要とするものもありますが、日常の点検で十分機能を果たせるものもあります。

こうした中、市内では公共施設の管理等が不十分なために事故や盗難などが発生しました。注意が足りなかった、処理が遅すぎる、対応が悪いなど管理体制の甘さや危機管理に対する認識の欠如も指摘され、市の対応が問われています。

また近年、道路の管理瑕疵による損害賠償が多くなっているように思います。落石や道路の

亀裂や陥没、側溝の不具合等、天変地異や不測の事態によるものもありますが、公共施設や付帯設備の管理も含め、早急な対応により未然に防ぐことができると考えています。一度点検したままで定期的な点検が行われていなかった、あるいは点検の方法が適切ではなかったなど最近起きたトンネル事故の例もあり、このまま発生件数が増加していけば人災にもつながる可能性が出てくるのが危惧されます。

解決法の1つとして点検の回数の増加やその方法、パトロールの強化や通報システムの工夫などが考えられますが、異常があった場合の早い対応はもちろんであります。肝心なのは事故が起こる前に防止することと考えています。現状と対応について伺います。

2項目め、ゴミの収集について。

本市は豊富な自然を利用した太陽光発電や小水力発電など、全国においても先駆けとなるような施策を掲げ、環境創造都市としての成果を挙げています。しかし市民にとって一番身近な問題を見直すとゴミに関する事が多く聞かれます。

5月30日はゴミゼロの日で各地でゴミ拾い等、地域での環境美化を行っているところが多くなっていますが、最近、不法投棄が増えてきて困っている、可燃物のゴミの袋にスプレー缶、ピン、缶が入っていた、名前が書いていない袋はなんでも入っている、収集してもらえないし管理しきれないというような声が聞かれ、分別の仕方に問題がある場合が多いようです。

私が道路脇のゴミ拾いをしたときにも布団やオムツ、お弁当の容器やペットボトルがコンビニの袋に入ったまま捨てられていたり、動物のトイレ用の砂と一緒に犬やネコの糞が放置されていました。中には家電製品もあり、不法投棄も増えているように感じます。薬品やガラス、陶器のかけら、刃物、ガス抜きがされていないボンベやライターなどが適当に袋に入れてあったり、放置されていた場合には収集をする過程や処分をする段階で大きなケガや人命に関わることも懸念され、周知徹底を図る必要があると考えております。

この点について、見解を4点ほど伺います。

1. 不法投棄の現況。過去3年間の種類、量、それに伴う経費。
2. 回収ゴミの状況。これもまた過去3年間の種類、量、それに伴う経費。
3. また支所で週1回、回収している別荘のゴミについて、その状況をお伺いいたします。
4. リサイクル、また可燃物、不燃物等の分別の徹底、啓発、指導についてのお考えを伺います。

この分別により多くの経費が削減されたり、有効に活用することができると考えておりますので、以上この4点についてお伺いいたします。

以上で質問を終わります。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

ゴミの収集について、いくつかご質問をいただいております。

分別の徹底、啓発、指導についてであります。

現在、市におけるゴミおよび資源物の収集品目は21種類となっており、毎年ゴミ・資源分別マニュアルを作成し、分別の徹底を図っております。またゴミ分別出前講座も市内各地区に

において毎年開催するなど、啓発活動も実施しているところでもあります。市民の皆さまにもおおむね浸透、定着してきていると認識しております。

今、議員のご質問にもありましたけども、ゴミ拾いなど地域でも環境美化活動を行っているところも大変多くなってきておるわけでもあります。しかしながら、マニュアルどおりに分別されていないゴミにつきましては、収集業者が適正に排出していただくよう警告シールを貼りゴミステーションに取り残しているケースもあります。

なお、地区の住民によって分別し直している地域も見受けられますので、地域環境委員と連携を図りながら、さらに注意喚起を行い「混ぜればゴミ 分ければ資源」の考え方のもと、さまざまな機会を捉えて、なお一層分別の徹底を呼び掛けてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の管理についてであります。

合併後、北杜市では多くの施設を有しており、維持管理につきましては北杜市公有財産管理規則を定め、それぞれ所管する部局において管理しているところであります。

過日、大泉総合支所において発生した盗難事件はあってはならないことであり、今後このような事件や公共施設での事故がないよう物品保管場所の検討やカギのチェック、また公共施設の点検および修繕等、再発防止策を講じ適切な管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

ゴミの収集について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、不法投棄の状況についてであります。

資源循環型社会への転換が強く求められる中、ゴミの発生、排出の抑制とともに廃棄物の適正処理の確保は優先して取り組むべき課題とされており、それを妨げる不法投棄は早急に解決しなければならない問題であります。

過去3年間における市で処理をした不法投棄の撤去量につきましては、平成22年度が43.2トン、23年度が35.6トン、昨年度が30.4トンと減少傾向にあります。一方、撤去費用につきましては平成22年度が470万円、23年度が501万円、昨年度が534万円と増加傾向にあり、その理由としては大型テレビをはじめとする家電製品や家具などの不法投棄がその大半を占めており、処理の際、リサイクル料が必要となることでもあります。また1カ所に大量に投棄するなど悪質な事案も発生しております。

市におきましても峡北シルバー人材センターへの業務委託、中北地域廃棄物対策連絡協議会の監視員によるパトロールを実施するとともに警察をはじめ地域住民の皆さま、地域環境委員との連携により不法投棄の防止に努めているところであり、その実績も上がっているところであります。

次に、回収ゴミの状況についてであります。

ゴミおよび資源物の過去3年間における回収状況につきましては、平成22年度収集量が可燃ゴミ5,899トン、不燃ゴミ664トン、資源物2,270トン、特定ゴミなどその他50トンの合計8,883トンで収集運搬経費につきましては1億6,784万円となっております。

平成23年度における収集量は可燃ゴミ6,222トン、不燃ゴミ676トン、資源物2,218トン、特定ゴミなどその他37トンの合計9,153トンで、収集運搬経費につきましては1億7,416万円となっております。

また昨年度における収集量は可燃ゴミ6,304トン、不燃ゴミ650トン、資源物2,189トン、特定ゴミなどその他34トンの合計9,177トンで、収集運搬経費につきましては1億7,404万円となっております。

次に、別荘ゴミの状況についてであります。

平成21年度から開始しております別荘ゴミの収集につきましては明野総合支所、高根総合支所、大泉総合支所、白州総合支所の4カ所で毎週日曜日の午後1時から午後4時まで週1回実施しております。

回収量につきましては平成21年度が14トン、22年度が31トン、23年度が42トン、昨年度が55トンとなっており、市内における別荘所有者の増加、認知度の上昇により年々排出量も増加傾向にあります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

道路の管理についてであります。

市が維持管理する道路につきましては、担当課および各総合支所職員によるパトロールの実施のほか行政区、郵便事業株式会社北杜支店の外務社員および市全職員などにおいて損傷による危険箇所を発見した場合、市に情報を提供していただくチェック体制をとり、その情報により舗装、路肩、側溝等の破損箇所の修繕を行っております。

また、トンネルや大型案内看板などの道路付属物に対する点検作業を実施するなど、維持補修と併せ、安全で安心な道づくりに努めているところであります。

大雨のあとなどは特に道路が損傷を受けやすく、予期せぬ事故につながる危険性も増大することから、市民の皆さまからの情報収集などのチェック体制を強化し、事故等の未然防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

○16番議員（保坂多枝子君）

公共施設、そしてまた道路の管理の件なんですけど、これは未然に防ぐということが一番いいかと思います。事故が起きてから対応するということであれば経費もかかります。また市としての信用度というのも非常に疑われたりと、そんな場合も出てまいりますので未然に防げる体

制というのが一番よいのかというふうに思います。その点について、先ほど職員の方のパトロールとか、民間の方の協力を得てというふうな話がありましたけども、この危険個所とか、異常の発見というのは北杜市、非常に面積が広いです。そしてまた先ほど話したように管理する個所というのも大変多いという状況ですので、その発見する、見つけるということがなかなか難しいのではないかとこのように思います。小さなものだけでも大きな事故につながる。小さなミスだけれども、大きなことにつながるということもありますので、もう少し広げて管理者とそれから地域の組織とか、またほかの団体とかそういったところと連携をして未然に防ぐような組織づくりとか、体制づくりを考えたらいかがかと思いますが、その点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

16番、保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

質問の内容でございますが、事故が起こる前の未然防止策を徹底していただきたいというご質問内容だと思いますが、先ほど答弁の中でもご説明、答弁をいたしました。各行政区また郵便事業株式会社のご協力、また提携をした中で現在、北杜市内の危険個所の早期発見、未然防止のための情報をいただいているところでございます。すでに郵便事業株式会社からも情報をいただく中で早急に対応してまいっているところでございます。

また今後、未然防止についてどのような対策をとり周知、また関係団体、各地域の皆さまにお願いしていくかということでございますが、一番効果的な事前防止策ということになりますと、現在職員が8町から本所で約500人以上の職員が来ているということの中で、全町を網羅して、あらゆる町から通勤しているということございまして、相当、道路の確認を未然に、見る時間とそれから機会が多うございます。それ以前から全職員には事前防止のために危険個所の点検、また確認をして報告をいただきたいということの中で、道路河川課のほうで窓口になって進めてきているわけでございます。それでとりあえず早急に行うことと対策事前の防止策といたしまして、今後、これは今から全職員のほうに図っていくわけでございますが、事故防止の事前対策といたしまして「北杜道愛情点検」というスローガンをつくりまして、全職員の協力を重ねてお願いしていきたいというように考えております。

市内の道路につきましては、先ほど議員さんからもご質問があり、北杜市は相当、広範囲にわたり道路網があります。確認につきましても大変広範囲ということもございまして、危険個所の点検月間を今後設け、職員が点検個所を再度細かく、通勤以外にもまた地域の中で道路を使っている地域活動等も行っておりますので、全職員がもう一度点検をする月間をつくってまいりたいというように考えております。

そのデータにつきましては随時蓄積をし、長寿命化計画、これは国の施策でございますが、長寿命化計画が現在、作成してありますので、その計画に危険個所のデータを反映し、経済対策事業で対応してまいりたいと、このように思っております。

まず、それではどういう形で点検を行うかということでございますが、まず最初に7月、8月の2カ月間でございます。これは皆さんもご承知のとおり北杜市は今回、全国で6カ所の観光圏に指定されたということでございまして、また富士山も世界遺産に指定されたということで

ございまして、大変八ヶ岳方面も観光客が増えてまいったということでございまして、地元の市民の皆さんの受入態勢、また来られた方が事故に遭わないようにということがございまして、7月、8月の観光シーズンにつきましては市内道路危険箇所、愛情点検月間として2カ月間の点検強化月間を実施してまいりたいと。これは全職員対象でやってまいりたいと。再度周知をし、7月、8月の2カ月間の点検月間を行ってまいりたいというように考えております。

次に9月、10月でございしますが、この時期も大型の台風がくると予想されます。そういう中で河川、水路、これが増水いたしますとマンホールの蓋が浮き上がる。また蓋が流れて、そこに落ちるといような事故もございしますので、9月、10月、台風シーズンにつきましては河川、水路、マンホールの危険箇所の愛情点検月間としまして、2カ月間の点検強化月間をもちたいというように考えております。

当面、早急にでき経費もかからず効果があるということの中で、再度、全職員に協力を依頼し報告を受け、今後、事故防止の事前対応を図ってまいりたいというように思っております。

最後になりますが高度成長期の整備してきた道路、橋梁、約半世紀が過ぎ相当老朽化をしてまいりました。それで国のほうでも長寿命化計画を作成し、現在その計画に従いまして道路、橋梁、またトンネルの整備、点検をしてきているということでございしますが、今後も点検業務を早急に充実した中で、事前の事故防止に努めてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

今のご答弁ですと、職員の方に頑張っていただくというふうにとれます。職員の方もですが、地域でもそういった取り組みを周知していただいて、少しでもみんなで防災に努める、何か起きないようにというふうにしていただきたいと思います。その点について、1つ所見をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

保坂多枝子議員の再々質問につきまして、ご説明いたします。

各地区の行政委員さんも再度お願いし、ご協力を得たらいかかというご質問だと思います。

現在、私のほうで、先ほど事前防止策を申し上げましたが、当然、今までも各行政委員さん、各地区の役員さんにつきましては相当、確認をしていただいてきております。また情報もいただいてきております。その中で第1段階は先ほど言いました点検を全職員が行っていくわけですが、一番問題になっているのは各行政区の境界がありますが、その部分については道路も水路も管理がなかなか思うように行き届かないという、確認があがってこないところがあります。当然、集落の境界、町界とか字界は住んでいる方がおいでになりますから区の役員さんからあがってくるわけですが、当然、住宅地がないところがあります。そういうところについてはなかなか地区の役員さんの方も監視したり、事前に確認をしていただいて情報をい

ただくというのが難しいところも相当あるという中で、まず全職員が第1段階として再度そういう部分の確認をしていただいて挙げていただくと。その出てきたデータに基づいて各地区の行政委員さん、また地域委員さん、衛生委員さん等を通じて危険箇所を再確認していただき、また第2段階の確認に入っていただく段取りを取りたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では、ゴミの回収についてお伺ひいたします。

先ほど別荘ゴミの状況を答弁いただきました。市内4つの総合支所で実施しているようですが、なんか各総合支所の地域的な事情によってその内容が少しずつ違っているように思います。また排出量も増えているというふうに感じていますので、各総合支所ごとの回収、その状況についてお伺ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

保坂議員の再質問にお答えをいたします。

別荘ゴミの回収を実施している総合支所ごとの回収状況ということでございますけれども、平成24年度の別荘ゴミの回収総量は55トンでございました。そのうち大泉の総合支所が43トンで78%を占めております。以下、白州支所が7トンで13%、高根総合支所が4トンで7%、明野総合支所が1トンで2%という内訳となっております。

量、割合とも大泉総合支所が一番多いわけでございますけれども、その理由といたしましては管内に別荘が多いこと、あと地理的にほかの町の別荘からもアクセスが容易で持ち込みやすいということが挙げられると思います。その他の総合支所につきましては、今後の状況を確認しながら必要に応じて効果的な方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

ずいぶん差があるんだということがよく分かりました。それで別荘の方たちは行政区に入っていないというか、回覧板がまわらないような状況ですよね。先ほど周知をするためにマニュアルの作成をして配っているというふうなお話も聞いていますが、なかなかそういった徹底とかご案内ということができないんじゃないかというふうに思っています。その方たちに対してどんな方法をとっていくのか、分別とかこういうやり方がいいんじゃないかというふうな指導の方法についてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

別荘の方々につきまして、なかなか周知を図るのが大変ではないかということでございますけれども、たしかに常駐しているということではございませんけれども、総合支所にそういった資料、あるいは広報等を置いてありますし、また広報等につきましてもそういったことで周知をしております。また本当に必要とあれば、例えば税金の通知等の中に同封させていただくということもできると思いますので、そういった形で周知を図っていきたいと思っています。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで16番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、12番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

市政に関する情報の公開について、質問をいたします。

1点目は、入札に関する事です。

情報開示請求をしても、設計価格については長年非開示でした。最近、開示されるようになりましたが、開示に至る経緯をお聞かせください。

2点目は、市政に関わる任意団体の代表者名等の扱いについてです。

指定管理者の選定に関して、議会に提出された資料は任意団体については名称の公表だけで代表者名等が伏せられていました。しかし、それではどのような団体なのか判断ができません。代表者等は明らかにすべき情報ではないのでしょうか。任意団体の代表者名などの扱いをどのように考えているのか、見解を伺います。

3点目、議会の本会議や常任委員会、また特別委員会が公開であるならば、その議案書等も公表されて然るべきと考えます。市長提出案件について、市民や報道関係者から議案書等の閲覧や入手希望があった場合、市当局としてはどのように対応されているのか伺います。

最後に、市役所本庁舎内に資料の閲覧コーナーがありますが、どのような基準で資料を置いているのでしょうか。予算書や決算書などの扱いはどのようになっているのでしょうか。

質問は以上4点です。ご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

市政に関する情報の公開について、いくつかご質問をいただいております。

設計価格の開示についてであります。

これまで設計価格につきましては、開示することにより積算能力の欠如している不良・不適

格な業者が落札する恐れがあることや、企業努力が行われなかったり、技術的競争が損なわれたりする結果につながるおそれがあることや、県内の他市においても開示の事例がないことから非開示としてきました。しかしながら、入札および契約過程にかかる透明性をさらに確保することも必要であると考え、今年度から設計価格につきましては開示することといたしました。その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

12番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

市政に関する情報の公開について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、議案書等の閲覧や入手希望への対応についてであります。

議案書等の閲覧、または写しの交付を希望する場合につきましては、北杜市情報公開条例の規定に基づく開示請求を行っていただければ、議会において議決されました議案書等をプライバシーなどの個人情報を考慮した上で、閲覧または写しの交付等を行っております。

次に、情報公開コーナーの基準等についてであります。

市では開かれた市政を推進するため、市勢要覧や総合計画などの各種計画、予算書、決算書等を市民の皆さまが自由に閲覧いただけるように市役所本庁舎内のロビーに設置してあります。

情報公開コーナーの資料設置基準につきましては特に設けてはありませんが、限られたスペースの中で、市政の透明性を高めるための資料を設置することとしています。また予算書、決算書の取り扱いにつきましては、議会において議決されたのちに設置しております。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

12番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

任意団体の代表者名等についてであります。

指定管理者の選定につきましては地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要となっており、その議決に当たっては平成15年の総務省自治行政局長通知において「指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等である」とされており、これに基づき指定管理者の団体の名称を議案にお示ししているところであります。

なお、任意団体においては登記された法人の場合とは異なり、個人情報の保護が法益として優先され、代表者についても同様であるとの顧問弁護士からの指導も受けているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

1番目についてですけれども、まず情報公開の重要性を示す顕著な例がこの設計価格の公表だと私は思っております。設計価格は原材料費や人件費を積み上げたもので、これをもとに予

定価格も決められているわけですがけれども、私が入手した資料では現在、設計価格イコール予定価格ということで、例えば落札率は予定価格分の落札額ですから、そこで90%、予定価格と設計価格がイコールであれば90という数字。けれどもその予定価格の設定が設計価格よりもいくらか下がっている、例えば5%下がってれば95分の90ということになりますから、実際の同じものでもそういう分母が変われば、90%の落札率が94.7%、95%近くに跳ね上がるわけです。実際に過去のデータを見れば、設計価格からかなり引いて予定価格が設定されたものもありますから、そのように本当の意味での落札率なども設計価格が分からなければ今までも分からなかったわけで、そういうことが公開されることによって落札率の意味、本当の意味というものも分かってくるわけです。

昨日の代表質問の中のご答弁で、落札率が23年度から2ポイント下がった。ただ、でも落札率だけを見ていけば分からないものが、こういうことも含めた情報の中で本当に2ポイントの意味ということも分かってくるわけで、やはり市民、また私たちも含めてですけれども、その情報が公開されることによって、いろいろなことが明らかになる、設計価格はこの一例です。情報公開の重要性についての市の見解をここで、まず伺いたいと思います。

それから2番の任意団体の代表者名と、たしかに団体名だけをということですがけれども、私たちが判断をするのに、その任意団体の名称、なんでもできるわけです。名称だと。たしかに個人情報保護法というのがあるのは私も存じています。しかし公の施設を管理する公の利益、公益性というものがそこで考えなければいけないのではないかと。要するに以前の、前回出た2つの案件はたまたま前回の実績があるということと、私も小淵沢町の地元のところで団体の説明がありましたので、地元のところでいろんな情報がありましたから、この団体ならということとで議決、賛成することはできました。けれども、これからいろんな団体が出て、公の大事な施設を預けるのにただ名称だけが私どものところにきても、それは判断のしようがないとお考えにはならないでしょうか。

例えば議会の議決事項というのは、指定管理のほかにもいろいろあります。例えば今回、議案になりました土地の払い下げ、これについては明らかに住所とか、それから氏名も出て私たちは判断することができました。そういうことも含めて、やはり考えていただきたいというふうに思います。

○議長（渡邊英子君）

残り時間2分33秒です。

○12番議員（野中真理子君）

それから3番の本会議の公開、要するに本会議や常任委員会、それから特別委員会などを公開されているときは、私たちも議案になっていますから個人情報も含めて言葉に出ることもありますし、当然、答弁や説明の中にも今回も含めて出ることはあると思います。こういうことがある中で議案というものが情報公開の中でどう考えられているのか。そしてやはり報道関係者なども知る権利というものが大変多いと思いますし、そこを3番目についてはもう一度お考えを伺いたいと思います。

4番の閲覧コーナーですが、私が一番気になったのは予算書、決算書の中の取り扱いなんです、予算書は細かく課別の説明書が付いていたと思います。予算書プラス、私たち議員に渡された資料が付いていました。しかし決算書のほうには細かい資料が付いていなかったと思います。どうしてそのようなことが起こるのか私には理解ができないので、そこのご答

弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に設計価格をなぜ公表するようになったかということですが、これにつきましては先ほど説明したように今までいるんなところ、県内の町村で設計価格を開示しようというところはなかったんです。調査したところ、どこもそういう開示を受けていなかったということもありまして、本市だけがそれをやっているのかどうかということに判断に非常に迷いまして、結果、県は開示しているということでもありますので、このたび開示するように至ったと。

設計価格と予定価格のお話が出ましたが、予定価格というのは予算・決算および会計令第79条と第99条の5にありまして、契約を締結する際に契約担当官が競争入札や随意契約に付する事項の額について、その契約金額を決定し適正な契約を行うための基準としてあらかじめ作成しなければならない見込み価格ということで、あらかじめその執行が定めなければいけない価格というふうになっております。ですから、それは設計金額をもとにあらかじめ執行が決める価格でありますので、それがどうのこうのという話は今ここではできない部分だと思えます。

それで2番目の質問です。指定管理者の任意の団体の代表者名は公表すべきではないかということなんですけども、これは前から何度もご説明しているように個人情報の法益に照らしまして団体の代表者の個人情報の法益にあたるという判断であります。今、議員さんがおっしゃいましたように団体名だけではどんな団体か分からない、名前が分からなければ分からないとおっしゃったんですが、名前が分かたら分かるかということなんです。例えば何十万人もいる大きな市で、名前が分かったからその活動が分かるかということそれはまずあり得ないことではないかと。私たちはそこが指定管理を受けて何をするかということ、すべてを判断してここに提示しているわけですので、それをご議決いただいていると判断しておりますので、名前はあくまでも伏せておきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

野中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3つ目の質問でございます。

議案書等の公開の考え方ということでございますが、北杜市情報公開条例第5条の規定によりまして、市の機関などの内部における審議、検討、または協議に関する情報であって公にすることにより率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れなどがあるものについては、非開示ということにさせていただきます。

したがって、市長提出案件、議案書につきましては議会において議決とされたのちに閲覧、または写しの交付を行うこととしております。

それから4つ目の質問でございます。情報公開コーナーに予算書、決算書が配置してあるけども、予算書の内容についてはあるが、決算書の資料についてはないけどもということでございます。これにつきましてはちょっと調査をさせていただきまして、できるだけ対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間1分23秒です。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

まず入札に関してですけども、設計価格、他市は公表していないから、県が公表しているから公表したというふうにおっしゃいましたけども、県が公表しているのはもう何年も前から公表していますので、そのへん今のご答弁では私は納得ができないなというふうに思いました。

それと2番目の任意団体の代表者名等です。名前だけで分かるかとおっしゃいましたけども、それでは団体名だけで何が分かるんですか。私たちは本当に大事な、公の施設を管理するための団体、どういう人が管理するかをここで決めなければいけないわけです。それならばどういう団体なのか、名前は結構ですけどもきちっと、この団体がどういうことをして、今まで何をしてどういうものを持ってということを、そういうことを含めて個人情報に関わらないものはその分かる資料を出す。そうでなければ、名前だけで判断など到底できないと思います。そのへんのところをもう一度、ご答弁願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

まず設計価格の公表ですけども、県は数年前から公表していると。私どもは市町村でありますので、まわりの市町村の状況を見ながらというのが一番の判断ではないかと。県と市では立場が違いますし、もちろん設計を行っている制度も、価格もだいぶ大きい金額のものもやっておりますので、そういうことを勘案しますと同規模の市等を参考にどうしているかということ判断すべきものと考えて行っております。

次の個人名が分からないと何もできないではないか、その団体がどんなことをやっているか知らなければ分からないではないかということですが、その団体がどういうことをやっていたかとか、そこができるかというのはその指定管理者を指定するためにどういうことをするかということがその判断基準に私たちはなると。それ以前に何をしていたとか、これから先どうしようかという、その団体そのものの判断をそこで、どんなことができるかという、その指定管理に出したものが、どういうふうにそこがやっていただけるかということの判断で出しておりますので、それについて疑義等がある場合は、できるだけ資料等を議決前に何度も説明しておりますので、その際には提出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、入札および契約過程における透明性とか公開性の問題が議論になっているわけでありませぬども、いろんな意味で誤解があつてはいけませんから、私なりに。30年、20年前、10年前よりも現在のほうがいろいろな意味で透明性と公開性は高まっていると私は思います。そしてこれが絶対だというものもないような気がします。ただ、私ども公共事業をいろいろ推進するのに市民の税金を効率的に運用すること。そしてまた公共事業は責任施工でなければ困るんだということ。そしてまたできるだけ地元を、業者を含めて育成すると。こういう基本的スタンスで入札、契約を含めて執行しておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで12番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次に公明党、18番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

公明党の一般質問を行います。時間がありませんので、早口で言います。

はじめに商店街と地域の活性化に関する取り組みについて、いくつか質問します。

商店街の活性化は地域経済の取り組みとして不可欠であり、まちづくりの中心となる商店街や中心市街地の空洞化対策が急がれます。経済産業省の平成25年度予算、それから24年度の補正予算でもさまざまな事業予算が組み込まれています。

中央・地方の視点に立つと地域の独自性の高い市街地を活用したブランド形成や体制づくりに成功すると東京や大都市に依存、経路せず直接、各地域や海外とのネットワーク構築をしていくことも可能と見られ、大都市に吸い取られない富の蓄積、地域活性化への効果が期待できます。

以上の観点から、3項目について質問いたします。

- 1．市当局と商工会および商工会会員などに確認しましたが、活性化策が手詰まり状態で国などのさまざまな施策が現状ではなかなかうまく取り込めない、この現状と今後に対処するか、お伺いいたします。
- 2．市街地活性化協議会などの組織づくりを行い、計画性のある施策が必要と考えるが市の見解を伺います。
- 3．市の支援策も重要ですが、民間投資を誘発するようなビジョンが必要と考えますが見解をお伺いします。

次に空き家管理条例の制定について、いくつか質問をいたします。

総務省の平成20年の土地家屋統計調査によると市の空き家は2,540件、そのうち居住不能は800件とあり、この調査は5年ごとですが現実はまだ少し増えていると思われます。空き家、空き地における雑草の繁茂、汚泥、廃棄物の堆積について治安の悪化、景観の悪化、不動産価値の低下など周辺環境への多大な外部不経済をもたらす、土地の利用にかかる各種施

設の効果を低下させ、結果として適切かつ合理的な土地利用を阻害しております。そこで3点について、質問します。

- 1．長坂地区の例ですが3軒の家屋が倒壊寸前の状態となり、隣の住民や地域から苦情が寄せられ、現状では持ち主に対し文書や電話での連絡で終わっています。条例がない現状ではここまでしか対応できません。条例制定する考えがあるかどうか、お伺いします。
- 2．長坂以外の地域ではどれくらいの居住不能な家屋があるのか、調査する必要があると考えるが見解をお願いいたします。
- 3．空き地条例がすでにありますが、ここには行政代執行と罰則が盛り込まれております。これらとリンクさせる考えがあるか、お伺いします。

以上、答弁をよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

商店街と地域の活性化に関する取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、市街地活性化協議会などの組織づくりについてであります。

これまで商店街振興につきましては、専門性のある商工会経由で行っていたところではありますが、商店街の活性化には小売りに捉われず、消費者ニーズに合わせた情報交換や交流を通して商店街の魅力をいかに伸ばすか、課題をいかに解決するかを商店主みずから多くの関係者と協議し、解決していく必要があると考えております。

こうしたことから今後は各商店街組織関係者と活性化に向け、新たな組織づくり等の意見交換を行い、商店街活性化組織等の構築につきまして市と商工会、各関係機関で支援してまいります。

次に、民間投資を誘発させるビジョンについてであります。

全国的に商店街の状況を見ると、さまざまな課題があります。商店街の活性化に成功している事例を見ると商店街と地域住民の意識改革に取り組み、コミュニティ形成を行っております。

今後は商工会や商店街組織等との意見交換、情報収集を行うなど地域企業等と連携した活性化を推進するため、商店街活性化のビジョン作成に向けた準備を進めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

18番、小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

商工に関する活性化施策の現状と今後の対応についてであります。

市では商店街の活性化推進のため、商工業振興助成制度を北杜市商工会に業務委託し、ポイント活用事業や人材育成事業等の支援を継続的に行っております。しかし、中小企業庁等で取り扱っているさまざまな施策につきましては現在、国等で行っている事業メニューの多くが商店街全体で事業を導入する必要性やソフト事業で参加者や売り上げ等の成果指標を求められるなど国の条件が厳しいことが要因となっており、事業導入が難しい状況にあります。

今後は商工会および商工会会員等と連携し、事業周知や事業導入の支援を行ってまいります。
以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

18番、小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

空き家管理条例の制定について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き家管理条例制定についてであります。

老朽化し廃墟となっている建築物につきましては適正な管理がされていないものが多く、良好な景観を阻害し、生活環境上および防犯上も好ましくない状況にあります。しかしながら、個人の財産に行政が介入することは原則的には困難であると思われまます。

全国的にこのような建築物は景観の維持・保全、周辺の住環境、防犯、災害等において課題になっており、本市におきましても空き家対策の調査につきまして、研究を行っているところであります。

他の自治体の対応状況につきましては、本年1月1日現在において全国1,719自治体のうち101自治体、5%の自治体において空き家に関する条例を施行しております。

条例を制定する場合においては地域の実情や法的整理を踏まえた検討が必要となり、また実効性のある条例とするためには、運用部分の検討がより大切であると考えております。

今後、国、県、他の市町村の動向を注視し、関係部局と打ち合わせする中で空き家の適正な管理につきましてはより安全で安心な市民生活を確保することを目標とし、条例制定に向けた準備をしてまいりたいと考えております。

次に、居住不能な家屋の調査についてであります。

実態調査につきましては関係部局と連携し、調査を実施するための基準を定め、行政区等のご協力をいただく中で実施したいと考えております。

次に、空き地条例とのリンクについてであります。

北杜市空き地の適正な管理に関する条例では、空き地が管理不良な状態等の場合における罰則・代執行等が規定されております。

なお、全国の自治体における空き家条例の規定を調べたところ、代執行の規定を盛り込んでいる自治体につきましては37自治体、全体の2%の自治体であります。また代執行による空き家の解体除去には自治体の費用負担が大きい等の問題点もあることから、代執行の規定には難しさが表われているものと考えております。

これら罰則・代執行等の規定も含め、条例を制定する場合には、空き地条例とリンクさせるかは今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

残り時間50秒です。

小尾直知君の再質問を許します。

○18番議員（小尾直知君）

最初に活性化のほうについて、再質問します。

市街地の活性化に資する、いろんなアイデアとかそういうものを公募したりする中で優れたものに対して支援する仕組みの導入の考えがあるか、お伺いいたします。

それとどうしても大規模になりがちなんです、小規模でも特定分野などを際立たせるような一点突破型のこういう運用ができるかどうか、こういうことも大事だと思いますのでこの点についての所見をお伺いします。

空き地ですけども空き地条例の行政代執行を、もしやったことがあれば数をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

小尾直知議員の再質問にお答えをいたします。2点、お伺いをしたと思います。

まず最初に市街地の活性化に資するアイデアの公募と申しますが、募集についてでありますけども、市街地と申しますか、商店街の活性化のためのアイデアということであると思っておりますけども、先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたように、今後商店街の活性化のビジョンを作成するという考えでございますので、このビジョンを作成する際、広く意見を聞きたいというふうに考えてございます。そうしたことから、この過程の中でこういったアイデアの募集の導入については考えていきたいというふうに考えてございます。

もう1点でございますが、小規模なまちづくり、そういったものや特定分野を際立たせるような取り組みということだと思いますけれども、支援のあり方といたしまして補助の条件をある程度、運用範囲と申しますか、条件に幅を持たせること、そういったことで支援ができないかというふうな内容かと思っておりますけども、現行制度では国をはじめ県または市の補助制度をつくるということはなかなか目的、それから用途を定めた支援というふうな仕組みになっているということで、運用の面で対応するという事はなかなか難しいのが今の現状ということでありまして、しかしながら今後、具体的なお提案がいただけるようなことがあれば、商工会関係以外の例えば事業なども運用、例えばできるようなものがあれば、そういったものを活用できないか、個別にまた検討させていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

小尾直知議員の再質問にお答えをいたします。

北杜市空き地の適正な管理に関する条例に基づく代執行をしたかどうかということでございますけれども、代執行自体は現在まで実績はございません。ただ、その条例の中に勧告ということがございまして、それに基づきまして過去3年間で8回ほど勧告をしております。うち6件で草刈り等の作業をしていただいております。残り2件につきましては所有者と連絡がとれないという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで18番議員、小尾直知君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

はじめに参議院選の大争点の1つ、アベノミクス。安倍首相が5日、3本目の矢の成長戦略を発表しました。成長戦略というのは、雇用を増やさないといけない。しかしアベノミクスの成長戦略では雇用が増えそうにないというのが一番の問題です。目玉とされる菓のインターネット販売も店の薬剤師が失業し、雇用縮小の恐れさえあります。国民総所得を1人当たり150万円増やすというキャッチフレーズも間違えてはいけません。実際に給料が増える話ではありません。国民総所得には、国内外での会社の儲けが含まれています。それを国民の数で頭割りしただけ、会社が大儲けしても給料にまわされないではないですか。実際、小泉内閣のとき、国民総所得は増えても給料は下がりました。これから消費税が増税されたら、ますます所得は目減りします。国民の懐が温まらないのでは成長戦略に値しません。

次に質問に入ります。以下、3項目について質問します。

質問の第1は、学校施設の非構造部材の耐震化促進についてです。

東日本大震災では多くの学校において天井材の落下など非構造部材の被害が発生し、人的被害が生じた例があるなど、改めて非構造部材の耐震化の重要性が認識されました。大震災後に文部科学省が設置した有識者会議においてとりまとめられた、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についての緊急提言においても、非構造部材の耐震対策を速やかに実施する必要があるとの指摘がなされました。全国の公立小中学校のうち屋内運動場の天井材、照明器具、内外装材、バスケットゴールの落下防止対策等を終了しているのは、全体の32%に留まっています。

文科省は耐震対策の促進について通知を出して、財政支援を示して積極的な活用を求めています。以下2点、質問します。

1. 地震発生時の安全確保に向けた取り組みの前提となる非構造部材の点検を市内の小中学校において実施しましたか。その結果はどうでしたか、お知らせください。
2. 屋内運動場などは地域の避難所になっていますので、早急な耐震化が求められています。耐震化の工程表を示してください。

質問の第2は、高齢者・障害者の視点から甲斐駒センターせせらぎの改善を求めることについてです。

北杜市武川町に新装オープンしたばかりの甲斐駒センターせせらぎですが、高齢者・障害者が使用してみて改善すべき個所が私たち日本共産党議員団に寄せられています。以下、改善の要望個所について具体的に示します。

- 1．高齢者・障害者が車イスを利用して障害者トイレに入るとき現状の手で引いて開閉するドアは開けにくく閉めにくいのでボタンで押すと開けられる、閉められるドアに改善をと。
- 2．障害者トイレ内の呼び出しボタンの位置を今よりも高い位置に改善を。
- 3．男子トイレにも障害者用の設備を。
- 4．玄関から入って廊下に手すりを設置すること。
- 5．駐車場から正面玄関に上がる4段の階段は、足を踏み外しそうになるので色を付けてほしいこと。また階段の中央部分に手すりを付けてほしいこと。
- 6．正面玄関を入ると車イス1台が設置してあるが、故障なので故障を修理しておいてほしいこと。また2台は設置しておいてほしいこと。
- 7．なぜ給湯室がないのか。手洗いのできる場所がないのかと。救急時の避難場所として絶対必要ではないか。ぜひ設置してほしいこと。
- 8．会議中に外からの音が入ってきて静かに会議ができない。防音設備の設計になっていないのか。点検をして改善してほしいこと。
- 9．常設のスクリーンおよびプロジェクターの設置をしてほしい。会議室2つの間仕切りを外してスクリーンを付けプロジェクターを使用してみたが、光を遮断することが不可能でした。

以上、改善の要望個所、要望理由を述べましたができるだけ早く改善を求めます。

質問の第3は、観音平に水場と常設トイレの設置を求めることについてです。

5月1日の山開きを待っていた登山客や観光客が、どっと北杜市に入ってきました。登山愛好家から観音平に水場と常設トイレ（現在は仮設トイレ2基、水場はなし）の設置をしてほしいとの声が寄せられています。観光を売りにしている北杜市です。トイレの不備から八ヶ岳の自然破壊を防ぎたいものです。北杜市観光商工課の説明では、以前あったグリーンロッジが老朽化したので撤去し、今年仮設トイレを設置したとのこと。山梨県に早く水場と常設トイレを設置するよう、北杜市として要請することを求めます。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

学校施設の非構造部材の耐震化促進について、いくつかご質問をいただいております。

屋内運動場などの耐震化の工程についてであります。

市内各小中学校の屋内運動場の耐震化状況につきましては、新耐震基準に満たない昭和56年以前に建設された施設を含め、すべての小中学校において耐震化が図られております。

なお、須玉小学校の屋内運動場につきましては、非構造部材の点検において異常は見られませんでした。吊り天井が施されているため、昨年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故以降、保護者の関心も高いことから吊り天井の耐震調査を実施したところであります。

その結果、緊急性はないものの、東日本大震災では多くの学校施設で吊り天井の落下被害が発生していることなどから、撤去等の改修を検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

小中学校における非構造部材の点検と結果についてであります。

学校施設につきましては児童生徒の活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所でもあることから、文部科学省から学校施設の非構造部材の耐震対策の推進についての通知を受け、昨年度にすべての小中学校の校舎および屋内運動場の非構造部材の点検を実施しましたが改修等を必要とするものは確認されておりません。

次に高齢者・障害者の視点から甲斐駒センターせせらぎの改善について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、障害者用トイレのドアの改善についてであります。

現状のドアにつきましては建物の構造上から吊戸式折戸を使用していますが、障害者用トイレの基準に則したものとなっておりますので、利用方法の手順どおり開閉を行った場合はスムーズに開閉できますが利用者が戸惑うことのないよう、車イスの停止位置や開閉の仕方を表示してまいります。

次に、障害者用トイレ内の緊急呼び出しボタンの改善についてであります。

緊急時の呼び出しボタンにつきましては、便器に座った状態で緊急を知らせる場合の押しボタンと床に倒れたときに使用する引き紐の2つの構造からできております。現在の押しボタンの位置につきましては手すりがありますが、ボタンを押すには支障はないと考えております。また引き紐につきましては倒れたときに引くものでありますので、位置は適正だと思われま

なお、呼び出しボタンにつきましても使用方法を表示してまいります。

次に、男子トイレへの障害者用設備と廊下への手すりの設置についてであります。

男子トイレ小便器や廊下への手すり等につきましては、利用者の状況や要望を踏まえながら今後、検討してまいります。

次に、駐車場から玄関への階段の色表示と手すりの設置についてであります。

駐車場と建物の高低差が65センチメートルあるため、高さ13センチメートルの階段が5段あります。しかし障害者等につきましては、玄関近くに4台分の専用駐車場を設けてありますので、そこを利用して手すりのあるスロープを使って建物内へ入ることとなります。

また、高齢者などが使用するシルバーカーにつきましても、すぐに玄関脇に置けるよう配慮しておりますので、一般駐車場からの階段に手すりの設置は考えておりません。

なお、目の錯覚による階段踏み外し防止のため階段への色付け等は今後検討してまいります。

次に、既存の車イス修理ともう1台の設置についてであります。

正面玄関に配備してある車イスにつきましては使用に支障はありませんが、一部レバーの取っ手部分に不具合がありますので修繕いたします。また各社会教育施設には、それぞれ車イスを1台配備しておりますので、増車につきましては今後の利用状況を見ながら検討してまいります。

次に、給湯室と手洗い場所の設置についてであります。

設計の段階において仮称、武川コミュニティ施設建設検討委員会で協議され、給湯室につきましては事務室のものを利用することとなりました。現在、茶道ほか給湯の利用につきましては事務室の給湯設備をお使いいただいておりますので、新たな設置は考えておりません。

次に、会議室における防音設備についてであります。

他の社会教育施設と同様に、特別な防音設備とはなっておりません。一般的な会議や学習活動だけであれば騒音はないものと思われませんが、イベントなどが開催される場合につきましては会議室へも影響はあるものと考えております。このようなことから、特別な催しものがある場合は、他の利用者に申し込みの段階で告知しております。

次に、会議室への常設スクリーンおよびプロジェクターの設置についてであります。

スクリーンやプロジェクターにつきましては、どの会議室でも使用できるように持ち運び可能なものを用意し、利用者の需要に応じて貸与しておりますので、各会議室に常設することは考えておりません。また、会議室の窓には遮光カーテンを設置しております。完全な暗闇にすることは不可能ですがプレゼンテーションやDVDの鑑賞に支障はないものと考えております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

21番、中村隆一議員の観音平に水場と常設トイレの設置についてのご質問にお答えいたします。

市では山岳観光の振興と自然保護の観点から山岳トイレの整備を進めており、八ヶ岳では編笠山の青年小屋と権現岳の権現小屋に環境対応型トイレの設置を行ったところであります。

観音平駐車場につきましては県の管理施設のため、現在は林道開設期間中に県の許可を取り、仮設トイレを設置して対応しているところであります。

今後は県に常設トイレと水場の設置につきまして、要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

○21番議員（中村隆一君）

質問の第1のところですがけれども、昭和56年以降の建物については、もうすべて点検をしているということで、現在、須玉小の吊り天井の撤去を考えているとこういう話でしたけれども、この目途というか、安全のためにできるだけ早く撤去をしたほうがいいではないかと思っておりますので、そのへんの時期はいつになるのかお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

須玉小学校ですけども、須玉小学校の屋内運動場の吊り天井ですけども、調査をさせていた

だいて、トンネル事故の影響もございますので、来年度撤去を考えて、今、計画をしているところです。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

では2点目の高齢者・障害者の視点から、甲斐駒センターせせらぎの改善をということで、これは本来ならこの間、建物ができ上がったばかりなので、こんな改善点があるのはおかしいなど私も思っていたんですけども、この建設の、武川コミュニティ施設検討委員会が10人で構成されていたというわけですけれども、その10人の中に障害者団体から1名、参画する予定であったと。ところがいざ発表になったら、その1名も入っていなかったということで、建設検討委員会の検討の段階からそういう高齢者・障害者の視点というのが欠けていたのではないかと、そういうことで今後、こういうことがないようにというのが教訓ではないかと思いません。そのへん、市の見解はいかがですか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中村議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回、こういう議会でこういうご要望をいただきましたけども、これまでに利用者から直接、施設なり私どものほうにこういった要望はございませんでした。したがって、建築の設計の段階でも今は設計の段階でもバリアフリー、あと障害者に対応したというものが設計の基準になっているということで、この施設につきましては設計をしております。

今後、こういった施設を造る場合に障害者をというような質問でございますけども、それについてはまた、全庁的な課題であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

6月1日のNHKのニュースを聞いていましたら、甲府市が新庁舎を建設したと。完成すれば終わりではなく、市民の目線で不備があれば改善していくとこのように報道されたわけです。今回の甲斐駒センターせせらぎについても、障害者・高齢者の声を聞いて点検をして素早く改善してほしいとこういうふうに思いますけれども、そのへんについての見解をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

今回、このようなご要望をいただきましたので、うちの職員も実際に現場でこのご質問にあるものを全部体験させていただきました。障害者が使う場合とは若干異なるということもございましょうけども、これについて十分に検討させていただいて対応できるものについては対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

それでは3番目の観音平に水場と常設トイレをということで、これは合併前の小淵沢町の時代には観音平にロッジがあって、主に青少年の野外活動などに使われていたと。このときには屋外にもトイレがあり、登山者も利用できたと。赤電話もあって緊急連絡やタクシーを呼ぶこともできたと。そういうことでしたけれども、老朽化ということで数年前に解体をされて、トイレも解体されてしまったと。現在、観音平は富士山、南アルプスの展望がよく、登山者だけでなく観光客もおおぜい訪れています。また八ヶ岳横断歩道、美し森から観音平までの遊歩道の西の基点でもあり、東の基点の美し森、中間点の天女山ですね、それにはそれぞれトイレが設置されている。近年トレッキングブームもあり、この横断歩道が注目を浴びています。6月9日には新しいスポーツイベント、スリーピーク八ヶ岳トレイルランニング大会が三分一湧水館の前をスタートゴールにして、おおぜいの参加者があったと報道されています。北杜市もこれには後援団体になっていると。こういうことで、ぜひとも常設のトイレがほしいと。最近、霧ヶ峰高原の車山肩に行った人の話では、バイオトイレが整備されていたという話です。

このようなことから、八ヶ岳観光圏の一環として県に強力に設置をするように働きかけていただきたいと思っておりますけれども、市の見解をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいま、中村隆一議員の再質問にお答えいたします。

たしかにグリーンロッジの解体以降、あの場所につきましては県に返地をしたということから現在、駐車場につきましては県の管理地という状況になっております。そうしたことから、先ほど申し上げたとおり仮設という形で今、対応させていただいております。

今後に向けては答弁の中にもあったとおり、常設に向けて働きかけを進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間1分15秒です。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

県に働きかけをしているという答弁ですけれども、これから7月、8月、非常に人が増えてくると。私も5月の日曜日に行って観音平のところを見てきましたけれども、県内の車だけで

はなくて県外の車がいっぱい来ているわけですね。そういう点で、県有地といえども八ヶ岳観光圏の入り口ですから、ぜひとも早急に県に働きかけをして水場の設置と常設のトイレを設置していただきたいと、このことを強力に働きかけていただきたいと。その返事をお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中村議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど来から申し上げているとおり、県のほうに働きかけをさせていただきたいというふう
に思っております。また観光客等が多いという状況もございますので、仮設トイレで当然、不
自由をするということも想定されます。ですので観光客の皆さま方には手前の道の駅、それか
ら登山歴史館等も利用していただくような形で対応させていただきたいと思っております。ど
うぞよろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで21番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に2番議員、小野光一君。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

北杜市の森林事業等に携わる事業者へ行政としての関わり方について、ご質問させていただきます。

市の大部分を占めている森林とその管理等について、市の現状を質問いたします。

市内の山林は至るところで松くい虫の被害がありまして、市の林務はその駆除に追われ、少
ない予算の中で懸命に駆除にあたっておられる姿を拝見しまして、ご苦労の感を禁じ得ない
ところでございます。

市の職員で対応するには限度があるとは思いますが、年間の駆除伐採量は近年、過去3年程
度ですがどのように推移しているのでしょうか。

それから樹木の価値が基本的に低いために、ほとんどの山林は放置の状態のままでうっそう
となり、そこへ住みつく獣たちが増えて結果的に害獣扱いされています。現在は山林の間伐と
植林に対し、ヒノキなどの針葉樹から檜、クヌギなどの広葉樹林の広葉樹の植樹に対し、その
転換に国ではやっと補助金を付けるようになりました。里山に近い森林が松やヒノキからどん
ぐりを落とす広葉樹に転換すると多くのメリットがあります。健全な山林の維持管理は元気を
失った里山森林を若返らせます。獣域と人の生活域を区別し、広葉樹民間林から生み出される
薪はストーブの暖ばかりではなく、3・11の被害時には明かりの役目、煮炊きの補助など電
気がなくても不安感はなかったと聞きます。適当な太さの木はキノコ原木、さらにその先は
木工用への利用が図れます。

そこで専業・兼業も含め森林整備を請け負っている事業者など、そのような方々の横の連絡
組織というものはあるのでしょうか。例えば新規就農者なども冬場の収入が減る時期に、森林
整備の要員として組み入れ、地域と地域のニーズを知っていただき里山の整備とつながる農業

へ広がる可能性を含んでいます。そして個々の思いの中で努力する林業事業者の行き詰まりは、昭和40年代の土地ブームで都市部の企業や個人が所有したままなどでまったく手入れをされていない放置林です。地元に住む方々はきれいになるのならと積極的に里山への立ち入りを認めていただいても、その先にある不在者地主の放置林で阻まれてしまいます。

林業事業者の悩みとしまして、地権者不在の山林が市内の里山に至るところに点在し、手を入れることができない。それらの放置林が周辺に悪影響を及ぼしていることすら不在者地主は知らないでいます。個人情報を持つ市としてなんとか仲介なりの方法を取り、それらを適正に保てる条例の制定は可能でしょうか。このままでは何年経っても里山整備も鳥獣害の対策も進まないばかりか、増え続ける獣の温床にもなっています。

4番目に、そのためにも林業事業者の森林に携わる仕事をキーワードに、市としては森林と関連産業を連携させる連絡組織を構築することは可能でしょうか。6月11日に、今月ですね、白州町大武川で治山工事中の事業者が伐採木の下敷きになって死亡するというような事故が起きています。市内の林業事業者がまとまることによって、作業の安全教育とか団体保険への加入などを促すこともできます。そして多彩な現場の意見が集まることによって、個々の方が抱えている地域に対する思いを1つにまとめる力にもなります。

次に、福祉・産業施設における指定管理者の管理運営状況についてです。

市では、平成24年4月1日時点で117施設を指定管理として事業者と協定を交わしています。それらの施設の施設分類の中で一番多い件数は福祉・産業施設関係です。さらにこれら施設の括りでも施設の性格によって微妙に質は違いますが、近年の経済動向は2008年のリーマンショックで著しく落ち込み、日本経済はいまだにそれ以前の経済数値を上回っておりません。

アベノミクス効果もよそ様のお話かというような、そんなような日本経済の中であって指定管理運営事業者の多くは、運営の原資である収入の伸び悩みどころか収入の落ち込みをいかにカバーするか、大変厳しい運営を迫られていると聞きます。人件費の削減、来場者を増やすための広告費のカット、デフレ経済の影響などで来場者へのサービスが低下し、マイナススパイラルに陥っているのが現状です。そんな中においても運営事業者は歯を食いしばって北杜市の顔である施設の運営に努めていますが、協定の条件の中に各年度の管理事業の内容、ならびにこれにかかる市納入金の額および納入方法については、毎年度別途協定において定めるものとするとしています。また別の条項にこの協定応募要項ならび添付資料、ならびに事業計画書の順にその解釈が優先されるものとするがありますが、それらを指定管理事業者から具体的に不特定多数の、いわゆるお客さまを対象にする温泉施設や地域の農産物の販売や食の提供をする道の駅など、まず質問といたしまして指定管理者の管理運営状況について、市はそれぞれの事業者と最大5年間の管理に関する協定を結んでいます。これら管理運営する事業者から契約期間途中で市への納入金の減額など、変更を求める事業者は存在したでしょうか。

次に協定と契約は常に履行されるべき条件であります。契約時の景気動向をもとにそれぞれの事業者は試算して市への納入金を定めています。しかし経済は生ものでして、収入が減少したことでそこで働く人たちの年末賞与が支給されなかったり、シルバー人材の雇い入れを減らしたりといった雇用の問題も発生しています。ただただ、働く方々は自分の愛する地元に貢献する施設で働いていると、そういう生きがいで仕事をしているといっても過言ではありません。そこでどのような理由で市への納入金の変更を求めていましたか。そして市は、その要求

にどう答えましたか。

以上2項、7点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野光一議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の森林事業等に携わる事業者への行政としての関わり方について、いくつかご質問をいただいております。

森林を整備するための条例の制定と連絡組織の構築についてであります。

森林所有者の情報につきましては、個人情報保護や不在所有者の連絡先等の情報を把握していない場合もあるため、市が仲介することは課題が多く、条例制定においては慎重に検討してまいります。

また、林業事業者等の今後の意向により連絡組織の構築は可能と考えますので、関連する産業団体との調整が得られるならば、組織化の支援につきまして検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

2番、小野光一議員のご質問にお答えいたします。

福祉・産業施設における指定管理者の管理運営状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市納入金の減額要望等の変更についてであります。

電気料金や燃料費の値上げに伴い、指定管理料や市納入金の額の変更につきましては相談が過去に数件あり、経営状況の悪化による変更の要望は昨年度1件ありました。

次に、変更要求の理由についてであります。

文書にて要望のありました件につきましては、管理運営を行う過程において指定管理者の収支状況が悪化したことにより、その収支悪化の補填をするための要望でありました。

次に、変更要求への回答についてであります。

指定管理者を募集する際には、その募集要項において災害等のやむを得ない場合を除き、指定期間中の収支の状況により、指定管理料および市納入金を途中で変更することは行わないとの条件を明記しております。この条件は、指定管理者の経営意欲を高めるとともに施設の管理

に自主性や責任を持っていただく必要があるとの考えから、収支が黒字となった場合の市への追加納入を求めないこととし、反面、赤字となった場合の補填は行わないという立場に基づくものであります。

このような立場から、その要望に対しては応じられないと指定管理者には回答したところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

2番、小野光一議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の森林事業等に携わる事業者への行政としての関わり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、松くい虫防除対策事業における事業量の推移についてであります。

過去3年間の防除実績といたしましては、平成22年度が2,665立方メートルで約3,300本、23年度が2,759立方メートルで約3,400本、昨年度が1,647立方メートルで約1,800本の伐倒、燻蒸、薬剤処理などの事業を実施しております。

次に、森林整備事業者の連絡組織についてであります。

市では、市の事業である里山整備事業等における事業者リストにつきましては把握しておりますが、市内事業者等にかかる連絡組織の存在は確認していない状況であります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

小野光一君の再質問を許します。

○2番議員（小野光一君）

森林事業者の連絡組織でございますけども、市ではぜひ多彩な意見、多彩な考え方があって取り組んでいらっしゃる方、それぞれ思いが違ふと思います。またそれを集約することで大きい情報が得られると思いますので、現在、困難なことはともかくといたしましても、可能な限り情報を集めるという意味でも、木に携わるという事業者の方々、連絡組織を早急につくっていただきたいと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

小野光一議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

林業事業者の組織という点でございます。

市の森林整備ということで、里山整備事業を実施しておる業者の数字は把握しているという答弁をさせていただきましたが、市内には12業者、現在でございます。森林整備を行います市内の事業所等につきましてはやはり小規模、少人数の事業者が多いという状況は確認しております。また請負事業者、そうした方々の業種というのも請負以外には林内作業、それから素材生産をする業者、また製材業、加工業などいろいろ多岐にわたっているという状況が見受けら

れるということでありませう。こうしたことから、この業者さん方が連携することで、おのこの強みを発揮することが可能になるということが期待できると思ひますので、まずそういったいろいろな業種をお持ちの方たちがどんなふうに取り組めば、そういった組織が機能するかということも踏まえまして、意向調査などからまずはじめに具体的な連携方法を模索していきたいというふうにご考えてござひます。

以上でござひます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

それでは、指定管理者制度の現況についての再質問をさせていただきます。

今ご答弁をいただいた、3番目の要求にどういふふうにお答ひしたかということでござひますけれども、基本的にはそういった答ひを受けているということも調査の中で分かっております。あえて質問させていただいたのは、やはりそういった経済は生もので、例えば災害が直接の被害者でなくても、例えば笹子トンネルの天井が落ちたというの、やはりそれに当たるでしょうし、3.11のときにはまたいろいろな意味で日本の経済が本当に渦を巻くように変わった、そういうこともあります。ですからこういう局所的な問題ではなく、広く考えていただいて実態に即した形を柔軟にとっていただきたいと思ひんですが、再度そういった考えのもとで住民の要望に沿った、できるだけ円滑な運用をしていくことができないでしょうか、そういうことでもう一度、質問させていただきます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

基本協定なり、年度協定の中では本当に天災、大きな地震によってその施設が壊れてしまったと、火災になってしまったと、そういった直接的なものの影響みたいなことがある場合には年度協定の中で変えることができる。ただ、具体的に今おっしゃいましたように笹子の事故等によるものが、どの程度の被害がこちに及ぶのかというのはなかなか指定管理、110いくつの施設があるわけなんですけれども、ではすべてに補填してやれるのかというのちょっと無理があると思ひますので、そこは大前提であります応募要項の条件をまず頑張っていただいて、これによって選定委員会で審査されて、これでやれるんだという範囲でやっておりますので、その中で頑張っていただきたい。一つひとつ、赤字だ黒字だということにはなかなか対応できないという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番議員、小野光一君の一般質問を終わります。

次に3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

私は市民の声を市政へ、皆さんの声を市政に反映させましょう。そして住んで誇れる北杜市、住んで誇れるまちづくり、地域づくりを願いつつ、そんな思いで質問いたします。

私は先日、ある企業のブレーンの方より、企業はお客様の声を大切にすることが企業経営の基本であります。功文さん、市町村は市民の声を大切に政策に反映させることが基本ではないですか。今後の議会活動の中で生かしてくださいという温かいご示唆をいただきました。微力ではありますが全力投球します。一步一步進めていきたいと思えます。今議会において大きく3項目について質問いたします。

第1は、安全・安心な市民生活ができるための諸施策について質問いたします。

はじめに、防災対策についてであります。

今議会において、白倉市長は所信表明の中で地域防災計画について次のように述べられました。未曾有の被害をもたらした東日本大震災や国の防災基本計画、県の地域防災計画の改定を受け、本市においてもなお一層しっかりと災害に備え、また大規模災害の発生に対して幅広い連携に向けた取り組みを推進するため、北杜市地域防災計画の改定を行った。そして計画を簡略にまとめたダイジェスト版を各家庭に配布して活用いただくと表明されました。

こうした地域防災計画書を市民が活用することは、とても大切なことであります。そこで現在、市が進めている防災行政無線整備事業について、次の6項目について質問いたします。

- 1．防災行政無線整備事業の進捗状況について。全体計画から完了までをお願いします。
- 2．計画の具体的内容について。特に採用したパンザマスト方式に至った経緯等。
- 3．戸別受信機との併用方式を取り入れなかった理由。
- 4．整備完了地域で聞きにくい地域に対する施策は、どのように考えておられるのか。
- 5 緊急時に対して市はこうした聞きにくい地域の状況をどのように認識しておられるのか。
- 6 ．今後、希望される人には一部負担をしてでも戸別受信機の設置が可能なかどうか、併せてお伺いいたします。

次に第2は、生きる力・郷土を愛する心を育む教育の諸施策について質問いたします。

超少子高齢化の進む中で、市内小中学校の統合は避けて通れない現実となってきております。白倉市長は今議会の所信表明の中で、長坂小学校の統合は本市における学校統合のモデルケースでもありますので今後も学校や保護者、地域の皆さまなど関係者の方々と情報交換を図り充実した教育、安心・安全な教育環境の整備に努めてまいりますと表明されました。そこで学校に関わる次の5項目について質問いたします。

はじめに、不登校児童生徒への諸施策についてであります。

市内の児童生徒のうち山梨県教育委員会設置の適応指導教室、韮崎こすもす教室、また民間施設の不登校の子どもたちの居場所、ひなたぼっこ等に通う実態があります。民間施設であるひなたぼっこは平成21年7月、4名のスタッフで長坂上条の民家を借りて開所してから今年で丸4年目となります。その間、利用者が年々増えていて、今まで関わった子どもたちは31名。代表の方にお伺いしたところ、心と体を休め次の成長へと踏み出す子どもたちを見守っていると話ししてくださいました。借りている民家も手狭になってきている状況であります。

こうした現状の中で、ひなたぼっこでは市内の空き公共施設の有効活用ができないか、市に対してお願いしているとのこと。民間施設であるひなたぼっこは会員の皆さまの会費によって運営されています。スタッフはボランティアで施設運営に関わっておられます。現在は

常勤スタッフ6名、サポートスタッフ、学習スタッフ、合わせて約10名の方が得意分野を生かしながら、それぞれのペースで協力しておられるとのこと。不登校児童生徒への思いの中で毎週1回、支援をしておられます。こうした現実を踏まえた中で、市内の空き公共施設の有効活用による支援ができないか、お伺いいたします。

次に、小学校統合に伴う長坂町内3校に係る空きの公共施設(児童福祉施設等も含めて)の有効活用策について質問いたします。

現在3校に係る空きの公共施設の活用策はどのように進んでいるのか、お伺いいたします。

次に、北杜市学校給食施設整備の全体計画と整備状況について質問いたします。

現在、学校給食は北杜南学校給食センター、北杜北学校給食センター、小淵沢学校給食センター、武川学校給食センター、泉中学校学校給食調理場において市内19校の給食を提供しています。こうした中で、本年度は泉小学校食堂と改築工事関係の工事が進んでおります。そこで、以下の6項目について質問いたします。

1. 食堂棟の入札結果について。参加業者名と入札金額。
2. プラットホームの入札結果について。
3. 食堂棟完成後、このプラットホームの利用計画は。
4. 今後の北および南給食センター関係の児童生徒数の推移について、どのように推移するのか。
5. 増加する場合は、現状の施設で対応できるのか。
6. 泉小学校関係の昨年度までの自校方式の場合と、これからの北給食センターを利用する方式との費用対効果についての試算をお伺いいたします。

次に北杜市学校給食における食物アレルギー対応について、質問いたします。

市内児童生徒の実態と具体的対応はどのようになされているのか、お伺いいたします。

次に学校給食費の滞納状況について以下、質問いたします。

合併以降、年度別、小中学校別、滞納額、滞納理由等について。また、収納対策については具体的にどのようになされているのか、以上併せてお伺いいたします。

最後に第3は、指定管理者制度について質問いたします。

今年度末に指定管理期間が終了する施設のうち公募する施設については現在、市ホームページや広報ほくとにより募集をしておりますが、現在の指定管理者の指定実態について以下お伺いいたします。

施設の種類ごとに施設数は、指定管理者の数は、指定期間等は。

次にながさかげんき百歳センターの指定管理状況について、以下質問いたします。

1. 指定管理者は。
2. 設置目的は。
3. 利用状況について。
4. 条例に基づく使用料の減免の実態は。
5. 介護予防と健康維持を利用目的としている場合の施設の使用料は、この施設の条例によれば減免することができることとなっておりますが、その実態は。
6. 利用者とのながさかげんき百歳センターの教室利用に関する覚え書の実態について。

次に市主催の介護予防教室の受講生がいくつかの自主グループを立ち上げ、ながさか元気百

歳センターをはじめ市内の各施設を利用していますが、それぞれの施設の設置目的が異なっている中で、それぞれの施設での施設使用料の実態はどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

安全・安心な市民生活ができるための諸施策について、いくつかご質問をいただいております。

緊急時に対する市の認識についてであります。

防災行政無線につきましては災害や火災等の有事の際、住民により早く一斉に情報を伝達する手段として重要な役割を担っており、市民の皆さまから聞こえの状況のご意見をいただく中で、聞き取りにくい地域には必要な対応を実施していかなければならないことは、市といたしましても十分認識しております。

屋外拡声子局の調整に加え、本年4月からは防災行政無線で放送した重要な事項につきましてはメール配信を行っております。さらに今年度事業において防災行政無線の放送を録音し、市民が専用ダイヤルを通じて録音された放送内容を聞くことができるよう、電話応答装置を整備いたします。こうしたことにより、防災行政無線の補完になると考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

生きる力・郷土を愛する心を育む教育の諸施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、泉小学校食堂棟完成後のプラットフォームの利用計画についてであります。

泉小学校の給食につきましては、本年4月から北杜北学校給食センターからの配送となりました。現在、建設中の食堂棟につきましては、附帯施設として給食を配送するためのプラットフォームと配膳室が設置されます。完成までの間は配送車からの給食を受け入れるプラットフォームがありませんので、一時的に対応する必要があるためリースといたしました。食堂棟が完成した後に解体撤去することになっております。

次に、今後の北杜北および南学校給食センターの児童生徒数の推移等についてであります。

平成19年5月の北杜市学校給食センター整備検討委員会からの答申では、北学校給食センターは長坂地区小中学校を、南学校給食センターは須玉・高根地区の小中学校を計画しておりました。現在、北学校給食センターは白州小・中学校と泉小学校が、南学校給食センターは明野小・中学校が配送校に追加されたところであります。

これらの小中学校を含めて答申時との児童生徒数を比較しますと、北学校給食センターでは答申時は平成22年度が1,086人、28年度は855人。実績では22年度が1,075人、

28年度が見込みで943人であります。

南学校給食センターでは答申時は平成22年度が1,698人、28年度が1,324人。実績では22年度が1,680人、28年度が見込みで1,391人であります。

次に、増加する場合は現状の施設で対応できるのかについてであります。

北学校給食センターは1,200人、南学校給食センターは2千人の調理が可能な施設でありますので、増加する場合も現状の施設での対応は可能であります。

次に、泉小学校学校給食調理場と北杜北学校給食センターの費用対効果についてであります。

泉小学校学校給食調理場と統合した北杜北学校給食センターの経費を比較しますと、本年度で栄養士などの人件費、光熱水費、委託料等、合計880万円ほどが削減される見込みであります。

次に、北杜市学校給食における食物アレルギー対応についてであります。

学校給食におけるアレルギー除去といたしまして、北杜北・南の両学校給食センターでは乳製品などの5品目と牛乳停止を実施しております。また、本年4月末現在でアレルギー除去食は27人、牛乳停止は33人、弁当を持参している児童生徒は9人であります。アレルギー調査は就学時、進級時等に行い、除去に当たっては医師の診断書等に基づき保護者と学校、栄養士等で面談を行い対応しております。またアレルギー除去食は名前入りの容器で学校に配送し、担任の先生が確認し児童生徒に渡しております。

次に、学校給食費の滞納状況についてであります。

学校給食費の滞納額につきましては、合併時に引き継いだ平成16年度から24年度まで本年5月末現在で539万円ほどであります。年度別では16年度8万4,610円、17年度31万6,920円、18年度16万7,380円、19年度79万6,279円、20年度108万840円、21年度82万9,960円、22年度63万6,780円、23年度48万7,320円、24年度99万3,280円であり、小学校が281万2,389円、中学校が258万980円となっており、滞納の理由といたしましては多重債務等による経済的な理由や転出等による所在不明などあります。

次に、収納対策についてであります。

滞納者に定期的に文書と納入通知書を郵送するとともに、長期未納者に対しては定期的な電話による督促などを行っております。このほかに小中学校とも連携して個別懇談等の折に未納のある保護者に納入をお願いしております。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

安全・安心な市民生活ができるための諸施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災行政無線整備事業の進捗状況についてであります。

この事業につきましては、平成18年度に防災行政無線デジタル同報系システム基本計画を、平成21年度に防災行政無線施設実施計画を策定し、平成22年11月に入札・契約、平成22年12月より5カ年計画で整備を行っております。

平成22年度は若神子新町地内の上野山中継局地質調査、23年度は本庁舎内親局、上野山

中継局、高根・長坂・明野・武川町の子局整備、24年度は大泉・白州町の子局整備を完了、25年度は須玉町の子局整備、26年度に小淵沢町の子局を整備し、本市の防災行政無線整備事業は完了いたします。

次に、計画の具体的内容についてであります。

総務省で防災行政無線デジタル化の方針を強く打ち出していたことから、本市では市内をデジタル波1波により整備・運用を行うこととしました。

また、費用対効果や市民以外の観光客等にも非常時には情報を広範囲に伝達する手段として使用することなどを勘案し、各地区に屋外拡声子局を増設して放送エリアをカバーすることを基本計画としております。

次に、戸別受信機との併用方式についてであります。

デジタル防災行政無線での戸別受信機につきましては電波状況によって大きく左右され、隣の家で聞こえても自分の家では聞こえないといったことが数多くあることから、基本計画および実施計画でも屋外拡声子局の補完として、戸別受信機の設置は想定しておりません。

次に、聞きにくい地域に対する施策についてであります。

整備完了地域につきましても、最大限の効果が得られるようスピーカーの方向や角度調整を行うなど、改善に努めているところであります。

今後も試験放送等による市民の皆さまからの意見・要望等をもとに、さらに必要な調整を行う計画であります。

次に、戸別受信機の設置についてであります。

一般家庭での戸別受信機の設置については現在のところ考えてはおりませんが、調整を行っても聞こえない状況であれば、スピーカーや屋外拡声子局の増設は検討する必要があると考えております。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

生きる力・郷土を愛する心を育む教育の諸施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の空き公共施設の有効活用についてであります。

本市では合併後、多くの公共施設を抱えており、今後施設の統廃合が進むことから空き公共施設が想定されます。

市役所内では公共施設有効活用庁内検討会を設置し、庁内横断的に有効活用につきまして検討するなど対応してまいります。

次に、小学校統合に伴う公共施設の有効活用の具体的施策についてであります。

日野春小学校跡地につきましては利用者の公募を終え、今議会において財産の貸し付けにつきましてご議決をお願いする予定であります。

小泉小学校につきましては引き続き課題等の整理を行い、利用者を公募する予定であります。

なお、秋田小学校につきましては耐震性が高いことから市が公文書保管庫や防災備蓄倉庫などとして利用する予定であります。

また、長坂地区にある4つの放課後児童クラブのうち秋田、日野春、小泉の3つの放課後児

童クラブが統合し、長坂放課後児童クラブへ移ったことから、この3施設が空いている状況にあります。

秋田放課後児童クラブにつきましては、公募により希望者に貸し出す方法を検討してまいります。また日野春、小泉放課後児童クラブにつきましては、隣接の保育園の付帯施設として交流事業等に活用しておりますが、現在、民間団体から利用希望が数件、寄せられております。この2施設は国の補助金を受けて設置しているため、補助金に係る適正化法等の課題の整理を行い、有効活用できる方法につきまして、公共施設有効活用庁内検討会で協議してまいりたいと考えております。

次に、泉小学校食堂棟改築工事についてであります。

食堂棟の入札結果についてであります。本年5月7日に一般競争入札により入札が執行されたこの案件につきましては、参加業者は峡北建設株式会社、株式会社輿水建設、株式会社フカサワ、株式会社鈴建の4社であります。落札業者につきましては株式会社フカサワであり、税抜きの入札金額は8,378万円です。

次に、プラットホームの入札結果についてであります。

泉小学校仮設給食配膳室借り上げにつきましては、昨年10月31日に指名競争入札により5社を指名し入札を執行いたしました。その結果、落札業者につきましては大和リース株式会社山梨営業所であり、税抜きの入札金額は405万500円です。

次に、指定管理者制度の指定についてであります。

本年4月1日現在での指定管理者制度導入施設は117施設であり、協定数は77協定となっております。種類別では農業関連施設が33施設、観光関連施設が23施設、社会体育施設が19施設、温泉施設が10施設、その他32施設です。

指定管理者につきましては、法人や地域のグループ等66団体です。

また、指定期間については77協定のうち55協定が5年と最も多く、次いで3年が19協定、その他3協定です。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ながさかげんき百歳センターの指定管理状況についてです。

指定管理者につきましては、北杜体育施設管理運営株式会社です。

設置目的につきましては高齢者がみずから軽スポーツ、筋力トレーニング等を楽しみながら心身を鍛え、市民等しく健康で長寿を保つことができることが目的であり、昨年度の利用状況については健康体操、フラダンス、太極拳などにより28団体、延べ7,914人の利用がありました。

また、条例に基づく利用料金の減免の実態についてですが、免除規定により60歳以上の方の体力づくりを目的とした利用、介護予防と健康維持を目的とした利用につきましては免除しております。

なお、利用者との教室利用に関する覚え書につきましては、利用する団体がこの覚え書の

内容を納得した上で指定管理者と締結しているものと理解しております。

次に、自主グループの施設使用料の実態についてであります。

武川元気アッププラザにつきましては利用者に対して免除規定があり、申請により免除されております。介護予防関連施設である明野ゆうゆうふれあい館につきましては、使用料は無料となっております。

また、市内で高齢者が行っている介護予防のための自主グループは少しずつですが増加しており、利用者が参加しやすい身近な施設を利用しておりますが、会場の使用にかかる費用につきましては、施設の規定どおり使用料を負担していただいております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

○3番議員（齊藤功文君）

防災対策について、再質問をいたします。

現実に大泉地区では今年の3月に工事が完了いたしましたが、多くの地域住民より聞き取れない、聞こえない、何を放送しているのか分からないなどの声が寄せられております。現実に戸別受信機方式に切り替える市町村も出てきている中で、戸別受信機の設置が可能であるならばパンザマスト方式との併用方式を採用できないもののでしょうか。市は大規模災害等の発生に備えて、地域防災計画を改定し各戸に配布するとのことですが、現実に防災行政無線が効力を発揮できないことでは莫大な予算で整備しても無駄になってしまいます。住民の命、財産を守るためにも地域の実情に合った整備計画の見直しをここに提案いたします。防災担当の最高責任者としての市長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

齊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、大泉地区におきましては新しい施設整備を行いましたけども聞き取れないと。従来の戸別受信機で対応できないかというご質問でございます。

大泉地区につきましては今までの防災行政無線、たしかに戸別受信機をメインとして捉えまして情報提供しておたことは承知しておるところでございます。ただ、先ほど答弁をさせていただきましたように本市におきます今回の防災行政無線整備事業につきましては、屋外拡声子局を増設して行うということが基本とされておるところでございます。これによりまして、従来、大泉地区におきまして屋外拡声子局5本であったものを今回24本増設いたしまして、29本といたしたところでございます。これによりまして必要なエリアはカバーできているのではないかというふうには考えております。

ただ、場所によっては当然聞き取りにくいというところもあろうかと思えます。今後引き続きスピーカーの角度、方向、ボリュームなど調整を行って対応していきたいと。またこれで駄目であればスピーカー、屋外拡声子局の増設なども検討してまいりたいというふうにご検討を

ります。

いずれにいたしましても、デジタル防災無線での戸別受信機につきましては、電波状況により大きく左右されまして、聞き取りにくいということもございます。ということで屋外拡声子局の補完として戸別受信機を考えていないということは、先ほど申し上げたとおりでございます。今まで戸別受信機で聞いておるわけですから、家の中にいけば聞きにくくなるのは当然だと思います。ただ、こういった基本的な計画に沿って整備を行っておるところでございますので、ぜひ放送時のチャイムとかサイレンが鳴った場合には窓を開けるなり、外に出るなりして情報をみずから積極的に受けるというような努力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

不登校児童生徒への施策について、お伺いいたします。

国、県、市における不登校児童生徒の実態と市で現在行っている不登校児童生徒への施策について、具体的にお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

齊藤功文議員の再質問にお答えをしたいと思います。

不登校の実態ということですが、文部科学省では30日以上欠席をした、経済的とか病気の理由以外で欠席した者というふうに定義づけておりますけども、年度が4月から始まっておりますので、いわゆる30日ということにこだわらずに学校のカウントをしてみますと小中学校、合わせて現在22名の小中学生がいわゆる不登校傾向にあるというふうな実態でございます。

その対策としまして、やはり長期にわたって欠席している児童生徒につきましてはその要因がさまざまであるということから、その状況に応じて対応していく必要があるというふうに考えております。原因ですけども、子どもの家庭の問題ですとか家庭と学校の問題、あるいはちょっと病氣的なところとかいろんな状況があるわけですが、保護者とよく話し合いをして信頼関係を築きながら対応を学校に任せる、担任に任せるのではなくて、生徒指導ですとかスクールカウンセラー、または民生児童委員などと連絡をとり合いながら連携を図り、学校では対応しているところです。また教育委員会としまして、状況に応じて専門のカウンセラーといった医療機関や相談機関等に連携して、保護者への指導にあたっているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をいたします。

こうした不登校児童の問題、行政もこうした現実を踏まえた中で民間施設の方が空きの公共施設を有効活用して利用したいとそんなようなこともあるようですけども、こうした要望に具体的に支援などできるものかどうか、お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど言ったように庁内で検討委員会、検討会議をもっております。それは担当の課長たちが入っておりますので、所管の課へ行っていただいて、こういう施設がこういうふうにはしいんだというような相談をしていただければ、それなりの施設等がある場合は紹介をして、こういうことになるかとは思いますが、対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

学校給食施設について、再質問させていただきます。

先ほど食堂棟の入札結果についてお話がありましたけれども、その中で入札の予定価格と最低制限価格はおいくらでしたかということと、その中で指名業者はいましたけれども、辞退者、失格者はいたのかどうか、併せてお伺いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

齊藤議員の質問にお答えいたします。

泉小学校仮設給食配膳室借り上げの価格ですけども、辞退者は1社おりました。これは金額が最低制限を設けるものではありませんので、最低制限価格は設けておりません。予定価格については、ちょっとお待ちいただけますか。

○議長（渡邊英子君）

内田議員。

○20番議員（内田俊彦君）

ただいまの質問におきましては通告外、議題外にわたる質問であると思います。そのようなことでありますので、ぜひご検討をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

この再々質問につきましては、通告外ということになります。

齊藤功文君の質問に答弁はできませんので、また個々に質問をしていただきたいと思います。

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

学校給食費の滞納状況について、伺います。再質問です。

過去において関連でございますけれども、滞納の中で2年の時効の適用というものはあったのかどうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

学校給食費につきましては、公営住宅の家賃と同じで公法上の適用としては私債権というふうな適用になりますので、いわゆる不納欠損という処理はできないということで不納欠損はしておりません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

指定管理者制度について、お伺いいたします。

先ほど指定管理者制度の内容の中で、指定管理者制度の適用以前には、60歳以上の団体が介護予防と健康維持を利用目的にしている場合の施設使用料は、この条例によっては減免されていたのではないのでしょうか。確認でお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

施設使用につきましては、60歳以上と60歳未満という使用料の徴収方法等のご質問でございますけれども、現在も条例上60歳以上につきましては、グループによって講師を呼んでいる場合は当然、そこから使用料を徴収しておりますけれども、60歳未満の方が利用する場合につきましても、覚え書上、そのような利用料は徴収しておりません。覚え書等によりまして利用者とは指定管理者さんで了解を得た中で、教室等を開催しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

指定管理者のことで再々質問をいたします。

北杜市ながさかげんき百歳センターの教室利用に関する覚え書というのが指定管理者と利用者で結ばれております。毎年1回するそうですけども。その中で、先ほどの答弁の中で施設使用料は60歳以上の高齢者の方は取らない、免除になっているとこういう話ですけれども、この中で市の主催事業から発展した自主グループが介護保険だとか健康教室をやって、そして自分たちではなかなか指導ができないから、指導者を呼ぶために自分たちが毎月いくらかの会費を払うと。そうすることによって、指導者を招聘できるということで、その施設で使っているというようなことです。そうすることによって、自分たちも利用者も利用の効果があるということで、その会費から20%を上納というんですか施設管理者に払うという、そういう覚え書だそうですけれども、そういうのは指定管理者の協定の中でこうした覚え書をとっていいというふうになっているのかどうか、そこを確認したいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員の再々質問について、お答えいたします。

覚え書の内容と申しますか、取り交わしの内容等でございますけども、基本は60歳以上の団体が利用する場合と60歳未満の団体が利用する場合とで利用料を分けておりますけども、またそれ以外の団体というのはインストラクター、また講師をしている団体としていたるところでございますけども、20%につきましては自主事業の教室について、教室の売り上げ20%を施設の使用料として納めるということです。これにつきましては、指定管理を受けるときに市へ自主事業の計画承認申請を提出していただきまして、それは市と協議をしまして、市が実施事業として承認をしておるということで、覚え書の内容等については承認しているということでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、9番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

北杜市におけるゴミ対策の現状について、お伺いいたします。

市長は常々あいさつの中で、北杜市は山紫水明のふるさと、水の生産量日本一と言っています。この美しいふるさとを守るためにも、また環境創造都市を標榜している北杜市としてゴミ問題は重要な課題と考えます。市民の意識を高める方策も必要です。本格的な循環型社会の形成のために市としての取り組みをお伺いいたします。

私たちは豊かで快適な生活を営んできましたが、その一方で大量生産・大量消費・大量廃棄をしてきました。廃棄物の大量発生は不法投棄や廃棄物を巡るさまざまな問題を引き起こし、地球温暖化や資源の浪費など環境問題を発生させています。

ゴミ問題と申しますと3R運動ということになりますが、一番大切なのはゴミを出さないり

デューズであり、次に何回も繰り返し使うリユース、そして最後がリサイクルということになります。リサイクルができれば問題が解決というように考えられがちですが、また地球によいことをしたと精神的にも満足しがちですが、それがまた次の製品となるまでには非常に多くの労力と多くの他の資源を使わないと姿を変えた次の製品になることはありません。ゴミを減らすには、消費者が自分のこととして考える意識の変化が重要です。例えばレジ袋をもらわないようにすることも必要ですし、過剰包装をしたものは買わないことも必要でしょう。それから生ゴミはなるべく出さないようにする。農村地帯の本市であれば、堆肥とすることも可能であります。

一度に出る家庭ゴミの量は、産業廃棄物より少ないかもしれませんが。しかし家庭ゴミはほぼすべての人にかかるものであり、われわれにもっと身近なゴミ問題であります。また、これからも人間が生活する上で必ずといっていいくらい、排出されるものであります。

次にエコパーク竜岡ですが、ゴミ処理施設は規模が大きいため、巨大な費用がかかります。処理施設の建設から維持、改善と長期にわたって本市は費用を出していかなければなりません。ダイオキシン対策として、小規模の焼却施設は造ることはできません。またこのキルン式溶融炉は1,300度もの高温で灰をも溶かしてしまう施設であります。最終処分場へ出す灰も出たくないということで採用されたのですが、普通のゴミを燃やしてこんなに高温になるはずはなく、当然、補助燃料として灯油を燃やしています。建設当初は施工業者より補償期間中の中で負担があったわけですが、補償期間が切れると大量の灯油の使用料が発生し、折からの円安による灯油の高騰でますます大きな負担となってきています。

市民の方は、このような現実があるということを知っている人がどのくらいいるのでしょうか。また次期焼却炉も話題にのぼっていますが、ダイオキシン対策、焼却灰をどうする等、官民が真剣に考える時期がきたと思います。

次に小型家電リサイクル法が施行され、これから小型家電廃棄物を一般廃棄物と分類し、その回収を生産者や販売業者ではなく自治体に負わせるようであります。使用済み小型電子機器、携帯電話やゲーム機、デジタルカメラ等に含まれる貴金属、レアメタルは都市鉱山と呼ばれ貴重な資源であることから、これらをリサイクルするということでもあります。金、タンタル、インジウムなど貴重なレアメタルであり、特にインジウムは世界の61%が日本にあるといわれ、金で16%、銀で22%、日本にあるといわれています。しかし携帯電話は電話番号の個人情報や写真が保存されており、消費者が手放さないといわれて回収には困難が予想されております。まだ積極的に対応している自治体は少ないようであります。以下質問をいたします。

ゴミの排出量の推移でございますが、先ほど保坂議員さんの質問で金額と量について答えていただいておりますので、その傾向についてお伺いいたします。

2番目として、ゴミの減量対策はどのようにしているのでしょうか。

3番目に、エコパーク竜岡の燃料費の推移と削減対策はどうなっていますでしょうか。

4番目に、環境問題の関心を深めるための環境教育はどうしていますでしょうか。

それから小家電回収、小型家電リサイクル法によってこの対応はどうしていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

北杜市におけるゴミ対策の現状について、いくつかご質問をいただいております。

環境問題の関心を深めるための環境教育についてであります。

私も中山議員のご質問を聞きながらたしかに思います。大量生産・大量消費・大量廃棄、これは人類の大きな反省であることは間違いないと思います。豊かな北杜市の自然を活用した環境教育への取り組みとして、現在、特に次世代を担う子どもたちを中心に、すでに900名近い参加をいただいております小中学校環境教育プログラム体験事業をはじめとして、70名の受講者を数える環境教育リーダー養成講座、子どもたちの参加・体験型イベント子ども環境教育フェスタ、保育園児を対象に自然体験や生活体験プログラムを作成する幼児環境教育プロデュース事業、地域資源を学習素材とし自然の仕組み、大切さを体験する親子自然観察会など環境教育推進事業を実施しているところであります。

これら環境教育を通じて子どもたち一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、ゴミ減量対策に取り組む姿勢を身に付けるため、今後も継続的に実施してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

9番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

北杜市におけるゴミ対策の現状について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ゴミ排出量の推移についてであります。

家庭ゴミの排出量につきましては、平成20年度までは減少傾向となっておりましたが、平成21年度以降は増加傾向となり、平成24年度におきましては可燃ゴミ6,304トン、不燃ゴミ650トン、資源物2,189トン、その他34トンの合計9,177トンで前年比約24トン、0.3%の増加となっており、市民1人当たり年間およそ0.5キログラムの増加となります。

また、再生利用可能な資源物の排出量につきましては前年比で約29トン、1.3%の減少となっております。

ゴミ排出量の増加の原因といたしましては、平成21年度から別荘ゴミの収集を開始したことおよび自治会未加入者を対象に総合支所にゴミステーションを設置したことにより、ゴミの搬出が容易になったことが考えられます。また、廃棄物処理法の改正に伴いまして家庭でのゴミ焼却が禁止されたことも増加の要因と考えております。

次に、ゴミ減量対策についてであります。

ゴミ排出量の抑制につきましては、循環型社会への転換が求められている現在、優先して取り組むべき課題と捉えているところであります。可燃ゴミは総排出量の約68%を占めていることから、この減量化を推進するとともに併せて「混ぜればゴミ 分ければ資源」といわれる資源物の適正な分別による資源化率の向上を基本方針として取り組んでいるところであります。

そのため、広報紙や市ホームページによる周知や集客施設でのゴミ減量キャンペーン、市職員による各地域での出前講座のほか、4R運動推進のため各種団体や地域環境委員の皆さまに

もご協力をいただいております。また、ゴミ処理機やコンポスト購入費用の補助も行っておりますので、市民の皆さまの積極的な制度活用に期待しているところでもあります。それらゴミ減量化の成果として、処理費用の削減につなげていきたいと考えております。

次に、エコパーク竜岡における燃料費の推移と削減対策についてであります。

現在、峡北広域行政事務組合が運営を行っておりますエコパーク竜岡において、高温空気加熱器の熱回収性能および、熱分解ドラムの熱伝導性能の熱回収不足を補うための助燃用灯油の年間使用量につきましては平成22年度1,363キロリットル、23年度971キロリットル、昨年度におきましては1,069キロリットルとなっており、近年におけるゴミの発生抑制、再資源化に伴い各家庭における適正な排出により、若干ですが減少傾向にあります。

市といたしましては、今後も引き続きゴミの発生抑制はもとより焼却炉の運転停止の原因を引き起こすハンガー、針金などの金属ワイヤー類をはじめとする不燃物との徹底した分別、多量の水分が含まれる生ゴミの水切りなど適切な処理や資源化、また収集場所において、排出ゴミが雨ざらしにならないような管理の徹底を呼び掛けてまいりたいと考えております。

次に、小型家電回収への対応についてであります。

本年4月1日より使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法の施行に伴い、家電リサイクル法対象品目以外の小型電子機器96品目が対象となっております。

携帯電話やパソコンなど個人の情報を特定できる機器が対象品目となるため、個人情報の取り扱いから回収方法を慎重に検討しているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

ゴミ減量対策について答弁をいただいたところでございますけども、峡北広域環境センターに搬入している他市とのゴミの量について、北杜市との比較状況をお願いいたします。

2番目として、高温にする焼却炉でございますから一番の問題はやはり生ゴミが増えることが一番難しくなっていると思っております。ただいまのご答弁で68%が可燃ゴミということでありませう。その中のどのくらいの割合が生ゴミでしょうか。それから生ゴミを減らす対策として、地面に埋めるタイプのコンポストが多く利用されているようですが、夏には虫がわくとか臭いがきついと、非常に難点も多いところでございます。

都会の自治体ではかなり研究して、都会の自治体もやはり北杜より生ゴミの排出がすべてゴミとして出てくる。ですから、都会は50%ぐらいが生ゴミとして排出しているようですね。その点でかなり研究をされているように聞いております。北杜市の取り組みについて、お伺いいたします。

それからエコパーク竜岡の見学会など、広く市民に見学会を開いてゴミの問題を考える機会にする考えはございませんか。エコパーク竜岡が現在どういう状態であるかということ、やはり市民全員が知ることがゴミを減量化させることに非常に近道と思っております。またゴミ検討委員会のようなものを立ち上げ、新しい焼却場についても議論していくのがいいのではな

いでしょうか。

それから小型家電リサイクル法に関しまして慎重に検討するというところでございますが、小型家電リサイクル法、あまり私も詳しくないので私の質問のほうでは小家電回収としました。小型家電は電子機器のようなものを当然含んでいると思いますが、今までのラジオとかそのような普通の家電のほうはどういうリサイクルになるのでしょうか。

以上5点、答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

中山議員の再質問にお答えをいたします。

最初に峡北広域衛生センターに搬入している他市のゴミの量ということでございますけども、平成24年度の総搬入量のうち、その割合は北杜市が34%、韮崎市が30%、甲斐市が36%ということでございます。1人当たりおよび1世帯当たりの排出量は北杜市が一番少ないという状況になっております。日ごろの市民皆さま方のご協力、ご理解による成果だというふうに考えておりますが、今後も引き続き市民の皆さまとともに減量化を推進してまいりたいと考えております。

次に生ゴミを減らす対策、取り組みでございますけども、市ではコンポストや生ゴミ処理機につきまして補助制度を活用していただきまして、設置数を増やすことにより生ゴミの減量化を図っていきたいというふうに考えております。また虫や臭いの問題につきましては、水抜きの徹底や土をかぶせたり、あるいは虫除けを付けたりすることで抑制するとともに、微生物調整剤等により臭いの抑制もできることから、コンポストの使用方法につきましても市民の皆さんのほうに広報をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次にエコパーク竜岡の見学会等でございますけども、エコパーク竜岡の見学につきましては環境問題を考える上でその必要性は高いと認識をしているところでございます。施設の見学、勉強会等の開催を希望される個人、または団体の方につきましてはエコパーク竜岡へ直接申し込みをいただきますとか、あるいは市の環境課のほうへご相談をいただきたいというふうに思っています。

また、ゴミ問題検討委員会の立ち上げにつきましては現在、韮崎市、甲斐市など構成市の担当者によるゴミ減量化に向けての検討会も予定をされております。情報を提供できる環境づくりを進めているところでもございますので、検討委員会の立ち上げにつきましても広域的な協議が必要なことから、峡北広域行政事務組合をはじめ構成市も含めた中で提案をしてまいりたいというふうに考えております。

従来の家電リサイクルにつきましては新しいものに買い替えるとか、あるいは処分したものをどうするかということになりますけども、基本的にはリサイクル券というものを買っていただいて、買ったところ、もしくは処理業者が決まっておりますので、山梨県では2社決まっておりますけども、その2社のほうに申し込んでいただくということになっております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、再々質問をさせていただきます。

エコパーク竜岡の見学会ですけども、直接申し込んでくれとか環境課に行ってくれというのはなかなか個人として対応するのは難しいのではないかと思います。やはり地域で、皆さんで行きましょうよというような誘いを受けるとか、こういう見学会があるけども行きませんかというような誘いをしないと、なかなか皆さん行ってくれないというような気がしますので、そこらへんをもう一度お願いいたします。

それから大量の補助燃料を必要とするエコパーク竜岡であれば、紙ゴミやプラスチック類など可燃ゴミも一緒に燃やすことができるのではないかと。そのことによって温度が上がるし、灯油の節減になるのではないかと、そういうことは考えられませんか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

中山宏樹議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に温度が上がるようにするにはどうすればいいかという話のほうから進めさせていただきますが、紙やプラスチック、ペットボトル等に関しましては資源物として収集をしているところでございます。エコパーク竜岡におきましても、紙やプラスチックが増加することにより運転の効率が望めると思っています。ゴミの分別マニュアルというものがございまして、その中に記載してありますが、汚れたものにつきましては衛生上の問題があるのと同時に他のものへ臭いや汚れが付着して資源化できなくなりますので、そういったものにつきましては可燃物として排出のお願いをしているところでございます。排出ルールを徹底していただくことによって、効率もよくなるのではないかとこのように考えているところでございます。

また生ゴミの水切りを十分していただくことによりまして運転効率もよくなりますので、市民の皆さま方に引き続き適切な排出につきまして、ご協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

それからあと市全体での見学会についてどうかというご質問でございますけれども、基本的には各種の団体ですとか、そういった地域の方々が見に行きたいということであれば、そういう手続きもするわけですけども、市全体ということになりますと、そのことにつきましてはちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで9番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は3時といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次にほくと未来、1番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

2項目について、一般質問させていただきます。

介護保険事業について、質問させていただきます。

今後、介護保険事業は財源的な問題からも在宅が基本となっております。しかしながら、面積が広大である北杜市では24時間訪問介護などは実施が厳しい状況にあります。現在、北杜市の介護認定者は11.3%と全国平均16.9%より、かなり低くなっています。そのため介護保険料も県内2番目に低く抑えられているメリットもございます。今後、介護する方が共働きの増加などで在宅で介護できるのか不安に感じておりますので、今後の北杜市の介護保険事業の方針につきまして、5点質問させていただきます。

1. 要介護にならないためには、介護予防がますます必要になると考えます。介護予防の取り組みに関して市の見解を求めます。
2. 認定率が11.3%と県内最低レベルになっております。全国に比べて厳しい認定になっていないか、また北杜市の中で認定者によって差が出ないか、市の見解を求めます。
3. 子育て世代が子育てしながら、また働きながら在宅で介護ができる体制が整っていますか。市の見解を求めます。
4. 介護が難しい認知症などは、老人ホームなどの施設が必要だと考えます。北杜市内での入居待ちの状況について、お聞きします。また県内の他の自治体では、小学校などの空いた施設を老人ホームなどに改修するところもあります。今後の北杜市の在宅介護と施設介護の方針に関して市の見解を求めます。
5. 高齢者を在宅で介護するには、老人クラブやお隣り同士など地域の協力がますます必要になります。しかしながら民生委員の数が減らされている現状があり、方針が逆行しております。また、地域包括支援センターも現在広い北杜市に1カ所しかございません。地域で高齢者を見守っていくという方針に対して、市の見解を求めます。

続きまして2項目め、過疎地域の自立促進についてお聞きいたします。

北杜市の中で過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域が旧町村単位で須玉地域、白州地域、武川地域となっており、北杜市の面積の61.9%を占めております。この地域では0歳から14歳の年少人口の減少、また高齢者の増加が特に進む地域でもございます。

北杜市でも22年から28年までの過疎地域自立促進計画があり、過疎の進行を食い止めるための施策を立てていますが、道路やインフラなどのハード面の充実の反面、観光対策や人材育成などのソフト面への課題が残る計画となっております。過疎地域の衰退を食い止めるために以下5点、質問いたします。

1. 過疎地域では森林面積が大きく森林の整備などデメリットがある反面、森林資源が活用できれば大きな資源となります。北杜市ではバイオマス発電など計画されておりませんが、産官学連携により研究を進めることが過疎地域の発展につながると考えます。市の見解を求めます。

2. 過疎地域には甲斐駒ヶ岳、みずがき山、金峰山など日本百名山やみずがき山の名水、尾白の名水など自然資源が多数、存在します。山岳ガイドやネイチャーガイドの育成を積極的に進めるべきと考えます。また外国人観光客に対して、特に韓国語などのホームページやパンフレットの充実を図っていくべきだと考えます。市の見解を求めます。
3. 計画の中にみずがき湖のカヌー体験への開放ということが謳われております。体験型観光の拠点として大いに期待できます。早急に規制緩和していただきたいと考えます。市の見解を求めます。
4. 過疎地域では、担い手不足が深刻になっております。そのような中、過疎地域で農業や文化に貢献するNPOなどが活動し始めております。NPOや民間企業との連携は、地域の活性化にとっても重要です。しかしながらNPOも資金的に厳しい状況もあります。持続的に活動していくためにNPOやNPOが取り組む事業への支援が必要だと考えます。市の見解を求めます。
5. 過疎地域では空き家が増えております。集落の半分以上が空き家という地域もあります。空き家が貸借しやすい状況をつくれれば若者の就農も進みます。北杜市でも空き家バンク制度がありますが、残念ながら機能していない現状がございます。他の自治体では空き家の調査や管理、情報をNPOや民間企業に管理してもらい、移住促進に成功している自治体もございます。北杜市も空き家の流動化に積極的に取り組むべきだと考えます。市の見解をお聞きいたします。

以上2項目、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

上村英司議員のご質問にお答えいたします。

介護保険事業について、いくつかご質問をいただいております。

介護予防の取り組みについてであります。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、健康であることが重要であると考えております。市では昨年度に介護予防・日常生活支援総合事業でデイサービスとは違った居場所としてふれあい処と生活支援サービスとしてあんしんお届けを開始いたしました。高齢者にとって歩いてでも行ける身近な場所に集える場所を増やし、地域の皆さんやNPO法人、任意団体により企画・運営を担っていただき、元気な高齢者は支える側となって役立つ喜びを感じられるような取り組みを支援してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

空き家の流動化についてであります。

本市では、空き家の有効活用を通じて都市住民との交流拡大と地域の活性化を図ることを目的に、平成19年度に空き家情報登録制度、空き家バンク設置要綱を制定し、空き家バンク事

業を推進してまいりました。

しかし、現在のバンク登録者はシニア世代で古民家を借りたいと希望している方が大半であり、一方、提供物件は別荘を売却したいとの希望が多く、結果として需要と供給のバランスが著しく合わないのが現状であります。

今日の地方の少子高齢化、人口減少をはじめとする都市部との経済格差の一層の拡大、産業の衰退による地域活力や集落機能の低下はまさに深刻な課題であり、空き家バンク制度を受け身中心の運用から、より能動的な運用に再構築していくことが重要であると考えております。

具体的な取り組みといたしましては、協定を結んでいる県宅建協会の協力会員との戦略会議の開催、利用登録者への物件情報提供だけに留まらないメリットの創出、併せて県が東京の有楽町に開設したやまなし暮らし支援センターと連携し、積極的な情報提供を通じて空き家の流動化を図ってまいります。

また単に人口が増えるという側面だけでなく、今後は移住者を北杜の人材と位置づけながらモノ・カネ・情報・ノウハウを呼び込む一種の起爆剤として、広く連携できる体制づくりが必要であると考えております。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

介護保険事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、要介護認定についてであります。

北杜市の要介護認定率につきましては、本年4月末現在において11.2%と全国の自治体の中でも低くなっております。平成18年度には介護保険制度改正があり、地域支援事業が創設され、高齢者が少しでも長く健康な状態を維持できるように積極的に事業を実施し、その効果もあり、市内には元気な高齢者が多いと思うところであります。

本市では要介護認定申請に関しまして、要介護認定申請前に必ず保健師が相談対応を行っており、申請者本人の心身の状況、生活状況、希望するサービスなどを聞き取ることによって、申請が必要な場合には速やかに要介護認定申請を受け付けております。

本市の要介護認定申請事務を厳しくしているのではなく、その方の状況に応じて適切に行っているものであります。

また、要介護認定調査員ならびに要介護認定審査員の研修を計画的に行い、調査員の質の確保を行うとともに各審査会の均一化を図り、審査結果に差が生じないように心掛けております。

次に、在宅で介護ができる体制についてであります。

在宅介護の支援につきましては、介護が必要な方へ対応するために介護保険事業所の種類・数などが1つの指標となると考えております。

市では市内におけるサービスの差を是正し、在宅での介護を支援するため地域密着型サービス事業所を計画的に整備しております。

本年度、介護保険サービスが少ない塩川・釜無川地区に小規模多機能型居宅介護事業所を整備するなど、市内の状況を見ながらソフト面、ハード面の両輪で整備を促進するとともに民間事業者開所支援を行ってまいります。

次に、市内の施設待機者の状況と在宅介護、施設介護の方針についてであります。

昨年度実施した特別養護老人ホームの待機者調査において、市内の待機者は合計で567名となっております。在宅介護と施設介護の方針につきましては、市の介護給付費実績のうち施設介護費が占める割合が55%となり、県内平均の40%を大きく上回っている状況にあります。これは北杜市が他の自治体に比べ、施設が多いことが影響していると考えております。高齢者が要介護状態になっても住み慣れた自宅で生活が続けられるように、高齢者の住まいの近くに在宅支援などのサービスが用意されていることが必要であります。引き続き介護保険サービスだけでなく介護保険外サービスも含めた、在宅介護支援体制の充実を推進してまいります。

次に、地域で高齢者を見守っていく方針についてであります。

介護が必要となった高齢者が住み慣れた自宅で安心して生活するためには、家族の介護力はもちろん、地域の力がますます重要になっていると考えております。地域包括支援センターは地域を支える中核的な機関として、高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活が継続できるよう、保健師等が在宅介護支援を行うとともに高齢者を地域で支える体制の構築を推進してまいります。

介護保険制度等の公的サービスのみならず地域独自の社会資源やネットワークを活用し、地域の関係者と連携し、高齢者を支援するために地域での話し合いを逐次開催し、見守りネットワークの構築を図っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

過疎地域の自立促進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、バイオマス発電についてであります。

本市では現在、包括連携協定に基づき山梨大学と連携し、地産地消・体験型総合教育モデルの構築をテーマに、平成22年度から26年度までの5年間にわたり事業を進めているところであります。

事業の研究項目といたしまして、畜産廃棄物やブドウカスを利用した高度堆肥化研究が市内の農家等の協力のもと行われており、またバイオメタン、バイオガスなどを利用した発電研究等も行われております。この事業につきましては現在、研究段階ではありますが、過疎地域のみならず市内全域に普及できるよう、バイオマスの研究成果が堆肥やエネルギーとして実用化できるよう期待をしているところであります。

なお、産学官の森林資源の研究についての取り組みは行っておりませんが、今後、連携を模索してまいりたいと考えております。

次に、山岳ガイドなどの育成と外国人観光客への対応についてであります。

本市の過疎地域には甲斐駒ヶ岳、瑞牆山など豊かな観光資源が存在し、多くの観光客が訪れております。この観光客に少しでも長い時間、市内に滞在し、また多くの観光地を訪れていただくため、長期滞在型の観光施策を推進しているところであります。

山岳ガイド等の育成やインバウンド誘致につきましては、市内全域を対象として計画的に取り組んでいるところでございます。

また、外国語の観光案内につきましては市の観光案内パンフレットを英語、韓国語、中国語

で作成しております。

なお、市で支援している北杜市観光協会のホームページにおいて、外国語での市内の観光案内が掲載されており、より内容の充実を進め市の活性化を図ってまいります。

次に、みずがき湖の規制緩和についてであります。

みずがき湖につきましては、多目的塩川ダムの人工湖で県が維持管理を行っております。周囲には増富温泉郷や通仙峡、ビジターセンターなどの観光資源があり、みずがき湖と連携して有効活用できれば市の観光資源として大変期待できるものであり、今後は地域や下流域の関係機関との調整を行い、周辺の条件整備や具体的な利用方法などを検討する中で県と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、過疎地域において活動するNPOなどへの支援策についてであります。

本市には現在44のNPO法人が活動をしており、そのうち農業を主体として活動している法人は2団体となっております。農業関係NPO法人では、国等の補助制度を積極的に取り入れ、須玉町増富地域で耕作放棄地を復旧し農業や林業を通じて、都市住民や企業と連携交流を図りながら地域再生に取り組んで成果を上げております。

現在、市として農業関係NPO法人への資金的支援は難しいと考えておりますけれども、法人等が持続的に活動していくためにどのように協働することが可能であるかを検討させていただき、国の補助制度や民間基金等の活用を通じて農業の振興、都市部と地域住民の交流支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

上村英司君の再質問を許します。

○1番議員（上村英司君）

介護保険事業について、再質問させていただきます。

今、要介護が11.2%ということでしたので、この水準を本当に維持していくことが大事だというふうに思っております。そのためにはやはり計算をすとか、字を書くとかそういうことの啓蒙を高齢者にもっともっとしていく必要があるというふうに思っております。そういう市民への啓蒙活動について、もう一度お聞きしたいと思います。

また先のご答弁で、施設への入居待ちの方が567人いるということでもございました。今後、高齢者が増加していく、また一人暮らしのお年寄りが増加していくことが予想されます。この567人の入居待ちの方も増えていくことが予想されますけれども、今後施設が老朽化してまいりますので、そのあたりの対応をどのように考えているのか、そのあたりをもう一度お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

上村英司議員の再質問でございます。

最初に介護保険事業等の市民の啓蒙でございます。

当然、介護保険事業につきましては、40歳以上からの保険料の徴収が始まりまして、1号被保険者等々につきましては常に介護保険料を徴収する中で、また先ほども説明しましたけども、要介護認定になるか、ならないかという具体的な相談等につきましては直接、保健師等がまず出向いておりますので、あと詳細な改正とか介護保険の事業の内容等につきましては広報等を毎年、周知しているところでございます。その都度、また市民からの電話等で具体的な問い合わせにつきましても、懇切丁寧に保健師のほうから説明させてもらっているという状況でございます。

今後もこのような周知啓蒙活動はその都度、実施してまいりたいと思います。

続きまして、先ほどの待機者について施設の数を増やすか、そのような対応をしたらどうかというご意見でございますけども、最初に入居者の待機状況ですけども、当然、入居までに時間がかかるということでございますけども、一概にどのくらいの期間で入れるかということは申し上げられませんが、近年は特別養護老人ホームに入所する場合は要介護の3とか4とか5、そういった高い認定の方に、重度者ということでしょうか、優先的に入所させている方針が打ち出されております。

施設の増加、増築ということですが、介護保険施設の乱立ということになりますと結果的には介護給付費の増加につながって、介護保険料が急激に上昇してしまうということが懸念されます。そのためには介護保険施設建設等に関しては、介護保険法に基づいて規制がかけられておりますので、そのへんを順守して対応したいと思います。

市で定める介護保険事業計画において、3年間の計画でございますけども、整備が計画されていないとそういったものは整備できないということになっております。今後もその事業計画について、適正な運営を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

介護保険事業について、再々質問をさせていただきます。

北杜市は保険者として一人暮らしでも、また年収が少なくてもお年寄りが老後を安心して暮らせるような環境をつくっていく責任があると思います。介護保険制度も国の制度変更に伴って変わってきているということもありまして、北杜市も対応に苦慮していると考えているところでございますけれども、現在、北杜市といたしまして介護保険制度がどの程度、利用者にとって満足できるレベルになっているか、そのあたりを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

上村英司議員の再々質問でございますけども、本市の介護保険制度の利用者さんの満足度ということでございます。

それぞれ介護認定されまして、1から5までございますけども、その施設によって適正な対応をしてございます。軽い人、重い人もありますけども、利用者さんからの声とすれば満足と

というような声をよく聞くところでございます。

今後もこのような制度は当然、充実していかなければなりません。それから先ほども言いましたけども、24年度から介護予防の日常生活支援総合事業というのを導入しておりまして、これにつきましても、要介護にならない方についても利用ができるということでございます。安心して地域を暮らせることができるようにすることも介護保険事業でございますので、このような支援を今後も充実していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

過疎地域の自立促進について、再質問をさせていただきます。

先ほど森林資源の活用による発電はやっていないというご答弁でございました。再生エネルギーのトップランナーとして北杜市は走っているわけでございますし、やはりほかと違って森林が広大にあるというメリットもございますので、ぜひそのあたりを早急に進めていただきたいというふうに考えておりますけれども、見解をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

また最近、韓国なんかは登山ブームでありまして、非常に登山への関心が高いところでございます。北杜市も観光との交流ということを謳っておりますので、ぜひ過疎地域の山にもそういう方に来ていただきたいなというふうに思っております。ぜひそのような働きかけも、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また山の手入れ、遊休農地の管理、お年寄りの見守りなどやはり過疎地域には担い手が少なくなっているという部分もございますので、ぜひともNPOをこれから育てていくですとか、こちらから積極的に働きかけて連携していく、そういう働きかけが必要だというふうに思っております。そういうNPOとの連携についてももう一度、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

上村議員の再質問にお答えをさせていただきます。3点、伺ったと思っております。

まず1点目でございますが、森林資源の活用についての進め方ということだと思います。たしかに先ほどの答弁の中でも森林資源について、まだ大学等々の研究は行っていないということをお答弁させていただいております。現在のバイオマス自体の進捗といいますが、そういう状況でございますけども、県下でもやはりなかなか計画、バイオマスの森林資源を活用する計画という形までは、なかなか取り入れるということができない状況でございます。現在、山梨県で唯一、県に木質バイオマスの計画がございまして、それらも進捗が思わしくないということから、改めて今年、再検討をするというふうな状況となっております。こうしたような状況もございまして、本市においても私どもにありますバイオマス推進協議会等に諮る中でご提言をいただいて、今後も慎重に進めていきたいというふうに考えてございます。

次に山岳ガイド等の活用で、韓国ですとか外国との誘客につながるということでございます。たしかに山岳ガイド等の育成については、市内にも例えば山小屋のご主人なんかの方たちで

山岳国際ガイドの免許まで持っているような方もいらっしゃいます。そうした方たちを活用してガイドの育成、それから外部からの専門家で講師に招くなどをしながら市内の観光事業者の方たちのガイドの育成に努めていきたいというふうに考えてございます。

そうした中で、どんなふうに例えば韓国ですとか、ほかの国々との言葉のつながりですとか、そういったものを含めてどんなことができるかということは、今後の課題というふうに考えております。まず、ガイドの育成等に力を入れていきたいというふうに考えております。

最後に、NPOとの連携ということでございます。

たしかに過疎計画中にもNPOの団体との連携ということが書かれてございます。そして中には遊休農地の活用の取り組み、集落農業の維持・活性化を図ることを対策に取り組んでいるということで協働するべきだということも記載されております。そうしたことから、先ほど申し上げたように財政的な支援ということは難しいと考えてございますが、活性化について関係するNPO、どんなことができるかということは今後も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

過疎地域の自立促進について、再々質問させていただきます。

この過疎地域自立促進計画は、28年までとなっておりますけれども、ソフト面への課題が残るということが、その計画にも謳ってございますけれども、現在この計画におきまして、そのソフト面に関して何か市で考えているとか、これはやってみたいとか、そういうことがあれば最後に教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

上村議員の再々質問にお答えいたします。

過疎計画が昨年6月に法改正しまして30年まで延長になっています。市の過疎計画の中には、当初計画を立てたときにいろんなものを盛り込んでおります。それで過疎計画の中にないとできないということもありますので、また変更は1年ずつ変更も、その中へ計画として盛り込んでいけるということですので、具体的には何かということは、ここでは申し上げられませんが、その中へ過疎地域であれば、その中へ計画として盛り込んで政策としてやっていけることですので、積極的に取り上げていきたいとこんなふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、上村英司君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、7番議員、原堅志君。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

昨日の代表質問と本日、午前中からの一般質問とお疲れだとは思いますが、どうか最後の一人になりました。積極的なご答弁を期待し、質問に入らせていただきます。

私は今こそ合併の原点に立ち返り、旧町村が長い年月で積み上げてきた知の体系を謙虚に、そして愚直に学ぶ必要があるのではないかと思います。そこから創造していくことがわれわれに与えられた課題ではないかと考えています。以下3点について、質問させていただきます。

まず、白州町福祉会館（フォッサマグナの湯）について。

当初、高齢者等の福祉会館として建設されました。公共温泉施設として、北杜市でも先駆けのモデル事業として白州町民の憩いの場としても長きにわたり愛されている施設であるが、老朽化は避けて通れない問題である。しかしながら24年度予算にて源泉ポンプの交換が行われ、白州町民も喜んでいたところでした。しかしオープンして1カ月もしないのに休止状態となって、ようやく6月5日に再オープンとなりました。そこで、次のことについてお伺いします。

1点目、24年度予算の執行状況はどのようになっているか。

2点目、オープンしたにもかかわらず、再オープンが6月5日になりました。その経過を。

3点目、25年度は観光商工課に担当変更されましたが、今後の対応について。

4点目、関連施設ゲートボール場の利用状況と今後の対応について。

次に、白州町の福祉施設について。

北杜市では、第5期介護保険事業計画を地域を基軸として10年後を見据えた高齢者が地域で暮らせる体制づくりと位置づけている。白州通所介護事業所（デイサービス）は26年3月に閉鎖するとのことである。北杜市の介護事業者マップ（平成24年4月）では白州唯一の介護施設であり、介護施設がなくなることに白州町民は非常に不安を感じている。そこで次のことについてお伺いします。

第1点目、白州通所介護事業所（デイサービス）が26年3月をもって閉鎖とのことであるが経過説明を。

2点目、市では現在、地域密着型サービス施設を推進していますが今後、白州町内の介護施設についてどのような方針か、お伺いします。

3点目、難病施設について。白州町内にNPO法人難病子ども支援全国ネットワークにより、みんなのふるさと夢プロジェクトが進められている。そこでどのような内容の施設か、お伺いいたします。

3問目として、北杜市鳥獣被害防止計画について。

鳥獣被害対策については、先輩議員も何度も質問されている問題であります。市当局の努力もこれという施策が、なかなか実を結ばないのが現状ではないかと考えています。そんな中、猟友会のご努力により毎年多数、有害鳥獣の捕獲がなされている。農家においても被害を最小限にすべく頑張っておりますが、中には耕作を諦めたところも多々見受けられます。やはり頭数を減少させることが一番と考えます。そこで以下、3点についてお伺いいたします。

まず1点、23年度に計画変更された鳥獣被害防止計画の進捗状況は。

2点目、猟友会等のご努力により毎年多数の有害鳥獣捕獲等が行われ、市民も助かっております。しかし、捕獲後の処理に困っているとの声が聞かれます。そこで各猟友会の処理状況はどのようになっていますか、お伺いします。

3点目、国道等で被害に遭ったシカ等の処理はどのようにしているのか、お伺いいたします。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

原堅志議員のご質問にお答えいたします。

オーラスの要望に応えて、しっかり答弁したいと思います。

北杜市鳥獣被害防止計画について、いくつかご質問をいただいております。

計画の進捗状況についてであります。

北杜市鳥獣被害防止計画は鳥獣被害防止特別措置法第4条第1項に基づき、鳥獣による農林業等にかかる被害を防止するために策定され、市ではこの計画を基本にして鳥獣被害を軽減するための対策を講じております。

計画には対象鳥獣、計画期間、対象地域、農林業被害防止に関する基本的な指針、捕獲計画、実施体制などいくつかの項目が掲げられております。

現在の進捗状況といたしましてはイノシシ、ニホンジカといった特定鳥獣の捕獲数やそれに従事する猟友会等の実施体制、また地域が主体の獣害対策につきましては、おおむね計画どおりに推移しておりますが、農林業等における被害につきましては軽減目標数値に至らない現状であります。引き続き効率的な鳥獣被害対策を講じ、鳥獣被害防止計画の推進を図ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

7番、原堅志議員のご質問にお答えいたします。

白州町の福祉施設について、いくつかご質問をいただいております

はじめに、白州通所介護事業所の閉鎖の経過説明についてであります。

白州デイサービスセンターにつきましては、平成元年に竣工した施設で事業開始から24年が経過し、市内のデイサービスセンターでも一番古く、施設においては床のゆがみ、壁の腐食、外壁にクラックなど老朽化も進んでいる状態であるため、今回、指定管理者の更新をしないこととしたところあります。

次に、今後の白州町内における介護施設の方針についてであります。

市では在宅での介護を支援するため、民間の力を借りて地域密着型サービス事業を計画的に推進しております。地域密着型サービス事業所の1つである小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、市内でも釜無川地区には事業所がないことから同地区において事業所の開設を支援し、在宅介護サービスを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

7番、原堅志議員のご質問にお答えいたします。

白州町内に進められている難病施設の開設についてであります。

この施設につきましてはNPO法人 難病のこども支援全国ネットワークが現在、白州町内において開設を進めている施設であると聞いております。

当該NPO法人は難病と闘っている全国の子どもや家族、それを支える立場の人々とのネットワークを活用し、相談活動、交流活動、社会啓発活動等を行うために昭和63年に発足した法人であります。

今回の計画につきましては「みんなのふるさと夢プロジェクト」と題して、難病の子どもを持つ家族等がいつでも好きなときに集まって自然と触れ合いながら家族同士の交流を図り、学び、研修等を行うため、白州町鳥原地内に保養所やキャンプ場を建設するという内容であると聞いております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

7番、原堅志議員のご質問にお答えいたします。

白州福祉会館（フォッサマグナの湯）について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、昨年度予算の執行状況とポンプ交換後のオープンについてであります。

白州福祉会館の温泉井戸につきましては、昨年9月にケーシング管の腐食等が原因で源泉ポンプの故障が発生いたしました。このため、昨年度事業でケーシング管修繕およびポンプ設置工事を行い、本年2月9日に営業を再開したところであります。

しかし、3月には新しく設置した源泉ポンプがスケール付着で停止し、さらに代替ポンプも短時間でスケールが付着し揚湯できない状況に陥りました。原因究明と対策のため、昨年度予算を本年度に繰り越し対応しております。

これまでスケール付着の原因等の検証、新たな揚湯方法の模索、運転試験などに時間を要しましたが、新たな方法での営業の可能性が確認できましたので仮設の源泉ポンプを設置して去る6月5日に営業を再開したところであります。

今後は仮設で設置していた源泉ポンプの本設置を行い、安定的な運営を行ってまいります。

次に、白州福祉会館の担当課の変更についてであります。

市では温泉入浴施設の管理の一元化を図り、管理の効率化、施設の有効活用や将来のマネジメントなどを検討する必要があることから、本年度から温泉入浴施設のすべてを観光・商工課に事務分掌業務の変更を行いました。

今後は観光・商工課がすべての温泉入浴施設の窓口となり、効率的に管理運営を行ってまいります。

次に、ゲートボール場の利用状況と今後の対応についてであります。

ゲートボール場につきましては昨年度実績で年間56回、月に4ないし5回の利用状況であり、1回当たり20名程度が利用しております。この施設は年間を通して利用者があるため、今後の対応につきましては指定管理者の北杜市社会福祉協議会と協議し、利用促進と有効活用について検討してまいりたいと考えております。

次に北杜市鳥獣被害防止計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各猟友会における鳥獣捕獲後の処理についてであります。

鳥獣保護法による鳥獣保護基本指針では捕獲物等は基本的に持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとされております。このことから、各猟友会支部ではニホンジカやイノシシといった大型の捕獲動物は定められた場所に適切な方法で埋設しております。

次に、道路上で被害にあったシカ等の処理についてであります。

近年、農作物等への鳥獣被害の増加に合わせ、道路上でのシカ等野生鳥獣による事故が増加の傾向にあります。市では安全で安心な道づくりを進めているところであり、事故等により路上に放置されたままのシカ等については二次被害を未然に防止するため、速やかに保護ないし撤去するなどの措置を講じております。

ケガにより保護が必要なものにつきましては、山梨県鳥獣センターと連携し対処しておりますが、死亡している場合は適切に処理を行っている状況であります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

○7番議員（原堅志君）

それでは、再質問をさせていただきます。

第1問の白州町福祉会館（フォッサマグナの湯）についてですけれども、6月5日に再オープンということの中で、現在、仮設的に行っている地上受給ポンプによる揚湯方式をどのくらいのもとに本格的な設備工事を予定しているのか、まず1点お伺いします。

それと北杜市過疎化地域自立促進計画の中に、白州福祉会館温泉改修事業という計画がございますけれども、この福祉課から観光商工課になりまして、この計画との整合性についてどのように考えているのか、2点目としてお伺いします。

次に福祉協議会が指定管理者となっておりますが、デイサービスが廃止になるとともに福祉協議会にしても再度、指定管理者として手を挙げるといことは非常に難しくなってくるのではないかと私は考えますが、そのことについてどのようにお考えを持っているか、その3点についてお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

原議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1点目でございますが、ちょっと聞き漏らして6月5日の再オープンということで、仮設ポンプを本設置するという内容についてということですか。はい。

当然のことながら、今、答弁でも申し上げましたとおり、現在、仮設ではありますけれども、早急に本設置をする計画で今、進めている状況で本設置に関してはやはりポンプの変更等に関して県の許可、それからそういった部分での変更等の申請も必要になってきますので、今後、事務手続き等を早急に進める中で本格的な工事を行うという、手続きを行う予定でございます。

それから、温泉改修事業についての整合性ということでございます。

たしかに温泉の改修事業については所管替えがあって、観光・商工課のほうに所管が今回き

たということでございますけども、各種そういった計画等の整合性は当然図る中で、やはり一元的に温泉等の改修に関してうまく共有ができるようなものがないか、それからまたうまく利用することができないか、相互利用ができないかといった部分を含めて、全体的に10カ所の管理を観光・商工課が賄えたということもございますので、そういった部分は整合をとりながら今後も進めて安定的な運営のための改修、また今回、うちの観光商工課にきたということでも今後料金等も含めた対応、そういったものも全体の計画を見ながら進めていきたいというふうに思っております。

それから最後、3点目だと思いますが社会福祉協議会の指定管理という状況でございます。

前の質問等にも合致するわけですが、観光・商工課のほうに所管が移ってデイサービス等の部分も外れたということから、やはりほかの温泉施設と同様に営利を目的として、観光目的として、ある程度運営していくということを考えておりますので、社会福祉協議会についてもほかの施設と同様、またはほかの指定管理の応募者と同様に対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

再質問ですが、ポンプの揚湯方式に変えたということの中で、このへんが地元にしてみれば遅かったではないかという懸念があるわけなんですけども、これについて請負業者に対しての指導が徹底していたのかどうか、そのへんについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

原議員の再々質問にお答えしたいと思います。

ポンプの設置ということでだいぶ遅かったのではないかと、またその業者の指導についてということもございますけども、たしかにポンプの設置については今回、スケールという状態で、なかなか最初に設置したポンプが機能しなかったということもございます。このスケールという状況は以前の営業の中では、なかなか確認をされていなかった部分でありました。今回、ケーシング管等を変える中で、中に要するにスケールが溶け込んでいたと。専門機関にちょっと調査をお願いした中では、中に溶け込んでいたスケールという物質が何かの影響、例えばケーシング管の挿入、それからポンプの入れ替え等の刺激によって凝固する。要するに固形化したというふうな状況だという研究といいますが、成果が得られているということで報告がございました。

そうしたことから、地下埋設部分のそうした状況を業者に責任を問うということはなかなか難しいという状況がございます。そうしたこともありますが、ただ専門業者としてそういった対応について、なかなか後手後手にまわったということも事実になってございますので、そうしたところは先ほど申し上げたとおり繰り越しをさせていただいて、今後こうした中でどのような、契約内容の変更も含めて対応ができるようなことは今、協議をしているという状況で

ございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

2点目の福祉施設について、お伺いします。

高齢化の中で身近なデイサービスが廃止されることは、地域住民にとって非常に不安でたまらないと考えます。特に現在、利用者に不安を与えないよう今後、早めに説明をしていくべきと考えますが、そのへんについての対応を1点目としてお伺いいたします。

次に民間福祉施設等が今後とも、先ほど難病施設がございましたけれども、できる等、情報を的確につかみ、市民に対して知らせるべきと思いますので、各部の連携についてそのへんのところをお伺いいたします。

3点目として、先ほど白州町内の介護施設と地域型の密着サービス施設を考えているというご答弁がございましたけれども、そのへんの進捗状況について3点、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

原堅志議員の再質問2点、先にお答えしたいと思います。

現在の白州デイサービスセンターを利用している方への説明とか、対応ということでございますけれども、事業者さんおよび利用者さんのケアプランを管理しているケアマネージャーさんがありまして、そのマネージャーさんを通じまして今後、利用者さんの希望や住んでいる場所、居住条件を考慮しながら例えば武川のデイサービスセンターとか小淵沢デイサービスセンターへの速やかに移行ということを進めていく考えでございます。

それから、釜無地区に予定されている小規模多機能型居宅事業所の進捗状況ということでございますけれども、現在、白州町の台ヶ原地区の皆さんに経過や施設の概要等について説明をして施設の要望等を伺いながら現在、ご理解とご協力をいただくために努力しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

先ほどもちょっとお話をしたんですけども、この施設につきましては市のほうに開発の申請が出ておりまして、これが市で許可になりまして、県にまでいくということで大きな開発となっております。

したがって、県の許可が下りてはじめて着工ができるということで、こちらのみんなのふるさとゆめプロジェクトにつきましては、先ほど申し上げましたように、地元の方々ができたあとは若干の関わりは出てくるのかもしれませんが、市民を対象とした施設ということではないというふうに今のところは考えております。

今までも既存の全国、いくつかそういった施設があって、そういった施設は独自の施設ではなくて、施設を借りてやっていた関係で、なかなかハンディキャップをお持ちの方ですので、環境にちょっと配慮というか、気兼ねをしながら使っていたということで、白州の環境のいい土地を求めて開発申請をして許可を得たということで、今回こういった形になったということで、私どものほうでも市でも知ったのはつい最近でございますので、先ほども言いましたように市との直接的な関わりはないわけですが、そんな形で若干、広報というか、皆さんにお知らせするのが少し積極的にはできなかったということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

再々質問になりますが、地域密着型サービス施設について、聞くところによりますと募集から逐一行政としてもやってきたという経過は聞いておりますけれども、そのへんの経過について現在までの、もし詳しい状況が分かればお願いしたいと思いますけれども。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

原堅志議員の再々質問でございます。

地域密着型サービス事業所の経過ということでございます。

今年の3月からということなんですけれども、その前の2月の時点から市の広報やらホームページに地域密着型サービス事業所の事業者さんの募集をしまして、その後、県のほうへも介護の面的整備にかかる計画書を提出しました。そして3月の末に地域密着型サービス事業所の指定にかかる面接審査を行い、3月の末に介護保険事業計画の策定委員会の会長である市長への諮問をしたところでございます。そしてその後、県との補助金申請事務もございますけれども、5月に入りまして介護保険事業計画策定委員会で審議して、委員長から市長へ答申をいただきました。これは地域密着サービス事業所指定にかかる審査結果、通知を選定した業者に報告してございます。その後、地域の白州の台ヶ原のほうに出向きまして、現在の計画等について説明会を始めているところでございまして、その内容等についてご理解とご協力を得る中で今、進めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

最後に鳥獣被害対策について、お伺いいたします。

まず1点目に野生鳥獣対策協議会が23年の6月6日に開催しているようですが、その後の開催について、もしあればお伺いしたいと思います。

2点目として埋設方式、聞くところによる猟友会の方も非常に限界を感じているというよう

なことをお伺いしています。前から議員各位がジビエ等の食肉の利活用ということもお話がありますけども、なかなか進まない状況にあると。その中で、一部計画の中にも適切な処理施設で、一部焼却処理の方法を検討すべきではないかというようなことを若干、書かれているように見受けられますけれども、このへんについて一部焼却処理について今現在、検討をなされているかどうか、そのへんを2点お伺いしたい。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

原議員の再質問にお答えをいたします。

1点目の協議会のほうの開催ということでございます。

実は協議会のほう、去年のほうはちょっと私も存じていないんですが、24年度につきましては6月に開催をしております。今年度は、7月2日に開催を予定しているという状況でございます。

次に野生鳥獣の埋設場所等の限界がきたりしているという状況の中で、焼却処理等も検討をしているかということだと思います。

たしかに今回、管理捕獲等の頭数についても去年の500頭、ニホンザル、イノシシ、シカの管理捕獲頭数が予定頭数は500頭でございました。それから今年度は1,300頭まで拡大をしたということもございますので、これだけ大幅に予定数量が増えたということもございまして、埋設場所の確保はなかなか難しいということは考えられるということでも思っているところであります。こうした状況から今年度、県において新たに埋設場所を確保した際の掘削や防護柵設置などの補助制度が創設されております。そうしたものにつきましては、先の猟友会の支部長会議がございましたので、そちらのほうにも紹介をさせていただいたところでございます。

また焼却という部分でございますが、やはり焼却についても補助としてはございますが、当然増加する鳥獣の処理法として焼却場の確保ということも考えられるという点ではございます。ただ、現時点ではなかなか用地の確保、また建設場所、そういったものが決まっていない。また管理捕獲自体も将来を見据えた計画というよりは、ある程度、期間をおいてということやっておりますので、今後の頭数に対しての見込みがはっきりしていないという状況から、なかなか焼却場については検討する必要があるというふうに考えてございます。

そんな状況で、いずれにしましても各支部に今回、多くの捕獲をお願いするということになりますので、要望等もいずれ確認をしながら埋設場所になると思っておりますけども、そちらのほうの確保に向けまして、猟友会とともに関係者の理解を得るように一緒に努力していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

最後になりますけども、焼却処理の問題ですけども、猟友会から私のほうへお声がかかりま

して、相当埋設処理に困っているという状況下でございます。そんな中で市の市有地を活用できないかとかそんな声も聞きますけども、私はできれば焼却処理を当然、検討すべきではないかというように考えております。そんな中でエコパーク竜岡は今後の課題になりますけども、エコパーク竜岡が見直しの時期にもうじき入るということも聞いておりますので、その中で一緒にそういうものも検討できないかどうか、今後の課題として最後にお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

エコパーク竜岡の話でございますけども、エコパーク、峡北広域環境衛生センターのほうにその件で問い合わせたこともございます。現在の回答は、有害鳥獣駆除により発生した死骸については猟友会の委託内容が最終処理までとなっているため、受け付けはできないという答えでございました。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、原堅志君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月27日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時06分

平成 2 5 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 7 日

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第2 承認第4号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第3 承認第5号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第4 承認第6号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第5 議案第60号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第65号 白州台ヶ原地区の旧河川敷の払い下げについて
- 日程第7 議案第66号 農業基盤整備促進事業北杜2期地区中込工区土地改良事業計画について
- 日程第8 請願第3号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願
- 日程第9 承認第7号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第10 議案第59号 北杜市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第11 議案第61号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第62号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第63号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第67号 財産の貸付について
- 日程第15 議案第68号 北杜市市長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第16 同意第1号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第17 同意第2号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

- 日程第18 同意第3号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第21 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第22 選挙第1号 大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
日程第23 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（22人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
5番	輿水良照	6番	加藤紀雄
7番	原堅志	8番	岡野淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
政策秘書課長	高橋一成	総務課長	赤羽久毅
企画課長	篠原直樹	財政課長	斉藤毅
管財課長	武井武文		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する議案として、議案2件が提出されました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてから日程第8 請願第3号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願までの8件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から承認第3号および承認第4号について、報告を求めます。

総務常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○総務常任委員長（中嶋新君）

委員長報告をさせていただきます。

平成25年6月27日

北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 中嶋新

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、6月11日の本会議において付託されました事件の審査を6月18日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第4号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

以上2件であります。

審査結果

この審査過程における主な質疑と審査結果を申し上げます。

まず承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

質疑、討論ともになく全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に承認第4号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「対象となっている事業所の数は」との質疑に対し「現在、市内8事業所が対象となっている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から承認第5号、承認第6号および議案第60号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、福井俊克君。

福井俊克君。

○文教厚生常任委員長（福井俊克君）

それでは、委員長報告をいたします。

平成25年6月27日

北杜市議会議長 渡邊英子様

文教厚生常任委員会委員長 福井俊克

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、6月11日の本会議において付託されました事件の審査を6月19日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第5号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第6号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第60号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

以上3件であります。

審査の結果

この審査過程における主な質疑と審査結果を申し上げます。

まず承認第5号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「減額措置による対象数と減収分は市の負担となるのか」との質疑に対し「平成25年度7月の本算定時では特定世帯が620世帯、特定継続世帯が337世帯と見込んでいる。また、減額措置による減収分については、国民健康保険基盤安定負担金で補てんされることとなる」と

の答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に承認第6号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「新たに対象となる児童の住所要件は」との質疑に対し「市内に住所を有することが原則であるが、身体や生命に危険が生ずる恐れがあるなどの場合、他市町村に住所を有する者でも助成することができる旨を規則で定めている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第60号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

「自動還付方式に移行しなければならない理由は」との質疑に対し「国は窓口無料方式を実施している自治体の国保会計に対しペナルティを課しており、国民健康保険の国庫負担金等の減額が山梨県全体では約8億5千万円、北杜市の負担分も2千万円を超えている。その負担分を一般会計から補てんしており、今後もこれを負担し続けると重度心身障害者医療費の無料化制度の破綻も招きかねない状況であり、国のペナルティを解消し、医療の重要度の高い障害者のため、当該医療費を無料にする制度を長く維持していきたいためである」との答弁がありました。

また「障害者が直接還付請求しなくても、医療費の自己負担分の還付が受けられるためには県内の医療機関等から市への助成金の算定に必要な情報が提供されなければならない。その情報提供の体制はどのようになっているのか。また、障害者の負担を軽減するための方法をほかにも考えているのか」との質疑に対し「還付請求がなくても自動的に還付が受けられるよう、県内の医療機関等から市への情報提供が行われることについて、受給者の同意をとりつけ、受給者証交付の際にも一人ひとりに制度の説明を行っていく。また、受給者の負担を軽減するため、無利子の資金の貸付制度を行っていく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

委員会を傍聴させていただきましたが、議案第60号について委員長に質問を3点させていただきます。

全国的にも山梨県の障害者の医療費が窓口無料化となっているのは、進んだ制度です。国は全国でこの制度を実施しているのは少なく、医療費が実施していない点より高くなっていることを理由に国保会計へのペナルティとして制裁、減額を行っています。

私たち山梨県内の日本共産党地方議員団と労働組合の団体などは、昨年秋に厚生労働省と交渉を持ち、このペナルティの撤回を求めました。同じように山梨県知事も昨年秋、厚生省に行わないように要請を行っております。北杜市でも障害者の皆さんの思いを受け止めて、厚生労

働省に直接ペナルティやめろ、この要請を行っているのか、実績はあるのか確かめておりますか。それが第1点です。

2点目として、私は医療機関、診療所の窓口で事務として仕事をしております。重度心身障害者の医療券を持って来院する患者さんは、60歳以下の方々は生まれつきの障害を持った方もおります。また交通事故などで脊椎損傷など障害が残っており、車イスで来られる方も多数おります。障害を持っている方は就労ができない方々が多くおります。家族の支えや障害年金で生活をしています。北杜市内でも対象者が約1,800名の方々がおりますが、この中で就労できずにいる方、比率はどのくらいいるのか調べておりますか。その点が第2番目です。

第3に病気は、いつ起こるか分かりません。夜中などの発病でお金を持たずに来院したり、医療費の償還金を病院の支払いでなく生活費に使い、病院に未払い金が残ってしまう場合など考えられます。支払いが滞り未収金が多くなれば、病気があっても受診できないなども考えられます。医療機関も障害者にとっても後退した制度になってしまうのではないのでしょうか。委員長として、制度を続けることの意義は大きいと考えますが、このことをどのように判断したのか、以上3点お伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

暫時休憩をいたします。

時間をどのくらい取ったらよろしいですか。

○16番議員（保坂多枝子君）

10分ぐらい。

○議長（渡邊英子君）

それでは、再開を25分といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

ただいまの清水進議員の質疑におきましては、委員長報告に対しての委員会の審議内容についての質疑を行うべきであり、委員長はその所感を述べるべきではないと考えます。

よって、ただいまの質疑については取り消しを求めるのが妥当だと考えます。議長の計らいをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

暫時休憩いたします。

議運を開きます。委員長、議運を開いてください。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

先ほどの質問は委員会審議以外のところに対する私の質問になりましたので、発言を取り消させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

これをもって、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第65号、議案第66号および請願第3号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、相吉正一君。

相吉正一君。

○経済環境常任委員長（相吉正一君）

委員長報告をいたします。

平成25年6月27日

北杜市議会議長 渡邊英子様

経済環境常任委員会委員長 相吉正一

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、6月11日の本会議において付託されました事件の審査を6月20日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第65号 白州台ヶ原地区の旧河川敷の払い下げについて

議案第66号 農業基盤整備促進事業北杜2期地区中込工区土地改良事業計画について

請願第3号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願

以上3件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑と審査結果を申し上げます。

まず議案第65号 白州台ヶ原地区の旧河川敷の払い下げについてであります。

「有償の払い下げについて地権者の理解は得られているのか。また、単価の根拠は」との質疑に対し「平成17年5月に県から払い下げを受けてから地権者と折衝してきた。旧白州町当時、災害復旧費に補償費が充当されたなどの経緯から地権者には無償という考えがあった。平成24年11月の地権者との折衝において、市としては当時とは状況が異なっており無償にすることはできないが、払い下げの単価については最大限に災害時のことを考慮した額とする。

ということで、無償から有償への理解を得たところである。払い下げの単価については、昭和34年の農林水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法の適用を受けた風水害では、地元負担金が10%であったこと、現行法の農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律において激甚災害に指定された場合、基本的な補助率に対して受益者負担率が10%であることを根拠とし、弁護士にも相談して決定した」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第66号 農業基盤整備促進事業北杜2期地区中込工区土地改良事業計画についてであります。

質疑、討論ともなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第3号 中部横断自動車道(長坂~八千穂)計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願であります。

紹介議員から説明を受けたあと、質疑を行い慎重な審査を行いました。「市民参加の道づくりの考え方で成功した事例は」との質疑に対し「PI(パブリックインボルブメント)方式によって道路建設計画の当初から当該地域の住民が参画し、ルートや工法などが協議された能越自動車道の手法は参考となる」との答弁がありました。

また「市の建設部長などが出席した国土交通省による地元説明会は、市民が市に対して意見を述べる機会にはならなかったのか。またこの計画は国の事業であり、市は市民の意見・要望をしっかりと踏まえて国に要望していると認識しているがいかがか」との質疑に対し「現実に道路が通ることによって不安を感じ、心配をしているのは市民である。その市民に対して市が直接説明をし、意見を吸い上げる場を設ける必要があるということである。また国の事業であるが、賛成・反対の意見を吸い上げ、さまざまな市民の声を事業に反映させることが市のできることではないかとの考えである」との答弁がありました。

また「PI(パブリックインボルブメント)方式をどのように考えているのか」との質疑に対し「この方式は、どのような道が地域や住民のためになるのかということについて、住民のさまざまな意見を出して計画を構築していく手法である。結果として一部の考え方にそぐわない方向に進むこともあるが、さまざまな意見を吸い上げることで大方の納得が得られるものであり、住民の声をしっかりと反映させるための手法である」との答弁がありました。

また「具体的にどのような意見交換会の開催を求めているのか」との質疑に対し「賛成意見も反対意見もあるということ踏まえて、より多くの意見を出し合える場を設けることがよいという趣旨である」との答弁がありました。

質疑終結後、「北杜市議会では昨年3月の定例会において議員発議による「中部日本横断自動車道の早期実現を求める意見書」を全会一致で可決し、議長名で国の関係機関に提出した。また、今議会中にも議員発議により提出された「中部横断自動車道(長坂~八千穂)の早期着手と周辺道路整備を求める意見書」を大多数の議員の賛同により可決し、国の関係機関に提出したところである。中部横断自動車道は、中央自動車道に次ぐ高速道路として地域の期待は大きなものがあり、将来に向けて地域の発展のために多くの住民の意見・要望に応え、早期実現に向けて推進していくことが議員の使命であり責務である。地域住民の意見・要望などをできるだけ早い段階で計画に反映させるために国土交通省が開催した計画段階評価の試行における地元説明会(本年1月30日から2月16日 市内10回開催)は、民主的な手法として高く評価できるものである。また北杜市でも、本年2月27日に国土交通省の説明会と同様のスタイ

ルで、市の主催による説明会を市長出席のもと開催している。その他、行政・議会は機会あるごとに住民への説明を積極的に行い意見の集約を図っており、現時点における道路整備に対する住民の意見・要望等は国に詳細に伝えられ、それらを踏まえ道路計画の検討が行われることを考えると市長と市民の意見交換会の開催は必要ないものと判断する。よって反対である」「国は道路行政のあり方に関し、国民や市民の声をしっかり計画に反映していくため、ガイドラインを設けて新たな手法を導入して具体的な取り組みを始めている。この中部横断自動車道の計画については、すでに20数年が経過していること。また計画が推進される中、市民からさまざまな意見が噴出している状況にある。しかし、これまでの間、国の計画であっても該当地域である北杜市民が道路計画に関し協議、説明、意見交換を行ったことはない。また、国のこの事業に対する進め方もさまざまな経過を辿ってきていることを踏まえると今一番、市に求められることはこの計画に対する地元要望の集約のあり方である。請願者は、この計画に賛成・反対という立場ではなくして国の進めている趣旨に基づき、市民としてこの道路計画に対する意見をしっかりと述べ、市長に述べる機会を求め、市長にもそれらの意見を踏まえた上で市全体の要望として国に具申しただきたいという趣旨でこれを提出している。極めて今の情勢では、当然あって然るべき手法ではないかと考える。さらには北杜市の将来計画に大きく影響を来たしてくる、北杜市の将来を考える上で重要な問題であるこの計画に、意見が言える場を行政に求めていくことは議員として課せられた責任と理解している。よって賛成である」との討論があり、起立採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は総務常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第4号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は総務常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第5号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は文教厚生常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第6号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は文教厚生常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第60号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の討論を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

議案第60号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、これは重度心身障害者医療費助成の窓口無料制度を廃止し、来年11月から自動還付方式に移行させるため、国保連合会のコンピューターシステムの改修費を県と市町村が折半で負担する条例改正を行うものであり、反対をいたします。

県の説明では県は無利子の貸付制度をつくるから大丈夫だと説明していますが、この貸付制度は問題が多い制度です。受診する2週間前に役所に申請するという制度で、急に病気になり受診するときには間に合いませんし、定期的な受診の場合でも検査や薬の変更があれば負担金額が変わってまいります。貸付金額よりも多くかかった場合、少なくなった場合はどうするのか。お金が足りずに払えなかった場合はどうするのか。貸付を受けたお金を医療機関の受診以外に使ってしまった場合はどうするのか。返済が滞った場合、また市町村がリストを作成し催促するのかなど、さまざまな問題が発生することが懸念されます。

どうしてこんな面倒なことにするのか、現行の窓口無料のままのほうがよいという声が出されているのは当然です。県は医師会の合意を得たといいますが、肝心の重度障害者の皆さんの納得は得ていません。

県では国にペナルティ廃止を要望しながら、同時に国のペナルティがあるから窓口無料をやめるとの方針を決め、強行しようという県のやり方は矛盾をしています。窓口無料継続を求める県民の声に背を向け、国からのペナルティを重度障害者の方々に押し付けるべきではありません。市もこうした県のやり方に従うのではなく、住民の立場にとって県に対して窓口無料を要望するよう強く働きかけるべきであり、以上の理由から反対をいたします。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

議案第60号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例なんです、今まで重度心身障害者の方、これは医療がなければどうしても生活ができないということが分かっております。大変重要な制度でございますが、この窓口無料化に対しては国のペナルティがかかってきます。市では重度心身障害者の無料化制度、このまま続けていきますと無料化制度が破綻してしまうという恐れがあるということで、今度この改正に踏み切ったわけでございまして、医療がどうしても必要な人のためにこの制度を保護することが私は必要だと思っております。

1つの手当といたしましては、還付請求がなくても自動的に還付ができることに対して、また配慮もしていただいております。そして負担を軽減するために無利子の貸付、資金の貸付なども行っていくという制度も説明されております。この障害者の方に対する医療費の助成ということは必要不可欠でございますので、この2千万円の負担を助成制度に移行して、その存続をすべきというふうに考えておりますので、この議案に対しては賛成いたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、議案第60号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第65号 白州台ヶ原地区の旧河川敷の払い下げについて討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第66号 農業基盤整備促進事業北杜2期地区中込工区土地改良事業計画について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第3号 中部横断自動車道(長坂~八千穂計画)に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願について討論を行います。

討論はありませんか。

原案に賛成の方の討論を許します。

岡野淳君。

○8番議員(岡野淳君)

経済環境常任委員会の中の請願第3号 中部横断自動車道(長坂~八千穂)計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願に賛成する立場で討論をさせていただきます。

報告の中にもありましたように、国交省は構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドラインというものを示しております。このガイドラインの目的ですが、計画プロセスにおける透明性、客観性、合理性、公正性の向上に資すること。あるいは計画の必要性や公益性に関わる議論と個々の利害調整に関わる議論の整理。あるいはさまざまな可能性を総合的な論点から比較・評価することを通して、より合理的な計画づくりを行うこと。また早い段階から市民等の意見を反映する手続きを定め、よりよい計画づくりに資することなどが謳われております。

この道路は高速道路だけではなく、さまざまなケースで適用されておるわけですが、本案は高速道路が対象になっております。この適用、考え方ですが、国交省では環境や市民生活に大きな影響を及ぼす恐れのある道路計画等、さまざまな利害が対立し早い段階からの合意形成を必要とするような計画について、特にやるんだということを言っております。

なおかつ、このプロセスを実施する上で留意すべき事項というものがああります。市民等が納得して受け入れることのできる手続き的に妥当な市民参画プロセスをより効果的に実施することができるんだということをいっております。その理由として市民等へ十分かつ積極的な情報提供が行われ、高い透明性が確保されること。また市民との双方向で実質的な対話機会が十分に確保されること。また市民等から得られた意見、情報等が市民等から見て納得できる考え方に基づいて計画が反映される。あるいは反映されないこともあるということ。また道路計画の必要性や比較案の評価等における考え方が中立性と説得力を有していること。それから計画等や市民参加プロセスの進め方について、市民らと共有されていること。こういうことが国交省で新たに示されております。国交省が新しく道づくりにこういうガイドラインを示したということであれば、現地の自治体としてもこの方針に沿った対応をより積極的に進めていくべきではないかという観点から、この請願が出てきたということだと思います。

したがって、これらの理由をもってこの請願の採択に賛成するものであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に反対の発言を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

請願第3号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願の採択に反対の立場から討論を行います。

まず最初に申し上げるべきことは、経済環境常任委員会での審査結果は委員長報告のとおり不採択であります。私は委員会の結論を尊重すべきだと思います。中部横断自動車道は災害時の迂回ルート、命の道として、また地域の生活の利便性の確保や地域の豊かさの実現のためのインフラとして静岡、山梨、長野の沿線自治体にとっては早期実現が待たれている高速道路であります。

このたび基本計画区間から整備計画区間への格上げに向けて、国土交通省で進められていることは、早期実現を期待する沿線自治体の住民にとっては長年の夢に向けての大きな前進であると思います。

中部横断自動車道は関係自治体で行政、議会、住民が一丸となり以前より整備促進について積極的に推進してまいりました。北杜市議会では昨年の3月定例会において、議員発議による

中部横断自動車道の早期実現を求める意見書を全会一致で可決し、議長名で国の関係機関に提出いたしました。また今議会中に議員発議により提出された中部横断自動車道(長坂～八千穂)の早期着手と周辺整備を求める意見書を大多数の議員の賛同により再度可決し、国の関係機関に提出したところであります。

歴史を振り返ると、昭和50年代に全線開通した中央自動車道によるこの地域の発展ははかり知れないものがあり、このことは多くの市民の皆さま方に理解されているところであります。またその恩恵を等しく享受しているところであります。

この地域にとっては、中部横断自動車道は中央自動車道に次ぐ高速道路の整備であり、地域の住民の皆さま方の期待は大変大きいものがあります。将来へ向けて地域の発展のため、多くの住民の皆さま方の意見・要望に応じて、早期実現へ向けて推進していくことは議員の使命であり、責任であると私は思っております。

地元住民との関係においては、国土交通省で計画段階評価の試行として計画の早い段階での地元説明会を開催し、住民の意見要望等をできるだけ計画に反映させようと努力しているその姿勢は民主的な手法として高く評価できるものであります。

この説明会は今年の1月30日より2月16日までの間に、北杜市内で計10回開催されました。また北杜市では説明会への出席者の状況、会場での雰囲気や意見、要望等の内容からもっと広く住民の皆さまから意見・要望等を聞く必要があると判断し、2月27日に北杜市主催で全10回の説明会と同様なスタイルで白倉市長も出席し、説明会が開催されました。そのほかにも市長をはじめ市職員はもとより、多くの市議会議員も機会あるごとに住民の皆さまに積極的に説明し、意見の集約を図ってきております。

以上のことから、現時点における道路整備に対する住民の意見・要望等は国土交通省の関東地方小委員会に詳細に伝えられ、それらを踏まえ今後、道路計画が検討されることを考えますと、今この時点での市長と市民の意見交換会の開催は必要ないものと判断し、請願第3号 中部横断自動車道(長坂～八千穂)計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願の採択には反対です。

以上で、請願第3号に対する反対討論は終わります。

○議長(渡邊英子君)

ほかに討論はありませんか。

原案に賛成の発言を許します。

清水進君。

○11番議員(清水進君)

請願第3号 中部横断自動車道(長坂～八千穂)計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を求める請願について賛成の立場から討論を行います。

今、公共事業は多くの市民の関心ごとです。実施する機関が建設の計画を行った段階から市民に情報を公開し、広く市民の声、意見を求めることが行われるようになりました。そして情報を明らかにし建設の是非を住民投票によって決めていく、こうしたことも実施されています。

今回の請願は会の皆さまだけでなく市民誰もが参加できることを前提にし、市長との意見交換会を行って、この地域の産業を活性化させること。自然環境の保全を考えていくこと。こうしたこと。また先日、長坂町内の友人から急病人があつて救急車を呼んだ。すぐ救急車は来てくれたけれども30分その場から動かなかつた。受入先の病院を探している。そうこうしてい

るうちに、もうその方は亡くなってしまった。本当にこういう悲しいことがあっていいのかわかっています。道路だけでなく、この地域をどのように住みやすく安全な市にするのか、市民との意見交換会は必要だと考え、意見書の採択に賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、請願第3号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 承認第7号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

承認第7号 平成24年度北杜市一般会計補正予算書（第9号）をご覧いただきたいと思っております。

専決処分事項報告の件についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

1ページをお開きください。

専決処分の日付は、平成25年3月31日でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,317万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を321億9,146万7千円とするもので、これにつきましては平成24年度の歳入額の確定に伴い補正を行うものであり、基金に積み立てるための専決処分を行いましたので議会の報告し承認を求めるものでございます。

2ページ、3ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

1 款市税 1 億 8,482 万 9 千円の増であります。市民税につきましては 9,788 万 8 千円の増で内訳としましては個人市民税が 6,160 万 2 千円の増、法人市民税が 3,628 万 6 千円の増でございます。2 項の固定資産税は 7,317 万 2 千円の増、3 項の軽自動車税は 325 万円の増、4 項の市たばこ税は 622 万円の増、6 項の入湯税は 429 万 9 千円の増でございます。

2 款地方譲与税につきましては、1 項地方揮発油譲与税が 2,987 万 8 千円の減。2 項自動車重量譲与税が 9,117 万 7 千円の減で、いずれも国からの譲与額確定に伴う補正でございます。

3 款利子割交付金は 860 万 5 千円の増。

4 款配当割交付金は 264 万 2 千円の増。

7 款ゴルフ場利用税交付金は 2,460 万 7 千円の増。

8 款自動車取得税交付金は 183 万 6 千円の増。

10 款地方交付税 2 億 6,775 万 4 千円の増額につきましては、特別交付税の増でございます。

17 款寄附金 377 万 5 千円の増であります。環境保全寄附金が 33 万 3 千円、社会教育費寄附金が 20 万円、ふるさと納税寄附金が 324 万 2 千円の合計でございます。

続いて 4 ページをお開きください。歳出についてでございます。

13 款諸支出金につきましては 2 項基金費で 3 億 7,317 万 4 千円の増額であり、内訳としまして減災基金に 2 億 6,795 万 1 千円、庁舎建設基金に 1 億円、公共施設整備基金に 144 万 8 千円、芸術文化スポーツ振興基金に 131 万 2 千円、環境保全基金に 246 万 3 千円を積み立てるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております承認第 7 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第 7 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第 7 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第10 議案第59号 北杜市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長(山田栄明君)

それでは議案第59号 北杜市子ども・子育て会議条例の制定についてご説明を申し上げます。

概要書をご覧ください。

まず趣旨でございますけども、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づきまして関係事務を調査審議する機関を設置するため、北杜市子ども・子育て会議条例を制定するものであります。

次に制定の内容でございますが、急速な少子化の進行、ならびに家庭および地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子どもがすこやかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に子ども・子育て支援法が制定されました。この法に基づく市町村の責務を遂行するにあたり、市に子ども・子育て会議を設置するため、その所掌事務等、必要な事項を規定するものであります。

条例本文、2ページをお開きください。この条例は本文11条と附則で構成をされております。

第1条では、設置の根拠を謳っております。

第2条では、用語の定義。

第3条では、所掌事務について。

第4条、第5条では委員の組織および任期について定め、第6条、めくっていただきまして第7条では役員および会議について定めております。

第8条では、関係者の会議への出席。

第9条においては部会およびその組織について定め、第10条では庶務を福祉部子育て支援課が処理すること。

第11条では、この条例のほか必要な事項は会議に諮って定める旨を定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することおよび最初に開かれる会議の招集の特例を定めております。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第59号は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第59号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第11 議案第61号 平成25年度北杜市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長(坂本正輝君)

議案第61号 平成25年度北杜市一般会計補正予算書(第1号)をご覧いただきたいと思ひます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,256万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を280億4,026万9千円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表 債務負担行為でございます。

重度心身障害者医療費助成事業の助成金支給方法を自動還付方式に変更するために必要な医療費集計支払システムの構築について、山梨県および山梨県国民健康保険団体連合会と協定を締結するため、平成26年度において支払う負担金について限度額を239万9千円とする債務負担行為を設置するものでございます。

次に5ページ、第3表 地方債補正をご覧ください。

今回の補正で合併特例事業債を1,650万円増額して限度額を15億3千万円とし、地方債の借入限度額総額を32億6,210万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開き

いただきたいと思ひます。

はじめに歳入でござひます。

10款1項地方税2,781万1千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものでござひます。

12款1項分担金130万円の増額は、団体営土地改良事業の受益者分担金でござひます。

14款1項国庫負担金220万5千円の増額は、児童入所施設措置費負担金でござひます。

2項国庫補助金3,406万7千円の増額は、社会資本整備総合交付金3,240万円や天然記念物再生事業費補助金103万7千円などでござひます。

15款1項県負担金110万2千円の増額は、児童入所施設措置費負担金でござひます。

15款2項県補助金5,056万4千円の増額は、企業支援型地域雇用創造事業費補助金が3,020万円、基盤整備促進事業費補助金が804万7千円、松くい虫防除事業費補助金が2,075万円などでござひます。

20款5項雑入1,902万円の増額は、コミュニティ助成事業として箕輪堤分館整備事業などに対する財団法人自治総合センターからの補助金などでござひます。

21款1項市債1,650万円の増額は、社会資本整備総合交付金事業やいずみ保育園駐車場整備事業などに充当する合併特例事業債でござひます。

次に3ページの歳出でござひます。

2款総務費、1項総務管理費250万円の増額は、須玉支所費として根古屋大和神楽保存会の神楽衣装等購入助成でござひます。

3款民生費、1項社会福祉費399万9千円の増額は障害者総合支援センターかざぐるまのデイサービス用公用車の購入経費などでござひます。2項児童福祉費1,045万円の増額はいずみ保育園駐車場整備の実施設計費603万8千円および母子生活支援施設入所措置費441万2千円でござひます。

4款衛生費、1項保険衛生費557万5千円の増額は風疹予防接種費用助成事業費500万円および健康づくり推進事業費51万5千円などでござひます。

6款農林水産業費、1項農業費3,026万5千円の増額は、地域の雇用の受け皿の確保を図る企業支援型地域雇用創造事業費1,080万円、水田農業構造改革対策事業費補助金151万3千円、団体営土地改良事業費1,750万円などでござひます。2項林業費525万6千円の増額は松くい虫防除対策事業費でござひます。

7款1項商工費1,940万円の増額は、企業支援型地域雇用創造事業費でござひます。

8款土木費、2項道路橋梁費6千万円の増額は市単道路新設改良事業費300万円および社会資本整備交付金事業費5,700万円などでござひます。

10款教育費、4項社会教育費1,449万4千円の増額は箕輪堤分館施設整備費の補助金1,310万円などでござひます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

歳出について、2点質問をさせていただきます。

1つは衛生費の中にある感染症予防事業費の500万円、風疹が蔓延しての対策の費用だと思いますが、以前の説明でこれが24歳から49歳までの方への接種勧奨だということなんですけれども、大変この年代というのは、周知が難しい年代だと思います。特に学校とか、それから乳幼児の保護者のように、保護者の意識が高いわけではないのでその周知をどうするかということと、またこの年代はほとんど仕事を持っていらっしゃる方だと思いますので、例えば市役所の中でも対象者がいると思いますが、仕事をしながらこの接種というのはなかなか難しいのかなと。要するに夜間とか、それから土日とかの接種ができるような体制というのがあるのかどうかということ、まずここで1点伺いたいと思います。

2点目は、教育費の中の公民館分館施設整備費ですけれども、老朽化した分館が改築されるということは大変喜ばしいことだと思っています。ただ、市内にはこのほかにもいくつも老朽化とか耐震化がされていない分館がある中で、この補助金を探したりしているところは数多くあると思いますので、そこへの周知とか、それからこの補助金を得るに至った経緯等をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

野中議員さんの一般会計補正予算に関する質問でございます。

まず予防接種事業の関係で、風疹のワクチン関係の周知の関係です。

これから蔓延する時期もございますけれども、当然この周知には徹底を図りたいと思います。当然、広報、CATV、各種媒体等を通じ、対象年代の方々にはこれからより一層、行政として周知を図っていくことに心掛けてまいりたいと思います。

また、就労等の関係で昼間接種できない方に夜間等で接種できるかということでございますけれども、このへんのことにつきましても医師会、また各種市内の市立病院等を通じまして、そのようなことができるか、また早速、早急に協議してご要望に応えられるような方策をとりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

野中議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の助成は、宝くじの地域還元事業として財団法人自治総合センターが地域のコミュニティの助成事業として昨年末に公募をしたものでございます。対象になる団体というのは、自分たちが財源として地域で積み立てをしたり、金融機関から借りてもやっぱりこういう公民館的なものを建てたいというふうに、具体的に25年度で計画をしている地縁団体が助成の対象ということで、こういった事業、宝くじではありませんけれども、申請をしても対象にならない場合がありますけれども、そういうことを承知でも建てたいということで今回、申請をして見事、この総合センターの事業に採択をされたという経過がございます。公民館建設については今、

国の補助金等もまったくありませんので、基本的には地域で積み立てをしたりして対応していただいておりますけども、こういった自治総合センター以外にもいろんな財団法人等で募集をする場合もありますけども、公民館管理者等へこういった制度がありますよということは会議の中で今、周知を現在しておりますけども、これからも続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第61号は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

議案第61号 北杜市一般会計補正予算書(第1号)について反対の立場で討論を行います。

今回の補正予算書(第1号)の4款衛生費、風疹予防接種費用の2分の1の補助、500万円が計上されていることは評価します。これは私たちが要望してきたものです。しかし重度心身障害者医療費助成事業の助成金支給方法を現在の窓口無料制度を廃止し、来年11月から自動還付方式に変更するために必要な医療費集計支払システムの構築について、国保連合会のコンピューターシステム改修費を県と市町村が折半する負担経費の一部が3款民生費、これは予算書の14ページに書いてありますけれども63万5千円、さらに平成26年度には債務負担行為で239万9千円(予算書4ページ)が支出されることが明らかになっています。

重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料化は20年以上に及ぶ重度心身障害者や家族、医療機関、関係団体の粘り強い運動によって平成20年に実現した全国に誇る進んだ制度です。身体障害、知的障害、精神障害の3障害の重度障害者を対象とし所得制限はあるものの、この制度によって県内で合わせて2万8千人、この北杜市でも昨年の4月現在で1,761人余が医療を窓口負担なく受けられるようになり、大変喜ばれている制度です。

ところが横内県政はみずから始めたこの制度を行革対象に挙げ、窓口無料化に伴う国からのペナルティ負担が重いことを理由に、窓口無料制度を廃止するとの方針を県議会で発表しました。現在、国のペナルティが8億円あり、県と市町村が折半して負担しています。県負担4億円を削減するために窓口無料をやめるといなのです。こうした動きに対して一昨年夏には窓口無料を継続させる会がつくられ、短期間に2万4千人の署名が県に提出されました。

重度心身障害者とその家族、医療機関、福祉施設、介護施設など県内全域から窓口無料継続

をという声が署名とともに大きく上がりました。県の障害福祉課も言っているように、重度障害者の7割は所得ゼロです。重度障害者は職に就くこともままならないことが多く、障害年金だけの方も少なくありません。重度障害者の多くは定期的・継続的に受診をしています。医療がなければ生きていくことができない状態の方が多いのです。検査や手術、入院、薬を欠かすことはできません。窓口無料をやめて医療機関の窓口で3割払うことになれば、その負担は大変なものです。自動還付方式にするといってもいったんは3割分の現金を用意し払わなくてはならず、還付されるのは3カ月後です。窓口無料をやめれば受診を諦める方が増えてしまうのではないかと危惧されます。県は無利子の貸付制度をつくるから大丈夫だと説明していますが、この貸付制度は問題が多い制度です。県はこの間、国に対してペナルティの廃止を要望し、本年度の予算要望でもペナルティの廃止を要望しています。国はペナルティについては中長期的に検討しているという立場です。県と市町村が力を合わせて、国に対して窓口無料化に対するペナルティをやめるよう、さらに強気に働きかけるとともに県独自の優れた制度である窓口無料制度を継続していくことです。

それこそ住民福祉の増進を図る自治体のやるべきことです。窓口無料継続を求める県民の声に背を向け、国からのペナルティを重度障害者の方々に押し付けるべきではありません。北杜市としてもこうした県のやり方に従うのではなく、住民の立場に立って県に対して窓口無料を継続するよう強く働きかけるべきです。

以上の理由から議案第61号 北杜市一般会計補正予算書(第1号)に反対するものです。以上です。

○議長(渡邊英子君)

次に、原案に賛成の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員(内田俊彦君)

平成25年度北杜市一般会計補正予算(第1号)に賛成の立場で討論させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,216万9千円を追加し、歳入予算の総額を歳入歳出それぞれ280億4,026万9千円とするものでございます。

これらの内訳を見ますと、市民部にいたしましては風疹に対するの予防、またうつ病対策の健康づくりの推進事業、福祉部においてはいずみ保育園駐車場整備事業、産業観光部におきましてはこの景気の動向等を見ながら企業立地をいたしましたり、また雇用の支援をしているところでございます。また松くい虫防止対策事業におきましては、財源更正の変更もしているところでございます。建設部におきましては、市民の生活道路となる市道等、社会資本整備交付金事業費等を使いながら予算に盛り込まれております。

これらの事業はいずれも北杜市が今までなかったという事業を、この補正によって行うものでありまして、その裏づけは交付金や補助金等でございます。いろんな意味で財源が少ない中から捻出した予算でありますし、職員の皆さまの努力に頭が下がる思いでございます。

先ほど中村議員のほうより、重度心身障害者の窓口無料化に関しての反対のご意見がございました。私もたしかに窓口の無料化をしていくことが、重度心身障害者の皆さまに対して非常に役立つことと感じるところではあります。しかし国がペナルティを、いくら市や県が頑張っても今のところ認めてくれないという状況の中で県が判断をしたことというふうに思っております。そして、その手当をどうするかという問題に直面をしたわけでございます。

それはまず最初にいかに早く重度心身障害者の皆さまに還付をさせるか、できるかということとを最大限考えた中でこのシステムの構築に踏み切り、また県と市や町村の負担金を決めてきたんだというふうに思っているところでございます。そして本当に困った人には無利子の貸付制度をつくり、今、考えられる中で、地方の財源が少ない中、この方法に踏み切ったというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましてもわが北杜市、また県、地方自治体はこういったものにどうしても対面していかなければならない現実の中で、知恵を出しながらこの予算書になったというふうに考えているところでございます。

以上の理由によりまして、原案に賛成といたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第61号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第12 議案第62号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

議案第62号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,540万円を追加しまして、予算の総額をそれぞれ39億7,442万1千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

まず2ページの歳入でありますけども、5款3項県補助金3,540万円の増額補正でございます。平成25年度山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金内示に伴う増額でございます。

3ページの歳出であります。

1款6項地域介護・福祉空間整備等補助金、補正額3,540万円でございます。介護基盤緊急整備特別対策事業施設開設準備経費助成特別対策事業の対象となります、小規模多機能型居宅介護事業所開設への補助金でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

当居宅介護型地域密着の事業は今、ご説明を受けましたように国からの内示を受け、市の委員会で審議され、場所を選定、そして適宜な業者を公募されて現在に、地元のほうには6月16日に市からのご説明を受けて、地元のほうではそのお話を聞くことができました。この中で今現在、地域においてはその居宅介護施設が地域の中にあるのは大賛成だという基本の答えを持ってはおりますが、ただその過程の中で事業者が公募される前に、つまり委員会の中で土地、その場所が選定されたら、その時点で相談をしてほしかった、地元の意見を聞いてほしかったという強い気持ちが現在ございます。

そんな中でちょっと手順の中を、選定され事業者が決まる、その説明以前にそういったことが説明されることができなかつたのかなということが1つと、今後またこの計画が進む中で地元の詳細な意見をこの事業を推進する中で聞くことができるのかどうか、そのへんをお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

小野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今回の事業につきましては、本市の介護保険事業計画に基づきまして地域を選定して小規模多機能型の居宅介護支援事業所の開設を支援するものでございます。

最初に開設、選定等にあたりまして説明不足ということでございます。たしかに地元にも事業者を選定する前に説明がほしかったということは十分承知しておりまして、大いに私ども反省するところでございます。ただ、その地点ではこの事業自体がまだ県の内示等を受けておらない状況でございまして、この詳細な事業等を説明する内容等になっていなかったということもございました。このへんは時期的にも十分ではございませんけれども、説明が足りなかったことはたしかでございます。このへんはご質問のとおりでございます。

また今後、地元への詳細な説明等でございますけれども、今も地元の区長さん等を通じまして、詳細な説明会を開催しておりますけれども、今後も随時、説明会を開催しまして、ご理解とご協力を得て、またご要望等も得る中でこの事業を進めていきたいというふうに考えております。よろしく願います。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

ぜひ地元の要望を十分に汲み取っていただけるようお願いしたいところですが、そういう形が取れる場を設けていただけますでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

区長さんを通じましてそういった説明会等の開催をこれからも計画していきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第62号は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第62号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第63号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

議案第63号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご

説明いたします。

予算書 1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 5 0 万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ 2 2 億 5 , 0 7 3 万 6 千円とするものでございます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。第 1 表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが 7 款諸収入、3 項雑入でございます。新たに 4 5 0 万円を追加し、総額を 2 2 億 5 , 0 7 3 万 6 千円とするものでございます。これは県からの補償費でございます。

3 ページの歳出をお願いいたします。

2 款水道施設整備費、1 項水道施設建設費でございます。4 5 0 万円を追加し、総額を 2 2 億 5 , 0 7 3 万 6 千円とするものでございます。

白州町白須地内の山梨県発注の甲斐駒ヶ岳広域農道整備事業において、水道管が支障となるため移設工事を施工するための補正でございます。

以上よろしくご審議のほど、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 6 3 号は会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 3 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 6 3 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 3 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第 1 4 議案第 6 7 号 財産の貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第67号 財産の貸付についてであります。

旧日野春小学校跡地の有効利用と地域の活性化に資するため、財産の貸付を行うものでありますが、適正な対価なくしての貸付となることから地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるため、本日追加提案させていただいたところであります。

内容につきましては企画部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

それでは議案第67号 財産の貸付についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

1．貸付を行う市有財産

（1）土地

所在地 山梨県北杜市長坂町長坂下条字相吉1237番3の一部、1237番9、
1241番1

面積 1万7,413平方メートル

（2）建物等

各建物の詳細ですが、校舎、体育館、プール、プール専用付属室、体育用具庫、教職員用トイレ等です。

2．貸付の相手方

山梨県北杜市長坂町小荒間1095番地7

社会福祉法人 八ヶ岳名水会 理事長 坂本敬新

3．貸付の目的

通所の福祉施設および地域住民との交流スペースとして利用するため。

4．貸付料を減額する理由

貸付料を減額することにより、借主の安定的、継続的な事業展開が期待でき、空き施設の有効活用と地域の活性化に資することができるため。

5．貸付料

年額60万円。

6．貸付期間

平成25年7月1日から平成35年6月30日まで

提案理由ですが、地方自治法第96条第1項第6号の規定による財産を適正な対価なくして貸し付けることについては、議会の議決を経る必要があるためであります。

よろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第67号は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第67号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第15 議案第68号 北杜市市長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第68号 北杜市市長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてであります。

地方公務員の給与について国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がありました。

地方公務員の給与は地方が自主的に決定すべきものでありますが、今後の財政状況を勘案すると地方交付税に頼らなければならない本市においては、職員の給与減額措置をとらざるを得ないと考え、本日追加提案させていただくものであります。

内容につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

議案第68号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

北杜市市長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてであります。国家公務員の給与の改定および臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における北杜市市長等および職員の給与の支給額を減額するため、北杜市職員給与条例等の特例を定めるための条例を制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

本条例は本則第1条から第8条まで、および附則により構成をしております。

まず第1条では制定の趣旨を、第2条で給与条例の特例として各職給料表の職務の級ごとの支給減額率などを規定しております。

次のページをお願いいたします。

第3条から第6条までは、北杜市職員の育児休業等に関する条例ほか関係条例における引用個所の読み替えについての規定であります。

第7条では市長等の給料の支給減額率を規定しており、第8条は端数計算の規定であります。

最後に附則で施行期日を平成25年7月1日とし、条例の有効期限を平成26年3月31日と規定するものであります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

本市の職員の給料を平均4.7%減額するということですが、これからちょっと2点質問しますので、答弁をよろしくお願いします。

その今、表に出ています給料表、職務の級、減額の割合とありますが、これは行政職、給料表(1)について2級以下が3.1%減額、3級から5級までが4.4%減額、6級以上が6.1%減額、このように表に表されていますけれども、この行政職給料表の(1)についてそれぞれ2級以下、3.1%ですけれども、ここの人たちの平均給料月額というんですか、それはいくらかと。同じく3級から5級、6級以上についても平均給料月額はいくらなのか。そして減額する給料ですね、月額。3.1%を減らしたらいくらになるか。4.4%でいくら、6.1%でいくらかという減額する月額のお金。そしてそれぞれの対象者数、何人該当しているのかということを示していただきたいと思います。

2点目は、あと医療職1、2、3、そして福祉、教育というふうにいっぱいありますので、それ全部というわけにはいかないの、そこところは減額される対象人数を教えてください。そして市役所全体で減額の対象になった人数は何人なのか。そして減額した給料のトータル、何千万円になったのかということも教えてください。

以上2点、お願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

中村議員のご質問でございます。

まず最初のご質問でございますが、行政職給料表、各職の級ごとの平均給料月額と減額の額です。それと対象者数ということでございますが、まず1、2級でございます。平均の給料月額が19万7,400円でございます。それから3から5級の平均月額32万2,900円。6、7級が42万3,200円でございます。それからそれぞれの月平均の減額の額でございますけれども1、2級が3.1%減額いたしまして6,119円、それから3から5級、4.4%の減額で1万4,208円、それから6、7級でございますが6.1%の減額で2万5,815円でございます。

それから人数でございますが、各級別には今ちょっとここにデータがございませんが、総計でいきますと行政職587名ということになっております。

それからその次のその他の医療職以降のデータでございますが、ちょっと人数について今、持ってございませんが、総額で影響額を申し上げます。すべての影響額、7,800万円を3月まで減額するという見込みでおります。対象者数についてはちょっとデータがございません。申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

一般的に公務員の給与改正は人事院勧告に基づくものであれば、制度として確立しているものであるため、減額であれ増額であれ受け入れざるを得ないと思います。しかし今回の条例改正はこの公務員の給料制度を逸脱したものであるため、職員に与える影響は経済的にも心理的にも大変大きいものがあると思います。このことによる職員の仕事に取り組む意欲等への影響が少なからず懸念されますが、そこで今回の改正に至る経過の中で職員への説明、理解等はどうに行い求めてきたのか、お聞きしたいと思います。

また今回の条例改正により、国の関係で給与の基準を示すラスパイレス指数はどのようになったのか数値で過去3年間の比較も含めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

加藤議員のご質問でございます。2点いただきました。

まず1点目でございます。職員の説明・理解等はどのようにというご質問でございます。

基本的に今回の減額措置につきましては、職員組合と3回にわたり協議・交渉を重ねてまいりました。その都度説明し、また市の考えを申し上げ提案をさせていただいたところでございます。最終的には職員組合と合意に至ったということで理解をいただいたところでございます。

それから過去3年間のラスパイレス指数と今回の決定についてでございますが、まず本市の

ラスパイレス指数でございますが平成22年度が94.7、平成23年度が95.5、平成24年度が96.9で、国の給与減額措置によりまして104.8となったところでございます。

また今回の減額につきましては、変動要因を加味するとの取り組み案が国のほうから示されております。近年の上昇傾向を加味いたしまして、北杜市といたしましては100を超えないようにしたいという考えの中で、限りなく100に近づける取り組みを行ったものでございまして、最終的には100を若干切る99.8を目標の指数としたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

一番心配してありました職員への説明、また理解等につきまして、3回の協議を経て合意に至ったということですので、完全に納得したかどうかはともかく安心したところであります。

そこで今回の条例の改正は特例的なものであり、附則にもありますように期限を来年の3月31日に限った9カ月間の適用であるということですので、ぜひこの点は自動的に延長とかそういうことのないようにぜひこれは守って、特例として扱うということですので守っていただきたいと思いますが、その点について見解をお聞きしたいと思います。

もう一つ、ラスパイレス指数であります。ただいま、過去3カ年の数字をお聞かせいただきました。95%前後ということですので、言ってみれば北杜市は以前よりすでに自主的に5%減額してきているわけであります。また市長等の特別職の報酬につきましても5%、自主的に減額をしてきております。今回、今、説明がありました104.8%というのは今回の特例に基づくことですので、これはちょっと仮の姿ですから省くとしまして、全般的に5%すでに減額し、努力してきている。このように自主的に努力している市に対して、今回の国からの追い討ちをかけるような、減額要求を受けざるを得ないということは市長にとっても、また職員にとっても言ってみれば苦渋の選択であったと思います。そこでラスパイレス指数というのは、やはりこれが国と比較する基準でありますので、これの高低上げ下げによりまして職員の士気に影響があるではないかと思えます。

本来、ラスパイレス指数は国が100であるなら北杜市にもおいても国と同じ100であるのが私は基本であると思えます。過去の数値、ただいま3年間、おおむね95%という話を聞きました。またこの条例、期限を過ぎますと来年の4月からは元に戻るというふうになるわけですので、この点、過去の95%であったこと、また今回の改正を踏まえ、4月以降、またラスパイレスが論議されるわけですが、私は100が基本であると思えますが、その点について見解をお聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

加藤議員のご質問、2点いただいております。

まず条例の執行といいますか、特例の期間ということでございます。

先ほどもご説明申し上げましたように、附則におきまして平成26年3月31日までという

ことで、条例については自動的に失効するという事になってございますので、自動的な継続というものはあり得ないというふうに考えております。

それから、ラスパイレス指数についてでございます。

基本的に国と地方については同等でありますし、またお互いの職員の給与面でも同様であろうというふうに考えております。議員ご指摘のとおりラスパイレス指数につきましては、基本的には双方が100であるべきであるというふうには考えております。職員の士気の低下を招かないように今後、可能な限り100を維持できるような検討をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

3点、伺います。

1点目として、賃金・労働条件は公務員の組合でも認められている団体交渉事項であります。今回の職員の給与削減については、両者合意のもとで決定されなければなりません。しっかりとした市職員組合との話し合いの上で合意形成がされたのかどうか伺います。

2点目として、地方交付税はすべての地方自治体に最低限の住民サービスを確保するために、人を限定しない地方固有の財源であるにも関わらず、今回、職員給料賃金分と限定の上、削減をしています。このことが簡単に許されると地方交付税のあり方そのものが大きく問われることとなります。国に対しては、地方交付税法第17条第4項に規定する意見書を提出すべきものと考えますが見解を伺います。

3点目として、給与の削減は職員のモチベーションの低下を招くのではないかと懸念しています。その対策についてはどのように講じていくのか、3点について伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

相吉議員のご質問、3点いただいております。

まず今回の給与減額措置、職員組合と協議をしての合意なのかということでございます。

先ほどもご答弁をさせていただいたところでございます。今回の給与減額措置を実施するにあたりましては職員組合とは3回、協議、交渉を行いましてそれぞれやりとりをする中で、最終的に確認回答書の文書により、双方が合意したということでございます。

それから2点目でございます。地方交付税に基づく意見書の提出をしたらということでございます。

この意見書の提出につきましては、職員組合のほうから要請がございました。総務大臣への意見書を提出してくれというものでございます。これにつきましては、他の自治体の動向等を勘案して判断するという事で、その旨を職員組合宛て回答いたしまして双方で確認をしたところでございます。

今後、回答どおりの動向を注視しながら検討をしまいたいと考えております。

それから、3点目の職員のモチベーションを低下させない対策ということでございます。

今回、給与減額措置については、国の要請では期末手当ですとか管理職手当ですとか、各種手当にまで波及させるというようなところで、そこまでやっている市も現にありますけども、本市におきましては基本給のみの減額ということといたしまして、期末勤勉手当ですとか時間外手当などの各種手当の算定にあたりましては、減額前の基本給を基礎として計算することといたしております。

それから職員の労働意欲の向上ということで、現行の時間外勤務手当の支給について見直しを行いまして、勤務実態に即した運用について検討し実施することということで、職員組合とも合意をしておるところでございますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

ぜひ国の今回のやり方はルール違反だと私は思っています。ぜひ国に意見書、これは県内の市町村でぜひ出していただきたい。

あと2点だけ、すみません。

県内の他市町村の状況はどうなのか。もう1点、地方交付税の本市への影響額、まだ交付税の算定期限ではありませんが、削減予定額が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

それでは、相吉議員の質問でございます。

2点いただいたわけですが、私のほうから1点、交付税関係に関しましては企画部のほうから答弁させていただきます。

県内他市の状況ということでございます。県内各市につきましては、やはりみんなラスパイレス指数に差がありますので、減額率については一定ではございませんけども、本市以外の12市、県も含めてでございますけども、すべてが給与減額措置を行うというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

相吉議員のご質問にお答えいたします。

削減措置による本市の影響額はいくらかということですが、平成25年の地方財政計画におきましては、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施するということを前提としまして、普通交付税の地方公務員給与関係費が削減されております。普通交付税の決定は先ほどおっしゃられましたように7月下旬から8月上旬であるということから、現時点では明確な影響額は分かりませんが、総務省が示しております影響額の簡易な試算方式でのイメージと

しましては、本市における削減額は2億2千万円程度ではないかと今、想定しております。

一方で今年の地方財政計画におきましては、給与削減の目的としまして防災減災事業や地域の活性化等の緊急課題への対応が掲げられておりまして、地方削減額に見合った事業費が歳出に特別枠として計上されております。具体的には地域の元気づくり事業費として、普通交付税が増額されておりまして額の算定にあたりまして、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力が反映されることとなっております。この地域の元気づくり推進費の額も現時点では推計になってしまいますが、9千万円程度ではないかと想定しております。

したがいまして、地方公務員給与削減措置による実質的な本市の影響額は2億2千万円から9千万円を控除した1億3千万円程度ではないかと今のところ想定しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

先ほど総務部長、数字が今、手元にないということでもたあとで結構ですけれども、この表の、さっき行政職のところの減額対象者が587名ということは分かりましたけれども、医療職1、2、3、福祉職、教育職とありますのでそれぞれ何人が対象になっているかということ、またのちほどでいいんですけれどもお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

大変申し訳ございません。のちほど調査をいたしまして、資料として提出させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第68号は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の発言を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

議案第68号 北杜市市長等及び職員の臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

反対理由の第1は政府は国家公務員賃金の平均7.8%の引き下げ、退職手当402万円の削減など公務労働者に犠牲を押し付け、消費税増税の露払いにしようとしています。公務員賃下げはデフレ不況脱却を目指す政府の方針にも逆行するものです。

反対理由の第2は、今回の措置が国による地方自治への不当な介入であるからです。地方公務員の給与は自治体が独自に、自主的に条例をつくって決定するのが地方公務員法で定められた原則です。国が国家公務員の給料削減措置に準じて一方的に下げ幅を決め、実施を強制する前提で地方交付税を減額するのは、この原則を踏みにじるものです。

4月22日には地方6団体の総務大臣への要請があり、本来条例により自主的に決定されるべき給与について引き下げ要請が行われたことは、あってはならないことと批判しています。住民の生活を支えている地方公務員の生計費を、こんな乱暴なやり方で削るのは間違っています。

反対理由の第3は、この削減が地方経済の疲弊に追い討ちをかけるからです。安倍内閣の発足後も賃金も設備投資も減少しています。県内経済は帝国データバンクの景気動向調査でも景気動向指数が9カ月連続で全国最下位という深刻な状況が続いています。働く者の賃金と所得を増やし、安定した雇用を守ることこそ景気回復の道であり、地方自治体として雇用創出などの施策が行われているところです。

こうしたときに地方公務員給与を削減することは、民間労働者の賃金引き下げにもつながり地方経済を一層疲弊させることになり、デフレ脱却に逆行するものです。

以上の理由から議案第68号 北杜市市長等及び職員の臨時特例に関する条例の制定に反対します。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第68号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第16 同意第1号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第18 同意第3号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第 1 号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるもので北杜市財産区管理条例第 3 条第 1 項の規定により北杜市大泉町谷戸 2 2 6 6 番地、小宮山秀三、昭和 2 0 年 9 月 2 5 日生まれ。北杜市大泉町西井出 2 6 4 2 番地、伏見勇三、昭和 1 9 年 7 月 1 日生まれ。北杜市大泉町西井出 2 5 7 4 番地、齋藤福男、昭和 1 8 年 2 月 2 0 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 2 号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市大泉町谷戸 2 2 6 6 番地、小宮山秀三、昭和 2 0 年 9 月 2 5 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 3 号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市大泉町西井出 1 5 7 6 番地、浅川定良、昭和 1 3 年 4 月 1 9 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第 1 号から同意第 3 号までの 3 件は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますのご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第 1 号から同意第 3 号までの 3 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 1 号から同意第 3 号までの 3 件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第 1 号から同意第 3 号までの 3 件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第 1 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件から日程第 2 1 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任

期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により北杜市須玉町大豆生田585番地、篠原三治、昭和22年8月26日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第2号、同じく人権擁護委員の推薦につきまして新たにその後任候補者として北杜市高根町箕輪新町832番地、入戸野武一、昭和23年11月17日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第3号、同じく人権擁護委員の推薦につきまして新たにその後任候補者として北杜市小淵沢町上笹尾853番地2、中沢朝征、昭和20年12月9日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

以上よろしくご審議の上、ご決定のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、諮問第1号から諮問第3号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第3号までの3件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第22 選挙第1号 大内窪外壺字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に、お手元に配布しましたとおりの7人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました7人を大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

岡野淳君。

○8番議員(岡野淳君)

その前に一言、発言をさせていただきたく許可をいただけないでしょうか。

○議長(渡邊英子君)

岡野淳君の発言を許します。

○8番議員(岡野淳君)

ありがとうございます。

この場を借りて一言申し上げます。

私は去る平成23年3月分よりの大泉の水道料金の不払いをしまいいりました。その件につきまして、一言お詫びを申し上げたいと思います。

北杜市の水道料金統一に伴う大泉の水道料金改定に関して、説明に納得がいかないという理由で平成23年3月分より今日に至るまで水道料金の支払いを止めてまいいりました。その間、今日に至るまで支払いを止めていたわけですが、その後、昨年11月に市議会議員選挙がありまして、私も市議会議員の末席を受けます一人として当選をさせていただきました。

もとより条例を順守するというのは市民の務めでもあり、ましてや当選した時点で市議会議員という立場になって、その責任はさらに重いということは十分承知をしております。

しかしここに至るまで、私どもの仲間と一緒に支払いをストップしてまいったわけですが、やはり市議会議員たるもの条例にはきちんと従うべき立場であるということは十分認識しており、改めましてこの場で市民の皆さま、あるいは同僚議員の皆さま、そして市長以下執行の皆さまに改めまして私の行動をお詫び申し上げたいと思います。誠に申し訳ないと思いません。大変申し訳ありませんでした。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長(渡邊英子君)

千野秀一君。

弁明に対して質疑はできません。

○17番議員(千野秀一君)

先ほどの、岡野議員の経過説明と謝罪をお聞きしました。これにつきまして、私の意見を述べさせていただきます。

岡野議員は議員に当選したのちも、市の法律である議会で決めた条例による公共料金の支払いをせずに議員活動をされてきました。このことは広く市民全体の代表者としての自覚に大変、欠けております。そういう行為であります。多くの市民の皆さんの非常に厳しい意見も私の耳に届いています。

先ほどの謝罪の言葉で、市民の理解が得られたとは到底思えないものであります。

以上が私の意見であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

発言の許可をいただきたいと思います。意見として。よろしいでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

はい。

○15番議員（中嶋新君）

議長より発言の許可をいただきましたので、岡野議員の先ほどの発言をお聞きして私の意見として申し上げさせていただきます。

顧みれば、平成22年3月の第1回定例会において提案されました簡易水道給水条例の一部改正についてはこの市議会として慎重審議を尽くすため、議員全員で構成した特別委員会を設置いたしました。当局から詳細な説明を受けて活発な質疑、また議員間の討議を経る中で意見集約に向けて全身全霊をかけて取り組んでまいりました。

その結果、市民に与える影響を考慮して市長から5項目の附帯決議の回答を得る中で議決させていただきました。その直後に一連の経過について議長より市民の皆さんに報告をさせていただいたところでございます。

先ほど岡野議員より言葉がありましたが、この条例改正直後から2年半、意図的に水道料金を支払わず不払い運動を誘発していたとの事実をお聞きして、私自身とても信じられない気持ちでいっぱいでございます。憤りを感じております。

以上、条例を順守しておられる善良なる市民の代弁者の一人として一言述べさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（渡邊英子君）

日程第23 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申し出のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

6月11日に開会されました本定例会におきましては、執行の皆さまには丁寧な答弁をいただき、また議員各位には連日のご審議をいただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成25年第2回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時22分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿